

平成29年
6 月

宮崎県定例県議会会議録

平成29年 6 月 9 日開会

平成29年 6 月 27 日閉会

平成29年6月宮崎県定例県議会会議録 目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 6月9日（金曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 3 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 3 |
| 1. 開 会 ----- | 4 |
| 1. 会議録署名議員指名 ----- | 4 |
| 1. 議会運営委員長審査結果報告 ----- | 4 |
| 松村悟郎議会運営委員長 ----- | 4 |
| 1. 会期決定 ----- | 4 |
| 1. 議案第1号から第11号まで及び報告第1号上程 ----- | 4 |
| 1. 知事提案理由説明 ----- | 5 |
| 自6月10日（土曜日） | |
| 休 会 | |
| 至6月13日（火曜日） | |
| 6月14日（水曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 11 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 11 |
| 1. 一般質問 ----- | 12 |
| 井上紀代子議員質問 ----- | 12 |
| ・ 県立宮崎病院の再整備について | |
| ・ 林業の成長産業化について | |
| ・ 在宅医療の推進について | |
| ・ 子供政策について | |
| ・ 熊野川浸水対策について | |
| ・ 農政問題について | |
| ・ 物流対策について | |
| 坂口博美議員質問 ----- | 25 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 医療改革について | |
| ・ 県立宮崎病院改築について | |
| 岩切達哉議員質問 ----- | 37 |
| ・ 美しい宮崎づくりについて | |
| ・ 手話言語条例について | |
| ・ 高齢者福祉の課題について | |
| ・ 子供のアレルギーについて | |

| | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校職員の長時間労働について ・ 宮崎西環状線の整備状況について ・ ブロック塀倒壊防止について ・ 子供の福祉について | |
| 田口雄二議員質問 ----- | 50 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 副知事の県政に対する考え方について ・ 県内就職率の向上について ・ 観光行政について ・ 県立宮崎病院の建てかえについて ・ 教育行政について | |
| 6月15日（木曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 67 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 67 |
| 1. 一般質問 ----- | 68 |
| 後藤哲朗議員質問 ----- | 68 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 南海トラフ地震・津波対策について ・ 高速道の整備促進について ・ 「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」への交通アクセスについて ・ 地域資源のブランド化について ・ 「家庭の日」の推進について ・ 発達障がいの特性理解と支援について ・ 林業成長産業化地域創出モデル事業の延岡・日向地域について ・ 海岸林の整備について ・ ヘルスツーリズムについて ・ 地場産品の振興について ・ 地球温暖化対策について | |
| 前屋敷恵美議員質問 ----- | 81 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 高い国保税と国保の都道府県化（広域化）について ・ マイナンバーの取り扱いについて ・ 就学援助費の支給時期の改善等について ・ 急傾斜地崩壊対策事業の早期整備について | |
| 有岡浩一議員質問 ----- | 90 |

| | |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体施設整備について ・ 森林環境税について ・ ストレスチェックについて ・ 児童心理治療施設について ・ クラウドファンディングについて ・ 観光宮崎の魅力発信について ・ 閉校後の活用とリノベーションについて ・ キイチゴ「ベビーハンズ」について | 103 |
| 黒木正一議員質問 ----- | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域の振興について ・ 県土整備行政について ・ 高齢社会の諸課題について ・ 結婚支援事業について | |
| 6月16日（金曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 119 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 119 |
| 1. 一般質問 ----- | 120 |
| 西村 賢議員質問 ----- | 120 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ みなとオアシス整備について ・ 県内企業支援、創業支援について ・ 子供たちの未来のための施策について ・ 国際的な人材を育成する取り組みについて | |
| 丸山裕次郎議員質問 ----- | 132 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科医師確保について ・ 防災対策について ・ 国立公園満喫プロジェクトについて ・ 里芋日本一奪還対策について ・ 美しい宮崎づくりについて ・ 高校跡地の利活用について ・ 学校事務職員制度について ・ 県立宮崎病院再整備について | |
| 野崎幸士議員質問 ----- | 145 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業について | |

| | |
|---------------------------|----------|
| ・農政について | |
| ・教育、警察行政について | |
| ・福祉行政について | |
| 重松幸次郎議員質問 | 156 |
| ・文化芸術振興について | |
| ・都市計画に関する基本方針について | |
| ・防災について | |
| 自6月17日（土曜日） | 休 |
| 至6月18日（日曜日） | 会 |
| 6月19日（月曜日） | |
| 1. 出席議員 | 173 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 173 |
| 1. 一般質問 | 174 |
| 太田清海議員質問 | 174 |
| ・特急のワンマン化について | |
| ・知事の政治姿勢について | |
| ・文書保存について | |
| ・福祉保健行政について | |
| ・農林行政について | |
| ・教育行政について | |
| ・海岸の侵食対策について | |
| 日高陽一議員質問 | 187 |
| ・観光・交通について | |
| ・教育行政について | |
| ・医療・福祉について | |
| ・女性活躍について | |
| ・警察行政について | |
| ・農林業の課題について | |
| 島田俊光議員質問 | 198 |
| ・知事の政治姿勢について | |
| ・高速道路について | |
| ・環境森林行政について | |
| ・総合政策行政について | |
| ・福祉保健行政について | |
| ・農政水産行政について | |

| | |
|---------------------------|-----|
| ・ 商工観光労働行政について | |
| ・ 県土整備行政について | |
| 清山知憲議員質問 ----- | 210 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 経済政策の羅針盤について | |
| ・ 外国人の農業就労を認める国家戦略特区について | |
| ・ 医療的ケアを要する児童生徒への対策について | |
| ・ 県立宮崎病院の役割について | |
| ・ 土曜授業について | |
| 6月20日（火曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 227 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 227 |
| 1. 一般質問 ----- | 228 |
| 二見康之議員質問 ----- | 228 |
| ・ 災害対策について | |
| ・ 施設整備について | |
| ・ 文化・芸術について | |
| ・ 公共交通機関について | |
| ・ 福祉政策について | |
| ・ 教育行政について | |
| 濱砂 守議員質問 ----- | 241 |
| ・ 西都原古墳群の世界文化遺産登録について | |
| ・ 内水面漁業について | |
| ・ 地域振興について | |
| ・ 一ツ瀬川・三財川の河川改修について | |
| ・ 道路行政について | |
| 高橋 透議員質問 ----- | 254 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |
| ・ 食品ロス削減運動について | |
| ・ 主要農作物種子法の廃止に伴う影響と課題について | |
| ・ うまい米、売れる米づくりについて | |
| ・ 教育問題について | |
| ・ 警察官の人材確保について | |
| 新見昌安議員質問 ----- | 267 |
| ・ 知事の政治姿勢について | |

| | |
|--|-----|
| ・ 防災対策について | |
| ・ 教育問題について | |
| ・ 県民の安心と安全のために | |
| ・ 宮崎の魅力の発信について | |
| 1. 議案第 8 号から第10号まで採決 ----- | 280 |
| 1. 議案第 1 号から第 7 号まで、第11号及び報告第 1 号委員会付託 ----- | 280 |
| 自 6 月21日（水曜日） | |
| 常任委員会 | |
| 至 6 月22日（木曜日） | |
| 6 月23日（金曜日） | |
| 特別委員会 | |
| 自 6 月24日（土曜日） | |
| 休 会 | |
| 至 6 月26日（月曜日） | |
| 6 月27日（火曜日） | |
| 1. 出席議員 ----- | 283 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- | 283 |
| 1. 常任委員長審査結果報告 ----- | 284 |
| 二見康之総務政策常任委員長 ----- | 284 |
| 右松隆央厚生常任委員長 ----- | 285 |
| 渡辺 創商工建設常任委員長 ----- | 287 |
| 後藤哲朗環境農林水産常任委員長 ----- | 288 |
| 新見昌安文教警察企業常任委員長 ----- | 290 |
| 1. 討 論 ----- | 291 |
| 前屋敷恵美議員 ----- | 291 |
| 1. 議案第 1 号から第 7 号まで、第11号及び報告第 1 号採決 ----- | 292 |
| 1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 ----- | 292 |
| 1. 議員発議案送付の通知 ----- | 293 |
| 1. 議員発議案第 1 号から第 3 号まで追加上程 ----- | 293 |
| 1. 討 論 ----- | 294 |
| 来住一人議員 ----- | 294 |
| 黒木正一議員 ----- | 295 |
| 1. 議員発議案第 2 号及び第 3 号採決 ----- | 296 |
| 1. 議員発議案第 1 号採決 ----- | 297 |
| 1. 議員派遣の件 ----- | 297 |
| 1. 閉 会 ----- | 297 |
| <hr/> | |
| 1. 資 料 ----- | 299 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 平成29年 6 月定例県議会日程 ----- | 301 |
| 議案送付文書 ----- | 302 |
| 一般質問時間割 ----- | 303 |
| 議案・請願委員会審査結果表 ----- | 305 |
| 閉会中の継続審査・調査申出一覧 ----- | 306 |
| 1. 議案議決件名一覧表 ----- | 307 |
| 1. 議員発議案等 ----- | 311 |
| 地方財政の充実・強化を求める意見書 ----- | 313 |
| ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書 ----- | 314 |
| 循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書 ----- | 315 |
| 議員派遣（九州・沖縄未来創造会議 第4回P T会議及び総会） ----- | 316 |
| 1. 請願一覧表 ----- | 317 |
| 1. 議事経過 ----- | 321 |

6月9日（金）

平成 29 年 6 月 9 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 関 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 子 |
| 公 安 委 員 長 | 藤 田 紀 子 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成29年6月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、中野一則議員、重松幸次郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月2日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成29年6月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計12件、その内訳は、補正予算2件、条例3件、予算・条例以外6件、報告承認1件であります。このほか7件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から6月27日までの19日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月14日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。

6月21日から22日までの2日間で各常任委員会を開催していただき、6月27日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会の開催については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第11号まで
及び報告第1号上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第11号まで及び報告第1号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成29年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、「林業成長産業化地域創出モデル事業」における地域選定についてであります。

去る4月28日、林野庁が平成29年度から実施する林業成長産業化地域創出モデル事業の林業成長産業化地域に、延岡・日向地域が選定されました。

この事業は、森林資源の利活用を通して多くの雇用や経済価値を生み出そうとする地域の構想を支援するものであります。延岡・日向地域では、再生林の工夫等による持続的な資源循環型林業のモデル構築を目指して、伐採から造林までの一貫作業マニュアルの作成などに取り組むこととしております。

今後、県としましても、資源循環型林業を確立するため、本地域の構想実現に向け、延岡市や日向市、関係機関等と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、県庁舎本館等の国登録有形文化財への登録についてであります。

このたび、国登録有形文化財に本県から、県庁舎本館、県庁正面門柱、県庁東門門柱、及び宮崎市の青木橋の4件が登録されました。

この登録を機に、これまで以上に県民の皆様により親しまれるよう工夫しながら、県民共有の貴重な財産を将来に引き継いでまいります。

また、県庁舎につきましては、県全体の顔とも言うべき建物でありますので、歴史的、文化

的、景観的な価値を最大限生かしながら、その魅力を発信してまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計2億7,713万5,000円、公営企業会計2,790万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,781億1,213万5,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億9,074万5,000円、繰入金2,975万円、諸収入1,954万円、県債3,710万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業」につきましては、就業体験を通じた移住促進を図るため、都市部の若者などを受け入れる体制を構築するとともに、地域とのかかわりを深める交流イベント等を実施するものであります。

次に、「介護職員処遇改善特別支援事業」につきましては、介護人材の確保を図るため、今年度拡充された介護報酬の介護職員処遇改善加算に係る説明会の開催や、専門相談員による助言・指導を行うものであります。

次に、「青島の賑わい創出」拠点整備事業」につきましては、施設の老朽化や新たな利用者ニーズに対応するため、観光の拠点となる植物園施設の整備を行うものであります。

最後に、「学校における医療的ケア実施体制充実事業」につきましては、人工呼吸器を使用している特別支援学校の児童生徒に対し、学校、医療、福祉等が連携した高度な医療的ケアに対応できる実施体制を検証し、その充実に努めるものであります。

次に、公営企業会計につきましては、県立病院事業であります。県立宮崎病院の改築に当たって、今年度に必要な経費を補正するとともに、実施設計等について債務負担行為を設定するものであります。

県立宮崎病院の再整備に関しましては、その経費が当初の想定を大幅に上回ることとなり、県議会の皆様を初め、県民の皆様には多大な御心配をおかけしていることに対し、まずは心よりおわびを申し上げます。また、再整備の計画につきまして、多くの貴重な御意見を賜り、深く感謝を申し上げます。

これまで、本県地域医療の中核である県立宮崎病院において、県民の皆様によりよいサービスを提供するという視点を第一に、皆様からいただきました御意見を踏まえて、さまざまな観点から改めて検討・協議を重ねてまいりました。このたび、再整備の経費について異なる視点から見直しを図っていくことが適当であると考へ、実施設計とあわせて、第三者によるコスト管理などを行う業務の委託等を実施いたしたく、補正予算を提案するものであります。

補正額は2,790万円の増額、また、債務負担行為は、平成29年度から30年度までの2カ年で、限度額が3億3,000万円であります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法及び地方税の課税免除等の措置が適用される場合について定めた省令の一部改正等に伴い、課税免除等の適用期間の期限の延長などを行うものであります。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、平成29年4月1日付の

組織改正による県立農業大学の農学部の名称の削除に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例」は、がん対策基本法の一部改正に伴い、事業主に対するがん患者の就労に関する知識の普及や啓発が追加されたことなどから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号、県営広域営農団地農道整備事業の沿海北部6期地区1工区のトンネル工事について、議案第6号、県営湛水防除事業の嵐田地区2工区の排水機製作・据えつけ工事について、及び議案第7号、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号佐土の谷工区のトンネル工事について、いずれも、公共工事設計労務単価の著しい上昇が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第8号は、公安委員会委員藤田紀子氏が平成29年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく藤田紀子氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号は、収用委員会委員近藤日出夫氏が平成29年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく近藤日出夫氏を任命いたしたく、また、議案第10号は、収用委員会委員増田良文氏が平成29年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく増田良文氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、地方税法の一部改正により、自動車税の税率の特例が改正され、平

平成29年6月9日(金)

成29年4月1日から施行されたこと等に伴い、
所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を
改正する条例の専決報告であり、時間的制約か
ら専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ
いて御説明いたしました。よろしく御審議のほ
どお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から13日までは、議案調査等のため
本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時開会、一般質問
であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時12分散会

6月14日（水）

平成 29 年 6 月 14 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自由民主党 青の国) |
| 15 番 | 凶 師 博 規 | (愛みやざき) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県民連合宮崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 20 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀代子 | (県民の声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 凶 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 原 田 幸 二 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。6月12日に、宮崎県民にとってうれしいニュースが飛び込んできました。日向市出身の青木宣親選手、日米通算2000本安打達成です。知事も取材で答えられているように、「スポーツランドみやざき」を掲げる我が県にとって大きな誇りであり、子供たちの夢と希望になりました。また、努力することの大切さを改めて実感いたしました。青木選手、おめでとうございます。これからのさらなる活躍を御期待いたします。

通告に従い、一般質問をいたします。

今議会には、県立宮崎病院の改築に係る補正予算が計上されています。開会日に知事より、本県地域医療の中核である県立病院再整備の経費について、異なる視点から見直しを図り、実施設計とあわせて、第三者によるコスト管理などを行う業務委託等を実施するので、補正予算を提案するとの説明がありました。私は、知事の説明を次のように理解いたしました。地域医療構想では、今後の医療と介護のあり方として、県立病院は高度急性期、急性期に特化し、回復期や慢性期の患者は、小規模の民間病院や診療所、さらには在宅での訪問看護等へ移行す

るべきとされています。今回の提案は、今後の県立宮崎病院の病床数を減らすことも考えていると受け取りました。そうであれば、県立宮崎病院のあり方と再整備後の経営にどう影響するのか、知事にお伺いをいたします。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業について、環境森林部長へお尋ねをいたします。

国は、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業の持続的発展と公益的機能の発揮を図りたいとし、また重ねて、地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業体制の整備など、川上から川下までの総合的な取り組みを行い、林業の成長産業化を実現したいとしています。そこで、地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す明確なビジョンを持つ地域を「林業成長産業化地域」として指定し、ビジョンの実現に向けて地域が独自に提案するソフト面での対策を支援するとともに、木材加工流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど、重点的な支援をいたしました。結果、全国から45地域の応募があり、16地域がモデル地域として選定されました。大変うれしいことに、我が県から延岡・日向地域が選ばれました。

3点お伺いをいたします。林業県として延岡・日向地域が全国においてすぐれている取り組みとして、応募に至った経緯について伺います。

2点目に、延岡・日向地域の5カ年間の事業計画についてお伺いをいたします。

3点目、延岡・日向地域の取り組みについて、県内にどのように広げ、県全体の林業成長産業化を図っていくのか、お伺いをいたしま

す。

以上を壇上からの質問とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

地域医療構想は、将来における各医療機関の役割分担を明確にしまして、患者の病状に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制づくりを目指すものであります。このため、急性期医療を担う県立病院におきましては、慢性期入院患者の在宅医療等への移行を進めますとともに、病床機能とその規模について検討を行うなど、地域の医療機関との適切な役割分担を図っていく必要があるものと考えております。その中で、今後、病床数や機能の見直しが必要となる場合が考えられますが、県立宮崎病院は、高度医療や災害時医療など、本県地域医療の中核として、引き続き重要な役割を担うものと考えております。このため、県立宮崎病院の再整備に当たりましては、一定の病床規模の縮小を行いながら、急性期病院としての機能を一層充実させますとともに、地域医療構想を踏まえた地域の医療機関との連携の強化をあわせて進めますことで、将来にわたって安定した病院経営が確保できるよう、努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長(川野美奈子君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

林業成長産業化地域創出モデル事業に関する一連のお尋ねについてであります。まず、応募した理由についてであります。本県では、循環型林業の確立に向けて、再生林の推進や担い手の確保などの課題が急務となっている中、この公募事業は、本県が抱える課題を解決する上でまたとない機会と捉え、各市町村へ積極的に応

募するよう働きかけてきたところであります。

その結果、県内で最大の森林面積を有する延岡市と、国内有数の大型製材工場が立地する日向市から応募の意向が示されたところであります。県としましては、全国でも有数の林業地帯にある両市が、再生林の実施や担い手の確保など、連携してその課題の解決に取り組むことは、本県林業の成長産業化に大きく貢献するものであると考え、両市や地域の林業・木材関係者と応募に向けての協議を重ねまして、今回の両市の応募に至ったものであります。

次に、5カ年間の事業計画についてであります。本地域の計画につきましては、全国に先駆けて森林資源が成熟し伐採時期を迎えている中、再生林の課題などに独自に取り組む内容が、これから同じような状況を迎える他の地域のモデルケースになり得ると、全国的に高く評価されたものであります。具体的には、資源循環型林業のモデルを構築することを目的に、森林所有者の経済的な負担軽減などを図る再生林バンクや人材バンクの設置のほか、伐採から造林までの一貫作業マニュアルの作成や、就労給付金の支給などのソフト対策に取り組む計画となっております。また、ハード対策では、ソフト対策と一体となった高性能林業機械の導入や、木材加工流通施設の整備などに取り組む計画としております。なお、毎年度ごとの実施する事業につきましては、今後、国との協議を経て決定されることとなっております。

次に、県内への周知等についてであります。県では、モデル事業の成果を上げることが、まずは重要であると考えておりますので、両市をしっかりと支援してまいります。また、得られた成果につきましては、全県組織である「山村地域の持続的発展推進会議(通称「山会

議」)」の場を活用するなど、他の地域の市町村や関係団体、事業者等に広く情報提供してまいります。県としましては、このモデル事業の成果を県内各地へ広く波及させることにより、県全体の林業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。このため、その成果については、地域の実情に応じた活用を進めていく必要があることから、山会議の地区協議会等において、関係者の連携のもと、しっかり検討してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○井上紀代子議員 それぞれ御答弁、ありがとうございました。「林業の成長産業化」というフレーズにはわくわくいたします。県におかれましては、選定されました延岡・日向両市との密なる連携を要望しておきたいと思っております。

次に、先ほど知事から、県立宮崎病院の再整備について御答弁をいただきましたが、病床数を減らした上に、将来的に医療需要予測に変化が生じたり、診療報酬改定など必至です。その懸念があるので、再整備後の収支は本当に大丈夫なのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長(土持正弘君) 新病院建設後の収支計画につきましては、今回の事業費をもとに、地域医療構想に示されている推計患者数や、これまでの宮崎病院の患者数、診療収入の実績などから試算を行っておりますが、専門家による検証によりまして、手術室の増加や救命救急センターの拡充など、再整備による診療機能の強化に伴う増収が期待できることから、おおむね妥当な計画との意見をいただいております。しかしながら、御指摘のとおり、将来的な医療需要予測や診療報酬改定など、さまざまな考慮すべき要素がありますことから、今後は、地域連携の一層の強化により急性期に特化

するなど、医療の充実・効率化と収益の確保に努めてまいりますとともに、今年度からは、医療コンサルタントを活用した経営改善策を講じることとしておりまして、新病院の開院前から、安定した経営基盤の確立を図ることとしているところであります。

○井上紀代子議員 県議会からもいろんな指摘があったことは事実でございますので、これから県立宮崎病院が早期に再整備に向かって進まれることを期待はいたしておりますが、常に、県立病院の収支については政策的医療も引き受けざるを得ないという状況にあるわけですから、丁寧な検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、地域医療と密接不可分な在宅医療についてお伺いをいたします。高齢化の急速な進行により、長期にわたる療養や介護を必要とする患者の増加が見込まれ、医療機関や介護保険施設等の受け入れにも限界が生じることが予測されています。在宅医療は終末期医療を含み、患者の生活の質を重視する観点から、慢性期及び回復期患者の受け皿として、また、みとりを含む医療体制の基盤の一つとして重視されています。在宅医療と介護の連携について、県はどのように進められていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、地域における関係機関が連携をしまして、さまざまな職種が協働して、在宅医療と介護を切れ目なく提供できる体制整備が大変重要であると考えております。このため県では、市町村や医師会等の関係機関で構成する地域協議会を設置しまして、課題の抽出や対応策の検討などを行いますとともに

に、在宅医療と介護の連携のための研修などに取り組んでいるところであります。また、在宅医療・介護が必要な高齢者に対して適切なサービスが提供されますよう、訪問看護ステーションの充実や、入退院時に病院看護師とケアマネジャーが円滑に連携するためのルールづくりなどを進めているところであります。このほか、緊急時を初めさまざまな場面にも対応できますよう、在宅医療にかかわる医師同士によるネットワークづくりも始まっているところであります。今後とも、医師会や大学等とも連携をしながら、在宅医療と介護の連携推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 在宅医療と介護の連携をスムーズに進めるためには、市町村における地域医療資源をしっかりと把握することが大事です。そしてそのエンジンが、多職種連携研修です。

3問、福祉保健部長にお伺いをいたします。在宅医療を担う医師をどのように確保していくおつもりなのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 在宅医療につきましては、医師を中心として、訪問看護や訪問リハビリテーション、訪問介護など、多職種連携のチームで取り組むこととなりますが、特にその中核を担う医師の確保が極めて重要でありますことから、県医師会・郡市医師会と協力しながら、啓発活動や参加促進のための研修会などに取り組んでいるところです。また、在宅医療を担う医師を育成するため、宮崎大学医学部に県の寄附講座として設置しております「地域医療・総合診療医学講座」と連携しまして、医学生の段階から、看護師、リハビリスタッフなどと一緒に実習を行うといった「多職種連携教育」について、県としてもプログラムづくり

などに参加・協力しているところでございます。今後とも、このような取り組みを通じて、中長期的な視点も含めまして人材育成・確保に取り組んでいきたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、在宅医療のかなめとなる訪問看護ステーションの現状と今後のあり方について、お伺いをいたします。「在宅医療」と言われると、最初に浮かぶのが、「誰がみるの」、そしてその次は「どういうふうに見たらいいの」「大変なときは、誰がそのときの力になってくださるの」、これが一番の大変なところだと思うんです。地域の中にどれほどの医療資源があるのかということをきっちりとしていくためにも、この訪問看護ステーションというのが大事だと思います。そのあり方について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 訪問看護ステーションの現状でございますが、平成29年6月1日現在で、県内の訪問看護ステーションは112事業所となっております。この訪問看護ステーションは、在宅医療・介護の連携、それから地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で大変重要でありまして、今後、高齢化の進展に伴って、要介護高齢者の増加、医療的ニーズの高まりが見込まれますことから、さらなる提供体制の充実が必要であると考えております。このため県では、訪問看護ステーション開設時の初期費用を支援するとともに、事業者の参入が進んでいない農山村地域への新規参入の方策などについて、特別養護老人ホーム等の介護事業の経営実績のありますJAなどの関係機関と検討を行うことにより、訪問看護サービスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 在宅に必要な医療と介護、

そういう資源、地域にどれほどの地域力があるのかということ、これから私たちは強化していく必要があると思います。地域力の強化こそ、在宅で誰かをみるといふときの、介護であったり看護であったりするときに大きな力は、その地域に住む人たちの力だと思いますので、地域ごとにしっかりと訪問看護ステーションの現状を把握しておいていただきたいと思っております。

次に、先日、常任委員会の調査で、木造建築物ということで、フィオーレKOGAを見せていただきました。とてもかわいらしい看護師の卵の皆さんが、37名ほどでしたか、学んでおられました。木の香りのいっぱいするところで一生懸命学んでおられる姿が大変印象的だったし、宮崎県は、全国でも誇り得る、看護師養成を積極的に行っている県です。その県が、私たちがせつかく一生懸命育てた看護師さんたちが、全国で羽ばたいてくださることも大事だけれども、訪問看護ステーションの充実のためにも、看護師の確保というのは重要です。本県の看護師養成所卒業者の県内定着にどのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、新卒看護師の県内定着を図るため、県内の200床未満の病院や訪問看護ステーションに一定期間就業した場合に、返還免除となります修学資金の貸与を行っております。また、医療機関に対する新人看護職員研修の運営支援、それから看護師等養成所に対する県内就職率に応じた運営費補助などを行っております。さらに今年度からは、訪問看護ステーションが実施する新卒者向け研修の支援など、新卒看護師が訪問看護ステーションへ就業しやすくなるような取り組みも行っているところであります。在宅医療の推

進には、看護師の育成・確保が大変重要でございますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 訪問看護ステーションから外れるかもしれませんが、人口減少の中で、結婚をしていく適齢期の女性の人たちが宮崎からたくさんいなくなるということは、大変問題があることだと思っております。本当は宮崎にいたいなと思う方と、やっぱり一度は都会に出てみたいという方と、いろいろいらっしゃると思うんですが、せめて、宮崎に残りたいなと思っている方は、しっかりとこの宮崎に住んで、そして子供を産めるような状況にしていくということは、大変重要なことではないのかなと思っております。本当に伸びやかに育ておられる看護師の卵の皆さんがいっぱいいるわけですけれども、その卵が小さな小さなひよこになるかもしれないし、大きな大きなめんどりになってくださるかもわからない。私たちは、育てていくということと同時に、宮崎に定着していただくこと、残っていただくことというのを、どういう体制なら残れるのかということもしっかりと考えておく必要があるのではないかと思いますので、ここはよろしく各部全体で考えていただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、子供政策について、福祉保健部長へお伺いをいたします。以前から大変問題になり、新聞等でも取り上げていただいておりますが、退所児童等アフターケアセンター設置運営事業について、実施状況を、まず部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 退所児童等アフターケアセンター設置運営事業でございますが、児童養護施設を退所した児童等が、入所前の養育環境などから、社会生活に必要な知識の

習得が不十分であったり、また、適切な対人関係の構築に困難を抱えるといったケースがありますことから、その支援を図ることを目的として、今年度、専任職員を配置したセンターを設置するものであります。このセンターは、県内1カ所においてNPO法人等への委託による運営を予定しているところでございまして、現在、児童養護施設や里親などの関係機関等と具体的な連携のあり方を検討するなど、開始に向けた準備を進めているところでございます。

○井上紀代子議員 重ねて、児童養護施設小規模グループケア改修事業について、福祉保健部長にお尋ねをしておきます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今年度実施予定の児童養護施設小規模グループケア改修事業でございしますが、さまざまな困難を抱えた入所児童一人一人の状況を考慮した、より家庭的な支援などが行えるよう、宮崎県家庭的養護推進計画に基づきまして、ケア単位の小規模化を図るものでございます。この事業により、小規模化された改修後のユニットには、専任の職員が配置されるなど、安定した人間関係のもとで、よりきめ細やかな児童への支援が可能になるものと考えております。

○井上紀代子議員 私は、Swing-Byという、貧困に悩む子供たちのための支援とか、問題のある子供たちの支援をする法人の理事をさせていただいているんですけども、そこでいつも議論をしますのは、困難な環境に生まれてきた子供たちを、どういうふうにして自立させていくのかということが大変重要だということ、常々議論させていただいています。ただ、養護施設であったり、里親さんであったり、いろいろなところで保護さえすればいいということではないと思うんです。どうやって人

間として自立した生活が送れるようにしていくかということが、大変重要なんだと思います。その視点が欠けると、ただ、安全で、見守りさえすればいいんだということになってしまいはしないのか、そこに私は懸念を持っているわけです。

ところで、先日、大塚にできましたファミリーホームひまわりに福祉保健部長は行っていただいたと聞いておりますが、いかがな御印象だったでしょうか。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 議員御指摘のファミリーホーム、私も拝見させていただいたところでございます。建物については、小中学校の通学に便利な立地にありますとともに、室内では、対面キッチンで広々とした形で、一堂に集える形でのリビングもあったり、ゆったりとした児童の個室も確保されているということで、ハード面で見てもファミリーホームとしての機能が充実していると感じたところでございます。

○井上紀代子議員 そのファミリーホームひまわりは、宮崎県内では1カ所の場所になりました。そのファミリーホームは、まだ子供たちの配置はないんですけども、高齢者の触れ合いサロンをしようとか、小学生の学習支援とか、いきいきサロンをしようとか、親子支援ハッピーサロンをしようとか、子供レストランをしようとか、いろいろなことを計画して、地域の中に溶け込んで、そこで子供たちを見ていこうとされています。先日、子供レストランを開催されましたので、私も行ってみましたら、地域のママたちが子供たちを連れて、「えっ、こんな場所があるんだ」という感じで来ておられました。横浜市からUターンしてこちらに帰ってこられた方が、「横浜にはこういうところが結

構ありました。ただ、宮崎ではなかなか見つけることができなくて、きょう、この場所に来ました」ということで、100円でお食事ができますので、それを食べながらいろいろなお話を、そしてママたちのいろいろな悩みとかを……。もともとここは介護福祉施設と保育所を持っておられるところですので、その法人としての力とノウハウをこの場所で生かしていきたいとされています。

私が常々気になりますのは——決して里親制度が悪いと言ってもいませんし、養護施設が悪いとも言っていないんです。ただ、お一人お一人を見ますと、生活習慣というのはどこでつけていくんだらうかということがとても心配になります。養護施設を訪ねてみますと、18歳でそこから旅立とうとするときに、生活をしていくいろいろなノウハウというのを、またもう一度教えなければいけないんです。それは教えられたものと身についたものとは格段の差があります。ですから、日々、「お帰り」「行ってきます」ということが言える。そして、靴のそろえ方であったり、挨拶の仕方であったり、ちょっと細かなことですが、洗濯物の干し方であったり、それが生活習慣としてきちんと身につくということは、大変重要なことではないかと思えます。私は、宮崎県には県北と中央と南とに1カ所ずつ、福祉法人が中心となったファミリーホームができ上がってくると、またちょっと違う、幅の広い、子供たちの養護の子供政策ができるのではないかと期待をしておりますので、ぜひぜひこのことについても議論を今後も続けてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、熊野川浸水対策についてお尋ねをいたします。

私は、宮崎市婦人防火クラブの会員です。昨年の台風16号の折、平田嗣子会長から、被災宅の清掃作業に参加するようとの緊急連絡があり、クラブ会員14～15名と駆けつけました。延岡市から移り住まれてさほど間もたっていない、突然に夫に先立たれ、まだ友人にも恵まれていない状態でおひとりで暮らしている方のお宅が被災したのです。途方に暮れ、「死んだ夫のもとへ行こうかしら」と言っているような彼女の顔は、今でも目に焼きついて離れません。ごみを出し、土砂を掃き出し、床下に潜り、会員が活動し、もとの自宅の様子が少しずつ戻っていくごとに、彼女も少しずつですが体を動かすことができ、心もだんだん明るくなっていったように思いました。

台風16号では、宮崎市において短時間に記録的な大雨が観測され、熊野地区では、熊野川下流域を中心に床上浸水14戸、床下浸水12戸の被害が出ました。近年では、地球温暖化による気候変化により、台風による記録的な大雨や局地的な大雨が発生し、今後もその発生が懸念されます。そのような大雨時に、熊野川排水機場付近では、比較的流域面積が狭いことから、住宅地からの雨水が短時間で押し寄せるため、現在の排水機場のポンプでは処理能力が不足し、今回のように浸水被害が発生することが心配されていますし、実際に起こっています。また、雨水の排出先である清武川は、大雨時に水位が高くなると熊野川の雨水が流れにくくなり、それを原因とする浸水被害も想定されます。このような状況を改善すべく、早急に熊野川排水機場ポンプ能力アップ及び清武川の被害低減対策をとるべきだと思いますが、県土整備部長へお問い合わせをいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 熊野川で

は、これまでたびたび浸水被害を受けましたことから、河川改修や排水ポンプの設置等を実施してきたところでございます。今、議員の御質問にありましたように、昨年の台風16号では、時間100ミリの豪雨によりまして、本川の清武川が計画の水位を上回り、支川である熊野川の洪水が排出できずに堤防からあふれたことにより、浸水被害が発生したところであります。このため、今年度、清武川においては、洪水時の水位を低下させるため、堆積土砂の除去や竹林の伐採を行うとともに、熊野川においては、既存の排水ポンプの能力を最大限発揮させる操作設備の改善や堤防のかさ上げを行う予定としております。さらに、昨年の降雨や河川水位の状況等をもとに、浸水のメカニズムや堤防かさ上げなどの効果を検証し、さらなる対策の必要性について検討してまいりたいと存じます。

○井上紀代子議員 実は、きょうは御本人が傍聴席にいらっしゃいます。その彼女が、延岡市から宮崎市に移ってこられて——宮崎県のどこに住んでも安全・安心に暮らしていただくということが、議員としての責務であろうと思いません。今回いただいた答弁では、地元の人から、これはこのとおりの答弁で本当にいいのかという質問が出るのではないかと。私は技師でも何でもありませんので、それに対して答弁に大変窮すると思うわけですが、県土整備部として、この熊野川の浸水対策というのは、ただ「検討してまいります」というだけでは、私としても、地元の人、特に御本人には何と申し上げていいやら。「また水が来ますよ」としか言いようがなくなるわけですが、県土整備部としてこれに徹底的に対策をとっていただくと理解してよろしいのか、部長にもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 最近の雨の降り方というのが非常に変わってきていることは事実でございまして、浸水に対する防災・減災対策は非常に大事だと思っております。当然、地域の皆様の安全・安心を確保することが非常に大事だと思っております。今回はまずは、先ほど申し上げたような堆積土砂の撤去、あるいは排水ポンプが最大限機能するような対策をとってまいりますけれども、当然、技術的な側面をしっかりと検証した上で、必要な対策があればしっかりとってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、台風災害のたびに、宮崎市の市議会議員の茜ヶ久保さんと一緒に現場という現場をぐりぐり回っているわけですが、宮崎土木事務所の皆さんには大変お世話になって、早急においでいただき、そしてまた対策を小まめにやっていただくことには敬意を表します。ですから、今、部長の言われたことをしっかりと受けとめて、私もこれから地域の皆さんとともに議論してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、世界農業遺産についてお伺いをいたします。先月の環境農林水産常任委員会の県北調査で、「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」について調査を行いました。この認定を契機に、地元町村が主催するさまざまな活動が展開されていますが、一番感心しましたのは、地域の若者が自発的にNPO法人を立ち上げ、「食べる通信」という情報発信を始めていたことです。3カ月に1回の発刊ですが、食べ物のおまけつきで、若者の感性あふれる誌面となっています。私は、世界農業遺産認定で最も注目すべきは、認定地域の皆さんの誇りの醸成だと考えますし、そのエネルギーこそが、地

域を変え、地域力を高める原動力となると考えます。遺産とは、先人たちが残した有形無形の物事のことです。有形のものは時代とともにその価値が変わっていきます。そこで、この5町村の農業・林業の今後の展開方策について、農政水産部長、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 高千穂郷・椎葉山地域は、山間地という厳しい環境の中、森林の持続的な保全管理と、その恵みを活用した、複合的な農林業システムが評価されたところでもあります。このため環境森林部では、今後も森林が持続的に保全・管理されるよう、適切な森林整備を推進するとともに、森林を守る人材の確保・育成に取り組んでいくこととしております。さらに、環境保全に配慮した森林から生産される付加価値の高い木材の流通促進や、乾シイタケのブランド化を初めとする特用林産物の販路拡大などのほか、地域に埋もれている「山の宝」の発掘・活用などによる所得向上にも取り組んでまいります。環境森林部としましては、今後とも、本地域に設置されました世界農業遺産推進協議会などと連携しながら、関係者と一丸となって、世界農業遺産を活用した山村地域の活性化対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○農政水産部長（大坪篤史君） 一昨年の世界農業遺産の認定を契機にしまして、地元の5町村では、地域農業の振興や、農村地域の活性化につなげていく取り組みが始まってまいりました。本年度は、ロゴマークを使った商品ブランドの創出や、農業・農村の魅力を生かした観光ルートの造成、さらには他県の認定地域とも連携した特産品の販売など、認定の成果が具体的に見えるような方策を進める予定でございます。

す。今後、長い取り組みになりますので、地元の町村や関係機関と一体となって、世界農業遺産を活用した農業の振興や農村地域の活性化に、継続的、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 3年ほど前になりますが、委員会調査で、高千穂町の「農事組合法人高千穂かわのぼり」に就農した宮崎市の女性に、そのときにお会いしました。県立農業大学の恩師の薦めで就農したそうで、地域の皆様に大変大事にされていました。もちろん現在も頑張っていて、「高千穂町移住情報バンク」に照れくさそうな顔をして登場しています。このような受け皿づくりは、中山間地域ではとても大切な視点です。今回の常任委員会調査では、担い手の高齢化が進む中で、産地や集落を維持していくために日之影町が設立した、「株式会社ひのかげアグリファーム」で意見交換を行いました。赤字覚悟での会社設立との説明でしたが、「今やらないと動かす人すらいなくなる」という町長の強い決意をお伺いいたしました。本格的な人口減少社会に突入した今日においては、このような取り組みは、県内どの市町村においても取り組むべき課題であると考えます。産地や集落を維持していくために農業受託や農業研修を担う市町村やJA等の取り組みの現状と支援策について、最近、現地にぐるぐる行っておられる農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県内では現在、宮崎市の「ジェイエイファームみやざき中央」や、えびの市の「JAアグリランド田の神さあ」、さらには日之影町の「ひのかげアグリファーム」が、農作業受託や農業研修の受け入れを行っているところでございまして、さらには今年度は、日向市や西都市などでもそのような

取り組みが順次スタートする予定でございます。4月にオープンしました「ひのかげアグリファーム」の式典には私も参加したんですが、こうした取り組みは、産地や集落を維持するために、特に中山間地域では大変重要なことと考えております。そのため県では、関係機関や団体と連携しまして、農作業の受託組織や、就農希望者の研修を行いますトレーニング施設に対し専門家を派遣して、設立や運営に関するアドバイスを行ったり、さらには施設整備に必要な国庫事業等の活用に向けた支援も行っているところでございます。今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 遺産が持つ無形の物事、夜神楽や景観、風習等については、しっかりと守り、育んでいく必要があります。農政水産部の新規事業では、中学・高校生が地域の伝統や風習などを聞き取り、書き記す取り組みによる人材育成を進めるとされています。そこで、この内容と期待する効果について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 「聞き書き」につきましては、今年度、高千穂高校におきまして、宮崎大学と連携して実施する教育プログラムの中で行うことにしております。具体的には、高校生が地域の高齢者に地域の歴史や文化についてインタビューをしまして、その内容を文書にまとめるものでございます。この「聞き書き」に取り組むことによりまして、聞き手である高校生は、将来、地域を離れましても、自信を持って地元のPRができるようになります。さらに一方の語り手側の高齢者は、若者に御自身の貴重な知識や経験を伝えることができます。

なお、人材育成の面では、このほか、世界農

業遺産の学習発表の場である「中学生サミット」を今年度実施する予定でございまして、来年の1月ごろになります。本県で、隣県の大分県や熊本県と合同で開催する予定でございまして、こういった活動を通じて、地域の将来を支える心豊かな人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 中学生サミットというのは楽しそうですね。ぜひ行ってみたいところです。

私は、ミステリーバスツアーで、ことしは世界農業遺産の高千穂に行ってほしい。きょうは責任者が来ていますので、ぜひ高千穂に連れていってください。行って見て、そして感じて、それを地域の中でまた広げていくということが、とても大事ななと思っています。私は、世界農業遺産の取り組みがいろいろな輪を広げていくことで、次の世紀にもこの5町村で若者たちが活躍できるよう、産業振興や情報発信など、新たな取り組みを大きく構えて進めていただくよう要望したいと思います。

次に、食の機能性研究についてお伺いいたします。皆さんは、「奇跡のシェフ」と呼ばれる神尾哲男さんを御存じでしょうか。末期がんで余命ゼロと宣告されたフランス料理シェフの神尾さんは、抗がん剤治療をやめて、みずからの食を見直すことで、宣告から14年経た今もお元気で活躍をされています。神尾さんは、「食が体をつくる、食べたもので体はできる」ということを言っておられます。その神尾シェフの実践は、食品添加物を避け、調味料、だしは本物を使うこと、糖分や乳製品を減らして体を弱アルカリ性に保ち、体を冷やさない等の科学的な根拠を持った食の改善でした。宮崎は野菜も肉も魚も新鮮で、何でもおいしく食べられます。

そのおいしい素材が持っている健康によい機能性成分を明らかにしていくことは、まさに神尾シェフが実践されている食の改善をさらに推し進める取り組みだと考えています。県が宮崎大学と構築した食の機能性解析拠点では、どのような食材に着目した研究を展開していかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県では、宮崎大学等と連携をしまして、具体的にはキンカンや日向夏、みやざき地頭鶏の胸肉等、県の特産物についての機能性の研究を進めてまいりました。そして本年3月には、食品のヒト臨床試験を行う部門を宮崎大学に設置しまして、機能性食品表示の開発を加速化するための食の機能性解析拠点を立ち上げたところでございます。今後は、この機能を生かしまして、例えば、目の調子を整える効果が期待されます冷凍ハウレンソウや、血圧を下げる効果が期待されています干し大根、さらには、日向夏やニンジンの搾汁残渣等の未利用資源の活用にも着目しながら、さらなる研究を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、本県ブランド野菜の主力品目であるピーマン、私はこのピーマンには非常なこだわりを持っているわけですが、ビタミン含量が全国平均より高いことに着目をして、「みやざきビタミンピーマン」と銘打って販売されていますが、今年度からは、ビタミンCを豊富に含む栄養機能食品として販売されると聞いております。みやざきビタミンピーマンを栄養機能食品として販売するまでの取り組みと、どのような表示販売に取り組んでいくのか、部長へお尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、平成17年度からになります。健康に着目した商

品ブランド認証に向けまして、栄養や機能性成分の分析を進めております。その結果、ピーマンでは、ビタミンCの含有量が全国標準に比べて高いことから、平成25年度より「みやざきビタミンピーマン」として販売を開始したところであります。また、平成27年4月に施行された食品表示法によりまして、野菜などの生鮮食品も、栄養機能食品としての表示が可能となりました。そこで、ビタミンCの持つ皮膚や粘膜の健康維持・抗酸化作用をピーマンの包装材に表示しまして、本年3月に試験販売を実施したところでございます。その結果、消費者の方々の表示への関心の高さというものを確認できたところでございます。このようなことから、みやざきビタミンピーマンの価値を、大手の量販店等の取引先に積極的に周知しますとともに、この秋から本格的な有利販売に取り組むこととしております。

○井上紀代子議員 宮崎のピーマンのビタミンC含量が高いのは、冬の日射量が豊富であり、ピーマンが長く紫外線に当たるため、体を守るためにビタミンC含量が多くなるということでした。成分を調整できる加工食品は、一定の機能性を担保することができますが、機能性成分含量がお天気に左右される農作物の場合は、機能性に着目した新しい栽培技術や品種の開発が必要ではないかと思えます。作物の機能性に着目した研究実績とこれからの取り組みについて、部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 作物の機能性に関する栽培研究の実績につきましては、総合農業試験場におきまして、日射量がピーマンのビタミンC含有量に影響することを明らかにいたしました。また、花粉症の症状を和らげる成分を含むべにふうき茶というものがございます

が、このお茶の有効成分につきましては、茶業支場で開発しました製茶機械を用いることで、その含有量を1.2倍にふやす技術を確認したところでもあります。このほか、薬草・地域作物センターでは、血糖値を下げる効果が期待されますカキドオシの栽培・乾燥技術など、薬用作物の安定生産技術の開発にも取り組んでいます。今後は、食の機能性解析拠点と連携をしまして、機能性成分に着目した品種の育成や、有効成分の含有量を安定化させる栽培技術の開発等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 2月に行われました合同政策研究会の資料として農政水産部からいただいたものですが、「食農連携による経済好循環創造事業」、私は、「どきどきわくわく」というふうに書いて附箋をつけております。これはとっても好きな事業です。大変いい事業だと思います。食の機能性解析拠点が本格的に稼働し、今後、本県が食の機能性を解明していけば、そのデータを生かせる栽培・育種研究の高度化が不可欠となります。健康寿命日本一を目指す本県にとって——これは繰り返し知事がおっしゃっていますので、非常に広がりがあり、単なる寿命ではない、健康寿命。これはすごくいいことだと思っています。また、食農連携による経済好循環創造事業によって、農業の成長産業化を図る本県にとって、食の機能性研究は本腰を入れて取り組むべきテーマだと言えます。栽培・育種面でも日本一の機能性研究体制の構築を目指していただきますよう、強く要望しておきたいと思っております。

次に、高病原性鳥インフルエンザの鶏舎の整備についてお尋ねをしたいと思っております。私は、鳥インフルエンザが発生するたびに、もちろん

農業事業主の鶏舎をお持ちの皆さんも気持ちが大変だろうと思うし、県庁の職員の方たちがあの白い防護服を着て動いておられる。そして、JAの皆さんもそうですし、自衛隊の皆さんもそうですし、多くの方々がそれに心を痛めながら一生懸命頑張っておられる。そして、それは観光にも影響して、そのことでお客様がなかなか宮崎に来られない。宮崎は、「鳥は宮崎だ」というイメージが強く強くついているわけです。だったら、安心・安全に提供するということが、なるべく高病原性鳥インフルエンザを発生させないということが大変重要だと思っています。委員会等で再三にわたって言っております、耳たこの状態なんですけれども、鶏舎の整備を、ソフト面の防疫対策、そのほかの防疫対策とあわせて、しっかりとやる必要があるのではないかと思います。農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 発生を未然に防ぐためには、まずは鶏舎内へのウイルスの侵入防止対策の徹底が重要でございます。このため、鶏舎のすき間の修繕方法をわかりやすく整理した資料を本年4月に作成しました。そして、それを生産者みずからの自己点検に活用するなど、きめ細かな指導を現在実施しているところでございます。また、他県では新型の鶏舎でも発生が見られた事実がございますので、発生防止に有効な鶏舎構造の研究といったものも、国に要望しているところであります。さらに、リスクの低減を図るために、新たに鶏舎整備を行う生産者に対しましては、国の補助事業を活用した支援を行ってまいりまして、この2年間で肉用鶏と採卵鶏合計で13の農場が整備を進めているところでございます。

○井上紀代子議員 私は、この答弁では、全然

よくわかってはいないんです。どうされるのかというのがよくわかっていないんです。どうしたいですか。それをもう一度部長にお聞きしたい。

○農政水産部長（大坪篤史君） この発生原因というのは、さまざま指摘されておりますが、何よりも鶏舎の中にウイルスを入れないということが重要でございます。したがって、鶏舎をしっかりとした防御機能を持ったものにつくりかえていくということが大変重要でございますので、そのための方策について資料を作成しまして、現在、農家に御説明をしているということでございます。あわせて、そういうための施設を整備する場合には、国の制度事業がございますので、それを積極的に使っていただいて、何よりも鶏舎内に入れないという対策を進めていきたいということでございます。

○井上紀代子議員 私は、韓国で一度だって鳥インフルエンザがとまったというのを聞いたことがないんです。だから、もし日本でしっかりとしたものを研究して鶏舎を売ることができれば、産業の一つになるんじゃないかと思うぐらい、ここは何かほかにもいろんなことも含めて研究する必要というのはあるんじゃないかなと思うんです。なぜこれが研究されないのかというのがわからないんです。低コストのハウスとかはできるんですね。そういうことは研究されているというのはよくわかるんですけども、とても残念でなりません。この鳥インフルエンザをとめるということを目的に研究を続けていただくよう、国に強く要望していただきたいと思っております。

次に、私は、この問題こそなかなか難しく取り上げにくい問題で、特にストレスのたまる問題なので、なかなか言いづらいところなんです

が、宮崎県の物流というのは非常に課題だと思います。陸海空、全てしっかりと物流問題を取り上げていかなければならないと思うんですが、この物流をきちんと政策の中で生かすことができれば、それは、私が望む宮崎の自立に大きな一歩になるのではないかと思うわけです。まずは、陸の問題として今回は取り上げさせてもらいますが、本県におけるドライバー不足の状況とその対応について、総合政策部長にお尋ねをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県におけるトラックドライバーにつきましては、若者の就業が減少し、高齢化が進んでおりまして、ドライバー不足は年々深刻化しているとお聞きしているところであります。国におきましては、若者の就業促進策といたしまして、18歳から取得できる準中型免許、これは車両総重量3.5トンから7.5トン未満のトラックの運転ができるという新しい区分でございますけれども、この制度を創設したほか、荷主との取引環境や長時間労働などの改善のため、各県ごとに「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を設けまして、検討作業を進めているところであります。県といたしましても、ドライバーの就業環境の改善には、発注者であります荷主の理解と協力が欠かせないと考えておりまして、県独自に「物流に関する意見交換会」を実施するなど、荷主と運送事業者の相互理解の促進を図っているところでございます。また、ドライバー確保を目的として宮崎県トラック協会が実施します、高校生向けの出前講座等につきましても支援することといたしております。

○井上紀代子議員 物流を効率化していくには、物流団地のようなところで県産品を集約するとか、そういうのが大変必要だと思っていま

す。このままにしておく、他県から狙われて、いろんな意味で宮崎県独自で物を動かすことができなくなるのではないかと、私は大変心配をしております。県は効率的な輸送のためにどのようなことに取り組んでいるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先ほどありましたとおり、まず、ドライバー不足の状況におきましては、まずは、県内の流通団地などにおきまして県産品を集約し、一度に輸送する量をまとめた上で、大量輸送に適した手段により、大消費地に輸送することが効率的であると考えております。このため、トラック等による長距離輸送から、大量輸送が可能であり、比較的人手のかからない海上・鉄道輸送へのモーダルシフトを促進する補助事業「宮崎県物流競争力強化事業」を実施しているところでございます。

また、先ほど議員から御意見のありました流通団地につきましても、荷主と輸送事業者等との意見交換会におきまして、効率的な本県物流のあり方を協議する中で議論してまいりたいと考えているところでございます。

○井上紀代子議員 宮崎県の自立のためには、物流問題というのはしっかりと考えておかなければならない問題だと思っています。

それと、東九州自動車道をどう有効に活用するのか、また九州中央道をどう有効に活用するのか、このことは大変重要なことだと思います。通告していなくて恐縮ですが、知事はこの物流問題についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠い本県にとりまして、農産物等を大消費地へ届ける、そういう物流というものは、本県にとって生命線であると考えております。東九州道などの整

備が進むことによって環境は改善されつつありますが、今御指摘がありましたようなドライバー不足など、大変重要な課題であるというふうに考えております。先日もトラック協会などと意見交換をしたところでありますが、産学官の産業連携推進会議、そのような協議の場もあります。しっかり物流というものを本県経済の重要な課題と位置づけて、今後ともさまざまな対策を講じてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 「地域間競争はあってはならない」などと言う方もいらっしゃいますけれども、現実はやっぱり地域間競争なんですね。日本全体の中で地域間がいい形で競争しつつ、地域力を上げていくためにどうしていくのかということが、これから私たちに求められることだと思います。

私は、宮崎県がひとえに、自立をし、自分たちの中で——私は県議会議員ですので、税金の使い方をしっかりとチェックし、そして優良な納税者をたくさんつくるということに心を砕いてまいりたいと思いますが、そういう住んで喜ばれる宮崎県づくりのために、これからも一生懸命皆さんとともに頑張りたいと思います。

一般質問をこれで終わらせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） 一般質問を行います。

「富は手段であって、その目的は人間である。物質的な富は、人間の向上のために用いられなければ意味がない」、これは、アメリカ合衆国第35代大統領ジョン・フィッツジェラルド・ケネディ氏の名言であります。悲劇的な死か

ら50年余り、今なお世界で最も人気の高い政治家の一人であります。没後50年目の命日に当たる2013年11月22日、当時の米大統領であったオバマ氏は、ケネディ墓地を訪れた後の晩さん会で、ケネディ氏が今なお国民から愛され続けている理由について、「それは、彼が常にアメリカ人らしさを体現していたからである」と言ってケネディをたたえております。そしてまた、これは余り知られていないことでありますが、ケネディは大きな病気を抱え、人知れず苦しむ日々を送ってもおります。このような苦しみを持つ一方で、こちらは広く世間の知るところであります、第2次世界大戦での奇跡的生還、このときに彼は多くの戦友を亡くすという非常につらい体験をしております。このような体験の積み重ねが、彼の人間としての大きな成長につながり、政治家として大成するところとなったのだと言われております。辛酸の思い知りてこそ人は大成をなす、この最たる例でありましょう。河野知事にも、進んで一層の御苦勞、御尽力を重ねられんことを願うものであります。

ところで、我が国では今、国民と国民との間における格差、都市と地方との間における格差など、その是正に関し、さまざまな議論がいろんな場において行われております。これは、大きくは富の配分に係る議論であろうと思いますが、基本的な目的や論点を見誤ると、強者の論理にことごとく押し切られてしまう懸念もあります。所得の低い層が多く、かつまた地方の中でもとりわけ財政力の脆弱な本県であります。加えて、その率では他県よりも多くの高齢者を抱え、他県よりも多くの子供たちを抱えている本県でもあります。富の配分に関しては殊さるであります。あらゆる機会に、あらゆる問題につき、他県よりも強く声を上げ、求めるべき

は求める、言うべきは言う、そして、これがかなうまで黙らないといったような強烈で粘り強い姿勢が大切だと考えます。

さて、先週の9日、来年度予算編成の指針となります「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる「骨太の方針2017」が閣議決定されました。これを見ますと、地方交付税に関する考え方として、人口減少対策の取り組みの成果に応じた算定、つまり地方交付税の補助金化へのシフトでありますとか、地方財政における効率化の拡大等が強調されており、さらには、地方交付税におけるトップランナー方式による影響額について、地方財政計画上の取り扱いを明確化することも決定されたようであります。このような動きに対し、県下の市町村の極めて厳しい現状を直視するとき、宮崎県を代表する立場として、どう考え、そしてどう行動されるおつもりかを知事にお尋ねし、後は自席より伺ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

先日、閣議決定されました「骨太の方針2017」におきまして、地方交付税を初めとした地方の財政に係る制度改革として、人口減少等特別対策事業費における取り組みの成果に応じた算定へのシフトや、歳出効率化に資するさまざまな取り組みの拡大などが明記されたところでもあります。しかしながら、本来、地方交付税は地方固有の財源であり、制度改革を検討するに当たりましては、地方行政の計画的な運営を保障するという地方交付税法の趣旨を踏まえ、本県や県内各市町村のような条件不利地域や財政力の弱い団体に十分配慮がなされなければならないと考えております。このようなことから、先月行いました国への提案・要望活動に

おきましても、総務省事務次官及び自治財政局長に直接お会いしまして、都市部と地方の財政格差がさらに拡大する懸念等を伝え、地方税財源の確保・充実を強く要望してきたところであり、今後とも、宮崎県を代表する立場として、あらゆる機会を捉え、本県の実情、地方の声を強く訴えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 その骨太方針の中に、「財政資金の効率的配分を図ることを検討する」と記してあります。つまり、地方の基金へのメス入れを意味するものだと思います。そしてまた、ほかを読みますと、交付税などの地方の財政に係る制度改革の考え方の基本は、成果重視主義や歳出の効率化促進にあるようであります。要するに、本県などにとっては大変厳しい内容となっております。知事には、ぜひ強い決意で宮崎ファーストを貫いていただきたいと思っております。

では次に、医療改革について伺います。

国は、地域における基幹的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている公立病院の多くが、経営状況の悪化や医師不足等のため、医療体制の維持が極めて困難になっているとして、平成19年に「公立病院改革ガイドライン」を策定し、それに基づいての公立病院改革プランの策定を各地方公共団体に求めております。そして国では、本プランに基づく取り組みの成果について毎年公表しておりますが、それを見ますと、策定前には全体の3割程度しかなかった経常損益黒字の病院が、策定後大きく改善し5割を超すなど、その効果も見えるようであります。本県公立病院改革プランに係る総括について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県内の各公立病院では、国が策定しました「公立病院改革ガイドライン」に示されております3つの改革の視点、具体的には、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」、そして「経営形態の見直し」の視点に基づきまして、経営改善等に取り組んでいるところでございます。その結果、「経営の効率化」に関しましては、直近のデータであります平成27年度では、経常収支が黒字の病院数が16病院中8病院と、5割の病院が黒字となっているところでございます。また、「経営形態の見直し」につきましては、民間に譲渡されたものが1病院、病院から診療所へ転換されたものが1病院となっております。なお、「再編・ネットワーク化」に関しましては、統合や再編が行われた事例はございません。このように、改革プランに基づく取り組みは一定の成果を上げているところでありますけれども、各公立病院では、今後とも引き続き、良質な医療の提供とともに経営の健全性の確保に努めていく必要があると考えております。

○坂口博美議員 引き続き総務部長に伺いますが、国は、大きく変化することが予測される将来の医療ニーズへの対応のための新しいガイドラインを示し、都道府県に対して、平成28年度内に新改革プランを策定するよう求めております。今回国が示している「新公立病院改革ガイドライン」は、前のガイドラインと比べてどう違うのか、お伺いをいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 平成27年3月に国が策定しました「新公立病院改革ガイドライン」は、基本的には前のガイドラインを引き継ぐものでありますが、先ほど申し上げました3つの改革の視点に加えまして、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点

での改革の取り組みを求めるものでございます。この新たに加えられた4つ目の視点につきましては、地域医療構想と公立病院改革は、地域において必要な医療提供体制の確保を図るといふ目的においては共通しているものという考え方に立ったものであります。地域医療構想は、民間病院も対象に含まれたものでありますので、各公立病院が改革プランを策定するに当たりましては、みずからの病院が地域医療において果たすべき役割を、従来にも増して精査をして明確にする必要があるとされているところであります。

○坂口博美議員 つまり、各病院は地域医療構想を尊重した改革プランをつくりなさいということであろうかと思えます。したがって、今後は、プランに基づいて、民間も含めた病院間での病床機能などの調整がなされることになろうかと思えます。そうしますと、県立病院の新改革プランの推進に関しましては、地域医療構想を所管する福祉保健部と病院局が十分に連携することが重要になってくると考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域医療構想は、将来における各医療機関の役割分担の明確化を図ることで、患者の病状に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制の構築を目指すものでございます。このようなことから、急性期医療を担う県立病院につきましては、特に慢性期入院患者の在宅医療等への移行を進め、病床機能とその規模について検討を行い、急性期を中心とした役割の明確化を図るよう要請しているなど、連携を図ってきたところでございます。県立病院を含め、地域の医療機関が将来担う医療機能や病床機能につきましては、各医療機関が描く将来像をもとに、今後、各地域で開

催する調整会議において協議・調整が行われることとなりますので、今後、この調整会議での議論が円滑に行われるよう必要な支援に努め、各地域において必要とされる医療が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 それでは次に、県立宮崎病院の問題について伺います。この問題に関し、私は昨年11月の議会におきまして、県の考え方には幾つもの大きな問題があるとして、これを指摘してきたところであります。今回、その設計費が提案されておりますので、その後の検討状況などについて伺ってまいります。

余りにも大き過ぎた工事費の膨張は、いまだ理解に苦しむところではありますが、お金の問題を尋ねる前に、まずは建設場所についてお尋ねいたします。今回の予算では、現病院敷地内に新病棟を建設する計画となっておりますが、この一帯は地震に弱い地盤であること、浸水の問題を初め、市街地であるため、宮崎市以外の市町村からの搬送などには時間的に大きく不利をこうむること等々、幾つもの問題点がありました。これらの問題点について、病院局長に改めて御認識をお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 御指摘のとおり、現在地での新病院建設は、洪水による浸水、地盤強度など、災害時の対応において課題があると認識をいたしております。しかしながら、今から別の場所で移転建設を進めた場合、場所の選定や用地取得、土地の造成等も行う必要がありますことから、10年程度の時間を要することが見込まれるところであります。一方で、現病院につきましては、老朽化が進んでおり、施設面の機能に支障を来すなど、現状のまま利用しますと、施設が数年程度しかもたない状況となってきているところであります。したがって

して、現施設が維持できる数年のうちに建設可能な場所として、現地での建てかえを選択しているところであります。

○坂口博美議員 つまり、今の病棟は、移転して建てかえるまでもたない可能性がある。そうすると、県民の命にかかわる重大事であるので、現在地にしたということは今言われたのだと、そういう解釈でよろしいんですかね。そういう解釈で大丈夫ですね。

そこで、建物などの用地選定に際しては、地震波の増幅率を考慮することが大切であるという話を、熊本地震の後よく耳にするようになりました。そこで、表層地盤増幅率について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 震源地で発生しました地震の波は、地盤を通過して地表に達し、揺れを発生させます。やわらかい粘土層などの地盤であれば、波は増幅され、地表ではより大きな揺れとなります。表層地盤増幅率は、この揺れの増幅する割合を示した数字で、大きいほど揺れやすい場所であると言われております。

○坂口博美議員 文部科学省所管の防災科学技術研究所が全国の表層地盤増幅率を公表していると聞いておりますけれども、県立宮崎病院及び宮崎西インターチェンジ付近の数値というのはどの程度になっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 現在公開されているデータによりますと、県立宮崎病院付近では1.8程度、宮崎西インターチェンジ付近では1.2程度となっております。

○坂口博美議員 そうなりますと、例えば、日向灘で巨大地震が起こって、それによる地震波が、増幅率1.8程度の現病院地点と1.2程度の宮

崎西インター付近地点とに、同じ条件で入射したときに、各地点の揺れの強さ、揺れる時間の長さなどはどの程度違ってくるのか、それに係る影響の違いを含めて、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(田中保通君) 表層地盤増幅率でありますけれども、これ以外の条件が全て同じである場合は、現在の県立宮崎病院付近は、宮崎西インター付近と比べて約1.5倍程度揺れやすいものと考えられます。南海トラフ地震の震度想定では、こうした状況等を踏まえまして、現病院付近で震度6強、宮崎西インター付近で震度6弱から6強が想定されているところでございます。以上です。

○坂口博美議員 病院もそうですけれども、西インター付近でも6強の地点もあると想定されるという答弁でありました。あの付近には増幅率が1.6ぐらいのところもあるんです。だから、その揺れの強さを言っているんじゃないかなと思います。いずれにせよ、揺れやすさが1.5倍になるということでもありますので、現在地での建てかえには、地盤の改良、躯体の強度確保などのために費用をより多く要することになるのではないかと考えますが、県土整備部長に御見解を伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 表層地盤増幅率が大きい場所ほど揺れが大きくなりますので、これに対応する耐震性を確保するためには、一般的に建設費は高くなるものと考えられます。

○坂口博美議員 では次に、病棟の構造について伺います。今回の設計では井型構造を採用されました。狭い敷地での建設であり、ワンフロアに4病棟入れるという考え方は合理的であり、その点は評価すべきであると考えます。し

かしながら、この構造では、凹の部分と凸の部分との接合部、つまり、ちょうどかぎになる部分には、地震などによる揺れの力は、ほかの部分に比べ、より複雑、そしてより強力に働くこととなります。したがって、当然、それに対応する強度が必要となります。さらにまた、このかぎの部分と対角となる病室、かぎの内側、病室の部分ですね。ここには、鉄骨づくりでありますと全くお日様の光が入らない、一日中真っ暗。ですから、その対策としては、ここを隅切り角にして、プラスチックでは劣化しますから、ガラスを使うしかないわけあります。ガラスとなりますと、宮交ボタニックガーデン青島の例からもわかりますように、曲げや引っ張り、あるいはねじれや打撃などには極めて弱い建材であります。ですから、大きな地震に耐えるには、それなりの構造を必要とし、これが工事費圧縮への制約条件になろうかと存じますが、病院局長の御見解をお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 今回の井型構造での病棟計画であります、現在地での建てかえ整備を行うに当たりましては、合理的な計画であると判断いたしまして採用に至ったものであります。しかしながら、御指摘のとおり、井型構造にすることによりまして、構造材や窓の部材等について地震に対する強度を考慮する必要があり、工事費圧縮においては課題であるというふうに考えております。新病院の整備は、時間的制約がありますことから、今後の実施設計において、御指摘の点を十分に検証しながら進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 井型を採用されたのは、病院敷地が狭い、だから4フロア入れるにはその形しかないからという、極めて消極的な理由から

だと理解します。

185億円としていた工事費が、316億3,000万円と171%にまで膨張したわけであります。県はその理由を、物価の高騰や労務費の高騰によるとされておりますが、例えば、今、宮崎市郡医師会が取り組んでおります病院建設、この病院につきましても、県が予定しております病院と比べ、フロア面積も病床数もちょうど半分くらいの規模であります。そして、これらの建設については、まだ基本設計の段階ではありますけれども、工事費を約130億円と見込んでおります。そしてまた、財団法人建設物価調査会によりまして、建設物価・建築費指数は、鉄筋コンクリート造ではあります、病院については、平成23年平均を100としますと、ピークが平成27年の年間平均113.6となっております。そして、その後は下降傾向で、平成29年1月が111.8となっております。これらに照らし合わせますとき、171という数字は論外だと断ずるしかありません。申し上げましたように、半分の規模の市郡医師会病院を2つ建てると考えれば260億円となります。316億円との差は56億円となります。ただし、先ほど申しましたように、物価調査会資料での平成23年4月と29年4月との比較では、鉄筋が85%まで値下がりしているのに対しまして、鉄骨は99%とほぼ同額でありますので、これを先ほどの指数111.8を仮に120にスライドさせてみましても222億円にしかありません。これだと94億円もの差となります。どう考えてもこの金額は話にならないわけでありまして、これらを参考に設計すべきだと思います。そうなりますと、今回、幾ら少なくとも50億円以上の圧縮は可能だと考えます。病院局長に、我々が議案の可否を行うに際しての判断材料になるよう、ここでその目標圧縮額を私ども議会

に示されることを求めます。

○病院局長（土持正弘君） 再整備に係ります工事費用について、基本構想の段階で185億円と見込んでおりましたが、基本設計を終えた段階で316億3,000万円に拡大したことから、議会を初め、県民の皆様に大変御心配をおかけいたしまして、改めておわびを申し上げる次第でございます。

御指摘のありました建設物価の上昇の状況や他病院の建設費を見ましても、今回の再整備の工事費用につきましては、大幅なコスト縮減を図っていかねばならないものと考えております。今後、実施設計を進める中で、建築内装や設備の仕様、既存施設の改修内容等の見直しや、コンストラクション・マネジメント業務の導入を行うことによりまして、入札等も含めた最終段階で50億円程度の縮減を目標に、再整備を進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 それは可能だと思うんです。少なくとも50億は。

では、知事にお伺いします。今、病院局長が工事費の目標圧縮額を50億円と提示されたわけですが、これに対して知事はどのような御認識をお持ちか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民のとうとい税金を預かって事業を進めておりますので、常に、最少の経費で最大の効果を上げる、そのような努力を重ねていくことは大変重要であると考えております。この再整備に要する経費の削減につきましては、建てかえ後の病院経営にも大きく影響する重要な課題であると考えております。今後の実施設計の策定や建設工事等の発注・施工に当たりましては、関係部局連携のもとに、病院局をしっかりバックアップしまして、この目標額の達成に向けて取り組んでまいりたいと

考えております。

○坂口博美議員 ぜひともよろしくお願ひします。316億というのは想像もつかない金なんですけど、どれぐらいかなと思っでいろいろイメージしました。定規で横幅をはかったら、一万円札は16センチあります。それで割りますと、横つなぎにずっと一万円札をつないでいったとき、316億は506キロになります。それを物差しですずっとやったら、大阪の堺市まで直線で届きます。今の目標の50億、いや31億、失礼しました。工事費316億円の約1割、31億円がどれぐらいになるかなと思っで、今度は10号線をずっと上らせましたら、県の畜産試験場の川南支場、ここまで一万円札ですずっと10号線をつないでいく、こんなお金なんです。1万でも2万でも節約をしなきゃいかんときに、これだけの余力があるような設計です。でも、選ばれたんだから、これはもう仕方がない。ぜひ全力でこの節減に取り組んでほしいということを、改めて、重ねてお願いしておきます。

次に、診療報酬に関してであります。医療分野における民間情報提供企業、株式会社日本アルトマークによりますと、一般病棟で7対1基本料を算定している病院数及び病床数は、2016年6月1日時点では1,540病院の36万3,222床であったものが、半年後の11月1日時点では1,519病院、35万7,117床へと減少しており、これは、6月1日以前の半年間における減少病床数4,049床を、その後の半年間では50%以上も上回る減少となっております。医療機関や医師の偏在、看護師不足の常態化、年々大きく膨張する社会保障費、これらを背景に、その改善のための取り組みの大きな対象の一つが7対1算定病床の減少にあると考えております。本来、重症度の高い患者への高度な医療を提供す

べく設けられた7対1配置であります。当初、国の目算では、必要病床数を全国で4万床程度と見込んでいたようであります。しかしながら、現在、全国で36万を超える病床が7対1算定となっており、これを是正するため、厚生労働省は、診療報酬改定時に見直される看護必要度評価につきましても、そのたびに重症度などいろんな評価項目や定義などを追加し、どれだけの看護師を必要とする病院なのかということを数値化して、7対1看護などの認定基準を厳格化してきております。そして、その方向はますます厳しいものとなり、来年度行われる医療と介護報酬の一体見直しなどでは、さらに強力な政策誘導がなされるものと思います。知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 来年度の診療報酬・介護報酬の改定につきましては、いまだ具体的な情報はありますが、先般、閣議決定をされました「骨太の方針2017」において、その考え方が示されたところであります。これによりますと、次期改定につきましては、これまでの診療報酬の改定内容を検証するとともに、病床の機能分化・連携をさらに後押しするため、報酬水準や入院基本料のあり方などの検討を行うこととされております。現在、国では、平成28年度の改定において要件が厳格化されました、一般病棟7対1入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の基準見直しの影響等について、調査がなされているところであります。今後は、この調査結果等を踏まえ、急性期から回復期への転換などを目指す地域医療構想の実現に資するよう、必要な改定が行われるものと考えております。

○坂口博美議員 本当にそうなんですよね。「骨太の方針2017」ですが、例えば「社会保

障」の項で、地域医療構想の実現などについて、このようなことを書いております。「病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」。それから、こんなものもあります。「病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める」。県の責任でしっかりとこれは達成させる。だから、県はまず模範を示す必要がその前に出てくると思うんです。そしてまた、平成30年度の診療報酬、介護報酬見直しに関しては、次のような文言があります。「地域医療構想の実現に資するよう病床の機能分化・連携を更に後押しするため（中略）、報酬水準、算定要件など入院基本料の在り方や介護医療院の介護報酬——新たに始まるものですね——・施設基準の在り方等について検討し、介護施設や在宅医療等への転換などの対応を進める」とあります。これからも、今回の医療改革に係る国の姿勢というのは、かなり厳しくてかたいものを感じられます。

そこで、宮崎病院の経営に関してお伺いいたします。この7対1看護の認定につきましては、1つには、今申し上げました重症度、医療・看護必要度の評価点数が一定以上となる患者の割合が、患者全体の中の何割以上あることなどの条件が求められると聞いております。そこで、宮崎病院における急性期以上の患者割合を見ますと、38.9%となっており、これは、宮大医学部附属病院や宮崎市郡医師会病院よりかなり低い数字となっております。もし宮崎病院の7対1算定が認定から外れ、仮に一段階低

い10対1認定にでもなると、入院患者1人当たり収益は日額で3,000円も減少し、先ほどの単年度黒字を決算できるとする県の見通しは、その途端に、同じ年度で年間5億円余りの赤字へと、3億プラスから5億マイナスへと変わります。したがって、7対1算定維持を堅実なものとするためには、看護必要度の高い患者割合をさらに高める方策が求められています。そして、これを実行することは、回復期、慢性期の患者のより自宅に近い医療機関への転院へとつながり、患者や家族の負担が軽減されるとともに、宮崎病院が急性期医療により一層特化できることで、医療スタッフの負担軽減にもつながり、患者に対する医療の質が向上することは明らかであります。それがために、宮崎病院にはさらに病床数を減らすことが求められようかと察しますが、病院局長の病床数に関する御見解をお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 新病院の病床数につきましては、基本設計の段階で、現病院の稼働病床535床から、ICUなどの高度急性期病床を18床の増、その他のいわゆる一般病床を38床の減、精神病床を7床の減、感染症病床を2床の増で、差し引き合計25床減の510床で計画をしているところであります。しかしながら、昨年10月に策定された地域医療構想では、入院患者数が2035年ごろまで上昇する一方で、医療機能の分化と連携により、病床数は過剰になるとの推計が示されたところであります。これを踏まえ、今回の補正予算案の提出に当たりまして、一般病床をさらに20床削減し、全体として稼働病床数を490床として再整備を進めてまいりたいと考えております。これにより、御指摘のありましたとおり、病院では、今まで以上に急性期医療に集約することで医療の質が高まると

ともに、今後の診療報酬の改定等を踏まえ、7対1入院基本料の継続が可能となるなど、病院経営の健全化が図られるものと考えております。また、民間医療機関との連携を深めることによりまして、回復期等の患者が身近な医療機関に転院することで、患者や家族にとりましても、入院に対する負担の軽減につながるものと考えているところであります。

○坂口博美議員 減らすということが、結果的には、医療福祉の面から見て県民のためになる、いわば発展的削減でありますことから、ぜひこれは真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

ところで、病床をある程度減らすということになりますと、当然、必要な面積も少なくなります。建物の形状も一部見直しができるのではないかと考えますが、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（土持正弘君） 御指摘のとおり、病床数を減らすことによりまして、基本設計から20床分のスペースが生じることとなりますが、このスペースにつきましては、災害時に使用する諸室として、通常時は、医師や看護師等が実技による研修を行うことのできるシミュレーションルーム等として有効活用できるよう、計画の見直しを行ってまいります。これにより、抜本的な計画の変更を伴うことなく、効率的な整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○坂口博美議員 面積を減らすことは、ちょっと考えられないということだったかと思うんですけど、今のお話から考えると、そうかなと思うんです。ただ、災害時におけるトリアージのスペース、これは拠点病院として絶対必要なわけですから、被災病院からの患者の受け

入れスペース、これらは必要ですね。このためのスペースが、基本設計書のどこを見ても見出せなかったんです。だから、この設計書は欠陥設計だなと個人的に思っていたんですけども、あいたスペースをそこに使われるとなれば、欠けていた分をこれで補完できるかなと。ただ問題は、トリアージとなると、どの部屋でやるか。1階が一番いいんですけど、じゃ今の構造で1階がそれに使えるかということ、あくのがどこかというのがちょっと微妙ですけども、ぜひ実施設計の中ではそこらを、災害時拠点病院としての機能を重視した設計にしてほしい、変えるところは思い切って変えてほしいと思います。

新病院開院後の収支計画ですけれども、開院6年目の平成38年度からは、申し上げましたように、減価償却後の単年度決算の黒字を見込んでおられます。そして、この内訳を、入院については年間延べ患者数を、平成28年度から1万1,870人増の16万6,933人、患者1人当たりの収益を、同じく9,552円増の6万7,874円としておられる。外来については、患者1人当たり収益を、平成28年度の1万5,238円より4,001円も伸びて1万9,239円にもなるとしてありますが、達成見通しとその根拠について、病院局長に伺います。

○病院局長（土持正弘君） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの災害対応でございますけれども、今の計画でも、講堂と廊下等を使いまして、災害時には相応の患者を収容できるような、必要な配線とか配管等をやることになっております。それにも増して、さらに、議員御指摘のとおり、災害対応の重要性から、そこを充実していくというふうに考えているところでございます。

それから、新病院開院後の収支計画における診療収益でございますけれども、御指摘のありましたとおり、患者1人当たりの診療単価と年間の延べ患者数の見通しを、入院と外来ごとに推計して算出しております。推計に当たりましては、現行の患者数と診療単価をベースに、地域医療構想等における将来推計患者数の伸びや、病院機能の充実が図られること等に伴う単価の伸びを勘案して算出しているところであります。収支計画につきましては、現在見込み得る範囲内で想定し作成しておりますことから、将来に向け不確定な要素もございます。例えば、今後の国の医療費削減政策に伴い、診療報酬改定での算定基準の厳格化も予想されるほか、地方における医師、看護師等の不足が今後も見込まれる中、医療機能の充実を進めていく上で、いかにスタッフを確保していくかなどさまざまな課題も多くありますため、見通しが甘いのではないかと御指摘もあろうかと存じますが、今回お示しいたしました病床数の削減等により、これらの課題の解決と計画の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。患者をふやすということになると、どうしても、言われましたようにスタッフが必要で、特に麻酔科医とかベテラン外科医、看護師、ここの確保というのは大変だろうと思いますので、ぜひ真剣が上にも真剣に、慎重が上にも慎重に検討を重ねていただきたいと思います。先ほどの「骨太方針2017」を見ましても、今後の病院経営は相当厳しくなる感じがしますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そこで、在宅医療等について伺います。一般病棟入院基本料を算定している病院のうちで、地域包括ケアを算定している病院の割合

は、2016年時点でありましたが、最も高いのが鳥取県の71%、次いで秋田県、島根県、石川県ときて、5番目に高いのが岡山県の50%であります。そういった中で高齢化先進県の本県を見てみますと、26%と全国下位に位置しております。地域医療構想を踏まえ、今後の地域包括ケア病棟整備の見通し、並びに在宅医療及び地域包括ケアシステムの取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域医療構想では、効率的な医療提供体制の構築を図るため、急性期から回復期への転換など病床機能の明確化や、慢性期入院患者の在宅医療等への移行を想定しておるところでございます。このため、今後、医療機関においては、回復期の役割を担う地域包括ケア病棟などへの転換が進むものと考えられまして、県としましては、地域医療介護総合確保基金による支援も行っていくことから、今後、地域包括ケア病棟の増加が見込まれるものと考えております。また、地域包括ケア病棟は、入院患者の在宅復帰の支援、それから在宅介護時の緊急時の受け入れなど、地域包括ケアシステムを支える役割を担うものでありますことから、県といたしましては、今後の地域医療構想調整会議の議論なども踏まえながら、当該病棟を初めとする病院や在宅医療を担う機関、介護事業所間の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。今、病院局長が答えられましたように、みずからも病床数、身を削るわけです。そして、範を県が示すわけです。それから、申し上げましたように骨太方針、知事の権限がかなり強く調整能力を発揮できるような法制がまたなされるん

じゃないかなと思います。ですから、今の答弁にありましたことは、県が調整をして、とにかく病床機能、病棟機能を移転させなければならぬわけですから、ぜひとも全力で取り組んでいただきたいと思います。基金についても、申し上げましたように、具体的な事業計画を策定した都道府県に対してたくさん配分しますということだから、これがおくれたら、基金は絵に描いた餅になってしまうんです。そのところ肝に銘じて調整をやってほしいということをお願いしておきます。

これまで幾つかの重要な論点について議論してきたんですけれども、今回の県立宮崎病院再整備について、地域医療を預かれる立場として、改めて知事の御認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院の再整備につきましては、今るる議論があったとおりでございます。事業費が当初の想定から大幅に増大をし、議会や県民の皆様にも多大な御心配をおかけしておりますこと、またその報告がおくれるなど、丁寧な説明が行えず、執行部と議会との信頼関係に水を差すようなことになったことに関しまして、改めておわびを申し上げます。

また、再整備の場所の検討につきましても、今御議論がありました整備スケジュールの関係もあり、現在地を中心にしながら、それを前提とした議論となってしまったことにつきまして、遺憾に思っているところであります。今回、基本設計における事業費の増大を契機としまして、立地場所、建物構造等につきましてさまざまな御意見をいただきました。この御意見に対し真摯に検討・協議をさせていただきましたが、このことにより、この整備計画が、さまざまな角度からさらに吟味を重ね、よりよいも

のとなったのではないかと考えておりました、感謝申し上げますところであります。

県立宮崎病院を本県医療の中核として整備し、安心・安全な県民生活を確保していくという思いは、私ども共通の思いであろうと考えております。今後とも、いただきました御意見を踏まえまして、整備計画の充実を図りながら事業を迅速に進めてまいり所存でありますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○坂口博美議員 ぜひともよろしく願いしておきます。ずっと言い続けてきていますように、現在地での建てかえというのは、私からは、世辞にもいい選択だったとは言えないわけでありまして。しかしながら、先ほどの病院局長の答弁では、移転となると、県民の命への時間的なリスクが生じ得るという説明でありました。そうなりますと、建設場所を移転することについては、その説明を超えてまで指示できる道理はあるわけがないんです。命より重いものはない。ですから、あるわけはないわけでありまして。時計の針の逆回りというのはない。だから、前の時点、時間的な余裕があるという時点に戻ることはできないんですけれども……。

もし現地が更地にできたならという前提で申し上げたいと思います。日本放送協会（NHK）では、2015年から2017年までの営業目標として5つの重点方針を定め、その1つに「地域活性化への貢献」を掲げております。そして、その方針に従って、例えば熊本放送局であります。賑わい創出をコンセプトといたしまして、平成24年に局舎の建てかえに着手をして、つい先日、6月5、6日ごろだったと思うんですけれども、新局が開局をいたしました。それから、佐賀放送局ですけれども、地域のみなさまの交流拠点をコンセプトといたしまして、平

成31年度の開局を目指して今事業が進んでいます。古いのは、大分局であります。平成10年に大分市のランドマークタワーとして開局をし、今、大分市内で最も高い建物となっております。年間180万人が訪れる局として地域に貢献しております。その後も、北九州局、鹿児島局、沖縄局と建てかえが続き、地域と一体となって、地域文化の向上・発信、地域経済の活性化などに大きく貢献されております。もちろんであります。これらの局舎は全て、大災害時にも責任を持って国民の命・財産を守る、この責任はしっかり果たすということで、耐震補強がなされた建物であります。

仮に、仮にですけど、現地が空き地となつてスペースがあいた。ここにNHKが進出してくれたならどうなるだろうということを、目をつむり思いをめぐらせるときに、多くの人たちが買い物袋を手にして笑顔で道を行き交っている、疲弊し切っていた橋通りを初めとする中心街は活力に満ちあふれている、そういった光景が私には浮かぶのであります。これは自分の期待するところかもしれません。このような夢を県民とともに描いて、そういった条件をしっかりと整えながら、片づけながら、そこに何かをつくっていく、これが政治であろうと思います。知事が大きく求められるべきところがこれだと感じております。

今回、用地選択への時間が不足するに至った原因、これは知事の決断のおくれによるところが大きいと言えらると思います。ただ、今回、知事はこれを真摯に受けとめられて、そういった姿勢を幾度も示されております。重ねてここでまた申し上げるには、いささか心苦しいものもあるわけでありまして、今回の反省をこれからは活かしていただきたい、一層御尽力を賜り

たいと思います。そしてまた、私どものためにも、NHKには、これからでも、しっかりしたものを建てて、宮崎の生命・財産を守ってほしい、地域に貢献してほしいということを訴えながら、今後頑張ってくださいことをお願い申し上げます。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、社会民主党の岩切達哉であります。傍聴の皆様には、県議会並びに県政に対する関心を持っていただき、感謝を申し上げます。執行部におかれましては、午前の緊張が解けたところと思いますけれども、私も県民の声を集めて臨んでおりますので、明確で県民に届く答弁をお願いし、一般質問に入りたいと思います。

経済学者、暉峻淑子（てるおかいつこ）さんという方が「豊かさとは何か」という本を発行されたのは、1989年であります。四半世紀も前に、当時、世界一に輝いていた日本経済の中で生活する私たちには、ゆとりも豊かさも実感がないのではないか、何か間違っているのではないかと世に問うものであったと思います。私は、私たちの生活する地域の美しさ、風景から感じる癒やし、郷土への愛着と誇りなど、計量・計測できないものではあります。これからの豊かさ、新しい豊かさとして、とても大事にされ

なければならないと考えます。

さきの議会で制定した「美しい宮崎づくり推進条例」には、その前文で「地域にある身近な景観の価値を改めて認識し、県民共有の財産として美しい宮崎の景観を守り、創り出し、又は生かしていく取組をたゆまず推進していかなければならない」とあります。また、基本理念では「良好な景観が県民共有の財産である」と書かれています。この条例は、河川や海岸、沿道修景に限らず、農村風景や森林づくり、町並みや文化的・歴史的景観まで含んで、美しい景観を守ろうというものであって、まさに、「美しい宮崎づくり推進条例」は、「新しいゆたかさ」を県内各地でつくり出す、再認識させる条例になっています。

今日、閉塞感漂う日本経済の中で、価値観を転換させるこの挑戦は、ぜひ成功させる必要があります。そのためには、この取り組みは全庁的に取り組まれる必要があります、いわゆる人・物・金というものを特に注入していく必要があると考えます。今年度、条例に基づく具体的な取り組みを示す推進計画をつくと伺っております。ついては、知事は、未来を築く新しい豊かさに挑戦する知事として、美しい宮崎づくりにどのような姿勢で臨まれるか伺います。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。美しい宮崎づくりについてであります。

本県では、緑豊かな山や川などから成る美しい自然景観や、地域の方々の暮らしとともに育まれてきた農山漁村の景観、地域の歴史や伝統文化が織りなす景観など、多様な景観が先人たちによって受け継がれてまいりました。私は、このような地域固有の景観を生かすことが、議

員御指摘の「新しいゆたかさ」の実現には欠くことができないという思いから、「美しい宮崎づくり推進条例」の制定を行ったものであります。

美しい宮崎づくりを実現するためには、良好な景観を県民共有の財産として守り、つくり出し、活用していくという3つの視点を持ち、市町村、県民、事業者の皆様と一緒に魅力ある地域づくりを進めていくことが大変重要であると考えております。今後とも、世界に誇れる美しい宮崎を次世代に引き継いでいくという強い思いを持って取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 つきましては、美しい宮崎づくりにかかわる具体的な事例について伺いたいと思います。県土整備部長に伺います。宮崎の観光シンボルとなっております青島、その入り口付近から少し南に下ったあたりに新たな駐車場が整備されておまして、そこに向かって観光客が車道にはみ出しながら歩いている様子を私は見ました。このエリアには、十分な広さを持つ歩道を整備して、観光地として整備・磨き上げが必要と考えております。このように、すぐれた景観を有する観光地の環境整備などは、推進計画の中でどのように取り組む課題としていくのか、お聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 青島では、南国情緒あふれる景観を生かした県による宮交ボタニックガーデン青島のリニューアルや、宮崎市による青島ビーチパークの整備などの取り組みが、にぎわいの創出につながっているところであります。こうしたすぐれた景観を有する観光地において、景観の磨き上げはもとより、訪れる人々が心地よく、そして安心して楽しむもらえるような環境整備を進めていくこと

は、大変重要な課題であると認識しております。県といたしましては、こうした課題につきまして、推進計画を策定する中で、関係団体や地域の方々などからも幅広く意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 重ねて伺いたいと思いますけれども、過去の質問でも青島バイパス、何度か取り上げております。幹線道路の草刈りということでお尋ねしますが、観光地に行くまでの道路が草ぼうぼうということでは魅力が下がってしまいます。魅力ある風景を守るためには、草刈り頻度をふやすなど対策を必要とすると思いますけれども、今後どのような対策ができるでしょうか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県では、これまでに沿道修景美化条例のもと、観光地につながる路線などにおいて、適宜、草刈り等の植栽管理を実施してきたところであり、また、県内各地の道路において、地域の方々に行っている草刈りや花植えの活動を支援するなど、県民の皆様とともに、良好な道路環境の創出と保全に努めているところであります。

さらに、ことし3月に策定しました沿道修景美化基本計画に基づき、観光上重要な路線などについては、魅力向上につながるよう植栽のリニューアルを進めるほか、草刈りの回数を見直しを行うなど、メリ張りのある維持管理に取り組んでいくこととしております。今後とも、「美しい宮崎づくり推進条例」における重要な施策の一つとして、おもてなしの心を持って、沿道美化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 次は、環境森林部長にお尋ねしたいと思います。県民の憩いの地となっております芝生の敷かれた公園というのがあちこち

にございまして、実は1人当たりの都市公園面積が宮崎は全国第2位の広さであると、このように伺っておりますけれども、その芝生に、外来植物でメリケントキンソウというとげを持つ植物が最近、特に目立っております。公園を利用する特に幼児さんなど、とげが刺さると大変だと、このように思っております。美しい宮崎づくりということの中で、このような危険な外来植物への対応を行って、安全で利用しやすい景観となる公園を維持するべきだというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○環境森林部長（川野美奈子君） 日本におきまして生息・生育しております外来の動植物につきましても、わかっているものだけでも2,000種を超えていると言われております。このうち、人に危害を与えるものや自然環境に影響を及ぼすなど特に注意が必要なものにつきましても、県のホームページやマスコミを通じた注意喚起を行っておりますほか、市町村に対して文書による駆除の依頼を行っているところでございます。

御指摘のありましたメリケントキンソウは、5月から6月にかけて果実にかたいとげを持ち、触れると肌に刺さって危険でございます。このため、県のホームページやマスコミを通じた注意喚起に加え、市町村に対し広報への掲載を依頼するなど、時期を捉えた情報提供を幅広く県民に対し行っていきますとともに、施設の管理者等に対して適切な駆除を行っていただきますよう要請していくこととしております。今後とも、本県の豊かな自然環境の保全に努め、美しい宮崎づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 宮崎県には、経済的な豊かさ、またお金にかえられない価値、その両方が

調和した「新しいゆたかさ」を実現できる大きな可能性があると思います。おっしゃるとおりの先駆的な取り組みとなる「美しい宮崎づくり推進条例」、ぜひ成功させていただきたい。そのような取り組みを要望させていただきたいと思っております。

続いて、福祉の課題について伺います。まず最初に、手話言語条例について伺いたいと思っております。

私たちは日常、日本語を使いますが、これを国語として、小中高と一貫して読み書きを学びます。知事も御存じのように、手話は、特別支援学校における教科としては位置づけられておりません。もちろん学校内で日常的に手話を使ったやりとりはなされております。ですから、手話は使いますが、その授業はない、そういうスタイルになっています。手話は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」、さらには障害者基本法においても、言語として認められた存在でありますけれども、そもそもその授業はない、そういう現実がございます。

河野知事も参加する「手話を広める知事の会」参加41都道府県のうち、現在、13府県が手話言語条例を制定し、2道県が制定に向けた協議会を設置するなど、積極的な取り組みが進んでおります。さらに、11県で、国の動きを待つということではない動きがあるというふうに把握いたしました。全部合わせて26都道府県になります。

これまで、日高博之議員、後藤哲朗議員が質問されておりますけれども、それぞれの議員が質問された時期に制定していたのは、3県、さらには9県ということではございましたけれども、現在、年度変わって13府県にふえました。

恐らく、今年度中には20を超えるのではないかと私は思っております。県内の聴覚障がい者団体では、強い期待を持って県の動きを待っているところでもあります。このような状況を踏まえて、宮崎県は国の動向を見守る姿勢であるのか、改めて知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私も、毎年障がい者スポーツ大会の開会式の挨拶は、少し手話を交えて話したりすることがありますが、手話は、聴覚に障がいのある方々が社会に参加し、自立した生活を送るための重要なコミュニケーション手段であると認識しております。このため、昨年4月に制定しました「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」において、手話を言語として位置づけるとともに、今御指摘がありました、昨年7月に設立されました「手話を広める知事の会」に私自身も参加して、そのための取り組みを進めているところでもあります。

最近、条例を制定した県におきましては、手話だけでなく、点字や要約筆記など幅広い情報伝達手段を盛り込むなど、新たな流れも出てきているところでもあります。このため、引き続き、国や他県の動向を注視しつつ、各障がい者団体はもとより、市町村や民間事業所など、さまざまな方々の御意見を伺いまして、手話だけでなく、他の情報伝達手段も含めた条例制定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 当事者団体の思いも十分聞いていただいて、後発ということにはなりませんけれども、最後に追いつくということではない立場で、宮崎県、この思いに添えていただけたらと、ぜひ実現を改めてお願いしておきたいと思っております。

福祉の課題、次は高齢者の課題でございます。

成年後見制度における——首長と呼んだほうがわかりやすいかもしれませんが——市町村長の申し立ての状況、後見人選定までの対応、この2点について伺います。高齢者の権利を守るためには、積極的な後見制度の活用が期待されておりますけれども、虐待が絡む場合や身寄りがない場合など、適当な後見人がいない場合、市町村長が後見人選任の申し立てを行うよう求められております。県内の申し立て状況はいかがでございますでしょうか。また、選任まで時間がかかります。裁判所の選任までの間に発生するさまざまな契約や金銭管理等の課題についてどのように対応されておるか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 家庭裁判所の調査によりますと、平成28年の本県の成年後見制度における申し立て件数は365件、このうち、市町村長の申し立て件数は100件となっております。また、申し立てから後見人が選任されるまでの間の対応についてであります。身体的虐待、経済的虐待などが懸念されることから、市町村によっては、必要に応じて、御本人の施設への仮入所措置ですとか、金融機関の口座を停止し財産保全を図るといった支援を行っているところでもあります。

○岩切達哉議員 高齢者支援に関して、弁護士、社会福祉士から成る高齢者虐待対応専門職チームというものがあまして、その活用が期待されますけれども、県としては、高齢者虐待対応専門職チームをどのように位置づけられておりますでしょうか。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 高齢者虐待防止法では、市町村が高齢者虐待への対応につい

で第一義的に責任を持つというふうにされておりますが、市町村の担当者によっては、対応に苦慮する事案というのも見受けられるところでございます。このため県では、県社会福祉協議会に高齢者への虐待対応に関する相談窓口を設置するとともに、市町村の求めに応じまして、高齢者虐待に精通した弁護士、社会福祉士から成る高齢者虐待対応専門職チームを市町村に派遣しているところであります。

具体的には、ケース検討会議などにおきまして、専門職の視点と発想で、弁護士からは法的な考え方や処理方法について、また社会福祉士からは虐待対応の実践方法について、客観的に助言することで、実効性のある役割を果たしているものと考えております。

○岩切達哉議員 重ねて高齢者問題なんですけれども、高齢者がついの住みかともなる場として、今、有料老人ホームが大変ふえております。その数は本当に増加しております。最近ようやく、無届けというか未届けの有料老人ホームも解消し、いろんな支援ができるようにという動きが始まったばかりだと認識しております。そのような有料老人ホームを含め、高齢者施設における第三者評価というものが必要だと思っておるんですが、その受審状況と受審を促進する取り組みというのは、県としてどのように対応されておりますか伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉サービス第三者評価制度は、事業者の提供するサービスを、専門的かつ中立的な立場から第三者評価機関が評価を行うことにより、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果の公表によりまして、サービス選択に役立つ情報を利用者に提供する制度でございます。

高齢者施設については、現在、特別養護老人

ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームがこの評価制度の対象となっており、これまでの受審数は6施設となっております。県としましては、この評価制度による高齢者施設の受審促進を図るために、県内各地での制度の説明会の開催や、実施した施設に表示する受審マークの作成・配付等により、事業者等に対する普及啓発に努めているところでございます。

なお、この評価制度の対象となっていない有料老人ホームにつきましては、事業者で構成する団体独自の評価事業があると伺っております。

○岩切達哉議員 介護保険制度の改正というのがありますけれども、高齢者福祉のありようは、高齢者の増加という中で大変注目されておりますので、権利擁護、そしてまた、利用される施設への適切な県の関与と伺いますか、そういったものが行われて、住みよい宮崎になっていくように、高齢者の権利擁護にお努めいただきたい、そのようにお願いしておきたいと思っております。

続いて、今度は子供の問題でありますけれども、子供のアレルギーへの対応であります。

保育所・幼稚園など就学前施設、または小学校などのような就学後の学校給食において、除去食、また代替食ということで、アレルギーへの対応をいただいていると思っております。昨年6月にも井上議員の質問がございました。そのような対応をされておりますけれども、これは、実は東京で、給食を食べてアレルギーで死亡事故がありましたので、その後、対応に慎重を期していると、こういうふうに向っております。

ただ、それぞれの子供たちがいる施設では、毎年毎年、子供は入れかわるわけですし、子供

子供でアレルギーも違う、反応の程度も違うということで、大変苦慮されていると伺っております。その問題について、福祉保健部としては、所管の施設、保育所やこども園、その他児童福祉施設にどのように支援を行っておりますでしょうか。施設の大変さに応える支援というものが行われているか、お尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 食物アレルギーを有する子供は年々増加傾向にありまして、子供たちの健康や命にもかかわる問題でございますから、保育所など児童福祉施設で給食を提供する際には、細心の注意を払いながら対応されているところでございます。このようなことから、県としましては、各児童福祉施設に対しまして、国のアレルギー対応ガイドラインや食事の提供に関する通知、こういったものの周知を図るとともに、施設職員を対象とした研修会におきまして、食物アレルギーによる事故防止のための具体的な取り組みについて指導を行っているところであります。

また、保育士等のキャリアアップ研修の一つとして、専門講師によります食育・アレルギーに関する研修に今後取り組む予定としております。なお、栄養士の指導のもと、食物アレルギー等への対応を行っている保育所や認定こども園などには、運営費の加算措置を行っているところであります。

○岩切達哉議員 運営費の加算があるということは、大変さに対応しているというふうには受けとめさせていただきたいと思いますが、本当に大量につくって大量に食べさせるというだけでは済まない時代でございますので、手数もかかりますが、ぜひ一層推進していただきたいと思っております。

続いて、学校の問題でございますけれども、学校でのアレルギーという問題は古くて新しい課題で、対応する必要がある子供の数、比率が上昇しているということは間違いないであります。教職員は、正しい理解と保護者との緊密な情報交換、さらには人にはそれぞれ違うところがあるのだという理解、いわゆるアレルギーを原因として、子供間においてのいじめの対象になるということがないように進めていかなければならない、そういう対応が必要であります。学校内で、かかわる職員や教職員のアレルギーに係る研修はどの程度進められておりますでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 学校におきましては、教職員を対象に、食物アレルギーに対する正しい理解や緊急時の対応についての研修が行われております。また、各調理場におきましても、調理員が安全な対応食を提供できるよう、各種研修が行われているところであります。

県教育委員会でも、毎年、栄養教諭等が一堂に会する研修会や、全ての共同調理場の所長が参加する連絡会などを通しまして、最新の情報や適切な対応方法等について説明を行っているところであります。食物アレルギーは、命にかかわる極めて重要なものであるとの認識のもと、今後とも、市町村教育委員会や関係機関等と連携を図りながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 アレルギー一つとっても命にかかわる問題としてしっかりと学んでいただかなければならない、そういうような状況であります。そのようなたくさんの方のことをしっかりと学び、対応する必要がある現場の学校職員の長時間労働について、何点か伺いたいと思っております。

国は、「学校現場における業務の適正化に向けて」という文書を昨年6月にまとめております。昨今話題となっております教職員の長時間労働を是正していくための指針となるものなんですけれども、なぜ業務適正化を検討するかということでは、学校の抱える課題の増大、教育課程の変化、諸外国との比較をした上で、待ったなしの改革を要する課題だという認識が広がってきたことによると思います。

そして、日本の教員の姿として、教員が学校において、授業から部活動、生徒指導などを一体的に担うこと、小学校では学級担任制ということ、中学、高校では、そのほかの事務の多さ、補習授業、部活動にかかわる時間がさらに長くなっていること、地域へのかかわり、夜間指導、安全指導など、本当に学校の先生方、担わざるを得ない領域の拡大がございます。これは何とかしなければならぬということなんです。それに対して県教育委員会は、昨年3月に「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」というものを発表しておられますけれども、まずは、これはどのような問題意識から出されたものか、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、平成24年7月に「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を策定いたしました。しかしながら、平成27年2月に「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」を実施いたしましたところ、「授業や児童生徒と接すること以外の業務内容・業務量の多さ」、それから「部活動や生徒指導に関する負担感」「家庭ですべき教育内容まで学校に求められることへの負担感」などの課題が、依然として残っているということがわかりました。このため、教育委員会と学校

が、改めてこれらの課題を共有し、チーム教育委員会として、一体となって解決を図るべく、昨年3月にプログラムの改訂を行ったところがあります。

○岩切達哉議員 国の資料によりますと、改善の4本柱として、まずは1番目、業務範囲の見直し、2番目が部活動、3番目が勤務時間の適正管理、4番目は教育委員会の支援体制というふうに整理して、それぞれ書かれております。

それぞれの課題なんです。業務範囲という点でありますけれども、例えば学校徴収金というのがございます。いろいろなお金を家庭から集める任務なんですけれども、そういう会計業務から教員を解放するというのが国の資料に書いてありました。宮崎県の学校現場では、この業務に教員はどう関与していると把握されておりますでしょうか。それと、徴収金となりますと、未収金という問題が発生するんですけれども、未収金の対応は本当に大変だと思うんですが、いかがな状況か、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） まず、県立学校におきましては、事務長を初め、事務職員等のスタッフが充実しておりますので、学校徴収金等は事務室で管理しております。一方、市町村立学校におきましては、多くの学校で事務職員が1人配置でありますことから、学校徴収金等の管理を教員が行っている場合もあります。このため、県教育委員会では、複数の学校の事務職員が共同で事務・業務を処理する共同実施によりまして、会計管理の一元化等を促進し、将来的な教員の負担軽減につなげていこうとしております。

○岩切達哉議員 各地で給食費未納という問題が発生して、本にもなっているところなんですけれども、徴収させていただく、集める、地域

の子ども会といますか、親子会とか、そういうような組織に委ねられているところもありますが、いずれにしても、そういう付随する業務がある、なかなか大変なことだというふうに思っております。

いろんなことを学校に期待するというのはあるんですけども、最近、新たに加えられましたが、学校に期待する任務ということで福祉保健部長に伺いますけれども、子どもの貧困対策推進計画に、学校をプラットフォームにという考え方が示されております。これは学校にどのような役割を期待しているものなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 宮崎県子どもの貧困対策推進計画では、「教育の支援」を対策の柱の一つとしておりまして、学校は子供が集う場であり、早期の気づきを行うことができることから、子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけまして、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や、就学継続の支援などを図ることとしております。

学校における相談体制については、スクールソーシャルワーカーなど専門家の力を活用しまして、子供が抱える貧困を含めたさまざまな問題の解決に向け、充実を図ることとしております。今後とも、福祉と教育の連携を図りまして、計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 スクールソーシャルワーカーなどのような専門家の力を活用していく、まさにそのとおりに現場がなっていくことが必要だというふうに思っております。

業務範囲ということで2つお尋ねしました。次に、部活動の問題であります、昨年末に新聞で、日本一の部活動時間、宮崎県はそういう

状況だという報道がありましたけれども、部活動に職員の皆さんが関与する時間というものも、当然、全国に比べて長いものかなと思うんですが、実態を教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 昨年度、スポーツ庁が実施いたしました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」におきましては、本県中学2年生の1週間の運動部活動の実施時間は、男子が約17時間46分、女子が約17時間12分でありまして、全国平均と比べて、男子で約2時間11分、女子で約1時間23分長いという結果となっております。また、平成27年2月に県教育委員会が実施いたしました「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」によりますと、勤務時間以外に行った業務時間として、中学校、高等学校ともに部活動が一番長いという状況であります。

○岩切達哉議員 一番長い部活動をされているお子さんたちに対応する教員の皆さんの任務も長い、こういうことだろうと思っております。

長い勤務時間の問題でありますけれども、一方で、積極的に勤務時間を長くしているというふうに理解する課外授業・補習というものが、中学、高校等で行われております。例えば、宮崎市内の普通科高校では、朝課外授業が伝統的に行われています。さらには、夕方の課外授業というのがあって、7時間の正規の授業時間に前後を足しますと、9時間授業ということになります。9時間授業に教員の皆さんが対応するということだと、9時間労働ということになると思いますが、これは受けるほうである生徒も疲弊してしまう、そのように思っています。これでどのような成果が得られているのか、さまざま議論もあると思っております。見直しが必要だと思いますけれども、教育長はどのよう

にお考えでしょうか、お聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 課外授業を実施いたします際には、各学校では、教員や生徒の負担にならないよう、例えば、同一教員が朝夕と連続して課外授業に入らないように考慮したり、生徒の希望に応じて教科・科目を選択させたり、さらには、特定の時期を休みにするなど、さまざまな改善にも取り組んでいるところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、そのような改善によりまして、課外授業が生徒や教員にとって過度の負担とならないよう、さまざまな機会を通して呼びかけてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 実は、課外授業に対して、現役高校生や高校生であった者——若い方なんです——と保護者、そういった方ともお話をさせていただきました。課外授業の効果というものについて、その方々は疑問を持たれておりました。効果はいろいろ議論があるところだと思いますけれども、現状のみんなが受けるというような体制はぜひ見直しをいただいて、勉強の仕方について、生徒おのおのの希望または課題、そういったものに依って行く。

もう一つは、過去、私が若いころといいますか、学生のころの課外授業は、低廉、安い金額で課外授業を行うというような意味もあったんですけども、現在の子供の貧困という課題に備えて、無料または低額で教育支援を行う団体・個人の方々との連携、そういう社会資源の活用、そういったもので、ぜひ見直しをしていただきたい。朝の7時半、学区制をとっていませんので、遠いところからそれに間に合うには、5時半とかに出かけてくる子供たちがいるようであります。ぜひ教育長を先頭に、各高校また中学校とも議論いただいて、見直すべきところ

は見直していただきたい。よろしく申し上げます。

教育委員会の支援というのを国の課題として挙げていますけれども、現場のこのような状況の中、病気などになられる方がふえているのではないかと思います。特に精神疾患によって病気休職されている方は年間どれくらいになるか、数字をお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 平成28年度の病気休職者数は114名でありまして、そのうち、精神疾患による病気休職者の数は66名となっております。

○岩切達哉議員 66名、大きな数字だと思うんです。実は、宮崎市内で一番大きな中学校、檜中学校というのがありますけれども、一応教諭の数は名簿上40人ぐらいなんです。一つの中学校の全ての教職員が病気休職をされる以上の数が県内で発生している。

実は、教員へのアンケートで、昼休み休憩は5分以内という方が51.8%、6分から15分が32.9%という結果があります。昼休みという位置づけになっていない、小学校なんかはそういうイメージがあります。

県教委作成の「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」、きょう話題にしているものなんです。それを知っていますかというアンケートには、73.9%が実は知らない。ということで、現場で一生懸命、脇目も振らず、休憩もとれず、頑張っている姿を感じます。この状況下で、プログラムでは、やりがい、充実感を感じながら、能力が発揮できる環境をつくるという目標を立てておられます。そのことが子供のためになるということだと思います。ぜひそうあってほしいと思います。この問題に対する教育長の決意、所見をお聞かせください。

○**教育長（四本 孝君）** 教育の質の向上を図っていくためには、何よりもまず、教職員が児童生徒に向き合っ、本来の教育活動に専念できる働きやすい環境をつくることが重要であると認識しております。しかしながら、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業改革等への対応も求められている中、教員の長時間労働の改善が大きな課題となっております。

学校現場における業務の効率化には、管理職の強いリーダーシップが不可欠でありますことから、私も小中高の校長等に対して、機会あるごとに、部活動の休養日の設定など、教員の多忙化解消の取り組みを強く訴えているところでございます。今後とも、国の動向を踏まえ、市町村教育委員会、学校と連携しながら、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を中心に、さまざまな取り組みを着実に実行していくことで、教員一人一人がやりがいや充実感を感じながら、その能力を発揮できる環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○**岩切達哉議員** 例えば、生徒指導に関する負担感の大きさという課題を捉えて、スクールソーシャルワーカーの人員、またはスクールソーシャルワーカーの活動時間を拡大していく、そういう方針をお持ちのようでありますから、ぜひ関係部局とも協議をいただき、その実現を図っていただき、教員は教員の任務、そういうふうになっていくような学校をつくっていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、話題を変えまして、県土整備部長に質問をさせていただきます。県道9号と申します

と宮崎西環状線でありますけれども、今、古城工区に取りかかっていると思ひますが、その整備状況と、整備後の将来交通量予測をどのように想定しているか伺ひたいと思ひます。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 県道宮崎西環状線は、宮崎市の中心市街地の渋滞緩和や走行時間短縮による利便性の向上を図るために整備を進めておりまして、これまでに、平和が丘から北川内町までの延長約10.6キロメートルが完成しているところであります。これにつながる古城工区につきましては、北川内町から古城町までの延長約1.2キロメートルを整備中でありまして、現在、約3割の用地を取得しており、ことし3月には、一部工事にも着手したところであります。

古城工区の将来交通量につきましては、宮崎西環状線が源藤町の国道220号までつながるといふ条件のもとで推計しておりまして、1日当たり約1万8,000台となっております。

○**岩切達哉議員** 源藤までつながるには、ちょっと時間がかかるような気がするんですが、269号線につながるのは、そんなに未来ではない、早いというふうに思ひます。

古城工区が整備されますと、交通量は当然増加する。さらには、将来の将来ですが、源藤までつながれば1万8,000台。西環状線は生目台団地を横断しております。また、西環状線がつながる269号線は池田台団地を通過しております。それぞれ生活の場なんですけれども、通過する団地での騒音対策というのはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 道路における騒音につきましては、環境基本法に基づき、地域の区分や時間帯により環境基準値が定められております。現在整備中の古城工区が完成し

ますと、交通量が現在よりも増加することが考えられますことから、騒音が基準値を上回る状況になる場合には、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 適切な対応をいただけるということだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、随分古いんですが、昭和53年の宮城県沖地震で、18人がブロック塀の倒壊で命を落としているという記事がありました。さらに、昨年の熊本地震では、益城町で、倒壊したブロック塀の下で29歳の男性が亡くなっておられます。ブロック塀は本来、建築基準法に定められた工事をしなければなりませんけれども、現状は、基準を満たしていない危険なブロック塀が多いのではないかと考えております。震災時の倒壊で道路を塞ぐということもあると思いますけれども、宮崎県建築物耐震改修促進計画というものの中で、ブロック塀というのはどんな位置づけになっているか、お聞かせください。

○県土整備部長(東 憲之介君) 宮崎県建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化を一層促進することを目的に平成18年度に策定したものでありまして、平成27年度には、平成28年度からの10年間を計画期間とする改定を行っているところであります。本計画の中では、建築物の耐震化の促進について定めているところでありますが、過去の地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策につきましても、県と市町村が連携して、所有者等に必要な対策を講じるよう指導等を強化していくこととしております。

○岩切達哉議員 調べましたら、全国では、ブロック塀改修に補助を出すという市町村もござ

いました。積極的な対策を行っているようなんですけれども、今後、県や県内市町村において、ブロック塀倒壊防止対策にどのようなことを行っていくか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) ブロック塀の倒壊防止対策に関する現在の取り組みとしましては、古いブロック塀の点検項目や適合しない場合の改修の必要性について記載されたパンフレットを、県、市町村及び建築関係団体の窓口のほか、住まいや防災に関するイベント等において、配布して周知を行っているところであります。ブロック塀の安全対策につきましては、地震時における歩行者等の安全や緊急車両の通行を確保するために大変重要であると考えておりますので、木造住宅を初めとする建築物の耐震化とあわせて、より一層の啓発を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 建物の耐震性を高めると同時に、ブロック塀に注目していただくということが大事だなと思っておりますので、関心を持って見守っていききたいと思っております。

最後の項に入りますが、子供の福祉について4点ほど伺います。

子供は予防接種をさまざま受けるんですけれども、法定のもの、任意のものがございます。任意のもので、特に最近流行するロタウイルス、さらにはおたふく風邪について、市町村によっては助成が行われていると聞いておりますけれども、現状はどうなっておりますでしょうか。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 予防接種を希望する保護者の経済的負担を軽減するために、自己負担の一部を助成している市町村でございますが、平成29年度におきましては、ロタウイ

ルスが15、おたふく風邪が18市町村であります。なお、県では27年度から、感染症の発生や流行の予防を通して、子供たちの健やかな育ちを支えるため、助成している市町村に補助を行う「愛の予防接種助成事業」を実施しているところであります。

○岩切達哉議員 助成がない自治体で、その子供の属する家庭の経済力で、予防接種を受ける、受けないということではないほうが望ましい。ぜひ、どこの町に住んでいても、予防接種を受けたいなというときには、それなりの援助がいただけて、しっかり受けることができるという体制が必要と思っておりますけれども、ロタウイルスが15、おたふく風邪は18ということでもありますけれども、県として、今後どのように対応されていくかお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 愛の予防接種助成事業の開始後、任意の予防接種に対する助成を行う市町村は年々増加してきておりまして、今後も各種会議等を通じまして、補助制度の積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えております。また、厚生労働省が平成26年3月に策定しました「予防接種に関する基本的な計画」では、おたふく風邪とロタウイルスの予防接種に対して、国が必要な措置を講じる必要があるとしておりますことから、これらを早期に定期接種へ位置づけるよう、今後もさまざまな機会を活用して、国に要望してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

続いて、子供への暴力の問題について取り上げさせていただきます。厚生労働省は「愛の鞭ゼロ作戦」を進めることとなりましたけれども、福祉保健部長に、この「愛の鞭ゼロ作戦」についての認識をお聞かせいただきたいと思

います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 「愛の鞭ゼロ作戦」は、「子供のしつけには体罰が必要である」といった誤った認識・風潮を社会から一掃することを目的として、厚生労働省の研究班が作成した啓発リーフレットにおいて示された、体罰によらない育児を推進するための取り組みでございます。親から子供への体罰や暴言が虐待へとエスカレートしてしまう可能性や、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすおそれがある、こういったこれまでの研究結果を踏まえた内容となっております。

国からは、平成29年5月15日付でリーフレットの送付がありましたので、各市町村の児童福祉・母子保健主管部署への周知を行ったところでございます。

○岩切達哉議員 3月4日に開かれました県主催の講演会がございまして、こども家庭課の担当なんですけれども、講師の森田ゆりさんのお話しされた内容で、「深刻な身体的虐待の大半は、しつけという名目で行われる体罰がエスカレートしたもの」ということでした。「日本に体罰を許容する考えが強く残っている状況で、虐待をなくすために体罰を許さないという意識の浸透が重要だ」とお話しされました。部長は、虐待をなくしていくために御奮闘される立場でありますけれども、この考えについていかが受けとめられるか、お聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） これにつきましては、全国的に児童虐待対応件数は増加傾向にありますことから、国の法律の制度のほうでも、昨年度改正されました児童福祉法などで、相談窓口の充実など、児童虐待の発生予防のための取り組みが強化されるとともに、親権者による子供のしつけに際しては、必要な範囲を超

えて懲戒してはならないといった旨が明記されたところがございます。県としましては、児童に対するしつけを名目とした体罰を抑止することは、児童虐待の発生予防とともに、子供の健やかな育成のために有効であると認識しております。

○岩切達哉議員 子供への体罰は、世界50カ国以上が法律で全面的に禁止しているということになっておるようであります。体罰は虐待につながっていく、そういう心配があるだけではなくて、子供の脳の発達に深刻な悪影響を及ぼすことが明らかになったんだということが伝えられております。

先ほどの森田先生によれば、スウェーデンでの体罰禁止は1979年にスタートし、その結果として、窃盗、麻薬犯罪、少年の間での暴行、強姦にかかわる件数が減少した、また、若者の自殺、アルコール及びドラッグの使用も減少したということが明らかになっていると。フィンランドの研究では、1983年の体罰禁止以来、あらゆる体罰及びそのほかの、親の子供に対する暴力行為が減少しており、身体的罰の減少が、殺害される子供の数の減少に結びついているという調査結果が明らかになっているということでもあります。

日本で今、夫婦間DV、または恋人間のデートDV、さらには先ほど来の虐待、もう一つは、子供が、自尊心、自己愛的な思いが低いという日本の統計調査も出ております。日本で話題になっているもののほとんどにおいて、愛のむちという言葉のもとに行われてきた体罰というものが影響しているように私は思っております。

体罰というと、どのような場合であっても、大人に対して行われたら、それは異常であり、

違法となる、殴る、ひねる、縛る、そういう行為が行われているわけです。大人が大人になると、それは罪になるけれども、弱い立場にある子供に対しては、愛のむちだということで、認知・許容されるという考えを変えなくてはいけない、そういうことを訴えているものであります。

児童相談所全国共通ダイヤルが、189（いち早く）ということで設定され、今、虐待通告件数が、増加傾向、対応する現場では大変苦慮されている様子であります。まずは、体罰、虐待の芽になるものをなくしていくことが大変大事だというふうに思っています。

厚生労働省が「愛の鞭ゼロ作戦」ということで発表されました。愛のむちという表現が人の口々に上って、その是非論を議論いただいて、まだ中には「げんこつ食らわせればいっちゃんが」というような子供のしつけ観が一定あるだろうと思いますし、大きい声で子供を叱りつけるという場面もあると思うんですけれども、そういったことが子供にどんな影響を及ぼすか、その後の社会の問題として、愛のむちというものを考えていくことが、これからは必要だろう。

虐待がふえるから対応職員をふやすというのも当然必要なんですが、虐待を予防するという政策もしっかり打っていく必要があるというふうに思っています。私としては、宮崎県は「愛の鞭ゼロ宣言」をするんだと、そういう姿勢で施策を進めてほしいなと思っておりますけれども、部長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 児童虐待の防止のためには、早期発見・早期対応とともに、発生予防の取り組みが大変重要でございます

て、かつ、また有効であるというふうに認識しております。このため、市町村などの関係機関とも連携しながら、国から送付のありました「愛の鞭ゼロ作戦」の啓発用のリーフレットも活用し、体罰によらない育児を推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひお進めいただくようお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の田口でございます。私はこの6月定例県議会初日に、蓬原議長より県議会議員10年勤続の表彰をいただきました。この表彰式には、勤続30年の緒嶋議員と、私と同期で初当選をいたしました5人の議員とともに表彰されました。そのときに伺いましたが、緒嶋議員は、村会議員、町議会議員時代も通算すると、何と52年勤続になるそうです。半世紀以上も政治の世界に身を置いて、県勢発展に御尽力いただいておりますことに敬意を表します。私も県勢の発展に少しでも貢献できますよう、初心を忘れることなく、精進してまいります。

さて、本日も傍聴に延岡より来ていただいておりますが、本日は午前中より傍聴しており、これで4時間目になります。また、渡辺創議員の後援会会長にもお越しいただいております。ありがとうございます。皆さんにきょう来てよかったなと思っていただけるような質問になればと思っております。もう少しのおつき合いをよろしく願います。

さて、今年度より林野庁が実施する「林業成長産業化地域創出モデル事業」の林業成長産業化地域に延岡・日向地域が選出されました。全国で45地域の応募に対し、16カ所がモデル地域

として指定され、そのうち九州では、延岡・日向地域、大分県の日田市地域、鹿児島県の大隅地域の3カ所が選ばれました。事業期間は5年です。知事を初め、御尽力賜りました関係者の皆様に感謝申し上げます。再造林の工夫等により、持続的な資源循環型林業のモデル構築を目指して、森林所有者の経済的な負担軽減を図る再造林バンクや林業担い手を確保するための人材バンクの設置、伐採から造林までの一貫作業マニュアルの作成などに取り組む事業のようです。多くの雇用や地域の活性化につながってほしいと思っています。

それでは質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

地元の宮崎日日新聞が東九州新幹線の整備の賛否について、県内の市町村長と県議会議員にアンケート調査した結果が、4月の紙面で一覧表になって公開されました。市町村長は、「新幹線の整備は、九州の一体的な発展が図られる」「沿線の都市開発や観光振興への寄与などが期待できる」等々、建設に積極的な傾向があり、建設反対は一人もいませんでした。逆に県議会議員は、39名中、賛成が3分の1の13名、どちらとも言えないが21名、反対が5名という、消極的というか、慎重な姿勢が見られました。それは、人口減少が進む中、新幹線整備に大きな財政負担を伴うこと、在来線が第三セクター化されることや、在来線の存続を懸念する意見が相次いだようです。

九州新幹線の開通で、鹿児島県では、観光客の増加や地域経済の活性化等が言われておりますが、在来線の鹿児島本線の八代と薩摩川内市間は、地元自治体9県市町が株主となり、第三セクター「肥薩おれんじ鉄道」となり、利便性

が大きく低下し、財政的にも大きな負担となっています。そこで、このアンケート調査の結果をどのように受けとめているのか、知事の御感想を伺います。

また、河野知事は、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長をしております。建設促進期成会の最近の活動が余り聞こえてきませんが、知事御自身は新幹線の整備についてはどうお考えか、お伺いいたします。

次に、平成38年に開催予定の2巡目宮崎国体の施設整備について伺います。県は、開会式などのメイン会場となる陸上競技場と体育館、そしてプールの県営の3施設を新たに建設することとしました。そして、その候補地が絞り込まれ、陸上競技場を宮崎市と都城市山之口町、体育館は宮崎市と延岡市、プールは宮崎市内の2カ所となりました。私の勘違いで、5月中に結論を出すものと思っていましたが、今年度の早い時期に決めるということのようです。

延岡市や都城市、そして宮崎市などの関係者が、知事に要望書を出されています。これまでも何度も申し上げていますが、本県の県営スポーツ施設は全て宮崎市内に存在します。全国的に見ても極めてまれなケースで、県内に適正配置という面では、余りにもいびつな状況です。県有主要3施設の整備候補地について、選定に時間を要しているように思いますが、施設整備に関する知事のお考えを伺います。

次に、4月に御就任された両副知事にお伺いします。

既に就任後2カ月半が経過いたしました。郡司副知事は農政の専門家として県庁に入られ、そして、そのほとんどを農政部門で過ごされてきました。まさに農政のスペシャリストですが、今度は県内全域、県政全体を見ることにな

ります。郡司副知事に、今後4年間の河野県政を支えていく上でどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

鎌原副知事には、内田前副知事に引き続き、国土交通省から宮崎にお越しいただきました。初めての地方への出向とお聞きしています。本県のおくれている高速道路を初めとするインフラ整備に力を発揮していただくことを期待いたします。鎌原副知事にも、今後、河野県政を支えていく上でどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了し、以下は質問者席からとり行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、宮崎日日新聞のアンケート結果についてであります。先般のアンケート結果では、観光振興や地域間の格差解消などを期待する意見がある一方、財政負担や並行在来線の存続を心配する意見もあることが報道されたものと承知しております。こうした意見につきましては、一昨年度に実施しました東九州新幹線に関する調査結果を議会や市町村に御報告した際にもいただいたところでありまして、東九州新幹線の整備に当たりましては、県内において、さまざまな御意見があるということを改めて認識したところであります。

次に、東九州新幹線に関する私の所感についてであります。大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、主要都市間を結ぶ高速交通網の整備は、取り組むべき重要な課題であり、新幹線整備は、その中の選択肢の一つであると考えております。また、新幹線の整備につきましては、これまでの事例から、数十年という長い時間軸で取り組むべき長期的な課題であるとも認識しております。

県としましては、今後、次の整備計画路線について議論される段階になった場合において、他の基本計画路線に取り残されないようにすることが重要であると考えております。このため、東九州新幹線につきましては、可能性を将来につなぐという観点から、整備計画への格上げに向けて、声を上げ続けていくことが必要であると考えております。

最後に、国体に関連して、県有主要3施設の整備候補地についてであります。2巡目国体に向けた県有主要3施設の整備につきましては、それぞれ2カ所、候補地の絞り込みを行い、2月定例県議会で御報告いたしましたとおり、県としましては、今年度の早い時期に方針を固めべく、検討を進めてきたところであり、

これまで、関係市や競技団体からも施設整備に関する要望をいただいております。また、関係市との協議や民間との連携・協力のあり方などの検討など、引き続き慎重に進めているところであります。これらの施設につきましては、9年後の2巡目国体、また、全国障害者スポーツ大会のみならず、その先のスポーツランドみやぎのさらなる発展のために、非常に重要な位置づけの施設であるというふうに考えております。最終的な整備地につきましては、県の財政負担や将来の地域振興など、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、できるだけ早い時期に決定していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えします。

今後の取り組みについてであります。本県は本格的な人口減少社会を迎えており、将来を見据えた地方創生の取り組みや産業の振興、さらには中山間地域対策など、取り組むべき多くの

課題に直面しております。こうした課題に的確に対応していくためには、まずは、県職員の力を結集し、最大限の成果を出せるようにしていくことが必要であり、私は、私のこれまでの県職員としての経験も生かしながら、その取りまとめ役としての役割をしっかりと担っていきたいと考えております。

同時に、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体、県民の皆様との連携・協力も不可欠であると考えておりますので、こうした方々との調整役としての役割もしっかり果たしていきたいと考えております。

また、私は、今後の県勢発展を考えた際に、若い人たちが将来に夢や希望を持って働くことのできる環境づくりが特に重要であると考えておりますので、産業の振興を通じた地域経済、雇用の底上げなど、知事が目指される「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に向けて、各種施策の推進につきましても、知事を全力で補佐してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えいたします。

今後の取り組みについてであります。私は国土交通省の出身でありますので、まずは、議員からも御指摘がございましたが、県民の期待が非常に大きいと感じております高速道路の早期整備や、南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策の促進について、国への働きかけなどを含め、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、それ以外の分野につきましても、これまで国で培いました行政経験、知識、人脈などを最大限活用するとともに、地域の声に耳を傾け、関係する方々と丁寧な議論を行いながら、しっかりと取り組んでまいりたい

と考えております。

私は4月の就任以降、県内各地を訪問させていただいておりますが、県外出身の私から見て、宮崎県の有する魅力、ポテンシャルはすばらしいものがたくさんあるというふうに感じております。今後は、この宮崎を第二の故郷と考えまして、知事の補佐役として、郡司副知事もしっかりと連携しながら、本県のさらなる成長・発展に貢献できるよう、誠心誠意全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○田口雄二議員 新幹線は、明るい話題は大きく報道されますが、在来線の厳しい状況になったところは表に出ません。JR九州が株を上場したことで、在来線の維持もさらに厳しい環境になってきました。新幹線整備はさまざまな角度から御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、国体施設整備ですが、各自治体から、またスポーツ団体等からたくさんの要望が届いており、判断を下すのに困惑されているのかもしれない。しかし、全てが1カ所の自治体に集中していることは納得いきません。東京一極集中を地方が批判しますが、宮崎県内でも全く同じことが行われてきました。延岡市長は、市が応分の負担をしてでもつくるべきだと強い決意も示しています。スポーツ拠点施設の分散配備、スポーツを核とした均衡ある地域振興を考慮して、御検討をよろしくお願いいたします。

郡司副知事におかれましては、これまで本県の基幹産業である農業のスペシャリストとして御尽力いただきました。この間には、口蹄疫や鳥インフルエンザなど、本県を揺るがした大事件もありましたが、もちろんこれらの対策は今後も万全を期さなければなりません。本県は人

口が109万人を切り、人口減少を少しでも食い止め、厳しい財政の中での地方創生を図っていかねければなりません。これまでの経験を県勢発展に生かしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

鎌原副知事、初めての答弁ありがとうございます。ここ数年で県内の高速道路は急速に建設が進み、ついに宮崎市と北九州市が昨年4月につながりました。人や物の流れが大きく変わり、四国や中国地方のナンバーもよく見かけるようになりました。片側1車線であるにもかかわらず、高速道路のもたらす効果を実感しています。細島港も重点港湾に指定され、整備が進み、使い勝手のいい港になりつつあります。また、2月に石井国土交通大臣が、延岡南道路の料金体系の見直しを検討するように事務方に指示しました。効果の出るような値下げと、残る東九州道の県南地区と九州中央道の早期完成に御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、県内就職率の向上に向けた取り組みについて伺います。

先ほども話しましたが、4月時点で県内の人口が109万人を切ってしまいました。最多のときと比べると、8万人減少しています。また、昨年の出生数が全国で100万人を切り、人口減少は深刻さを増してきています。今年度から県内に就職を進める事業がスタートしました。今後の地域や産業の担い手を確保し、本県経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を産業界とともに支援する事業です。この奨学金返還支援事業の現在の取り組み状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 地方創生の実現、人口減少対策の観点から、お話にありまし

たように、若者の県内定着が重要な課題となつてきておりますが、多くの学生が奨学金の貸与を受ける中、奨学金の返還負担の軽減のために、独自に返還支援を行う企業もあらわれてきているところであります。このような中、本県におきましては、今年度から新たに、本県の将来を担う産業人財の確保を図るため、県内企業とともに、奨学金の返還支援を行うこととしていくところであります。

この事業では、返還支援額の4分の3を県が、残りの4分の1を実際に雇用する企業に負担していただくこととしておりまして、6月末を期限に、本事業に登録し返還支援を行う企業を募集しているところであります。現在、一社でも多くの企業に参加していただくため、PRチラシの送付のほか、ホームページへの掲載やSNSの活用、関係団体等への説明など、さまざまな手法で広く周知を図っており、多くの企業から問い合わせや、若者の県内定着を図る上で有効な制度であるとの御意見もいただいているところであります。

○田口雄二議員 この事業は、県民も、また人材確保の面からも、企業の関心が高いようです。奨学金返還支援事業における具体的な支援内容について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） この事業でございますが、公務員を除く全ての業種を支援対象としておりまして、奨学金の返還額の2分の1以内で、6年制大学であれば総額150万円、4年制大学であれば100万円、短期大学であれば50万円を上限として支援するものであります。また、支援に当たりましては、職場への定着を促す必要もありますことから、就職後1年目、3年目、5年目の3回に分けて支給することとしております。

支援の対象者数につきましては、今年度は、来年度就職予定者40名を対象とするほか、将来、本県で就職することを条件に、無利子奨学金の貸与を受けることとなります。進学予定の高校3年生40名程度を支援対象の候補者として決定することとしているところであります。

○田口雄二議員 40名が支援対象となるようですが、奨学金の返還額の2分の1、つまり半分まで負担するというのは、学生側から見れば実にありがたい事業となります。ただ、いい制度でも、学生が知らなければ活用されないことも考えられます。今後、学生等に対する制度の周知にはどのように取り組むのか、部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今後は、現在募集しております、先ほど申し上げました支援企業の認定を行った後、速やかに支援対象者の募集を行うこととしております。学生等への周知につきましては、県内外の大学等へのPRチラシの送付やホームページへの掲載、SNSの活用など、さまざまな方法で広く行うほか、保護者等を対象とした説明会についても開催することとしているところであります。このような取り組みを通じ、学生や企業に対するこの事業の内容の周知はもちろんのこと、宮崎のよさや県内企業の魅力を効果的に伝えまして、若者の県内定着につなげてまいりたいと考えているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。6月いっぱい企業が申請書提出期限ですが、この質問をする時点で、もう10社ほど申請書が来ているとのことでした。もちろんこれからも申請書が上がってくるものと思います。この制度で、企業の皆さんと連携がとれ、県内就職に弾みがついてくれれば、ありがたいことだと思っ

ております。

次に、県が開催する県内就職説明会について質問します。県は、県内企業就職希望者や来春卒業予定者と県内企業の出会いの場を提供する宮崎県就職説明会をこれまで開催してきました。ことしも8月に、延岡、小林、都城の3会場で実施予定です。若者の県外流出に歯どめがかかず、県内の企業は人材確保が喫緊の課題となっており、延岡の企業の社長からも、この就職説明会に対する期待と心配の声が届きましたので、お伺いいたします。県が開催する県内就職説明会の参加企業はどのように募集しているのか。また、申し込み状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内就職説明会につきましては、労働局が中心となり宮崎市で開催するものや、市町村が単独で開催するものなどもございますが、お尋ねの県が市町村等との共催により開催する就職説明会につきましては、議員お話しのとおり、例年、帰省時期に合わせて、8月に開催しており、本年度は、都城、延岡、小林の3市で開催することとしております。

参加企業の募集に当たりましては、商工会議所連合会など主要経済団体や参加実績のある企業等に対し、案内文書を送付いたしますとともに、県庁ホームページや新聞、テレビなど各種広報媒体を活用し、広く募集しております。本年度の申し込み状況につきましては、都城が73社、延岡が77社、小林が47社の合計で延べ197社から申し込みをいただいております。

○田口雄二議員 中小企業が中心の本県においては、この就職説明会に向けて、限られた社員の中で、資料等の作成等、時間をかけて用意しております。しかし、応募企業が受け入れ可能

数を越えたときに外されるのではないかと、心配の声が届いています。応募企業が受け入れ可能数を越えたときには、どのような基準で参加企業を選出しているのか、同じく部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 地域産業を担う人材の確保が大きな課題となっている中で、県内企業の採用意欲が高まってきております。こういう中で、就職説明会には、大変多くの企業から参加申し込みをいただいております。このため、会場のスペースの関係もございまして、参加申し込みが受け入れ可能枠を上回る状況も出てきております。

その場合の選定方法といたしましては、まず、事業所または勤務地が開催地域内にあるか、2つ目が、「仕事と家庭の両立応援宣言企業」など働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業であるか、3つ目といたしまして、全体として業種のバランスがとれているかを考慮の上、開催先の自治体と協議を行い、参加企業を決定することといたしております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

それでは、昨年度の県内就職説明会の参加者数と就職決定者数を、同じく部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 昨年度につきましても、都城、延岡、小林の3市で開催しておりまして、参加者数は、都城78名、延岡83名、小林27名の合計188名となっております。また、参加企業への就職決定者数につきましては、都城9名、延岡15名、小林3名の合計27名となっております。参加者の就職決定率は約14%で、2年連続で上昇しております。

就職説明会につきましては、県内企業にとっても、求職者にとっても、貴重な出会いの場で

あると考えておりますので、より多く参加していただけるよう、今後とも、開催自治体や労働局とも相談しながら、開催方法や広報活動などについて、さらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 各地区の就職説明会には、多くの企業が参加していただいておりますが、現場に訪れる学生の数がちょっと寂しいような気がします。参加企業からも、もっと参加者数をふやしてほしいとの要望もあるようですが、参加者数の増加に向けての取り組みを、同じく部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 参加企業からは、当然のことでございますけれども、1人でも多くの参加者にブースを訪問してほしいという声をいただいております。県といたしましても、就職説明会の参加者確保に力を入れているところでございます。

過去の参加者へのアンケート結果によりまして、ハローワークや大学、保護者から開催情報入手した方が多いことから、就職説明会の周知に当たりましては、ポスター、チラシを各ハローワークや県内外の大学へ発送いたしますとともに、コンビニやスーパー等への掲示をお願いしているところであります。

また、県庁ホームページやラジオ、新聞などの広報媒体の活用、フェイスブックなどのSNSによる発信のほか、今年度、新たにテレビCMによるPRも実施することとしております。今後とも、市町村や労働局等とも連携し、より多くの参加者に来場していただけるよう、積極的な広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 人材確保は、特に中小企業は力を入れても、なかなかいい人に行き着きませ

ん。一人でも多くの学生との接点を設けていただきますよう、参加者の確保をよろしく願いいたします。

次に、観光行政について質問いたします。

宮崎空港の利用者が9年ぶりに300万人台に回復したとの報告をお聞きしました。前年より2.4%増の306万1,362人となり、国際線は熊本地震の影響で減少しましたが、LCCピーチ・アビエーションの1年を通しての運航等により、国内線が増加したようです。国際線も熊本地震の影響は薄らいできたようですので、今年度はさらに増加してくれるのではないかと期待しています。

海外経済戦略対策特別委員会の際にも申し上げましたが、インバウンド対策としての取り組みを伺います。本年の1月に九州中央3県(熊本・大分・宮崎)議員連盟の今年度の総会に出席しました。総会、基調講演会、そして意見交換会も終了し、大分の県議の皆さんと、高千穂神社の神楽殿で行われる高千穂町観光協会が実施している高千穂神楽を見てまいりました。

毎晩8時から各集落の神楽の舞手が交代で奉納する本格的な舞で、所要時間も1時間とちょうどいい時間です。しかし、冷え込む1月、しかも平日ということもあり、それほどお客さんはいないのではないかと感じていましたら、意に反して、60名ほどの入りではなかったかと思えます。それも驚いたことに、その半数近くが香港、台湾の観光客ではないかと思う若い人たちでした。日本人の私たちが見てもなかなかよく理解できない神楽を、外国の若い世代がたくさん写真を撮ったり、その見る姿勢も真剣そのもので、その光景を見ていて実にうれしく思ったものでした。

香港や台湾の人々は何度も日本に足を運ぶり

ピーターが多く、東京一京都一大阪のゴールデンルートを何度か経験した人たちが、日本の地方へ足を延ばし始めました。残念ながら、神楽の開催時には英語のアナウンス等はありませんでした。県内の観光地に訪れた観光客が国に帰って、自国の人たちに宮崎や高千穂のよさをきちんと伝えてくれるおもてなしができているのか、ちょっと不安です。県内有数の観光地である高千穂において、多言語化など、外国人に対しどのようなおもてなしを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高千穂町におきましては、訪れる外国人に高千穂の魅力を十分理解していただけるよう、さまざまな取り組みを行っておられます。具体的には、英語、中国語、韓国語による観光パンフレットの作成や、今お話があった高千穂神社におきましても、神楽の説明チラシを作成しておりますほか、Wi-Fi環境の整備や、観光案内所への英語を話せるスタッフの配置などを行っておられます。

また、町内の観光関係者で国際化支援委員会を組織し、携帯電話による町民と外国人とのコミュニケーションの支援や、宿泊施設等のスタッフを対象に外国人を想定した接客研修など、特徴的な取り組みも行われております。県といたしましても、本県を訪れた外国人旅行者が快適に観光を楽しめますよう、市町村等と連携しながら、受け入れ環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。思った以上に多言語対応がなされているようで、さすが県内一の観光地だと安心いたしました。今回あえて高千穂を例に出したのは、それが県内のお手本になるからです。つくったパンフレッ

ト等が有効活用されますよう、よろしく願いいたします。

また、私は、ほとんど高速道路を使って県議会に参ります。途中かなりの確率で香港のEGLツアーズの専用バスとすれ違います。EGLツアーズの袁社長は、本県のみやざき大使にも御就任いただいております。宮崎に来た人がみんなリピーターになっていただくようなおもてなしをしてまいりましょう。

先月、会派で徳島県の鳴門金時の調査をした際、徳島市の阿波おどり会館に行って、観光阿波おどりを見てきました。28の連（いわゆる28のチーム）が毎日交代で阿波おどりを見せてくれるもので、高千穂の神楽と同様の運営です。

この日はアメリカからのお客さんが団体で来ており、一糸乱れることのない見事な女性の踊りとコミカルな男性の踊りを堪能し、途中からは観客も踊りに参加する体験型で、みんな汗をかきながら踊っていました。多言語対応も含めて、非常に参考になる出し物でした。県庁の皆さんも徳島に出向きました折には、参考になることは間違いありません、ぜひごらんください。特に踊る女性の皆さんの色っぽいのには驚きです。必見の価値あります。

次に、明治維新から150年となる来年のNHK大河ドラマが、薩摩の偉人、西郷隆盛の生涯を描く「西郷（せご）どん」になりました。「篤姫」以来、10年ぶりに鹿児島を舞台にした大河ドラマとなり、鹿児島県では早くも関心が高まり、観光客増加の期待も膨らんでいるようです。西郷さんの晩年の西南の役は、宮崎県で多くの歴史を刻んでいます。

原作は人気作家の林真理子さん、脚本は「ドクターX」や「ハケンの品格」「花子とアン」など視聴率の高いドラマを手がけた中園ミホさ

んで、このお二人は2年前に開催された「エンジン01文化戦略会議オープンカレッジ in のべおか」に来ていただいております。特に林真理子さんは、エンジン01の実行委員会の大会副委員長でもあり、何度も延岡に来ており、西郷ゆかりの地にも足を運んでいただいております。

西南の役の和田越えの決戦は、薩軍の総大将西郷と新政府軍の指揮をとった山縣有朋が、ともに戦場で陣頭指揮をした唯一の場所です。大河ドラマ「西郷どん」で本県が取り上げられるよう、県としてどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 「西郷（せご）どん」につきましては、延岡市を初め関係市町村においても、いろいろと要望活動を行っておられますけれども、県におきましては、本年1月、知事が延岡市長、日南市長とともにNHKを訪問し、可愛岳（えのだけ）を背に薩軍が本陣を構えた逸話や、西郷公の妻イトさんが、息子である西郷菊次郎を見舞いに来たというエピソード、また、日南隊の隊長であった小倉処平の生涯などを紹介し、ぜひドラマの中で取り上げていただけるよう要望を行い、NHK側にも大変興味を示していただいたところであります。

大河ドラマの舞台になりますと、認知度向上による観光客の増加や地域活性化に大きな効果が期待できますことから、引き続き、関係自治体と連携しながら、ドラマで本県を取り上げていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 西南の役があった明治10年は、宮崎県は存在しておらず、鹿児島県でした。その薩軍の飢肥隊隊長として参戦したのが小倉処平です。小倉処平はこの戦いで負傷し、

北川町俵野で自刃しています。つまり亡くなっております。そのこともあり、延岡の観光協会や日南市の観光協会も一緒になって、NHKに要望活動を行っております。延岡市の松坂元教育長の息子さんは、NHKの経営企画局長でいらっしゃるようで、お力をいただかねばならないと思っております。

先日、鹿児島市役所に、この大河ドラマに関して調査に伺ってきました。「篤姫」は大河ドラマに取り上げられて、それほどでもなかった県民の認知度も格段に上がったそうです。本県でも取り上げられれば、観光に大きく寄与してくれるものと思っております。どうぞよろしく願いたします。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録について質問いたします。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的に、1976年からユネスコが始めた事業です。登録地点は、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指すモデルとして、国際的にも注目されます。

国内外への情報発信力の強化による地域活性化、世界基準の認定によるブランド価値の向上、環境教育、研究の拠点としての活用などが、登録により期待される効果です。県内では既に綾町が平成24年に登録されています。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録が決定した場合、このブランドを活用して、今後、地域の活性化にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについてでございますが、日本時間では本日の夕方から夜にかけてに

なりますけれども、フランスのパリにあるユネスコ本部で開かれる会議において、最終的な審査が行われる予定であります。必ずや登録されるものと信じて朗報を待っているところであります。

今後の取り組みについてでございますが、まずは、ユネスコエコパークの理念に沿った取り組みといたしまして、地域の子供たちへの環境学習や登山者等へのマナー啓発など、貴重な地域資源を次世代へ確実に継承していくための取り組みをしっかりと進めてまいります。

また、宮崎、大分両県と6市町が一体となって、登録決定のイベントや観光分野と連携したPRなどを行いまして、県内はもとより国内外へ、人と自然が共生するこの地域の魅力を広く情報発信しまして、世界ブランドを活用した一層の地域振興を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これは今夜決定するというこのようでございます。ユネスコ本部より発表されるようですが、必ずや登録が決定するものと県は確信しているようございまして、大分前に、今度の土曜日の登録記念祝賀会の案内が既に来ております。登録を生かして地域の活性化をよろしくお願いいたします。

ただ、ちょっと心配していることがございます。それは、NHKのBSプレミアム、「グレートトラバース」という山登りの番組が2年前から始まり、人気を博しています。田中陽希というプロアドベンチャーレーサーが、日本百名山を一切の乗り物も使わず、一筆書きで完全人力のみで踏破するものです。屋久島をスタートし、本県は霧島と祖母山を経由し、北海道まで行くものでした。百名山を完全踏破した後、今度は北海道から逆に南下し、本県は、大崩

山、市房山、尾鈴山、そして高千穂峰を経由し、二百名山を踏破しました。

そのとき、九州内の山で、大崩山は別格の扱いでございました。そのフレーズが「九州一危険な山、日本のヨセミテ、困難を乗り越えたその先には絶景が待っている、九州随一の景観」と、ナレーションで紹介されました。このような放映もあり、また、延岡市観光協会がアウトドアに力を入れており、大崩山やロッククライミングのメッカ比叡山など、既に登山客がふえています。この登録をきっかけに、さらにふえる可能性があります。

ただ、大崩山は、1,643メートルとそんなに標高が高くないにもかかわらず、危険な岩場が多く、初心者だけで登ることは遠慮してもらいたい山です。先日、屋久島でも登山者がお二人お亡くなりになった事故もあります。そこで、警察が行う山岳遭難に対する注意喚起と訓練について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 山岳遭難防止については、県警ホームページ、交番・駐在所で発行しますミニ広報紙に掲載しているほか、ラジオ番組に出演し、安全登山のために必要な事項について広報啓発しています。また、山開きに合わせ、登山者に対して安全登山に関するチラシを配布するキャンペーンを実施するなど、山岳遭難についての注意喚起を推進しております。

訓練につきましては、県内13警察署に山岳救助班を設置しており、本年は、延岡警察署が管内の山岳において救助訓練を実施するなど、6警察署において山岳遭難救助訓練を実施しております。また、毎年、各警察署の担当者を集めて、専門の知識・技能を有する県警機動隊員指導による山岳遭難救助指導者研修会を実施し、

県内で山岳遭難が発生した際の捜索・救助活動に備えております。

○田口雄二議員 つい10日ほど前に、私の次男坊が大崩山登山に行ってきました。息子は何度か登山しておりまして、上祝子経由で登ったようですが、駐車場はこれまでに多く車が多く、また県外ナンバーが非常に多かったと言っておりました。ユネスコエコパークに登録が決まると、さらに多くなることが考えられます。注意喚起をよろしくお願いいたします。

次に、県立宮崎病院の建てかえについて伺います。

先日、厚生常任委員会の県北調査の際に、県立宮崎病院の劣化や狭隘化の状況を実際に拝見してまいりました。配管や蒸気管の劣化がひどく、蒸気漏れや漏水による天井の水漏れ跡どころか、天井が落下しているところも多数あり、衛生上の面から見ても、とても高度医療を提供する機関としてあってはならない状況でした。手術室に至っては、医療機器に埋もれながら医療行為を行っており、職員のモラルの面からも問題あります。

また、外来の状況は、狭い空間に幾つもの診察室があり、プライバシーも守れない状況で、感染症の人の治療もここでいいのかと不安になるほどでした。34年前につくられたときは最先端の病院であったのですが、医療の進歩は急速で、あっという間に陳腐な施設になってしまいました。年間300名を超える救急患者を初療室が不足で受け入れられない、手術室の不足により手術を待つ多くの患者がいる状況を、一刻も早く改善しなければなりません。県立宮崎病院の再整備は早期に着手すべきと考えますが、今後の整備方針について、病院局長に伺います。

○病院局長(土持正弘君) 県立宮崎病院につきましては、議員御指摘のとおり、建物及び設備の老朽化の進行や狭隘化によりまして、医療機能が十分に発揮できていないこと、また防災機能を強化する必要がありますことから、早急に再整備を行う必要があると考えております。しかしながら、昨年9月、基本設計完了後の事業費が当初の想定から大きく膨らんだため、議会を初め県民の皆様には、大変な御心配をおかけしているところであります。

議会の皆様からいただきましたさまざまな御意見をもとに、真摯に協議・検討を重ねました結果、今般、基本設計内容の一部見直しやコンストラクション・マネジメント業務の導入等により、再整備事業費について50億円程度の縮減を図るという高い目標を設定いたしまして、本議会において関連経費に関する予算を上程させていただいたところであります。

本議会において予算案を御承認いただけたら、実施設計の発注など早期に事業を再開させ、平成30年度中に本体工事の発注を行いまして、当初の計画のとおり、平成33年度中——33年度の前半が後半ということになりますが——の開院を目指したいと考えております。

○田口雄二議員 これは2月議会の際にも、最先端医療機器の導入に関して質問いたしました。その後、会派調査で平成26年1月に開院した香川県立中央病院に伺い、病院建設と手術支援ロボット「ダヴィンチ」等の最先端の医療機器の導入に関して伺ってまいりました。

病院は建築後27年から38年たっており、老朽化と施設の狭隘化で県立宮崎病院と状況はほぼ同様で、加えて、医師確保の課題から、新病院のおくれは医師離れにつながると、危機感を持って建設を進めたようです。それまでは県庁

の隣にあったそうですが、敷地が狭かったこともあり、新築移転し、敷地面積はそれまでの約4倍、駐車場も約3倍になっていました。東日本大震災の影響で完成が半年おくれましたが、震災前から取りかかっていたので、建設費はそれほど大きな変化はなかったようです。

手術支援ロボット「ダヴィンチ」の導入は、収益の増収、医療安全の確保、医師確保等の効果を期待しています。香川大学と高松赤十字病院に既に導入されており、患者の確保のため、医師の意識向上と将来的な対応を考えて導入されたようです。4億2,000万円と高額な上に、メンテナンスも年間1,200万円かかるようでした。まだ採算がとれるところまでには至っていないようですが、前立腺がんだけが保険適用でしたが、昨年4月に腎臓がんも対象となり、保険診療の拡大に期待していました。そこで、県立宮崎病院において、より高度な医療サービスを提供するため、「ダヴィンチ」などの医療機器を導入すべきと考えますが、病院局長の見解をお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、その役割を将来にわたって安定的に果たしていくことが求められておりますことから、必要となる医療機器の導入や更新につきましては、地域医療の需要やその費用対効果についても十分検証しながら、計画的に進めているところであります。

御指摘のありました手術支援ロボット「ダヴィンチ」につきましては、購入金額や維持費用が高額であることに加え、ただいま御指摘がありましたとおり、診療報酬上の保険適用の対象症例が限られていることから、現在のところは導入に至っていないところであります。しかしながら、対象症例の拡大に向け、臨床試験等

も進められておりますので、その動向等を見きわめながら、将来的な導入について研究してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回、調べていて驚いたのですが、日本ロボット外科学会のホームページを見てみますと、昨年の9月末時点で、医療ロボット「ダヴィンチ」は、日本全体で237台ありますが、1台もないのは何と本県だけです。宮崎県だけがないという状況でございまして、他県に患者が最先端医療を求めて流出している可能性もあります。医師確保対策も含め、医師やスタッフが高い医療技術を習得することが県民のためになるということも考えて、導入を検討していただきたいと思います。

次に、教育行政について伺います。

私は例年、行事が重ならない限り、地元の九州保健福祉大学の入学式と卒業式には毎年出席しておりますが、ことしの入学式での学生数が少ないことが気になりました。資格取得率も高く、就職率も非常に高いのになぜという思いです。公金をたくさん提供して開設したにもかかわらず、また東九州メディカルバレー構想の一角を担う、また延岡市のまちづくりやイベントにおいてもなくてはならない大学です。単年度の一時的な減少ならまだしも、このまま先細りされては困ります。県内大学で同様の傾向が出ていなければいいのですが、県内大学等の収容定員に対する充足率と、県内大学等の入学者に占める県内出身者の割合について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 大学等の収容定員に対する在籍学生者数の割合である充足率につきましては、個々の大学等によりさまざまありますが、通信制を除く県内の大学、短期大学、高等専門学校全体では、昨年5月1日現

在で97.6%となっております。また、入学者に占める県内出身者の割合につきましては、昨年4月入学者で54.7%となっております。

○田口雄二議員 データが本年のはまだ集計できていないようですので、昨年度の結果となっております。国公立大学が一緒になっておりますので、詳しい状況はわかりません。特別な学部や資格を取ることで県外に行くことはとめられませんが、先ほども申したように、大学誘致に多額の公金が入っており、県民所得の全国最低レベルの本県から、生活費や授業料の高い都市部に行く必要があるのか、高い生活費のため、奨学金を借りなければいけなくなり、返済に苦労しているのではないかと。県内の大学に進めば、自宅から通えるメリットもあり、さらに県内就職率も高くなるのではないかと考えてなりません。県内大学への入学者を確保するためにも、県内大学と高校が連携することが大切だと考えますが、教育長のお考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） 高校生がみずからの進路を決定するに当たりましては、進学先で学べる内容や、あるいは経済的な負担などについて、事前に生徒や保護者が十分に理解することが大切だと考えております。このため、各高校におきましては、実際に生徒が大学の授業に参加いたしましたり、あるいは大学教員による出前講座を実施したりするなど、日ごろから県内の大学との連携・交流を深めつつ、生徒が各大学について知る機会を設けているところであります。今後も、各大学と高校が情報を共有し、生徒や保護者がその特色や魅力について十分に理解・判断できるよう、支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 資格取得率や高い就職率を誇る学校もたくさんあります。県内の大学に進む

ように、ぜひともお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。県教育委員会は、小中学校の教職員の人事異動制度を22年ぶりに見直し、新たな制度を導入します。平成30年度から採用する教職員は、同一地区内の勤続年数の短縮、広域異動ルールの設定、生活本拠地等を中心とした一定のエリア内異動の導入等々です。今回の新たな人事異動制度を導入する背景と目的は何か、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 小中学校の教諭等の人事異動につきましては、県内を6地区に分け、同一地区内の勤務年数が15年以上の者を他地区へ転任させることにより、全県的な適正配置を進めているところでありますが、異動希望の偏り、あるいは再任用者の増加等によりまして、円滑な広域人事が困難な状況となっております。

また、昨年4月には、市長会から教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に配慮した人事異動制度の構築についての提言が出されたところでもあります。県教育委員会では、これらの課題や提言を踏まえまして、地域に根差した教育の推進や教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に資質向上を目的として、平成30年4月以降に採用される教諭等を対象に、生活本拠地を中心とした一定のエリア内での異動を考慮する新たな人事異動制度を導入することとしたところであります。

○田口雄二議員 地域に根差した教育の推進や教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に配慮、教職員の資質向上を目的としているということでございます。県内を6カ所に分けて異動を決めていますが、新たな人事異動制度の導入によって、スーパーティーチャーを初め、指導力のある教諭などの勤務地の希望が偏り、児童

生徒の学力低下を招くことにならないか、教育長に再度お伺いします。

○教育長(四本 孝君) 人事異動は、学校の活性化を図り、県内全体の教育水準を向上させるために行うものであります。今回の新たな制度では、教員の生活基盤や心身の健康への配慮を行うとともに、全ての教員に異動希望の少ない地区での一定期間の勤務を義務づけることを通して、各学校が抱える学力向上等の課題に適切に対応できるよう、人事配置を行うものであります。

御質問にありましたとおり、スーパーティーチャーなどの配置につきましても、これまで同様、本人の希望を考慮しつつ、地域の教員の指導力向上が図られるよう、全県的な配置に努めてまいりたいと考えております。今後とも、児童生徒の学力向上等、本県教育の振興はもとより、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実にもつながる人事異動を行ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。私のいる東臼杵地区のほうは、余り先生方には人気のないところだと聞いております。子供たちの学力が全体的に上がるような教職員の配置を、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で、用意した質問は全部終わりました。御答弁どうもありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

6月15日（木）

平成 29 年 6 月 15 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 岡 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 岡 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 原 田 幸 二 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。平成29年6月15日、快晴、定例県議会一般質問2日目、自民党の後藤哲朗でございます。どうぞよろしく願いいたします。

郷土の歌人・若山牧水と同様に、酒と旅と海、川、空、そして山々の自然を愛する私にとりまして、ビッグニュースが届きました。それは、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録決定であります。世界ブランドであるユネスコエコパーク登録により期待される効果は、地域の資源が宝として再認識され、自然と人が共生する宮崎を国内外へアピールできるなど、一層の観光・地域の振興に期待がかかります。祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会、そして知事を初め関係各位に、敬意と感謝の意を表します。ありがとうございました。

そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録決定を受けての知事の思いをお伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。公益財団法人地方自治総合研究所の今井主任研究員は、人口減における自治体イノベーションの講演の中で、次のようなことを言われていました。「大都市圏を除いて、1975年代から人口減少は続いており、自治体にとって人口減少そのものは恐れるに足りない。国民国家としての地方財政制度が続く限り、人口が減少してもナ

ショナルミニマムとしての行政サービスは提供できる。自治体財政が破綻するのは、地域活性化幻想によって余計な政策に取り組んで債務が増加するときに限られる。地域活性化とは、本来、国が取り組むべき経済・産業政策を自治体に転嫁して、失敗の責任を押しつけるイデオロギーである」、そして最後に、「人口減少社会における自治体イノベーションとは、地域社会と県民生活の規模と推移に応じて政治、行政を転換していくこと」と言われておりました。ところで私は、人口減少問題は、問題でなく前提条件として捉えていく必要性を強く感じております。そこで、人口減少社会における県政運営の取り組みについて、御所見をお伺いいたします。

同じく、引き続き知事にお尋ねいたします。27年9月定例会で、2015年九州経済白書をもとに、私は次のような質問を知事しております。「2010年における県庁所在都市の人口の県内シェア平均は、32%となっており、宮崎市は35.3%で平均を超えています。本県は、県土も広く、人口10万人以上の都市もバランスよく所在しておりますが、県内で進むと予測される宮崎市への人口の一極集中について」という内容です。答弁内容は、「私は、国レベルでは東京の一極集中、また九州レベルでは福岡へ、そして県レベルでは宮崎市へと、それぞれのレベルでの一極集中が進んでいるというのが実態であろうかと思っております。本県が将来にわたって自立した地域を構築していくためには、宮崎市以外にも、県西の都城市、県北の延岡市を同様の都市機能を有する都市として考えておりまして、この3つの都市圏が、周辺市町村との間で連携・協力することで、都会への人口流出を食い止める人口のダム機能を担っていただ

くことを期待しているところであります」等々でありました。そこで、御答弁から約2年が経過しようとしており、都城市、延岡市ともに人口減少の傾向であります。都城地区及び延岡地区における人口のダム機能の現状と認識について、知事にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震・津波対策の推進についてお尋ねいたします。

南海トラフ地震が発生した場合、本県の犠牲者、最大死者数は、約3万5,000人、そのうち約90%が津波による犠牲者と想定されています。このため、沿岸市町の住民は地震発生後速やかに避難することが大変重要となりますが、迅速な避難のためには、地震・津波の即時検知が必要であります。南海トラフ地震のような海域で発生する地震（海溝型地震）や津波をいち早く正確に検知するためには、海域での観測が欠かせなく、国では地震・津波観測監視システム（DONET）の整備を行っています。しかしながら、四国沖から日向灘海域は、この観測網が未整備となっており、早急な整備を国へ強く要望する必要があります。そこで、防災・減災など危機管理の陣頭指揮をとられます郡司副知事に、津波避難に対する認識と、地震・津波観測監視システム（DONET）の必要性についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、もう一点は、今後、津波避難対策をどのように進めていかれるのか、郡司副知事にお伺いいたします。

次に、高速道の整備促進についてお尋ねいたします。

鎌原副知事におかれましては、赴任前の国土交通省道路局路政課長の肩書が示すように、高速道の早期整備への手腕が期待されるところで

あります。ある新聞のインタビューの取材の中で、「やりがいのある仕事を任されれば、疲れなど感じません。宮崎のために汗をかきますよ」と言われています。高速道、県内未整備区間の整備促進は、大変やりがいのある仕事だと思いますが、鎌原副知事に、本県の高速道路の整備状況について、感想をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録決定についてであります。昨日、ユネスコ本部で開かれた会議におきまして、祖母・傾・大崩地域のユネスコエコパークへの登録が正式に決定をされまして、大変うれしく思っております。地元の延岡市、高千穂町、日之影町を初め、宮崎、大分両県の推進協議会の関係者など、御支援、御協力をいただきました方々に、心からの感謝と、またお祝いを申し上げたいと思います。

今回の登録は、この地域の豊かな自然と、自然と共存した暮らしが、世界的なモデルとして高く評価されたものであります。これまで自然を敬い、自然の恵みを大切に守りながら暮らしてこられた地元住民の皆様に対しまして、深く敬意を表したいと思います。

今回の登録決定は、ゴールではなく新たなスタートであると考えております。今後とも、大分県や地元の市町のほか、関係機関ともしっかりと連携をしながら、この貴重な地域資源を確実に次世代へ継承する取り組みや、人と自然が共生する本県の魅力の発信に努め、一層の地域振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、人口減少下における県政運営についてであります。本県は、この20年間で約8万人、人口が減少するなど、本格的な人口減少社会を迎えております。今後の県政運営に当たりましては、長期的な見通しを持って課題を克服するとともに、地域の強みを伸ばしながら、住民一人一人が将来に希望を持てる社会を築いていくことが大切であると考えております。このため本県では、成長産業や中核的企業の育成等による産業振興や良質な雇用の確保、ユネスコエコパークへの取り組みなど世界ブランドの地域づくり、さらには、ワーク・ライフ・バランスの充実などの働き方改革、子育て環境の整備など、さまざまな取り組みを行っているところであります。引き続きこうした取り組みを進めますとともに、国や市町村、民間ともこれまで以上に連携を図り、人口減少問題にしっかりと取り組みながら、持続可能で活力ある県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後に、人口のダム機能についてであります。都城市と延岡市には、雇用の場や医療・教育機関などの都市機能が集積しており、周辺市町村を含めた広域的な連携・協力の中心都市として、県央地区とともに人口のダム機能を果たすことが期待されております。県全体で若年層の流出が続く中、県西、県北においても同様に厳しい状況にあると認識をしております。その一方で、例えば都城地区では、強みである農畜産業やこれらを生かした食品関連産業の振興、延岡地区では、海外展開も視野に入れた東九州メディカルバレー構想の推進や、東九州自動車道の整備に伴う新たな観光・情報発信拠点の展開、また、それぞれの地区での企業立地の推進など、若者の定着促進や交流人口の拡大につながる地域づくりの取り組みも出てきているとこ

ろであります。このような動きをさらに発展させながら、将来も住み続けられる、そして住み続けたいと思ってもらえるような地域づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えします。

津波避難に対する認識と地震・津波観測監視システムの必要性についてであります。南海トラフ地震に伴う津波に対しましては、命を守るために、県民一人一人が迅速かつ安全に避難できる体制を構築することが、何よりも重要であると考えております。また、津波から一刻も早く避難するためには、迅速・的確な津波情報の伝達が重要となりますが、現在、熊野灘沖、足摺岬沖に設置されております地震・津波観測監視システム（DONET）は、従来よりも、地震の発生を最大で10数秒程度、津波の発生を10分程度、早期に、かつ正確に検知することが可能なため、より迅速な避難に活用できるものと期待をしているところであります。現在、日向灘海域はこの地震・津波観測監視システムの空白地帯となっており、今後30年以内に70%という高い確率で発生すると言われております南海トラフ地震に備え、できるだけ早期に整備する必要があると考えております。

次に、今後の津波避難対策の取り組みについてであります。県では、住民の迅速かつ安全な津波避難行動を支援するため、沿岸市町と連携しながら、津波避難タワー等の避難場所や避難経路の確保・整備を進めるとともに、地域の実情に即した避難訓練の実施など、県民の命を守ることを最優先として、引き続き、ハード、ソフトのさまざまな対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、日向灘海域への地震

・津波観測監視システム（DONET）の設置につきましても、先月末の国に対する提案・要望において、文部科学省等に要望を行ったところではありますが、できるだけ早期に整備されまじよう、南海トラフ地震対策に関する10県知事会議とも連携しながら、強く国に要請してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県の高速道路の整備状況についてであります。私は、副知事に就任後、努めて県内各地を訪問し、また、いろいろな方からお話を伺うようにいたしました。その中で多くの方から、昨年4月に東九州自動車道が北九州市から宮崎市までつながり、企業立地や観光などでさまざまなストック効果があらわれてきていると伺いました。一方で、未整備区間である西臼杵地区や県南地区におきましては、高速道路整備に対する強い期待と要望があり、私自身も、ストック効果を県内全域に波及させるためには、早期の全線開通が必要であると強く実感したところでございます。県政の課題である地方創生や災害への備えという意味でも、高速道路を初めとする人流・物流ネットワークの整備は非常に重要であると認識をしております。私といたしましては、これまでの自分の知識、経験、つながりなども最大限生かしながら、本県の高速道路が一日も早く全線開通いたしますよう、県議会の皆様の御協力もいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただき、ありがとうございました。

それでは順次、質問、要望等を行ってまいり

ますので、よろしく願いいたします。

まず、知事に、人口のダム機能についてであります。都城市、延岡市には、前回の答弁と同じく、周辺市町村を含めた広域的な連携・協力の中心都市として、県央地区とともに人口のダム機能を果たすことが期待されているところであります。今後、人口の一極集中から、県立宮崎病院の整備、防災庁舎、そして国体に関連してのスポーツ施設の整備と、投資の一極集中が宮崎市になります。知事がおっしゃる期待だけでなく、具体的な見える形としての御支援等をよろしく願いいたします。

次に、地震・津波観測監視システムを早期に整備する必要性は、津波被害軽減に直結するからと考えます。従来よりも、地震の発生を最大10数秒程度、津波の発生を10分程度、早期かつ正確に検知することが可能になれば、気象庁が緊急地震速報を活用し、観測データを県が市町村に配信し、各市町村が避難等の対応を独自に判断することが可能になります。防災・減災には、3つの識、認識、知識、そして意識が重要とよく言われますが、県民の命と安全を守るため、悠長なことは言っておられないというなら、観測監視システムを早期に整備するという意識のもと、郡司副知事には汗をかいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに関連し、県道3路線についてお尋ねいたします。このたびのユネスコエコパークへの登録により、地域活性化、環境教育や研究の拠点としての活用など、さまざまな効果が期待されます。宮崎県側からエコパーク登録地域に向かう場合、先ほど鎌原副知事から心強い答弁をいただきました、九州中央自動車道や国道218号を経

由し、大崩山周辺には県道岩戸延岡線を、九州本土では唯一の天然杉の自生地を持つ延岡市北方町の鬼の目山周辺には県道上祝子綱の瀬線を、傾山周辺には県道日之影宇目線を利用することになります。しかしながら、これらの県道は、川沿いの急峻な地域を縫うように通過しているため、狭い区間が多く残る道路であります。車道幅員5.5メートル以上の改良率は、最も高い県道岩戸延岡線でも19.7%となっております。そこで、県道岩戸延岡線、上祝子綱の瀬線、日之影宇目線の道路整備の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） お尋ねの県道3路線につきましては、山間部の急峻な地形を通過していますことから、抜本的な道路整備を行うには多くの予算と時間が必要と考えております。しかしながら、これらの路線は、地域の方々の重要な生活道路でありますことから、車道幅員5.5メートル以上の改良率の算出には反映されませんが、地元の要望を踏まえ、部分的な拡幅や待避所の設置などの、いわゆる1.5車線の道路整備もこれまで順次進めてきたところであります。今後とも、地域の皆様の意見を伺いながら、これらの道路を利用される方々が安全に走行できるよう、限られた予算の中ではありますが、引き続き必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 実は、注視していただきたい点は、大分県側のアクセスはどうなのか。それと知事も先ほど、今回のエコ登録、スタートラインということをおっしゃいました。だから、この整備区間につきましては、中山間・地域政策課、そして観光推進課等と連携して、今後また整備を進めていただきたい、そのように思っております。よろしく申し上げます。

次に、地域資源のブランド化についてお尋ねいたします。本県には、豊かな自然や、神楽を初めとする伝統文化などの多くのすばらしい地域資源があります。そして、このたび、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークが正式に登録され、綾ユネスコエコパーク、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域とあわせ、県内に3つの世界ブランドを有することとなりました。私どもは、本県の宝として共有していかなければなりません。そのような中、本年度の新規事業として、新たな地域資源の掘り起こしや再評価を目的とする、地域資源ブランド化推進事業があります。そこで、今後、新たな世界ブランド・日本ブランド化を目指してどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今、お話にありましたとおり、本県は、綾ユネスコエコパーク、そして今回認定された祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、さらに高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産と、3つの世界ブランドを獲得したところでございますけれども、これらに代表されますように、多くのすばらしい地域資源を有しており、それらを活用した取り組みが各地で行われているところであります。しかしながら、県内にはまだまだ活用されていない地域資源も数多くありますことから、今年度、新たにその掘り起こしや専門家等による学術調査・研究を行うとともに、ブランド活用策の検討や情報共有を図るために、全県的な推進体制の構築にも取り組むこととしたところであります。今後とも、本県の誇る地域ブランドを県民の宝として情報発信し、地域住民の誇りの醸成や交流人口の拡大などに努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。いつも学術者会議とか有識者会議とか出てくるんですけれども、県庁職員の皆さん方、大変優秀な方がたくさんいらっしゃるんです。最初はワーキンググループというか、皆さん方が意見を出し合って、最後のほうで学術に基づくストーリー性をつくっていくという感じで……。実は、今回、山間部が非常に脚光を浴びていますが、約400メートルある海岸線、青島の洗濯板であるとか、日向の馬ヶ背であるとか海岸林とかですね。以前は土木遺産、橋の101選、そういうのもされています。県内に資源というのが結構あるんじゃないかなと思いますので、時間外じゃなくていいですから、時間中に職員の皆さん方とわいわいやりながら意見を出し合うとか、そういったブランド化というのがいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「家庭の日」についてお尋ねいたします。「家庭という言葉はみんな知っているが、その大切さを理解し、再認識し、そのために行動する人をふやしていきたい」、このような趣旨から、県では昭和41年に、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、さらに、昭和52年に青少年健全育成条例にも規定されました。県や県青少年育成県民会議が提唱しているもので、県PTA連合会や県中体連も賛同して推進している運動です。家庭での親子の触れ合いにつきましては、別に第三者が口を出すものでもない、各家庭でいろいろな家庭状況やいろいろな考え方があってと思いますが、この日が制定された趣旨を考えて有意義に取り組めたらと考えます。そこでまず、「家庭の日」の意義について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 家庭は、最も

基本的かつ重要な社会の構成単位でございます。青少年の安らぎと育成の場でもあります。このため県では、広く県民が、青少年の健全な育成に関し、家庭の果たす役割についての理解を深めるための日としまして、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族がともに遊び、団らんしながらともに食べるなどといった、「心ふれあう5つの共感活動」の取り組みを広く呼びかけているところであります。

○後藤哲朗議員 続きまして、教育委員会では、「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みを行っているようですが、どのように推進されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、「家庭の日」の意義を踏まえまして、平成28年3月に改訂いたしました「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」におきまして、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みを始めたところでございます。しかしながら、昨年度、スポーツ庁が実施をいたしました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の運動部活動の状況調査におきまして、土曜日、日曜日に休養日を設けている本県中学校の割合は60.2%でございまして、まだまだ十分でない状況でありました。そのため、本年4月、新たにリーフレットも作成をいたしまして、週1回の休養日は土曜日、日曜日のいずれかに設定する取り組みとあわせて、「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みをさらに推進しているところでございます。

○後藤哲朗議員 昨日、岩切議員からも、部活動での顧問の先生方の過重労働問題が指摘されました。「家庭の日」の推進を切り口として取り組んでいる、ある中学校の校長先生がいらっしゃいました。本当に素直な気持ちです。顧問

の先生方にも「家庭の日」を大切にしてほしいとの思いで、かなり進んでおりました。ぜひ推進のほどよろしくお願ひいたします。

次に、発達障がい者の特性理解と支援についてお尋ねいたします。

発達にハンディキャップがあるといっても、その内容は多様であります。一人一人のハンディキャップは確実に存在し、科学が進歩しても、まだそれらをなくせません。生ある限り続くハンディキャップを背負いながら、きょうもその重みを本人と家族が担い、歩いています。それを少しでも軽減したい、そして持てる力を十分に発揮してもらいたいと願ってやみません。

ところで、去る本年の1月28日、延岡市で開催されました、県の委託事業であります発達障がい地域支援事業、「発達障がいのある人の幸せを考える」講演会に、黒木正一先輩と出席いたしました。私ども、ほんの少しでも発達障がいの特性を理解できればとの参加でありました。そこで、県は、発達障がいの特性をどのように捉え、県民への理解促進と当事者への支援をどのように進めていかれる考えなのか、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 発達障がいの特性でございますが、コミュニケーションの障がいやパターン化した行動、興味・関心の偏り、こだわりが強いなどといった特徴が、さまざまに重なってあらわれるものと言われております。このため、県内3カ所に設置しております発達障害者支援センターなどにおきまして、保護者等からの相談に対応し、日常生活や集団生活への適応訓練を実施するなど、それぞれの特性に応じた支援に取り組んでいるところでございます。また、発達障がい者の社会参加を促

進するためには、発達障がいの特性への理解を深めまして、社会の受け入れ体制を整えていくことが重要でございます。県としましては、引き続き、発達障害者支援センターなどでの相談・支援に取り組みますとともに、保護者、関係者を初め、広く県民を対象とした講演会等によりまして、発達障がいの特性への理解を促し、受け入れ体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

ここで、御案内させていただきたいのですが、県が宮崎県自閉症協会に委託している、「発達障がいの人たちの生きづらさについて考える」講演会が、来月の29日に延岡で、翌日の30日に佐土原で開催されますので、県のほうも、御案内方、いろいろとよろしくお願ひをいたします。

続きまして、林業成長産業化地域創出モデル事業の延岡・日向地域についてお尋ねいたします。昨日の井上議員の質問及び答弁内容で十分理解できましたが、1点だけ質問をいたします。延岡・日向地域林業成長産業化地域構想の実現に向けて、県として今後、延岡・日向地域に対しどのようなかわり方をしていかれるのか、環境森林部長にお伺ひいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県は、モデル事業の選定に向けて、延岡・日向地域に対しまして、事業計画の構想段階から地域での協議に参画し、両市での合同申請を後押しするなど、積極的に働きかけてきたところであります。延岡・日向地域は、豊富な森林資源を有し、国内有数の大型製材工場が立地するなど、日本を代表する林業先進地であります。この地域が取り組む再生林の推進や担い手の確保に向けた事業の成果を県内に広く波及させること

は、本県の林業の成長産業化に大きく貢献するものと考えております。このため県としましては、来月に地域の官民で設置する「延岡・日向循環型林業推進協議会」に参画するとともに、山会議とも連携して、事業が円滑かつ効果的に進みますよう、助言・指導や関連事業の実施による支援を行うなど、本地域の構想実現に向けて、延岡・日向地域の取り組みをしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 よろしくお願いをいたします。

次に、海岸林の整備についてお尋ねいたします。本県の延岡市から串間市までの約400キロメートルの海岸線には約1,600ヘクタールの森林が存在し、海岸防災林として潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止機能を有しており、古くから農地や居住地を災害から守るなど、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしています。樹齢200年以上のクロマツ林が造成されている一ツ葉の海岸林を初めとして、県内の海岸林の保護・管理は藩政時代から行われてきたと考えられています。その後、明治に入り、藩有のものは国有となり、昭和7年以降、国、県において海岸林の新設、植栽、補植が実施されており、先代から受け継がれた貴重な県民の財産となっています。そこでまず、本県の海岸松林では、近年、甚大な松くい虫被害が発生していますが、平成28年度の状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 松くい虫被害につきましては、平成17年度以降3,000立方メートル台で推移していたところですが、27年度は宮崎市を中心に約5,000立方メートルと大幅に増加し、ここ10年間で最も大きな被害量となったところでもあります。このため、関

係者が一体となった徹底防除を行うとともに、28年度からは、人家近くの背の高い松等を対象に、ピンポイントで薬剤が散布できる無人ヘリによる防除や、感染源の一つとなっていた民家等の被害松の処分を開始したところでもあります。その結果、28年度の松くい虫被害量は、27年度の約56%の2,767立方メートルとなり、平成以降の被害のピークであります3年度の5分の1にまで減少したところでもあります。また、被害の大きかった宮崎市の海岸松林においても、対前年度比で56%と被害が大きく抑えられたところでもあります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

では、その被害木を伐採した跡地の復旧状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 松くい虫の被害跡地につきましては、海岸防災林としての機能を回復させるため、松くい虫に強い抵抗性松や、潮風に強いヤマモモ等の広葉樹の植栽などにより、海岸部を優先して復旧を進めているところでもあります。現在把握している被害箇所につきましては、今年度末にはおおむね8割の復旧が完了する見込みではありますが、今後とも国に対して予算の重点配分を要望するなど、積極的な確保に努め、早期の機能回復を図ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 引き続き、環境森林部長にお尋ねいたします。先般、佐賀県の虹の松原、静岡県三保の松原と並び日本三大松原に数えられています。福井県の気比の松原に調査に行っていました。対応を福井森林管理署の署長さん等にさせていただきました。この気比の松原は、近年、松くい虫被害等で松が衰退しつつあるそうです。そこで、福井森林管理署では、県、市、有識者、市民団体と連携して、「気比

の松原100年構想」、今後の松原の姿のビジョンと、その達成のための具体的な方法を取りまとめたそうです。そこで、今後、海岸林を守り、積極的に活用していくためには、国や県、市町村、地元住民等と一緒に取り組んでいくべきと考えますが、県の考え方をお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 海岸林は、防災林としての機能はもとより、美しい景観を形成し、地域住民の憩いの場になっているなど、県民共有の財産でございます。この海岸林を将来にわたってしっかりと保全していくためには、議員御指摘のとおり、国や県、市町村、住民等が力を合わせて取り組むことが大変重要であると考えております。このため県では、森林（もり）づくりへの県民の参加を促し、意識の醸成を図ることを目的とした「水と緑の森林（もり）づくり県民ボランティアの集い」の開催や、海岸林で活動する森林ボランティア団体に対する支援に取り組んでいるところであります。また、海岸にあります松林につきましましては、国や市町村等と一体となった松くい虫の防除対策を行っているところであります。今後とも、かけがえのない海岸林が地域の宝として守られ、活かされるよう、関係者の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ところで、延岡には、一ツ葉の松林ほどではありませんが、長浜海岸林という素晴らしいところがございます。県の植栽事業が入ったところもあります。知事が現場主義を大切にされていますので、環境森林部長もぜひ視察していただきたい、そのように思います。

続きまして、観光の振興、特にヘルスツーリズムについてお尋ねいたします。

本県の観光推進では、宮崎の恵まれた資源を生かした地域主導による魅力ある観光地づくりや、着地型、体験型観光地づくり等が大きな課題と認識しております。そのような中、先ほどのユネスコエコパーク登録内にある日之影町の森林セラピー基地は、平成18年に全国で初めて認定された、地域が誇るすばらしい自然の観光資源だと思います。この森林セラピーは、従来の観光サービスに、休養・保養を要素とした健康サービスを組み合わせるヘルスツーリズムを推進しています。代表的なメニューは、ウォーキング等の運動メニュー、リフレッシュ目的の癒やしメニュー、田舎の味を楽しめる栄養メニューなど多彩なプログラムを提供中で、これらを個人の体力や好みに合わせて組み合わせることで、心と体を癒やす健康の旅を可能としています。私は、ウォーキングコースの矢筈岳トロッコ道を家内と以前歩きましたが、二日酔いがとれ、気分爽快になった記憶があります。そこで、知事は日之影町において森林セラピーを体験されたとのことですが、そのときの感想についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私もことしの4月、妻と2人で日之影町を訪れまして、初めてだったんですが、森林セラピーを、地元のガイドの方の案内をいただきながら体験してまいりました。町内に6つあるコースのうち、石垣の村トロッコ道コースというところを約1時間かけてゆっくり歩いたわけですが、森林セラピーといいますと、森林浴をしながらウォーキングをする、そういうイメージはあったわけですが、それだけにとどまらないさまざまな刺激がある。鳥のさえずりを聞きながら、ガイドの方に「あれはオオルリです」「あれはシジュウカラです」というふうな解説をいただきながら

ら、また道端の葉っぱにしても、単に見れば葉っぱですけど、そのガイドの方がぼんと葉っぱを折ったら、非常に爽やかな香りがする。

「これはヤブニッケイです」「ハナミョウガです」というような話を聞きながら、大変興味深いおもしろい活動だなという感じがしました。森林セラピーは、本当に新鮮な刺激にあふれた、心にも体にも優しい癒やしのアクティビティーでありまして、魅力的な観光素材であるということを改めて実感したところであります。今回のユネスコエコパークの登録によりまして、改めて注目度が高まり、ブランド力がさらに強まるというふうに感じておりますので、積極的に日之影町とも連携しながら情報発信を行い、観光誘客や地域振興に大いに活用してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

引き続き、観光の振興についてお尋ねいたします。昨年度、県の取り組みで、世界農業遺産の旅行商品可能性調査の中でモニターツアーを実施されておりますが、その結果について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） モニターツアーにつきましては、事前に行いましたワークショップやニーズ調査の結果を踏まえまして、商品化の可能性を探るために実施したところでございます。ツアーでは、東京、福岡の旅行会社や食、デザイン、インバウンド誘致の専門家などを招聘し、1泊2日の行程で、日之影町の森林セラピーや五ヶ瀬町の釜炒り茶づくりなどの体験をしていただいたところでございます。参加者からは、都会では味わうことができない非日常の体験や、地元の方の自然なおもてなしなどにより、日々のストレスが軽減されたと、高い評価を得たところでございます。今年

度は、これらの結果を踏まえまして、新たな着地型旅行の商品化に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 観光庁では、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図っています。このニューツーリズムの中で、ヘルスツーリズムが非常に伸びている分野とされています。ヘルスツーリズムとは、「自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒やされ、健康を回復・増進・保持するもの」等と定義をされています。国内のプログラムでは運動が一番多く、次が温泉、そして食と続きます。今ある資源を最大化させて売り出すことができることが、特徴であります。ヘルスツーリズムの市場は世界で拡大しており、経済産業省も本年の秋に認証制度を立ち上げる予定とされておりまして、そこで、自然や食といった本県が既に有している資源を生かし、ヘルスツーリズムなどの新たな旅行需要を獲得していく必要があると考えておりますが、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県には、議員御指摘のとおり、ユネスコエコパークや世界農業遺産など、自然、さらには食といった多くの魅力ある観光資源があり、これらの資源を生かし、新たな旅行需要を取り込むことは、観光客の誘致拡大を進める上で重要な視点であると考えております。このため県では、現在、みやざき観光コンベンション協会や市町村等と一緒に、観光資源の発掘、磨き上げを行っているところでありまして、それぞれの観光資源を、例えば、健康や癒やしなどの旅行ニーズを捉えた、テーマ性のある着地型観光と

して打ち出していきたいと考えております。今後とも、本県が有する観光資源を生かしながら、新たな旅行需要に対応した誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、地産地消の推進についてお尋ねいたします。

先月末に開催されました「みやぎきの食と農を考える県民会議」の総会に参加をさせていただきました。この県民会議は、食の安全・安心の確保の視点に立ち、本県の豊かな食資源や食育・地産地消活動の広域的な情報発信のほか、学校給食や直売所、量販店及び飲食店等と連携した地場産物の消費拡大を推進し、県民が将来にわたり豊かで健康的な食生活を送り、生き生きと過ごせる地域社会の実現を目指すものであり、「食の宝庫みやぎき」の特徴を生かした、すばらしい活動内容だと感じました。その活動報告の中で、農産物や水産物の直売所を核とした地産地消の取り組みが県内各地で積極的に推進されており、県民会議では、その活動を支援するため直売所アドバイザーを招聘し、きめ細かな指導を行っていただけるということです。直売所は、地域の特色ある四季折々の旬の食材を提供する地産地消の実践の場としてだけでなく、私の地元であります延岡市のように、小規模農業者が多く、しかも高齢化が進んでいる地域では、生涯現役で農地を守っていく取り組みとしても大変重要な役割を果たしているものと考えます。そこでまず、本県直売所の地域別及び運営形態別の数とその課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県内の農林水産物の直売所につきましては、本年の3月末現

在で149カ所ございまして、地域別では、県北に42カ所、県央に47カ所、県西に41カ所、県南に19カ所となっております。また、運営形態別では、食品産業や農業法人によります法人経営が40カ所と最も多く、次いで、地方公共団体や第三セクターが31カ所、加工グループなどのグループ経営が25カ所、そして農協や漁協の経営が24カ所などとなっております。課題といたしましては、店舗によっては、販売や運営のノウハウが不足して売上げが低迷したり、さらには経営者の高齢化や後継者がいないといった実態があると認識しております。

○後藤哲朗議員 直売所も小売店ですので、魅力がなければ続いていかないのは当然です。地域住民の協同で事業を盛り上げていく直売所は、しっかりと指導を行い、農林水産業の振興、地産地消推進のため大切に育てていく必要があると、私は考えます。そこで、直売所の魅力向上や経営安定に向け、県民会議や県ではどのような支援を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県では、直売所の魅力向上や経営の安定に向けまして、県民会議と協力して、さまざまな取り組みを進めております。例えば、専門のアドバイザーを招きまして、昨年は年間で14店舗を対象にして、季節ごとの品ぞろえなどの商品企画とか、商品の特徴を紹介した棚づくりなど、魅力ある店舗づくりを支援してまいりました。また、経営安定に向けまして、売上げに基づく経営分析や商品広告の効果的な制作方法等についてのセミナーも開催したところでございます。さらには、消費者に対しまして安全・安心な農林水産物を提供することが大変重要ですので、残留農薬分析に要する経費の補助とか、食品表示に関

するセミナーの開催、巡回指導等の支援を実施しているところがございます。

○後藤哲朗議員 ここで、紹介をさせていただきたいことがあります。本年の2月に、東白杵北部農業改良普及センターや延岡市、JA延岡などの関係機関でつくる「延岡地区営農振興協議会」は、産地戦略会議を開いています。昨年度の成果や本年度の計画が報告されました。今年度から3カ年計画で新たにに取り組む作物は、スナックエンドウと産直農産物だそうです。産直農産物は、品目には特にこだわらないとし、ただ、出荷する産直会員に生産意識や生産意欲の温度差があることから、生産者グループによる研究会などを今後組織して品質向上を図るそうです。この協議会の出席者はほとんど小規模農家の方ですが、少しでも売り上げを伸ばそうという、県の担当の皆さん方の生産者に寄り添う姿勢を、本当にありがたく思っております。県内には、1支庁、6つの振興局ごとに農業改良普及センターがありますので、宮崎方式営農支援の取り組みによる産地力強化で、さらに直売所の魅力を高めていただきたいと思います。また、大手量販店に対応できる大型の産地経営体を育成していくことは、もちろん大きな課題ではありますが、地域の実態に応じた産地づくりについても、しっかりと目を配っていただきたいと思います。

さて、直売所の機能は、旬の食材を提供するだけでなく、直売所での加工食品の開発や障がい者雇用など、さまざまな可能性を秘めているものと考えます。そこで、県内の直売所で特色のある取り組みをしている事例の紹介と、今後の取り組みに対する農政水産部長の意気込みをお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 事例の紹介で

すが、例えば美郷町では、直売所に出荷できなくなった高齢農家を対象にしまして、一軒一軒訪問して集荷して回る「共同集荷システム」を構築しますとともに、町内4つの直売所の経理の一元化や直売所間の商品融通を行うなど、中山間地域の小さな直売所のモデルとなる先駆的な対策が実施されています。また、高千穂町では、地元の加工グループが、地域の特産品でございます乾燥タケノコと干したスケソウダラを甘辛く煮つけた「ぼんだら」というお盆用の食事を缶詰にして販売するなど、農林水産物の加工品開発の取り組みもなされているところであり、直売所は、地域の経済循環活動の中心として重要な役割を果たすとともに、食育や地産地消の拠点にもなっていますので、優良事例のPR等も含め、今後とも積極的に支援してまいりたいと存じます。

○後藤哲朗議員 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは最後に、地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

昨年11月議会で、議員発議案第4号「資源循環型林業の確立による地方創生の実現を求める意見書」を提出し、可決となりました。これは、2015年12月に採択された「パリ協定」において、我が国が、温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標とする約束草案を提出していることと、この削減目標量の2%を森林吸収源対策によって確保するとされたことを受けた意見書でありました。地球温暖化の原因は、御案内のとおり、産業革命以降の産業活動や生活スタイルの変化によるもので、我が国はCO₂の排出世界5位の主要排出国となっています。地球温暖化対策は産業活動に由来するわけではありますが、大規模

な工場が少ない本県では、むしろ基幹産業である農林水産業での温暖化対策が重要となります。農林水産業は、その生産活動によりCO₂の排出者となる一方で、良好な農地や森林を維持していくことでCO₂の吸収・削減者にもなります。さらに、温暖化の進行による異常気象や酸性雨などでは、その被害者となります。そこで、本県の農林水産業における地球温暖化対策について、環境森林部長、農政水産部長それぞれにお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 森林・林業における地球温暖化対策でございますが、まず、森林については、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を吸収し、固定する機能を有しており、また、木材については再生産可能でございます。その活用を進めることで二酸化炭素の排出量を抑制するなど、地球温暖化防止に大きく貢献しているところであります。このため環境森林部におきましては、国の森林整備事業や森林環境税を活用した伐採跡地の再造林や下刈り、除間伐の推進など、適切な森林の整備や保全に努めるとともに、県産材による製材や製品の積極的な利用促進を図っているところであります。また、地球温暖化への適応策としまして、林業技術センターにおきまして、短期間で成長する早生樹の導入に向けた試験や、温度変化に対応したシイタケの生産技術に関する研究にも取り組んでいるところでございます。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農政水産部では、進行する地球温暖化に対応するため、全国に先駆けまして、平成20年度、総合農業試験場に農水産業温暖化研究センターを設置しますとともに、平成23年度には農水産業地球温暖化対応方針を策定しまして、温暖化対策に鋭意取り

組んでまいりました。具体的には、1点目、「温暖化を活かす」という視点から、ライチなどの亜熱帯果樹の産地化を進めますとともに、2点目、「温暖化から守る」という視点から、高温に強い水稻の普及や牛舎の自動温湿度管理システム等の開発を行ってきております。それから3点目、「温暖化を抑制する」という視点から、CO₂をできるだけ出さないように、施設園芸ハウスへのヒートポンプ暖房の導入や、漁船への省エネ機器の導入などを進めてまいりました。地球温暖化対策では、徐々に進行する現象にどう対応するかという現実的な観点が大変重要でございますので、今後、関係機関とも十分連携しながら、安定した農業・水産業が継続できる技術の開発、普及、導入等に取り組んでまいりたいと存じます。

○後藤哲朗議員 気候変動に関する政府間パネルのパチャウリ議長はかつて、「地球温暖化をとめる技術は、既に人類の手の中にある。ないのはやる気だけだ」と述べておられました。ユネスコエコパークの登録のように、自然に恵まれた豊かな環境を享受している宮崎県だからこそ、地球温暖化対策に真摯に向き合い、我々の子孫にしっかりと引き継いでいく必要があると考えます。そこで、知事に、地球温暖化防止についての思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地球温暖化は、人類や生態系全体に影響を及ぼす極めて重要な課題でありまして、我々が享受しておりますこの宮崎の住みよい環境というものを次の世代に引き継いでいくために、今の我々の世代が長期的視点を持って真剣に取り組んでいく必要がある、将来世代に対する責務であると考えております。このため県では、宮崎県環境計画におきまして、「低炭素社会の構築」を大きな施策の柱と

して掲げて、節電などの省エネ、再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素吸収源としての森林整備や農林作物の適応策の推進など、さまざまな施策に取り組んでいるところでもあります。また、県民の意識の醸成や積極的な実践を促すために、地球温暖化防止のために行動する人づくりとしての環境教育などにも取り組んでいるところでもあります。今後とも、地球温暖化防止につきましても、御指摘にありましたように、全国有数の日照時間や降水量、豊かな森林資源などの本県の特性を最大限に生かした取り組みを、県民、事業者、市町村と一体となって積極的に進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。国会は、昨夜から異例づくめの運営で、共謀罪の強行をいたしました。この問題も含めて、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず、知事の政治姿勢について、2点お伺いをいたします。

1点目は、憲法9条に「自衛隊」を明記することについてです。安倍首相は、施行70年の憲法記念日に、2020年施行と期限を切って、憲法9条の改定を表明しました。憲法9条の1項、2項を残したまま、3項を設け、「自衛隊」を条文に明記するとしました。9条1項の戦争、武力による威嚇、部力行使の放棄、2項の戦力の不保持に加え、3項に自衛隊の存在理由を書き込めば、この3項に基づき、海外での部力行使は文字どおり無制限となり、2項は事実上空文化することになります。自民党改憲草案は、国防軍の創設を掲げ、国際社会の平和と安全を

確保するなどの活動を位置づけています。安倍政権が、従来の憲法解釈を根底から覆し、安保法制で集団的自衛権行使まで容認した自衛隊を憲法に書き込めば、自衛隊の存在の追認にとどまらず、海外での無制限の武力行使に道を開くことにほかなりません。憲法9条をなし崩しにする安倍首相の改憲発言について、知事の御見解を伺います。

2点目は、「共謀罪」法案についてです。国会は、「共謀罪」法案の採決をめぐり、きょう未明、参議院の法務委員会での採決を省略して参議院本会議を開き、中間報告を行い採決を強行するという民主主義を無視した暴挙で、「共謀罪」法案の成立を図りました。私は怒り心頭です。幾ら名称を「テロ等準備罪」、テロ対策だと言いかえても、その中身は、国民の内心の自由を侵害して監視社会をつくり、一般人が捜査の対象になっていくものです。しかも、その中身は、国民にほとんど知らされていないのが現実です。政府は、「一般国民は対象外、組織的犯罪集団でなければ捜査はしない」と言いますが、組織的犯罪集団の明確な定義もなく、判断するのは捜査機関であり、警察に捜査対象と目されて疑われれば、一般人ではなくなるという強権そのものです。既に警察は、環境問題の学習会等に参加した市民を監視するという違法な調査活動などをやっており、こうしたことにお墨つきを与えるのが、この共謀罪です。しかも、政府の言う丁寧な十分な審議とはほど遠く、法務大臣の答弁を聞けば聞くほど、ますます不安や懸念、疑念は深まるばかり。しかも答弁は二転三転しています。もっと十分な審議で、説明責任を果たすべきです。国連が任命した特別報告者の「共謀罪」法案に対する懸念の書簡は、国際社会がプライバシー権や人権侵害

を憂慮するあらわれです。密告や冤罪がはびこって、物言えぬ監視社会をつくっていく、まさに戦前の治安維持法の再来です。それを許すのかが問われています。物言えぬ社会をつくらないために、民主主義を守っていくために、共謀罪は廃止以外にないと考えます。知事の御見解を伺いたいと思います。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、憲法9条についてであります。現在、憲法改正をめぐる議論が活発化しております。特にこの9条の改正につきましては、賛成、反対それぞれの立場からさまざまな意見が表明されているところであります。言うまでもなく、憲法9条は、憲法の基本原理の一つである平和主義を定めたものでありまして、この9条の根底にある平和主義という理念は、今後とも守られるべきものと考えております。今後の議論に際しましては、この理念を大切に、また、我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮に入れながら、慎重かつ丁寧な国民的議論がなされるべきものと考えております。

次に、組織的犯罪処罰法の改正についてであります。この改正は、東京オリンピック・パラリンピックを3年後に控える中、国際組織犯罪防止条約を締結し、国際的なテロ対策の強化を図ることを目的として実施されたものと認識しております。この改正につきましては、一定の犯罪において実行以前の処罰を可能としていることから、一般市民も捜査の対象になるのではないか、恣意的な捜査が行われるおそれはないかといった点について、国会の場で議論が行われたところであります。私としましては、今

後、適正な捜査の確保など、法の運用面において、国民が不安や心配を感じることはないよう、慎重な対応がなされる必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 御答弁をいただきましたが、テロ対策は今ある法律で十分対応できる、そういうものですから、わざわざこの共謀罪をつくる必要はないというふうに考えるものです。

安倍首相は、秘密保護法、安保法制(戦争法)に続いてこの共謀罪をつくり、さらに憲法9条を2020年までに変えると宣言いたしました。安倍首相の狙いは、国民に真実を隠し、国民を監視し、海外で無制限に戦争する国をつくり上げることにあると言えます。朝日新聞に、「戦後が戦前になっていく」とうたった短歌がありました。まさに共謀罪は、戦争に反対する声を封じ込めていく手段です。日本ペンクラブはもとより、2万6,000人以上の作家、ジャーナリストが参加する国際ペンも、共謀罪に反対する声明を発表しました。今、世界中が、日本の進もうとする危険な方向を危惧しています。世界の紛争や問題は、武力、軍事力によらない平和的な外交でこそ解決すべきです。戦争の放棄と戦力の不保持を宣言した憲法9条を持つ日本だからこそできる、日本が果たすべき国際貢献であり、このことが名誉ある地位を占めることになるのではないのでしょうか。このことを私は強く訴えたいと思います。

次の質問に移ります。高い国保税と国保の都道府県化(広域化)の問題についてです。

依然として国保税の高騰が続いています。国保税は、住民税などと同じく、前年度の所得に基づいて計算されるために、会社を退職して年金生活となった人や失業した人、事業不振に

陥った自営業者など、収入が激減した人が多額の国保税を請求され、保険税の滞納が生じるという実態もあります。こうした中で、2018年度、来年度から、国保の運営主体・保険者が、これまでの市町村に都道府県が加わり、都道府県が財政運営の責任を担う、国保の都道府県化が始まろうとしています。国保の広域化で国保税がどうなるのか、自治体や住民にどのような影響を及ぼすことになるのか、しっかり見定めなければなりません。

まず、国保における県内の状況を伺いたいと思います。市町村国保における1人当たり国保税の最高額、最低額、平均額、滞納世帯数、短期保険証、資格証明書の交付状況、滞納世帯に対する差し押さえ徴収件数と金額についてお答えください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） まず、保険税の調定額でございますが、平成27年度の1人当たりの一般被保険者分で申し上げますと、年額で、最も高い市町村は10万3,891円、最も低い市町村は6万9,495円、県平均で9万410円となっております。

次に、滞納の状況でございますが、平成28年6月1日現在で申し上げますと、市町村国保、全世帯18万4,129世帯のうち、滞納世帯数が3万74世帯で、短期被保険者証の交付世帯が1万2,563世帯、資格証明書の交付世帯が1,430世帯となっております。

最後に、差し押さえの状況でございますが、平成27年度の状況で申し上げますと、延べ5,032世帯、差し押さえ額は約12億6,000万円となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

お聞きする中で、滞納が非常にふえている状況があるかと思いますが、私は、このふえた要

因として、決して悪質滞納者がふえたわけではなくて、高齢者や低所得者層の加入者が多い国保で、国保税が高いという国保の構造的矛盾がある、そしてまた、実効ある救済措置がないという制度の不備によって引き起こされたものだと考えています。今回、県が市町村に示す標準保険税率には、市町村が行う一般財源繰り入れは反映されておきませんが、来年度、平成30年度以降は、市町村が行ってきた一般会計からの繰り入れは認めないということなのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成30年度以降の新制度におきましては、県が財政運営の責任主体としての役割を担うこととなります。一方で、保険給付とか保険税率の決定、賦課徴収といった地域におけるきめ細かな事業については、引き続き市町村が実施することとなります。制度改革によりまして、市町村は県に納付金を納めることとなりますが、御質問の標準保険税率につきましては、その納付金の財源を保険税で賄う場合に必要となる税率を市町村にお示しするものでございます。市町村は、この標準保険税率を参考にしながら、引き続き、それぞれの実情を踏まえ、一般会計からの繰り入れをするかしないかも含めまして、実際に賦課する税率を決定することとなります。

○前屋敷恵美議員 また改めて、後でこの繰り入れについてはお伺いしたいと思います。

国が進める都道府県化によって、国保財政の課題が解決されるとお考えですか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この制度改革における財政面のポイント、大きく2つございます。1つ目は、運営のあり方の見直しであります。県が財政運営の責任主体となることで、

市町村は県へ納付金を納付する一方で、給付に必要な費用は全額、県が市町村に交付するということとなります。このため市町村は、年度途中で給付費が急増するというような場合でも、新たな財源を確保する必要はなくなるようになります。2つ目が、公費拡充による財政基盤の強化であります。平成27年度から実施されております1,700億円に加えまして、30年度以降、さらに1,700億円、全国規模で毎年、合わせて3,400億円の財政支援が実施されることになっております。こうした見直しによりまして、国保財政はこれまでより安定し、財政状況についても改善が図られるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほど、自治体からの一般繰り入れについては独自の判断に委ねられるというお答えだったんですけれども、今、国の方針は、市町村の独自繰り入れは削減もしくは解消の方向で進められていると理解しています。これが進みますと、国保税は高くならざるを得ず、国保の構造的矛盾は何ら解決されないと思います。今、国が1,700億続けて投入をすることでしたけれども、それがいつまで続くかわからないという問題もあり、また、徴収が悪くて市町村が納付金を納められない場合は、基金からの貸し付けということもうたってあると思うんですけれども、貸し付けでそれを賄うとなると、ますますその負担というのは市町村に大きくかかってくるのではないかと思うところです。

次に移ります。都道府県国民健康保険運営方針が策定されますけれども、基本的な考え方を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国民健康保険運営方針は、県、市町村がそれぞれの立場から役割分担をしつつ、保険者の事務を共通認識の

もとで実施していくために、県内の統一的な国保の運営方針として定めるものでございます。具体的には、国民健康保険の医療費及び財政の見通し、保険税の標準的な算定方法に関する事項のほか、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収といった、市町村が引き続き担う事業の広域的、効率的な運営の推進に関する事項などについて定めることとしております。このため、市町村と緊密に連携し、意見調整を行うことが重要と考えておりまして、市町村との連携会議において課題を共有し、運営方針の内容について検討を行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 市町村との連携、十分に進めていただきたいと思います。

また、国保運営協議会の被保険者代表の委員の選定についてですけれども、公募が行われたのかどうか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国民健康保険運営協議会でございますが、運営方針の作成とか事業費納付金等の重要事項について御審議いただくこととなっております。この協議会の委員でございますが、被保険者代表、保険医または保険薬剤師の代表、公益代表、被用者保険の代表から構成することとなっております。制度改革に当たり専門的な観点から意見のいただける方を、関係機関からの御推薦をいただき、選定いたしました。なお、このうち被保険者代表の中には、公募により選定された市町村の国保運営協議会委員も含まれているところでございます。

委員の選定につきましては、それぞれの立場から専門的に御審議いただけるよう選定を行っておりますので、当面はこの体制で臨んでまいりたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 私は、直接公募による委員

を構成員に加えることが必要だと思うところで、まずは県民の生活実態などを把握すること、また、住民の皆さん、県民の皆さんの意見や要求などを酌み取る上では、直接話が聞けるという点では極めて重要だと思います。ぜひこの方向を今後追求していただきたいと思ひますし、構成人数をふやすことも必要かというふうに思っているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、今、自治体が独自につくっております保険税減免制度がございますが、国保の制度改正後も引き続き存続ができるのかも伺っておきたいと思ひます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 保険税の減免につきましては、現在、市町村が条例等で基準を定めて実施しているところではありますが、これにつきましては、制度改革後も市町村の判断で行われることとなります。

○前屋敷恵美議員 国保の都道府県化の実施まであと1年足らずとなっています。今後、県から示される1人当たりの保険税は、法定外繰り入れをこれまでしてきた自治体などでは、当然、現行より高くなることが予想されます。今後、都道府県化の運営になったとしても、国保は国民皆保険制度の基礎となるべきもので、法に明記された社会保障制度です。この社会保障制度に値する、つまり自治体が住民の皆さんの命と健康を守る立場での制度運営を保障することが必要だと思います。国保税を低く抑えるための法定外繰り入れについては、市町村の判断が尊重されるべきと思ひます。先ほど御答弁をいただきましたけど、再度、この法定外繰り入れについてしっかりと確認をさせていただきたいと思ひます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 法定外の繰り

入れにつきましては、県のほうでは標準保険税率をお示ししますが、それぞれの地域の実情に応じて、繰り入れをするかしないかも含めて、各市町村において定めていくものでございます。

○前屋敷恵美議員 わかりました。

先ほどもお話ししましたが、国保は、助け合いの制度ではなくて、法で明確に規定された社会保障制度ですから、本来、国が財政的な責任を負わなければならないものだと思います。今、国保財政が厳しい根本的な原因は、1980年代には50%を超えていた国庫負担金の割合が、今では25%程度にまで引き下げられたことにあると思ひます。国庫負担金の必要性については、全国知事会でも1兆円の国保負担増を要求するなど、幅広い共通認識となっているのが現状だと思います。国庫負担金を大幅にふやして、国保の財政構造を抜本的に変えない限り、さらなる保険税の高騰は避けられません。しかし今、国は、都道府県に国保財政の運営責任を担わせ、医療費適正化計画による給付費の抑制、地域医療構想による病床削減などの権限を全て都道府県に集中し、一体的施策として、医療費削減を強力に推し進めようとしております。しかし、大事なことは、国民一人一人の命の尊厳をどう守るかです。必要な医療をどう保障するか、これは政治の責任、行政の責任、役割だというふうに思ひます。私は、このことを忘れて、さまざまな医療改革などあり得ないと思ひます。このことを強く申し上げておきたいし、これからの都道府県化、県民の皆さんの命と暮らしと健康をどう安定して守っていくのか、このことをしっかりと踏まえていただきたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。マイナンバー（個

人番号)の取り扱いについて伺います。

各市町村の事業所への住民税の特別徴収通知書へのマイナンバー記載が行われています。総務省は3月6日、通知書に個人番号を記載するよう指示する通知を行いました。全国的には、住民税の特別徴収通知書へのマイナンバー不記載の自治体はかなりあると聞いております。県内の状況をお聞かせください。

○総務部長(桑山秀彦君) 県内市町村におきます平成29年度の個人住民税特別徴収税額決定通知書につきましては、個人番号を記載した市町村が19団体、個人番号を記載しなかった市町村が7団体となっております。

○前屋敷恵美議員 マイナンバーを記載した通知書を誤って送付した問題が今起きています。県内の状況をあわせてお聞かせください。

○総務部長(桑山秀彦君) 県内の市町村では、都城市、小林市、えびの市、高鍋町及び新富町において、特別徴収税額決定通知書の誤送付がありましたほか、木城町においては郵便の誤配達がありまして、合わせて8事業所、25名分の個人番号を含む特定個人情報の漏えいがあったと報告を受けております。

○前屋敷恵美議員 この通知書の郵送方法なんですけど、どういう形態がとられたのか、確認したいと思います。

○総務部長(桑山秀彦君) 通知書の送付方法でございますが、県内26市町村のうち、普通郵便が24団体、それから差し出した記録の残る特定記録郵便が1団体、そして簡易書留が1団体ということになっております。

○前屋敷恵美議員 送付については、おおむね普通郵便で行われているようです。事業所にはマイナンバーの厳重な管理が義務づけられているというふうに聞いておりますけれども、それ

に比べれば、普通郵便で送るなどは、安易な送付方法ではないかと思えます。今回、通知書に記載された内容は、住所、氏名、マイナンバー、所得、税額の課税状況などで、まさに個人情報そのものです。実際の誤送付は、今お答えもいただきましたけれども、3市3町の8事業所、25人に及ぶという状況でもあります。また、事前に誤送付したのがわかって、開封前に回収した通知書などもあったというふうにも聞いているところです。この誤送付に関して、さらに外部への個人情報の流出はなかったのでしょうか。

○総務部長(桑山秀彦君) 誤送付されました特別徴収税額決定通知書につきましては、いずれも、判明後、速やかに回収しておりまして、誤送付先の事業所から外部に情報が流出した事例はなかったと確認しております。

○前屋敷恵美議員 国民一人一人に番号をつけることは、国が強力に推し進めてきました。しかし、あくまでも個人の情報です。本人が提示していないマイナンバーを、行政が一方的に送りつける、そういう事業所通知は個人情報漏えいに当たるのではないかと私は考えます。それは許されないというふうに思いますが、いかがですか。少なくとも本人の同意や確認が必要かと思えます。

○総務部長(桑山秀彦君) 特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載することにつきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第1項の規定に基づいて、特別徴収義務者に対して個人番号を提供できることとされているところでございます。

○前屋敷恵美議員 個人番号を記載することができるかと規定されているという話でしたけれど

も、個人情報を持っているそれぞれの個人が最優先されなければならないと思っております。ですから、本人の承諾なしに勝手に、各事業所に公表するという事はおかしい話だと思います。個人情報はあくまでも、本人の承諾なしには事を進めてはならないものだと思っております。

また、県は、マイナンバーの記載を求めた総務省通知を市町村におろしております。ただ機械的に流すだけという無責任なことになってはいけないと思っております。個人情報ですから、本人同意が必要と思っておりますし、先ほど、記載しない自治体が7自治体ございましたけれども、あくまでも記載しないと決めた自治体の判断が尊重されるべきことで、記載の強制をするようなことがあってはならないと思っております。マイナンバーの活用は、広げれば広げるほど個人情報漏えいの危険性、より深刻なプライバシー侵害を招くおそれを増幅させます。県はこうした認識をしっかりと持って、県民の個人情報の保護に努めることを強く求めたいと思っております。部長、いかがでしょうか。

○総務部長（桑山秀彦君） 県といたしましては、地方税における個人番号を含む特定個人情報の取り扱いが適切に行われるよう、県内各市町村に対する助言に努めているところでありますが、市町村税の賦課徴収に関する事務につきましては、最終的には市町村の判断で行われるものと考えております。いずれにいたしましても、今後、今回のような誤送付等の事案が再び生じないように、引き続き各市町村に対し、個人情報の適切かつ慎重な取り扱いを徹底するようお願いしてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、県民の個人情報の保護、しっかりと取り組んでいただきたいと思

ます。

次に移ります。就学援助費の支給時期の改善、いわゆる前倒し等について伺いたいと思っております。

経済格差が拡大する中で、子供の貧困は、社会的な問題として、宮崎県も例外ではありません。義務教育段階の就学援助は、学校教育法の第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されています。就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると規定し、市町村教育委員会が認めた準要保護者を対象としております。市町村が行う援助のうち、要保護者に対しては国が2分の1の補助をしていますが、準要保護者に対する国庫補助は、小泉内閣の三位一体改革によって2005年度に廃止され、一般財源化されています。全国の就学援助制度の利用者は、小中学生全体の15.42%、これは2013年度の時点ですが、6人に1人の子供が利用しています。子供の貧困が広がる中で、さらなる拡充が必要になっていると思っております。県内の就学援助の状況について、要保護者、準要保護者の人数及びその率をお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 就学援助につきましては、市町村が世帯の所得の状況等をもとに要保護、準要保護の認定をしております。本県におきまして、平成27年度にこれらの認定を受けた児童生徒の数は、暫定値ではございますが、要保護が995人、準要保護が1万3,575人であります。全児童生徒数に占める認定者数の割合は16.0%となっているところでございます。

○前屋敷恵美議員 2015年8月24日付の「平

成27年度要保護児童生徒援助費の事務処理について」という文科省通知の中で、「支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分に配慮すること（特に「新入学児童生徒学用品費等」）」などと、入学準備に間に合うように支給する努力を要請しております。2016年9月26日付でも同様の通知がなされておりますが、小中学校に入学する際に支給される新入学児童生徒学用品費等の支給状況について伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 就学援助につきましては、学校教育法に基づきまして、市町村が主体的に実施をしているところでございます。新入学児童生徒学用品費等の支給時期につきましては、一部の市町村で保護者の希望等に応じて4月に支給しておりますが、大部分の市町村では、おおむね6月前後となっております。

○前屋敷恵美議員 希望に応じて4月の支給がなされているようではございますけれども、それほどの程度の自治体に及んでいるのでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、3市町において4月に支給されているというふうには存じております。

○前屋敷恵美議員 おおむね入学準備に間に合うような支給にはなっていないというのが、県内の現状のようだと思います。毎年のように文科省から支給改善を促す通知に対しての受けとめは、非常に弱いと言わざるを得ません。

文科省は、要保護者に対する就学援助の新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）について、2017年度から制度の拡充を行いました。1つには、国の補助単価を2倍に引き上げたことです。2つには、支給時期について、中学校は入学前でも可能であることを明示し、小学校に

ついては、交付要綱を改正して入学前の支給を可能にしました。文科省はことし3月31日付で、都道府県教育委員会教育長宛てに、改めて新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給を実施するよう通知を出しておりますが、この文科省初等中等教育局長通知の徹底について伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本年3月31日付の文部科学省からの通知は、市町村が実施する就学援助につきまして、国において予算単価等の一部見直しを行うとともに、中学校と同様に、援助を必要とする小学校に入学する前の就学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費等を速やかに支給できるよう交付要綱を改正したものでございます。県教育委員会といたしましては、市町村に対して、新入学児童生徒学用品費等の早期支給が定着するよう、引き続き周知を行いますとともに、今後とも、就学援助の充実に向け、必要な情報の提供や助言等に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほども申しましたように、文科省は毎年毎年、速やかにこの就学援助、とりわけ入学準備金については、間に合うように支給をするべきだということで、催促、促しているところなんですけれども、なかなか市町村がそれをしっかり受けとめることができないというのが今の現状です。今、子育て支援の中で、子供たちの貧困の問題も取り上げられている中では、もっとしっかりと受けとめる、このことが大事でありまして、県の教育委員会は、そういうことを徹底して市町村に求めていくことが必要ではないかと思うところです。決して強制的にやれという話ではないわけですから、ぜひ、本当に困っている、また必要としているこういう準備金が、速やかに手元に渡るよ

うに配慮することが必要だと思っております。

今回の新入学児童生徒の就学援助の前渡しは、私は、文科省としては一定の改善が図られたという点では評価できるものだと思います。しかし、実施対象を要保護世帯に限定しておりまして、これでは十分な改善とは言えないと思います。対象を、準要保護世帯を初め、必要とする世帯児童全てに拡大することが必要だと思います。また、何より、今年度の入学準備に間に合わなかった世帯に早い時期に支給されるよう、この教育局长通知が生かされるように、ぜひ県としても働きかけを行っていただきたい、このように思います。

宮崎県は、「子育て日本一」を掲げ、子供の貧困対策にも取り組んでおられます。子供たちの「学び」を保障するためにも、就学援助制度は大事な事業です。全国的な指数から見ても、宮崎県は要保護・準要保護世帯への援助率は高いとは言えません。もっと広げることが必要です。子供たちの誰もがひとしく教育を受けられる環境を整える、そのための行政の役割・責任は極めて重要なものです。県も市町村とともに、子供たちにしっかり寄り添う教育行政を進めることを強く求めるものでございます。よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、急傾斜地崩壊対策事業の早期整備について、同意取得困難状況の解決について伺いたいと思います。

昨年の台風16号の豪雨によって、宮崎市高岡町赤谷地区で住宅裏山の山林の崩壊が生じました。県は、緊急時の急傾斜地崩壊対策事業として、国の認定を受けて工事を進めることにしました。しかし、山林の所有権が47名の共同所有ということが判明して、地権者が多数であるため、早期に用地取得の見込みが立たず、県は緊

急事業としての扱いを断念し、通常の急傾斜地崩壊対策事業に変更いたしました。しかし、いづれにしても、用地取得のための地権者の確認作業は行わなくてはならず、工事着工のめどを立てることは困難な状況にあります。

被害に遭われた当事者の方は、今後いつ起きるかわからない災害に対する不安を抱きつつ生活されております。梅雨の時期に入り、台風もこれから幾度となくやってくるでしょう。本当に不安な生活を余儀なくされることだと思います。一日も早い工事着工を願っておられるわけですが、現実問題として、地権者である47名の方の状況を見ると、地権者名義も古くて、故人となられた方も多数おられ、現在相続人が何人おられるか、現状では把握が困難で、行政も緊急性があることは承知しつつも、工事に着工できない状況であると伺っています。こうした事例は、数多く起きている問題ではないかと思えます。県としては、こうした案件、課題にどのように対処していかれるのか、伺いたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 公共工事における共有地の用地取得でございますけれども、共有者全員の同意を得て売買契約を締結し、所有権移転登記を行う必要があるということで、その中に死亡や行方不明の方がいる場合には、用地交渉に多大な労力と時間を要することになります。共有地を取得する方法として、不在者財産管理人制度や土地収用制度を活用しておりますが、これに加え、平成27年の地方自治法の改正により、市町村長の認可を受けた自治会などの地縁団体が、市町村長から、一定の要件を満たす場合に証明書を交付されることによりまして、特例的に所有権の移転登記が可能となったところであります。今後も、こういう

共有地の状況に応じて、これらの制度を活用し、公共事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今度の急傾斜地崩壊の問題ですけれども、仮に事故が起きた場合、私は人命にも及ぶ危険性があると思います。その場合、どこが責任を負うかということになるわけですが、不本意ではあっても、行政にかかることになるのではないかと考えていたところです。地権者の権利を守るということは、法的にも当然のことです。しかし、それでは課題が行き詰まってしまう。どのように解決策を見出すのか、国にも正式に問題提起を行って、抜本的な策を講じることが必要ではないかと考えて、今回質問に至った次第です。今御答弁いただきましたように、認可地縁団体制度というのが平成27年度に施行されているということで、これは地元、地域の方々の協力が大変重要になってまいります。地域、地元の方々の御理解が得られるよう、十分な説明を県としても行って、制度の積極的な活用を図っていただくことを切に求めたいと思います。そしてぜひ、早急な課題として取り組むことを要望したいわけですが、その辺、もう一度お願いしたいと思いません。

○県土整備部長(東 憲之介君) 被害に遭われた方々、大変だと思っております。そういう意味ではこういう制度をしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、今回の場所の状況等もしっかり把握しながら、できるだけ速やかに事業ができるように頑張ってみようと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、その旨御努力をよろしくお願いしたいと思います。

質問は以上ですけれども、今回の質問は、冒

頭にお話ししましたように、国民の存在そのものが否定されてしまうような、内心の自由を含めてですね。それが侵される共謀罪の法案が、けさ7時何分かに強行採決されたという状況をもって、質問に立ったところでございます。日本の行く末が本当に案じられてなりません。国民が安心して平和のうちに暮らせる、こういう状況をつくるのが政治の役割でありますし、また、地方においては、県の自治体の役割、知事の役割だというふうにも思っているところです。また、国民が安心して必要な医療を十分に受けられるような、子供たちも安心して学業に励めるような状況をつくることも、とりわけ重要な課題です。そうした県民の暮らし、健康、命を守ることに寄り添った行政を今後ますます進めていかれることを心から要望して、きょうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 私は、郷中の会の有岡でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、厳しい質問を行いますが、これは、ことし4月他界された恩師であります外山方圀監督の教えである、「走姿顕心」の中にある「厳しさは最高の愛」を直接御指導いただいた一人として、宮崎県民のための愛情ある質問をして

まいります。厳しい質問となりますが、明快なる答弁をお願いいたします。

まず最初に、2026年の2巡目宮崎国体に向けて、施設整備が課題となっております。国体に向け、競技力向上を初め、大会運営、国体後のスポーツランドみやぎきの発展には、県の各競技団体の理解と協力が不可欠であります。そこで、ことし3月30日の県の競技団体からの施設整備に関する要望について、どのような内容であったのか、知事にお伺いいたします。

次に、施設整備に当たり、県の施設と市町村の施設の役割についてどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。

次に、平成27年12月17日付で、内閣府及び総務省から、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」策定が、都道府県、政令指定都市に要請されています。これは、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想・基本計画等を策定する場合に、優先的検討を行うものです。優先的検討の対象事業の基準として、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業などの優先的検討規程を定めます。ことし3月末現在、47都道府県中34の都道府県が策定済みであり、本県は現在、準備中となっております。これから多くの施設整備を行う本県において、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」の整備について、知事の認識をお伺いいたします。

壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

施設整備に関する要望内容についてであります。ことし3月30日に、県内17の競技団体と公益財団法人宮崎県体育協会から、県有主要3施

設の整備に関する要望をいただきました。要望内容としましては、まず1点目が、県有主要3施設の整備場所について、「宮崎市または県央部を希望している各競技団体の意向を最大限尊重していただきたい」というものであります。2点目は、「各施設の規模や仕様について、それぞれの施設を使用する各競技団体へ意見聴取をしていただきたい」というものであります。

次に、県と市町村の施設の役割についてであります。県と市町村の施設で、その役割や利用目的に明確な違いはありませんが、一般的には、県の施設としては、比較的参加者も多く、規模の大きな県大会や九州、あるいは全国大会での利用が想定され、本県スポーツの中心となる施設としての役割が求められるものと考えております。また、市町村の施設としては、地域単位での大会や地域住民の健康増進など、地域に根差した活動の利用が主に想定されているのではないかと考えておりますが、市町村によっては、県レベルの施設を整備しているところもあります。いずれにしましても、国体の開催には、競技を行う主会場だけではなく、練習会場も必要となりますため、関係市町村とも十分な連携を図りながら、施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、PFI優先的検討規程の整備についてであります。優先的検討規程は、一定規模以上の公共施設の整備等において、PFI手法の導入を優先的に検討するというものでありまして、平成27年12月には、内閣府より、各省庁や都道府県等に対し、規程の整備について要請がなされております。これを受け、本県におきましては、県有施設の老朽化対策や新たな施設整備にどのような影響があるのか、また、どのようにすれば県内企業が参画しやすくなるのかと

いった視点も含めて、検討を進めているところ
であります。公共施設等の建設、維持管理、運
営等に民間の資金やノウハウを生かすPFIに
つきましては、県内企業の新たな事業機会の創
出など、地域経済の活性化につながっていくこ
とも期待されますので、効果的な活用が図られ
るよう取り組んでまいりたいと考えておりま
す。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 ただいま、知事から答弁をい
ただきました。ありがとうございます。国体
施設整備について、もう少し具体的に質問して
まいります。

平成26年度の特別委員会で、鹿児島県の鴨池
公園水泳プールを現地視察いたしました。本施
設は、PFI手法により特別目的会社・株式会
社スイムシティ鹿児島が事業を実施し、指定管
理を行っております。また、熊本市のアクア
ドームくまもとも視察してまいりましたが、維
持管理費が大きな課題となっております。そ
こで、県営プールの整備について、PFI方式
の導入など、どのように検討されているのか、
教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） プールの整備につ
きましては、他県のPFI方式の導入事例等につ
きまして情報収集をしているところでありま
す。今後、整備場所の選定とあわせまして、民
間事業者との連携・協力など、PFI方式を含
めたさまざまな整備手法について、総合的に検
討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、他県の導入事例等につ
いて情報を収集し、民間事業者との連携・協力な
ど、PFI方式を含めたさまざまな整備手法に
ついて、総合的に検討してまいりたいとの答弁
がございましたが、私が大変危惧しているの
は、教育委員会におきまして、どの程度このP

F Iについて勉強されているのか。そこで、再
度、教育長にお尋ねしますが、教育委員会の担
当者が実務研修会に参加し、どの程度理解され
たのか、そういった実績があれば教えていただ
きたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 今、そういう資料は
持ち合わせておりませんので、後でお答えした
いと思います。

○有岡浩一議員 職場の中でPFIの導入につ
いての議論をするためには、どの職員が担当す
るかということ、そこからスタートしなければ、
この内容は煮詰まっていきませんし、さま
ざまな取り組みをクリアするためには、やはり
専門的な勉強をする職員がいるということが前
提でございますので、先ほど答弁いただきました
ように、整備方法について総合的に研究する
ということであれば、やはりそういった専門の
職員、また総合政策部の職員を含め、庁内一体
となって勉強しないと、この事業は実現しない
と思います。ぜひとも、そういった人材を育成
するという視点も含めて取り組んでいただきた
いと思っております。

昨年12月9日に特別委員会の席で、委員の一
人として、オーシャンドーム跡地のナショ
ナルトレーニングセンター誘致において、PFI
によるプールの整備など、多角的な検討が必要
であると提案いたしました。なぜならば、ト
ライアスロンなどの練習や、トレーニング後の
クールダウンとして、水中ウォーキングなどの
有酸素運動が効果的であるからでございます。
ぜひ、各競技団体から現場の声やアイデアを聞
いていただきたいと、そのように思っております。

次に、体育館・アリーナの整備について教育
長にお伺いいたします。先進地として幾つか紹

介しますと、まず、静岡県の「このはなアリーナ」は、静岡鉄道草薙駅から徒歩3分の県総合運動場内にあります。また、PFIで新設の「エスフォルタアリーナ八王子」や墨田区の総合体育館など、駅周辺にある自治体の敷地で、アクセスのよい場所に新設されています。そこで、今回の候補地として、宮崎駅近くの県有地と延岡市の市民体育館敷地が挙がっておりますが、延岡の市民から、延岡市民体育館を残してほしいという声がある中で、延岡市の市有地に県の体育館をどのように整備されるのか、具体的な計画をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 体育館につきましては、延岡市民体育館敷地と宮崎市錦本町県有グラウンドが整備候補地となっております。現在検討を進めているところでございます。延岡市に県体育館を整備する場合には、既存の市民体育館の取り扱いを含めて、延岡市の意向を確認しながら、協議を進めていくことになるというふうに考えております。

○有岡浩一議員 具体的な流れがわかりませんでしたけれども、延岡市民体育館を残してほしいという声があるのはなぜかと申し上げますと、県の体育館を運用する中で、年間計画として、全国大会や九州大会など、大きな大会をまず日程として入れてまいります。次に、各団体の県大会を入れてまいります。すると、土曜、日曜日はほとんど空きがなくなると。今でも稼働率が7割を超えておりますし、土曜、日曜日はほとんど空いていないという状況であります。県体育館ができたからといって、地元延岡市の体育館を今までフルに使っていらっしゃる市民の皆さんの希望に応えることは難しいと、私どもは考えております。ですから、県の体育館ができて市体育館がなければ、やはり不

自由するというところであります。結果として、県体育館とは別に市民体育館が必要となると私たちは感じております。現在の宮崎市の体育館も高い利用率でございます。そういった意味で、市の体育館と県の体育館の役割、運用の違いというものを十分理解して検討する必要があると考えております。

そのような実態を踏まえまして、教育長に再度お伺いいたしますが、庁内検討委員会では、現在の延岡市民体育館敷地に整備した場合の駐車場が、300台前後でしょうか、確保できるかと思っておりますが、座席数は3,000席を準備するというところで、駐車場の不足が懸念されております。また、駅からも若干遠いということで、移動手段などに関する具体的な庁内検討会議はなされたのか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 具体的に、延岡に体育館をつくるのに駐車場をどうするかということまで、詳細にはまだ検討しておりませんが、今後1カ所に絞るわけでございますが、それに関連していろんな詳細、どのくらいの規模のものをつくって、延岡であれば、さっきお話があった市民体育館等の関係はどうかとか、駐車場はどこに何台ぐらい確保するのかということは今後検討してまいりたいと思っております。

○有岡浩一議員 私どもは、候補地として本当に実現性のあるものなのかどうか、そこら辺はやはりしっかりと見きわめて取り組まなければいけないと思っておりますので、これからの検討をしっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、メインスタジアムとなる陸上競技場について、教育長に再度お伺いいたします。国民体育大会では、約3万人がメインスタジアムを

利用する予定となっております。現在の県総合運動公園内と都城市の山之口運動公園が整備候補地とされております。先日、山之口運動公園に行ってきましたが、高速道路からの県道、市道が1車線であるため、渋滞緩和対策が必要であり、駐車場の確保など多くの課題があります。庁内検討会議でどのような協議がなされたのか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 陸上競技場につきましては、宮崎市の県総合運動公園と、お話のありました都城市の山之口運動公園が整備候補地となっております。それぞれの候補地について、利点、あるいは必要な対応策等を整理して、検討を進めているところでございます。山之口運動公園の場合は、御指摘のとおり、「公園周辺の交通アクセス等についての対策が必要である」などの意見が、庁内検討会議においても出されたところでございます。

○有岡浩一議員 今お話を伺う中で、リスクマネジメントという視点から、これは知事にお尋ねしたいと思います。昭和49年に整備された現在の木花の陸上競技場では、当初、ナイター用の照明器具の設置を計画されていたそうですが、周辺の農業への影響が懸念され、設置反対の声が上がりまして、照明の設置は断念したと伺っております。今回の山之口運動公園は、旧山之口町運動施設として親しまれ、体育館、野球場、芝生広場など、地域の皆さんの広場となっております。道路整備とあわせて、県有施設整備への住民の理解が本当に得られるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今はまだ、整備候補地の段階であります。候補地について具体的な御質問をいただいておりますが、それぞれの施設についての候補地は、周辺環境や交通アクセス

などの整備課題を整理した上で——法規制、また災害対応というのもあります——課題が多い候補地を除外し、さらに機能性や将来性、安全性、経済性の観点から総合的な評価を行って、今2カ所に絞り込みを行っている段階でありまして、個々の候補地についても、それぞれ対応すべき課題があるというふうに考えているところであります。

○有岡浩一議員 なかなか3万人というイメージは湧かないと思いますので、一つの事例としまして、知事もよく御存じの青島太平洋マラソン、ことし31回目を迎えますが、選手が約1万2,000人、関係者を含めると2万人以上の大会が木花のほうで行われており、主催者は約5,000台の駐車場を確保しております。県の総合運動公園に3,000台、宮崎大学に1,000台、青島地区に400台、宮崎方面の宮崎空港などに600台以上の駐車場を確保し、朝5時前から車の誘導を行っておりますが、それでもバイパスなど周辺は渋滞をしております。このような現状を見ますと、山之口スマートインター周辺の渋滞が、どうしても懸念されるわけでございます。ちなみに、県の運動公園の有料駐車場の面積は9万9,500平米、約10ヘクタールで、現在の山之口運動公園の半分以上の面積を有するというふうに考えております。

また、もう一つの考え方として、国体後の施設の活用でございます。昨年の特別委員会で、山口県の陸上競技場を視察してまいりました。そのとき、サッカーのレノファ山口FCの大会があるということで、施設の改修をしていました。また、ことしの国体開催地であります愛媛にございます陸上競技場、ここも愛媛FCのホームグラウンドということで、やはり1万人を超える規模が必要だということで整備されて

おりました。国体以降、どのような施設運営をしていくか、これは大きな課題でございます、やはり1万人以上の利用が常に行える施設整備、さらに交通アクセス、この確保は絶対条件であります。そこで、知事に再度お伺いいたします。知事の政治姿勢として、県有施設の整備については知事の決断が必要であります。現場を知っている競技団体の判断が最も優先されるべきと考えますが、知事の御所見を再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国体、それから、それ以後の利用につきましても、確かに運動の関連、どのような競技に使うのか、競技団体の考えなり、これまでの経験というものについてしっかりお話を伺っていく、それも重要であろうかと思えます。今、るる御指摘がありましたアクセス等に関しましては、もちろん国体においては、御指摘のとおり3万人という規模があります。サッカーその他の試合を考えると、多くの人数をどのようにさばいてくのか、大変重要な課題であろうかと思えますので、そういった観点を総合的に勘案しながら、しっかりとした整理をし、判断してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 大会を運営する立場で申し上げますが、競技団体の人たちが、駐車場の心配をしたり、途中の交通事故を心配したり、さらにはいろいろなクレームに対応しなきゃいけない。こういう姿がないようにしなきゃならない。これは施設整備をする我々の責任であると思っておりますので、運営する競技団体の理解や協力なくして、これからのスポーツランドみやぎの発展はないということを申し添えて、次の質問をさせていただきます。

次に、日本では、PFI法が1999年7月に公布

され、2011年6月に改正PFI法となり、全国で多くの事例が分野別に紹介されています。しかし、本県においては、財政改革推進期間中、施設整備、箱物の新規着工は原則として凍結という期間があり、その影響が現在につながっていると考えます。本来、財政改革に取り組むならば、PFIなどの民間活用で効率的なサービス提供を検討すべきであり、時間は十分にあったはずです。そこで、本県においてPFIの取り組みが進まなかった理由について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） PFIではございませんが、民間の活用という意味では、延岡市にあります県警察職員宿舎や宮崎駅西口の立体駐車場の整備において、県有地を民間事業者が長期貸し付け、民間事業者が資金調達、設計、建設を行い、管理運営に取り組んでいる事例がございます。一方で、このような事例よりも収益性の低い施設の整備・運営につきましては、PFIにより、より効率的・効果的なサービスを提供することが期待されますが、実施に際しましては、従来の整備手法と比べて、着工までに可能性調査等に多くの時間や費用がかかること等が課題でございます。また、県では、財政改革を推進する中で、お話にもありましたが、新規の施設整備を原則凍結してきたこと、また、多くの県の公共施設の維持・管理につきましては、PFIと同じく、官民のパートナーシップに基づきサービスを提供します指定管理者制度を広く適用してきたことなどが、PFIの導入が進まなかったことの背景にあるものと考えております。

○有岡浩一議員 PFIの推進には、民間事業者からの提案などを積極的に求める必要があります。そこで、今後、本県におけるPFIの推

進にどう取り組まれるのか、総合政策部長に再度お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） PFIを推進するためには、まず、行政と民間の双方が、PFIの考え方や実務などをしっかり把握する必要がありますので、これまで、県や市町村職員だけでなく、県内の建設業やビルメンテナンス業、金融機関などを対象とした研修会等を実施してきたところでございます。このような中で、宮崎市においては、今年度から、合併処理浄化槽事業にPFIを導入しまして、コストを抑制しつつ、設置基数をふやす取り組みが始まっておりますので、引き続き、こうした動きを促進しながら、今後、官民が参加し、ノウハウを習得するための勉強会や、PFI手法の活用に向けた意見交換を行いますPFI地域プラットフォームの整備にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（四本 孝君） 先ほどのPFIに関する教育委員会の担当の研修状況でございますが、昨年度、総合政策課主催で内閣府の専門家を招いての意見交換がございまして、これに教育委員会の担当職員が参加いたしました。また、今年度も民間企業主催の研修会に参加しているところでございます。

○有岡浩一議員 どうぞ教育委員会サイド、県土整備部もそうでしょうし、各部署の中でそういった勉強を重ねながら、また意見の交換をしながら、専門性を高めていただいて、全庁的に一つ一つの実績を積み重ねていただきたいと考えております。

次に、森林環境税について質問させていただきます。

第3期目を迎えた森林環境税は、毎年約3億円の税収に対し、現在、どのような施策に取り

組んでおられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本県の森林環境税につきましては、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、豊かな森林環境の保全に要する費用に充てているところでございます。5年ごとに課税期間の延長を行ってございまして、3期日に入った平成28年度からは、4つの柱を掲げ、その柱に沿った各種施策に取り組んでいるところでございます。

まず、1つ目の柱では、ボランティアによる植樹活動など、県民参加による森林（もり）づくりに取り組んでございまして、2つ目の柱では、水源地域での広葉樹の植栽など、公益性の高い森林（もり）づくりを推進しているところでございます。また、3つ目の柱としましては、県産材利用の普及啓発・PRなどに取り組み、資源の循環利用を促進しているところでございます。そして、4つ目の柱では、森林環境教育など、次代を担う人づくりを推進しているところでございます。

○有岡浩一議員 4つの柱で森林の持つ公益的機能の保持・保全に取り組んでいることはわかりますが、現在、国税版の森林環境税が検討されております。早期実現とともに、納税者の理解を得るためには、県の森林環境税とのすみ分けを明確にする必要があります。そのために、国に対してどのような要望活動を行っているのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 国が創設を検討しています森林環境税は、森林吸収源対策として、必要な手入れがなされていない人工林を対象に、市町村が主体となって実施する間伐など、新たな森林整備に必要な財源に充てていくことが検討されているものであります。本県

の現在の森林の状況は、民有人工林の7割を占める杉林のうち、77%が収穫期を迎えておりまして、循環型林業を推進するためにも、森林整備予算の確保は喫緊の課題となっております。

このようなことから、県としましては、国で検討されている森林環境税の早期実現について要望を行ったところであります。また、その内容につきましては、県の森林環境税とのすみ分けが図られることや、本県の実情に合わせ、用途を間伐以外の再造林も含めたものにするなど、地方の意見を十分に踏まえた内容としていただくよう、あわせて要望したところであります。

○有岡浩一議員 ただいま部長のほうから、市町村が主体となる再造林を含めて要望しているということでしたが、現在、県央、さらに里山におきましては、再造林されずに林地残材などが放置されている現状が多々あります。現場の林業事業者の皆さんの理解と協力が必要であります。そこで、環境保全や再造林に取り組む林業事業者の育成について、どのように取り組まれるのか、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業事業者が森林施業を行う上で、土砂の流出防止など環境に配慮した取り組みを進めることが、重要であると考えております。このため、県におきましては、林業事業者に対し、環境に配慮した伐採・搬出を行うよう周知しているところであります。また、事業者団体が実施する土砂流出の少ない路網整備を行うための研修や、環境に配慮した森林施業に取り組む団体のPR活動に対し、支援を行ったところであります。さらに、伐採事業者については、再造林に配慮した作業の実施や造林事業者との連携を図ることが重要

であるため、今年度から林業事業者に対し、伐採後の造林技術や一貫作業などについて、実践的な研修を行うこととしております。今後とも、これらの取り組みを通じ、環境保全や再造林に取り組む林業事業者の育成・強化に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 現場の林業事業者の皆さん方の意識の高さによって、この宮崎の環境、森林を守っていける、そういう取り組みに転換していただけることを切に要望しておきたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。ストレスチェックについて質問してまいります。

昨年度から義務化されたストレスチェックの実施における効果について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） ストレスチェックにつきましては、知事部局では、昨年8月から各種委員会職員を含む全職員を対象に実施しているところでございます。その中で、厚生労働省が示す高ストレスの基準を超えた職員に対しましては、保健師等が面接・相談を呼びかけるメールを送信した上で、アドバイスなどを行いますとともに、必要に応じて健康管理医による面接指導を行っております。また、個々の職員のデータを所属ごとに集計・分析した結果、職場環境リスクが厚生労働省が定めた数値を上回る所属に対しましては、保健師などが該当する所属を訪問しまして、職場環境改善への取り組みを促しているところでございます。ストレスチェックは、何よりもまず、職員個々に自分自身のストレスの状況を気づかせる効果があると思っております。これまで取り組んできております専門相談員により面接・相談等の取り組みとあわせて、職員の「こころの病」の未然

防止と働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ストレスの状況を気づかせるという、御本人が気づいていただくことが最も大切であります。仕事のストレス緩和要因として御紹介いたしますが、仕事に対する達成感、それに時間的裁量権——ある程度自由に自分が動かせるような裁量権、そして、何よりも大事なものは、同僚、上司の支援が挙げられております。特に、相談できる人がいて話をすることで9割のストレスが改善されたとあり、働きやすい職場とは、不調者をケアする同僚、上司の声かけが効果的であります。企業の取り組みで紹介いたしますと、「寄り道部屋」というものを1部屋設置しまして、仕事帰りに立ち寄って、たまり場となって、そこでそれぞれが愚痴をこぼしたり会話をして、リフレッシュして帰るといった取り組みをしていらっしゃるようです。それぞれの職場でできる声かけ、そういった取り組みを期待してまいりたいと思っております。

また、同じく、警察本部長にストレスチェックの実施効果についてお伺いしたいと思っております。

○警察本部長(野口 泰君) 県警のストレスチェックにつきましては、昨年の7月から全職員を対象に実施し、自分のストレスの度合いや要因を把握できるようになっております。平成28年度の実検率につきましては、100%でありました。なお、受検者の中で、ストレスの度合いが高いと判定された職員につきましては、保健師による助言と相談窓口の案内を行っており、希望した職員には、医師等の面接指導や相談を受けさせた結果、業務負担の軽減を行うなど、職場環境の改善を図っております。また、県警におきましては、部内外にメンタルヘルス

に関する相談窓口を設けており、いつでも相談できる体制を整えております。今年度も既にストレスチェックを実施しており、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、そのストレスを解消する支援を行って、働きやすい職場環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、本部長からも答弁いただきましたが、いつでも相談できる体制が整っていると。そういう体制を整えることがまず第一ですが、なかなかそれでも相談に行きにくいというケースがあると思うんです。そこで、一つ紹介いたしますが、もし相談しにくい場合には、厚生労働省から委託を受けている、働く人の「こころの耳電話相談」があります。「こころの耳」で検索することができます。聞いていらっしゃる職員の方で、もし相談できない場合は、こういったところも御利用いただけるとありがたいと思っております。

また、教育委員会、病院局、企業局も実施されていると思いますが、働きやすい職場環境づくりは共通しております。ぜひ、先ほど申し上げた各職場で工夫しながら、職員との信頼関係、また声かけを実施していただければありがたいと思っております。

そこで、先生方に映画を一つ紹介させていただきたいと思っております。えびの市出身の柴垣文子氏原作の「校庭に東風吹いて」という本が映画化されまして、教師役に沢口靖子さん。子供の生きる力を信じ、どう生き、教育にどう取り組むのかというテーマで心を紡ぐ物語の映画を先生方にぜひ紹介させていただきたいと思っております。

続きまして、福祉保健部長に、児童心理治療施設についてお伺いいたします。

日向市東郷町に一昨年開所した、ひむかひこばえ学園の入所児童数が少ない原因について、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 児童心理治療施設は、環境上の理由などによりまして、社会生活への適応が困難となった児童に、必要な心理治療や生活治療を行うことを目的とするもので、平成27年度開所し、県内1カ所の設置となっております。この児童心理治療施設の職員には、施設の特性上、専門的な知識や高い処遇力が求められますことから、県では、開設に当たりまして、施設の受け入れ体制を考慮して、施設や児童相談所とも協議の上、段階的に児童を入所させるといった対応により、職員の知識や経験の蓄積を促してきたところであります。しかしながら、施設職員の退職等による交代のため、その蓄積が進まないことなどから、入所児童の拡大が進んでいない状況でございます。

○有岡浩一議員 児童心理治療施設の定数は、入所が35名、通所が15名と聞いております。児童のために早期対応が必要と判断した場合は、積極的に紹介できる体制が必要です。再度、施設の利用促進について、県の取り組みを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この児童心理治療施設でございますけれども、職員が交代する中で、新たな専門職員の確保ですとか内部研修の充実といった形で、現在、体制の整備に努力しておられると伺っております。県では、施設運営の円滑化を図るため、引き続き、児童相談所などを交えた連絡会議を開催するとともに、施設職員のスキルアップに向けた研修ですとか、先進施設への職員派遣に対する支援を充実させるといったことにより、施設の受け入れ体制の整備を図りまして、入所を必要とする児

童が適切な時期に入所できるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、総合政策部長に、クラウドファンディングについてお伺いいたします。

若者のアイデアや情報発信力でクラウドファンディングに挑戦することは、貴重な経験であり、新しい試みとして応援したいと思っております。そこで、本県の地域おこし協力隊の活動支援の一つとして、クラウドファンディングを活用することについて、御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 地域おこし協力隊クラウドファンディングについてでございますが、これは、ふるさと納税の仕組みを活用しまして、市町村を通じて隊員の起業資金を調達するものでございます。国が昨年4月に制度を開始し、これまで、例えば、空き家を改修してゲストハウスを始めるプロジェクトなど、全国で5件ではございますが、活用事例が出ております。

この制度を活用するには、まず、起業を希望する隊員がプロジェクトを提案し、その内容が、地域が抱える課題の解決につながるなど、当該市町村に承認される必要がございます。さらに、全国から寄附の輪が広がるような魅力的な内容であることが求められているところでございます。県といたしましては、地域おこし協力隊や市町村職員を対象とした研修会などにおいて、この制度の内容や活用事例等を紹介するとともに、起業を希望する隊員に対しては、関係機関と連携しまして、計画策定時の相談や助言を適切に行うなど、隊員の起業を支援してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域おこし協力隊のお話をさ

せていただきましたが、ことし採択されました「ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業」が、都市部の大学生100名を受け入れる予定で実施されると伺っております。そこで、ワーキングホリデーで来県する若者と地域おこし協力隊の交流促進を図る取り組みを行うことで、ふるさと宮崎を持つ仲間として長く交流できることなどが、期待されます。そこで、相互のマッチングについて、総合政策部長の御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 地域おこし協力隊の皆さんは、都市部から地方へ生活の拠点を移しまして、その土地に溶け込みながら、自身の才能や能力を生かし、地域活性化に取り組んでおられます。こうした地方での暮らしの中で隊員が培ってきた知識や経験は、今回、本県での生活を体験しますワーキングホリデーの参加者にとって、人や自然とのつながりの大切さを学ぶ上での貴重な先例になるものと思います。また、隊員の有する熱意や行動力、独自の視点は、ワーキングホリデー参加者が、暮らしのあり方や生きがいなどを見詰め直すに当たり、大変参考になるものと考えているところであります。このようなことから、今回の事業の実施に当たりましては、例えば、ワーキングホリデー参加者に、地域おこし協力隊がかかわる地域づくり活動や隊員との意見交換会など、市町村が行う交流行事に参加いただくことにより、参加者と隊員との交流を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○有岡浩一議員 ワーキングホリデーの若者がリピーターとしてたびたび宮崎に帰ってきてくれることを期待し、将来の移住や二地域居住などにつながる交流を期待しております。また、クラウドファンディングについても、実施され

るときはぜひ情報をいただければ幸いです。

次に、観光宮崎の魅力発信について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

以前紹介しましたオーストリアのウィーン市庁舎前広場の音楽映画フェスティバルは、7月中旬から約50日間、毎日日没後、上映が開始されます。観光客や地元の方も一緒になり、周辺出店、スナックスタンドで世界25カ国の味を楽しむ祭りです。広場は満員御礼の状態、オペラやウィーン交響楽団のコンサートなどが、スクリーンに紹介されています。本場に行ってこそ感じられる伝統と文化を気軽に楽しむ様子は、観光宮崎の参考にしたいと感じました。宮崎の各地で行われている神楽にも共通した親しみを感じます。その地に合ったおもてなし、楽しみ方が一番いいと思います。そこで、魅力発信のために観光を担う人材の育成、さらに、宮崎の伝統文化、風土を活用し、観光誘客を戦略的に行うためにどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 持続可能な観光地域づくりを実現するためには、県内各地の観光を担う人材の育成が大変重要であるというふうに考えております。このため、県におきましては、昨年度、「観光みやざき創生塾」を創設し、フィールドワークを加えた、より実践的な講座を実施するなど、観光地域づくりのリーダーや着地型観光を実践する人材の育成に取り組んでいるところでございます。また、今年度から、みやざき観光コンベンション協会にマーケティング等に精通した専門人材を配置し、多様な関係者を巻き込みながら、マーケティング分析による旅行者のニーズに基づいた旅行商品の開発や効果的なプロモーション等に

取り組んでいくこととしております。今後とも、このような取り組みを積極的に推進し、宮崎の魅力を十分に生かしながら、さらなる観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 観光みやざき創生塾を創設されて人材育成に取り組んでいらっしゃるということで、大変期待をしておりますし、みやざき大使の皆さん、こういった方もいらっしゃいます。「宮崎がおもしろい」と言ってもらえるような宣伝をぜひしてもらいたいと思っておりますし、先ほどの観光みやざき創生塾の皆さん、こういった人たちとのマッチングをしながら、楽しい企画を期待していきたいと思っております。

続きまして、閉校後の活用とリノベーションについて、教育長にお伺いいたします。

県立学校における閉校後の校舎等の財産活用について、現状をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県立学校が閉校いたします際には、財産の有効活用や地域活性化といったさまざまな観点から、関係部局や地元市町村の意向を踏まえまして活用方法を検討することとし、活用の意向がない場合は、公募により民間企業等に売却することとしております。これまでの主な活用状況でございますが、平成22年3月に閉校いたしました小林商業高校につきましては、小林市に売却後、現在、市民活動や災害時対応の拠点施設として活用されております。また、平成24年3月に閉校いたしました延岡ととろ聴覚支援学校につきましては、民間企業に売却したところであります。今後とも、再編整備により閉校となった学校につきましては、県民の貴重な財産として有効活用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 県有財産を大変有効に使っていただいているということで、成功例だと思っています。こういったものを初めて承知しましたので、ありがたいと思っております。

また、閉校後の活用とリノベーションの中で、先日、宮崎市立穆佐小学校跡地を「みんなで創る」MUKASA-HUBとしてリノベーションしまして、ビジネスコミュニティとして生まれ変わっており、知事も足を運んでいただいたと伺っております。平成14年度以降の県内市町村立の小中学校の廃校数は78校、昨年度は1年間で6校というふうに伺っております。廃校施設の有効活用ということで、文部科学省の「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」などを紹介し、地域のにぎわいとなるように助言・指導が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 廃校施設の利活用を促進するに当たりまして、市町村への支援をするということは大変重要であると考えております。このため、県教育委員会では、年2回の市町村担当者会議におきまして、御質問にありました、文部科学省の「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」の周知を図っているところでございます。また、市町村からの相談に対して、地域の実態に合った廃校施設の活用事例の紹介や、利用可能な国の補助制度の紹介を行うなど、きめ細かな助言や指導を行っております。今後とも、各市町村の廃校の利用促進について支援をしてみたいと考えております。

○有岡浩一議員 どうもありがとうございました。行政の中でリノベーションするというのもあるでしょうし、民間に払い下げることによって、先ほどのMUKASA-HABのよう

に活用する場合もあると思います。いずれにしても、こういった廃校が地域のにぎわいの一つのかなめでありますので、有効に使っていただくこと、そして、それに向けて、市町村に対し、こういう補助事業制度があるということも含めて御指導いただけると、ますます活用できる施設になっていくということで、今後の支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、農業に関して質問してまいります。キイチゴ「ベビーハンズ」という聞きなれない名前を出しておりますけれども、キイチゴ「ベビーハンズ」につきまして、農政水産部長にお伺ひしたいと思います。

ベビーハンズの名前の由来は、赤ちゃんの手のように小さくてかわいい葉っぱでありまして、フラワーアレンジメントやブーケによく使われていると聞いております。そこで、本県では、ベビーハンズの産地化に向けてどのように取り組んでこられたのか、お伺ひいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ただいま議員がおっしゃいましたように、このキイチゴ「ベビーハンズ」といいますのは、花束やフラワーアレンジメントの素材として、近年、人気の高い花卉でございます。平成24年度に、本県への導入可能性調査を実施しましたところ、5月の「母の日」や秋のブライダルシーズンに高い需要があること、そして、その時期は、主産地である北海道からの出荷がない時期であることなどが確認されました。また、県内での試作結果も良好であったことから、露地の新品目として有望であると判断をしまして、販売権を持つ県外の生産者、いわゆる育種家と優先生産の契約を結んで、産地化に取り組むこととしたものであります。その後、展示圃の設置や安定生産のための研修会の開催など、積極的に導入を進め

ました結果、本年度の作付面積は約9ヘクタールと、北海道と並ぶ産地に成長しているところでございます。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから紹介がございましたが、北海道からの出荷がスタートで、宮崎まで産地化しているということで、これは昔、産地間競争と言っておりましたが、今は産地間で協力し合うという取り組みが一つの可能性のある分野ではないかと思っております。こういったものをさらに広げていくために、2番目の質問をさせていただきたいと思いますが、収益性の高い農産物の開拓、これは農家にとって大変期待するところでありまして、そこで、今回は花卉に絞りますが、花卉の新品目について、今後どのように生産振興に取り組んでいかれるのか、再度お伺ひいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 花卉の振興を図る上では、産地のほうが値決めをして販売できるマーケットニーズの高い新品目の導入や拡大を図ることが大変有効な方策であります。そこで、県では、本年3月に策定しました「宮崎県花き振興計画」の中で、そのことを重点施策の一つに位置づけまして、積極的に取り組むこととしております。具体的には、本年3月に、新品目の販売権などを持ちます県外の育種家と、「花き振興に係る協定」を締結したところでありまして、今後、宿根スイートピーやヒペリカムといった花を中心に、地域の気候や地理的条件に合った新品目の選定を進めながら、生産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 なかなか聞きなれない種類がありますが、こういった新しい品種が育種家の力をかりて広がっていくということ、これが軽量野菜をつくるように、こういった花に取り組

むことで、高齢者の方もつくりやすくなるというメリットもありますし、露地でもつくれるという品種もあるようですから、大いに広げていただきまして、適性がございますが、頑張る方には応援していただきたいということで、花卉の振興を大変期待しております。

花卉から少し離れますが、企業の農業参入ということで質問させていただきます。かぶちゃんファーム株式会社という全国に展開する会社が、宮崎市に亜熱帯作物の農場を展開されています。4月に視察させていただきました。そこで、企業の農業参入が進む中で、これからの本県農業の発展に企業のノウハウをどのように生かしていくのか、御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 企業の農業参入は、新しい感覚で農業に挑戦をすることで、従来にない経営が期待できますとともに、地域の農業者と連携することにより、地域農業の活性化にも寄与するものであると考えております。本県としましても、積極的に推進してきた結果、これまで、参入企業の販売網を活用した地域農産物の取引の拡大や、ICTの導入による栽培環境の数値化や省力化などの効果があらわれてきているところであります。参入の際には、地域とうまく調和して、相互にメリットのある形で進めることが重要ですので、十分な調整やマッチングを行いながら、地域農業の技術革新や販売力の強化にもつながるよう、留意してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今、部長のほうから報告がありましたように、参入企業の販売網を活用する、さらにはICTの導入についても協力し合う、お互いのメリットを生かすという、これが今後、企業参入における、宮崎県がタイアップする際の大きな課題だと思っておりますので、ゼ

ひこういう取り組みの成功例を地域の農家の方たちに広げていただきながら、宮崎の農業を発展させていただきたいと思っております。

もう一つ報告させていただきますが、ことし、主要農産物種子法の廃止が決定しまして、農業の競争力を高める動きが加速しております。そのような中でも、安全・安心で豊かな食料は本県の魅力であります。本県の魅力がグローバルな展開に発展することを期待いたしまして、私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、質問を行います。

アメリカのトランプ大統領がパリ協定離脱を表明しました。このまま温室ガス放出を放っておけば、今世紀末には最大4.8度も気温が上昇し、致命的な惨禍に見舞われ、人類存亡の危機に直面する。それを食いとめる英知がパリ協定であり、196の国・地域が参加署名しています。それにもかかわらずアメリカが離脱を表明したことは、残念で、強い憤りを感じますが、知事の所感を伺います。日本が、地球・人類の将来がかかる温暖化防止の歩みをとめてはならず、パリ協定の推進をしっかりと前に進めるべきと考えます。

次に、森林環境税について伺います。林業界にとって、今年度最大の課題は、国税版森林環境税の創設であります。林業関係団体からも、早期実現を求める要望書が提出されていますが、温室効果ガス削減目標の達成には森林活用が欠かせないことから、森林環境税創設が後退するようなことがあってはなりません。先日、知事は議長とともに、「宮崎の提案・要望」として森林環境税創設の要望を行っていますが、

今後とも、その必要性を強く訴え、早期実現に向けて取り組んでいただきたいと思います、見解を伺います。

次に、郡司副知事に伺います。郡司副知事は、これまでの経験、知識、情熱が買われ、これまで以上に農業を発展させたいという知事の思いもあり、副知事への就任に至ったのではないかと思います。副知事の担う役割は幅広いものがありますが、農政の専門家として歩いてきた副知事に、本県の農業の振興に対する思いを伺います。また、ことしの本県農業の大きな目標の一つが全共3連覇であります。既に1次選考が終わり、7月の最終選考で28頭の県代表牛が決定となります。1次予選を終えた現時点での手応えと、3連覇への意気込みも伺います。

次に、鎌原副知事に伺います。鎌原副知事は、内田前副知事と同じ国土交通省から本県に着任されました。まず最初に、副知事を打診されたとき、宮崎県と聞いてどのようなことが頭に浮かんだのか、宮崎県についてどのようなイメージがあったのか伺います。

副知事の所管業務の中で、特に鎌原副知事には、本県のインフラ整備の促進への期待が大きいと思います。午前中に後藤議員から、高速道の整備促進に期待する質問がありましたが、私は、国県道の整備促進について伺います。

鎌原副知事の国土交通省の先輩になると思いますが、昨年、参議院議員になられた足立敏之議員は、ある専門誌に次のように書いています。「インフラをめぐる環境は時代とともに大きく変化してきた。高度成長期に集中的に整備されたインフラが老朽化を始めた。その対策を計画的に実行することが課題である。また、防災・減災の面でも、いつ起こってもおかしくない南海トラフ巨大地震や、大雨による水害、土

砂災害に対するハード・ソフト両面にわたる対応の必要性がある。さらに、少子高齢化という課題。過疎化、人口減少、高齢化の進む地域をどうするのか。このような地域が再び元気あふれる地域となっていくためにどのような対策を講じていくのか。生き残りをかけて取り組む地方創生で、これらを足元でしっかり支える大きな役割を担っているのが、道路等の交通ネットワークや防災・減災のためのインフラ整備である」というふうに述べております。

本県は、国県道の改良率が九州一低い。これは地形の悪さによるところも大きいと思いますが、本県の国県道の現状をどう認識し、財源の確保を含めどのように取り組む考えか、所感を伺います。

次に、環境森林部長に伺います。先日、地元の素材生産業の事務所に行きましたら、東京から来た人がいると紹介されました。20代の若い女性で、大学を卒業し、就職し、事務職の仕事をしていたものの、林業に興味を抱いていた。しかし、何の接点もないし、近づくすべもなかったと言っておりましたが、ある日、偶然に電車で森の仕事ガイダンスの広告を見て、説明会に行き、千葉県の林業体験コースなどにも参加し、縁あって宮崎県に来たということでした。4月に来たばかりですけれども、もう現場で林業機械を運転しています。都会育ちの女性がみずから進んで林業に飛び込んで活躍する、そういう時代になったのかなと思います。しかし、このような女性もいますが、林業においても人材確保・育成は大きな課題であります。この課題をどのように考えているのか、環境森林部長に伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

パリ協定につきましては、世界のほとんどの国や地域がともに参画する地球温暖化防止対策の新たな国際的ルールでありまして、これまで各国が長年にわたり努力を重ねてようやく築いてきたものであります。このような中で、世界第2位の温室効果ガス排出国であり、指導的立場にある米国が離脱表明をしたことは、パリ協定の目的達成の大きな支障となるものであり、私も大変残念に思っているところであります。

また、国が創設を検討している森林環境税につきましては、森林吸収源対策としての森林整備の財源に充てることとされており、我が国の温室効果ガス削減に大きく寄与するものと考えております。本県におきましては、地球温暖化防止対策や、「伐って、使って、すぐ植える」という循環型林業の確立を図る上で、森林整備のための財源のさらなる確保は重要な課題であると考えておりますので、国の森林環境税については早期実現が必要だと考え、要望しているところであります。なお、この制度設計に当たりましては、本県も含めて、独自課税として森林環境税を導入しているところでありまして、そのすみ分けなど、地方の意見を十分に踏まえた内容とするよう、国に要望しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えします。

本県農業振興に対する思いと、全国和牛能力共進会3連覇に向けた手応え、意気込みについてであります。私は、ことし3月までの農政水産部長在任中から、農業と農家は、国の豊かさを生み出す根源的な存在であるとの思いを胸に刻み、課題解決に当たりましては、まずは現場

に立つことを行動規範としながら、農業者や農業団体の皆さんとともに、本県農業の振興に取り組んでまいりました。そして、その思いは、副知事になった今も、いささかも変わるものではありません。農業を取り巻く状況は、今、大きく変わろうとしておりますが、私は、このような変化のときをチャンスと捉え、目標を掲げて果敢に挑戦することが、今を生きる我々の責務であるというふうに考えております。引き続き、若者が夢と希望を持てる本県農業の実現に全力でチャレンジしていきたいと、そのように考えているところであります。

そして、この挑戦の一つが全共3連覇であります。私自身、先月開催されました地域予選に参加し、生産者や関係者の皆さんの3連覇にかける熱い思いと本県のレベルの高さを肌で感じ、大きな手応えを感じているところであります。9月の全共本番まで残りわずかとなりましたが、これまで以上にチーム宮崎一丸となって、日本一の努力と準備をさらに磨き上げ、宮崎牛の新たな歴史をつくるとの決意のもと、必ずや前人未踏の3連覇をなし遂げたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、赴任前のことですが、私がこの話を伺ったときの印象ということでございますが、当然のことながら大変驚きました。赴任前の私の宮崎県に対する印象ということで申し上げますと、私自身は宮崎県は初めてでございますけれども、宮崎県に出向経験のある先輩ですとか同期、それから、もちろん前任の内田前副知事からも、県の魅力、あるいは自然環境が非常に素晴らしいということ、温暖な気候であるということ、おいしい地産品のこと、また、温和な

県民性ということについて常々お話を伺っておりましたので、そういう意味で大変魅力に感じておりました。

それから、次の御質問、本県の国県道についてでございます。私が県内を訪問した中で、県北の観光拠点の一つであります五ヶ瀬町のワイナリーでは、現在進められております県道の整備によりまして、利便性が向上することから、さらなる観光の振興につながっていくものというふうに感じました。また、西米良村では、唯一の幹線道路である国道が被災いたしまして、地域の方々の暮らしに多大な影響が出ている状況を目の当たりにいたしました。こうしたことから、中山間地域における道路の重要性を実感いたしましたところでございます。

国県道につきましては、高速道路を補完し、地域間交流の促進や産業活動の支援、さらには、救急医療施設へのアクセス向上、安全・安心な暮らしの確保など、果たすべき役割は極めて大きいというふうに考えてございます。先ほど議員からの御指摘にもございましたけれども、人口減少ですとか高齢化への対応、さらには地方創生の実現に向けて、あるいは災害への備えという意味におきましても、人流・物流のネットワークを着実に整備していくことは、非常に重要な課題だというふうに認識しております。残念ながら、現在、本県の国県道の整備状況は、改良率ということで見ましても、全国の中でも必ずしも進んでいるとは言えない状況にございます。私といたしましては、これまでの国土交通省での知識、経験なども生かしまして、全力を挙げて必要な道路整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（川野美奈子君）〔登壇〕 お

答えいたします。

林業における人材の確保・育成についてでございます。全国有数の林業県であります本県におきまして、人材の確保・育成対策は、最重要課題と認識しているところであります。このため県では、新規就業者の確保や就業者の技術向上、また、福利厚生や労働安全衛生の充実による就業環境の改善など、さまざまな取り組みを実施しているところであります。中でも、新規就業者の確保については、都市部における就業相談会や森林（もり）の仕事ガイダンスの開催、「みやざき林業青年アカデミー」の研修などを実施するとともに、今年度から新たに、UIターン希望者への体験研修や、「ひなたもりこ」など、女性の活躍のための活動支援に取り組むこととしております。しかしながら、山村地域においては過疎化や高齢化が進んでおり、担い手の確保が非常に厳しい状況にございますことから、引き続き、林業現場にかかわるさまざまなニーズを踏まえながら、市町村や関係団体等と連携し、担い手対策のさらなる充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○黒木正一議員 森林環境税につきましては、知事には、林業日本一の宮崎県のトップとして、ぜひ知事会でもリーダーシップをとっていただきまして、創設の実現にさらなる御尽力をいただきますように、重ねてお願いをいたしたいと思っております。

それから、郡司副知事、農政畑をずっと歩いてきたんですけれども、今、熱い思いを語っていただきました。全共3連覇というのは、地元の東北勢、次期開催地鹿児島県、多くの県が日本一を目指しているということで、本当に熱い戦いになると思いますけれども、ぜひ3連覇達

成するように、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それから、鎌原副知事、突然、妙な質問をしたんですけれども、宮崎県のイメージというのはお聞きいたしました。第二のふるさとにしたいというのはきのう話があったと思いますけれども、ぜひいろんな経験をさせていただき、宮崎の発展のために尽力いただきたいと思います。

それから、国県道のことについてお伺いしましたけれども、この20年間で公共事業予算が減り続けているのは、先進国で日本だけということでもあります。財政的に非常に厳しい面もありますけれども、ぜひ予算獲得に働いていただきまして、宮崎県のインフラ整備に御尽力いただきますように、お願いしておきたいと思いません。

それから、林業人材の育成についてでありますけれども、地域づくりは人づくり、山づくりも人づくりというふうに思います。高知県では、これまであった林業学校に専攻課程を加えて、初代の校長に建築家の隈研吾氏を迎えて、林業大学校として再スタートするという話も聞こえてきております。関係者の声もしっかり聞いて、本県ならではの人材育成への取り組み、さらなる取り組みにも期待したいと思います。

次に、災害に強い山づくりについて伺います。木材の新たな需要で、山が大きく動き出しました。これは、先人たちが育ててきた資源が活用されることであり、喜ばしいことです。しかし、心配されることは、行き過ぎた伐採や未植栽地の増加による自然災害の発生であります。自然災害に強く、多面的機能が発揮できる山づくりを進めることは、森林環境税を都市部の方々に理解してもらうことにもつながると思われまますし、26年連続杉丸太生産量日本一にふ

さわしい、伐採から植栽までのガイドラインづくりが必要と考えますが、県の取り組みを環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 災害に強い森林（もり）づくりのためには、林地保全に配慮した伐採等の施業と、伐採後、速やかな再造林を実施することが重要であると考えております。このため県では、林地の保全に向け、「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」や「森林作業道作設指針」を定めており、森林組合などの林業事業者への普及・定着に努めているところでございます。また、国の森林整備事業や森林環境税の活用による再造林の支援、伐採して直ちに植栽する一貫作業システムの推進などにも取り組んでいるところでございます。さらに、本年度から、「山会議」におきまして、関係者の合意形成を図りながら、地域の実情に応じた再造林対策や、伐採・植栽ガイドラインの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 「山会議」においてガイドラインづくりを進めようということのようでもありますけれども、ぜひ、50年、100年後を見据えたものであってほしいと思います。

次に、誤伐・盗伐対策について伺います。山が動き出しますと、いろんな課題が出てくるものです。森林伐採時に、隣接地の誤伐伐採と思われる行為が多発しており、宮崎市議会、林活議連からもトラブル防止に関する要望書が出ています。そこには、伐採などにおける事務取扱要領の整備や、県における管理指導及び被害相談等を担当する機関の設置などを求めています。これも同じく「山会議」において協議テーマの一つになっておりますけれども、今後の取り組みについてお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県としましては、誤伐・盗伐が増加していることを踏まえ、関係者が一体となり、対応策の強化に取り組んでいく必要があると考えております。このため、市町村に対しましては、「伐採届」における森林所有者の確認の徹底に加え、今後は、隣接所有者の確認なども追加することにより、チェック体制の強化に向けた指導を行うこととしております。また、あわせて、境界明確化につながる林地台帳の作成支援等にも取り組んでいくこととしております。さらに、伐採事業者に対しては、伐採箇所の境界確認の徹底を指導したところであり、森林所有者に対しては、境界保全のチラシによる注意喚起を行うとともに、相談に対する窓口を設置したところでもあります。今後とも、市町村や関係団体、警察等と連携を図りながら、誤伐・盗伐対策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ、有効な防止対策に取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

次に、「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」について伺います。3月の末に高知県大豊町に行きました。大豊町は四国山地の中央部にあり、吉野川が流れており、その川沿いに役場や商店街があり、山の中腹に85の集落が点在する、私の住む県北の山村によく似た風景の町です。この地で高知大学の野先生が集落調査を行い、「限界集落」と名づけた限界集落発祥の地とも言われているようで、町全体の高齢化率が55.9%であり、限界自治体とも呼ばれている町です。

この町には、高知自動車道が通っており、インターチェンジも30年も前にでき、鉄道（土讃線）も走っており、交通アクセスには恵まれて

います。しかし、この5年間の人口減少率は16%と、本県で最も人口減少率の大きい県北の山間部よりかなり大きく、果たして何が起きているのか、どんな問題があるのかという思いで行きました。

地域資源を活用し、安定した雇用づくりのため、4年前に国内大手の集成材メーカーが中心となった大型製材所を誘致、さらに、CLT工場や新たな木材集積基地の整備を目指して、山を切り取る造成計画が始まろうとしているところでありました。また、新規就農者の確保のために、研修生を受け入れる実践センターを設置するなどの移住・定住対策も行われていました。木材団地を役場の方に案内してもらいましたが、別れるときに、案内してくれた職員の方が、「いろいろ取り組んできましたが、なかなか人口の減少がとまりません。あと3分の1所得が上がったら定住すると思います」と言われました。

本県の今年度予算の重点施策の一つが、人口減少対策と中山間地域対策の強化であり、中でも所得向上策は極めて重要な課題であります。このプロジェクトに取り組んだ背景と農政水産部における取り組みについて、このプロジェクトに大きくかかわっております農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） このプロジェクトにつきましては、中山間地域で「あと100万円年収がふえれば、都会に出ている同級生たちも帰ってきて生活できるようになるんだ」という、美郷町の青年からの相談を契機に、農山漁村に住む方々の所得向上に全庁的に取り組むこととしたものでございます。そこで、今年度は、まず、所得向上のためのアイデアを集めた「チャレンジメニューリスト」を作成するとと

もに、それぞれの項目ごとに相談窓口を設定することとしております。また、本年度の新規事業としまして、中山間地域を対象とした所得向上のための実践プランの策定と、その実現に必要なハウスや機械等の導入支援を行うこととしております。こういった所得向上対策につきましては、まずは、地域に住む方々が御自身で考え、チャレンジすることが重要ですので、その参考になるように、毎年度、メニューリストの内容を改善しますとともに、成功した事例を広く紹介するなど、長期的な視点から粘り強く推進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 昨年の12月、鹿児島県の離島、十島村に行きました。十島村は、7つの有人島と5つの無人島から成り、鹿児島市に役場があり、鹿児島港から夜11時発のフェリーに乗り、目的地の一番遠い宝島に翌日の昼1時に着いたので、14時間かかりました。交通手段が週2便の村営フェリーしかない島ですが、国勢調査では、この5年間に人口が15.37%増加と全国2位の増加率。増加したといっても、5年前の657人が101人ふえて758人になったと、数は少ないのですが、今から7年前に積極的な移住対策に取り組み、農漁業に従事する移住者への奨励金支給や空き家などを使った住宅支援策等、手厚い支援を行い、若い移住者がふえていました。

ここの特徴的なのが、移住者が何をどうして生活設計を立てていくかの道しるべとなる「島の仕事ビジネスプラン」を作成していたことで、そこには、島ラッキョウやトカラ牛などの農業や、漁業の具体的な収益性試算のほか、観光・福祉などの経営メニューが示されており、移住者はもちろん、既存住民の仕事づくりにも大いに役立っているのではないかと思います。

た。

本県のこのプロジェクトは、農林水産業だけでなく、部局横断的、総合的な所得対策が必要で、市町村との連携も欠かせないと思われます。今後の展開について総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 農山漁村の維持・活性化には、お話にありましたように、所得の向上が大変重要でありますので、これまでにない新しい視点に立った取り組みが必要であると考えております。このため、このプロジェクトでは、農林水産業だけではなく、福祉や観光分野等も含めた横断的・複合的な視点による所得向上モデルの創出等により、農山漁村における雇用や所得のさらなる確保に努めてまいりたいと考えておりました。中山間地域対策推進本部等において議論を行っているところであります。

農山漁村が抱えております課題やニーズは多岐にわたりますので、今後、県の部局間はもとより、市町村や地域住民等とも連携しながら、地域の実情に応じ、個人や地域の「稼ぐ力」が高まるような取り組みを展開してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先ほど大豊町のことを言いましたけれども、その近くに、今話題になっている大川村があります。人口が400人を割り、村議会を廃止して村民総会の設置を検討しているニュースで有名になっております。報道だけを見れば、高齢者ばかりで、もうすぐ消滅するのではないかと心配にもなりますが、国勢調査の人口396人は、5年前と比べて3.6%の減少。しかし、これは国立社会保障・人口問題研究所が予測した人口より18.9%高く、予測上振れ率全国2位だそうです。大川村は、地方創生が叫ばれ

る前に、「何が何でも400人の人口を守る」振興計画を策定し、土佐地鶏で16人、大川黒牛で5人など、極めて具体的な施策別の人口増加指標を設定。その結果、この5年間で20代を主力に16人の社会増となったとのことで、高知県も専任職員を派遣し、この挑戦を応援しているとのこと。問題意識があるから、今回の議会廃止の検討という話題になったのではないかと思います。

この年収100万円アッププロジェクトは、市町村や地域住民と連携し、できるだけ具体的な目標を立てて推進することが成功につながるのではないかと思いますし、中山間地域の生き残りをかけ、必ず成功させなければならないと思います。

次に、話題を変えまして、高齢社会の諸課題について伺います。

まず、高齢者の運転免許証返納についてであります。本県の昨年の交通事故死亡者のうち、65歳以上の高齢者が66.7%と、全国でも7番目の高さで、全国平均を12%上回っており、死亡事故の状況についても、「歩行者」が減少しているのに対し、「自動車運転中」は増加しています。今後、高齢者人口がますます増加していくのに加え、平均寿命が延びている中では、従来の交通安全対策を行っているだけでは、高齢者による交通事故が増加していくことが想像され、このため、高齢ドライバーの交通事故防止に向けて、平成10年から免許証の自主返納制度を開始しています。返納率が増加していると聞きますが、制度利用による返納者数はどれくらいか。そのうち75歳以上の割合の推移についても、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 本県における運転免許の返納者数と75歳以上の割合につい

て、10年前と比較しますと、平成19年の返納者数は90人で、そのうち75歳以上は70%の63人、昨年の返納者数は2,990人で、75歳以上は70.4%の2,104人となっており、75歳以上の占める割合には大きな変化は見られません。しかし、返納者数は、10年前の約33倍と大きく増加しております。この増加要因は、全国的に高齢者の事故が多発していることや、本県でも、宮崎市高千穂通りで高齢運転者による死亡事故が発生したことなどにより、自主返納の機運が高まっているものと分析しております。

○黒木正一議員 返納者数は大きく増加しているということでありませけれども、高齢者の交通事故がふえる中、平成26年6月に、75歳以上を対象に、免許証更新の際の検査で認知症の疑いがあると判定されたら、違反の有無を問わず医師の診断を義務づけるという、改正道路交通法が成立しました。そこでまず、認知症高齢者の本県の状況について伺いますが、日本の高齢化率は今27.3%と過去最高。平均寿命も延びており、世界で最も速いスピードで高齢化社会が到来しております。平均寿命が延びたことは、医療技術の進歩、健康対策、それから交通安全対策など、さまざまな施策を推し進めてきた結果のあらわれであると。これは誇れることではありますが、同時に、認知症の問題は避けて通れない課題であり、認知症患者の最大の危険因子が加齢であることを考えると、今後、高齢者の増加に伴って認知症の方の数もふえていくことが当然予想されます。本県の認知症高齢者の数をどう把握されているのか。高齢者数に占める割合についても、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 現在、国のほうでは、認知症の有病率——これはある時点、一時点において疾病を有している人の割合ですが

——をもとにした算定方法で推計値を出しております。これを本県に当てはめまして、県内の認知症高齢者は、平成27年10月現在で約5万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計しております。また、将来の見込みということで、平成37年には約7万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれております。

○黒木正一議員 5人に1人は認知症の可能性があるということで、何か恐ろしい感じはいたしますけれども。国は、高齢者施策を担う厚生労働省だけでなく、政府一体となって、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、平成27年に、関係12省庁が共同して「新オレンジプラン」を策定しています。その中には、認知症への理解を深める普及啓発の推進として、認知症サポーターを平成29年度までに800万人にすると。また、認知症の容体に応じた適時適切な医療・介護などの提供として、認知症の初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置を、平成30年度までに全市町村で実施する目標を掲げていますが、本県の進捗状況について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の推進状況でございますけれども、平成29年3月末時点で、認知症初期集中支援チームは6市町、認知症地域支援推進員は23市町村で配置しております。また、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをしていただく「認知症サポーター」の養成にも取り組んでおりまして、平成29年3月末時点の本県のサポーターの養成研修の受講者数は、延べ約10万人となっております。今後、新オレンジプランに基づいた取り組みが確実に実施さ

れるよう、市町村に対する積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 認知症支援対策は、大方予定どおり進んでいるということでありますけれども、改正道路交通法は、信号無視や一時不停止など、一定の違反行為があった場合には、免許更新時でなくても認知機能検査を受けることが新たにつけ加わっております。さらに、検査結果により認知症と診断された場合には、免許の停止や取り消しとなることも規定されるなど、高齢ドライバーに対する安全運転対策を強化する内容となっております。免許更新に行ったときに、いきなり検査を実施され、結果次第で免許取り消しでは、混乱を生じるおそれがあります。まず、高齢ドライバーに対して、趣旨を含めた制度の周知が必要と思いますが、法成立から1年と少し経過しておりますが、こういった広報を実施してきたのか。また、施行後に、これは余り時間はたっておりませんけれども、認知症と診断されたり、免許取り消しとなった例があるのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、高齢者の交通事故防止を目的とした改正内容について、マスコミやポスター、チラシなどを活用した広報啓発を行うとともに、県民や包括支援員に対する説明会を開催するなど、周知活動に取り組んでおります。さらに、75歳以上の高齢者が安心して更新手続を行えるよう、専門の相談窓口を開設し、これらの高齢者に、認知機能検査通知書や高齢者講習通知書を順次郵送するなどしております。また、改正道路交通法が施行された3月12日から5月末までに、免許取り消しとなった方はおりません。なお、この期間中に11の方が認知症と診断されましたが、2人の方は自主返納、3人の方は更新せず、残り6

人の方が現在、審査手続中であります。

○黒木正一議員 約2カ月間で11人が免許更新時に認知症と診断されたということですが、周知・広報に加えて、制度内容に対する相談への対応も必要と思います。相談窓口の設置はどうなっているのか、また、設置していれば、相談件数はどれくらいあったのか伺います。また、検査の円滑な実施のためには、医療機関との連携が不可欠と思いますが、こういった連携・協力体制を構築しているのか、同じく警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(野口 泰君) 警察では、今回の改正に伴い、運転免許課に、高齢者からの問い合わせに対応する専門の相談員4名を新たに配置しました。また、昨年配置した看護師4名に加え、高齢者の自宅を訪問し、相談に当たる警察官2名を増員するなど、相談体制の強化を図っております。相談件数につきましては、改正道路交通法が施行された3月12日から5月末までに、認知機能検査や自主返納に関するものなど、857件を受理しております。

医療機関との連携につきましては、宮崎県医師会などとの意見交換会や説明会を開催したほか、医師からの問い合わせ専用電話を設置して、相互の連携に努めているところであります。

○黒木正一議員 相談件数が多いというのは、やはり不安も大きいということだろうと思います。本県の交通事故死亡者のうち、高齢者の割合というのは全国と比べてかなり高いわけですが、本県は、自動車保有率、運転免許保有率ともに九州1位、65歳以上の保有率も25%を超え、九州1位、75歳以上が9.1%で全国2位と、自動車依存度が高いことから、高齢者の事故が多いのもうなづけます。高齢者ドライバーによ

る事故防止といった観点からは、免許の自主返納制度の促進も必要なことではありますが、公共交通機関の乏しい中山間地域では、自動車がなければ、買い物や病院への通院といった生活に支障を来すため、やむを得ず免許が返納できない高齢者も多いものと推測されます。短期的には、今行われているメリット制度の充実や、何らかの足の確保による免許返納制度の利用促進も必要ですが、中長期的には、高齢者が車がなくても生活できるような、例えば、小さな拠点への誘導も見据えた地域社会づくりなどを進めることが必要ではないかと思えます。免許証を返納したくてもできない背景の一つに、返納しても支える家族がいない高齢単身世帯の増加があると思われます。とりわけ、公共交通機関の整備が困難な過疎地域における高齢単身世帯は深刻です。高齢単身世帯の推移と増加の背景をどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 国勢調査によりますと、本県における65歳以上の高齢単身世帯数は、平成17年10月1日時点で4万7,402世帯、平成27年10月1日時点で6万2,524世帯ということで、10年間で1万5,122世帯増加しております。その背景といたしましては、高齢者の増加、核家族化の進展、未婚率の上昇などが考えられまして、今後とも高齢単身世帯数の増加が見込まれております。

○黒木正一議員 高齢の単身世帯は増加していると。核家族化とか未婚化がその背景にあるということですが、私は山村に住んでいますが、近隣の集落で、最近、複数の単身世帯で、誰にもみとられずに亡くなる孤立死がありました。人と人とのつながりが強いと思われる地域においても、このような事例が起

こっています。さらに、それに認知症の増加もあり、社会的に孤立する人がふえていくのではないかと考えられます。

そこで、地域住民の困り事に対応する民生委員制度について伺います。制度ができてことし100周年を迎え、新聞などで制度の意義や課題などが取り上げられていますが、生活相談から高齢者や障がい者の支援など、地域福祉の最前線での活動に加え、児童委員を兼ねており、子育て支援から登下校の見回り、学校と地域社会とのパイプ役など、役割が増大しており、さらに、単身高齢者の孤立への対応が新たな負担になっていることが指摘されています。民生委員の役割は一段と重要になっていますが、委員の高齢化や担い手不足が年々深刻化していると聞きます。本県においては充足率は約97%、月の半分は見回りなどの活動をしているということのようですが、守秘義務もあり、役割の大きさの割には住民に知られていないのが現実です。かつて松形知事の際に、松形知事が挨拶の中で、民生委員制度と消防団、これは日本が世界に誇るボランティア組織だと話をしたのを覚えております。100周年を迎えた民生委員制度を知事はどのように評価されているのか、伺います。

○知事（河野俊嗣君） 民生委員の皆様には、崇高な社会奉仕の精神のもとに、さまざまな課題を抱える住民の相談に応じ、必要な支援につなぐなど、地域を見守り続け、一人一人に寄り添う頼もしい存在として活動いただき、極めて重要な役割を果たしていただいていると考えております。その活動は、長年にわたり、我が国の地域福祉を支える原動力となっているところでありまして、民生委員の皆様の献身的な姿勢、地道な御努力に対して、改めて心からの敬

意を表するところであります。今後は、住民同士の支え合いが重要性を増す中で、地域のかなめである民生委員への期待がより一層高まってくるものと考えております。本年は、民生委員制度創設100周年に当たりますことから、県におきましては、記念大会の開催を支援しますとともに、民生委員の活動を紹介することなどにより、若い世代を初めとする県民の皆様の民生委員に対する理解の促進や担い手の確保に取り組み、民生委員活動のさらなる充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ、若い人たちに理解してもらおうような取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、交通安全対策の一つとして、横断歩道についてお伺いします。運転者や歩行者にとって、道路標識や道路表示は、安全を確保するために重要なものです。さらに、高齢社会においては、よりわかりやすい表示、標識が求められていると思います。中でも、白線が消えかけた横断歩道を、はっきりとわかるように補修してもらいたいという声があります。計画的に整備していることとは思いますが、どのような手続で点検・確認し、補修整備を行っているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 横断歩道は、歩行者の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保するもので、本年3月末現在で、県内に約1万5,000本を設置しております。横断歩道の点検・確認につきましては、警察官の日常活動による点検を行うほか、例年、4月、5月を「交通規制等の点検・見直し期間」として重点的に点検活動を行っており、このような活動により、摩耗の著しい横断歩道等の実態把握

に努めております。これらの補修は、危険性・必要性の高い箇所から優先的に実施しておりますが、近年、補修が追いついていない状況にあります。警察としましては、横断歩行者の安全を確保するため、今後とも計画的な交通安全施設の整備を図ってまいります。

○黒木正一議員 交通安全対策に携わっている人からの要望でありましたので、限られた予算であると思えますけれども、安全対策を進めていただきたいと思えます。

次に、高齢者の労働参加について伺います。少子高齢化は、労働人口の減少による社会保障の崩壊や地域の消滅につながることから、その対策として、自然増に向けた少子化対策、社会増に向けた移住・定住対策が行われており、いずれも重要な施策であります。しかし、少子化対策はすぐに効果があらわれることは難しく、また、移住・定住対策は、国内でのパイの奪い合いであり、国全体という観点からは、労働人口減少対策にはならないと思われます。労働力の減少に対しては、一定の解消を図る現実的な施策として、高齢者の労働参加が言われています。高齢者の労働参加の必要性を、労働力確保の観点からどう感じているのか、知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 全国的に少子高齢化が進行しまして、生産年齢人口が年々減少している。そういう状況によりまして、労働力の確保が喫緊の課題となっております。一方で、平成28年版の厚生労働白書によりますと、全国の高齢者の7割近くの方が、65歳を超えても働くことを望んでいるという状況にあります。私としましては、働く意欲のある高齢者の方々が、健康で生きがいを持って働いていただくことは、担い手の確保、地域の活性化、産業の活性化

化、そういった効果はもちろんでありますが、「健康長寿日本一」を目指す本県にとって大変重要であると考えております。今後とも、高齢者の方が、長年培ってきた知識や経験を生かして、積極的に労働参加をしていただきますよう、その就労支援にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 かつて日本は、明治から太平洋戦争の前までの60年間で人口が2倍となつて、80万人近くの方が海外に移住したと聞きますが、今は、労働力不足で、外国人労働者の受け入れという逆の現象が起きております。高齢者の労働参加は、労働力対策のほか、生きがいづくりや健康寿命の延伸など、さまざまな効果があると思われます。意欲ある元気な高齢者の労働参加を進めるために、高齢者に職業紹介を行う取り組みを県はどのように進めているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高齢者の就労支援につきましては、従来から、宮崎県シルバー人材センター連合会を通しまして、就業機会の確保や技能習得のための講習会の開催などに取り組んでおりますけれども、近年の高齢者の就労意欲の高まりや、労働力確保の課題に対応するための取り組みも進めているところであります。具体的には、シルバー人材センター連合会にコーディネーターを配置いたしまして、求人情報の収集や求人・求職者の開拓などを行いますとともに、シニア世代就職面談会の開催や、インターネットを活用した「みやざきシニア人材バンクシステム」の運用によりまして、高齢者と企業とのマッチングのための取り組みを行っております。国におきましても、高齢者に特化した職業相談や職業紹介のほか、高齢者の継続雇用を支援する助成金などがございます

ので、国等ともしっかり連携しながら、意欲ある高齢者の就労支援に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 話題を変えて、結婚支援事業について伺います。

さきの質問で、高齢単身世帯が増加した背景の一つに未婚率の上昇があると言われましたが、全国で、50歳まで一度も結婚したことのない人の割合を示す生涯未婚率は、平成27年に男性が23%、女性が14%と過去最高となり、生涯未婚の人が男性で5人に1人、女性で7人に1人いる計算となります。少子化、人口減への危機感が高まる中、現在、47都道府県全てが結婚支援事業に取り組んでおり、これまでに約8,000組が結婚。早くから取り組んでいる茨城県や兵庫県、愛媛県などは大きな実績を上げています。本県も結婚サポートセンターを設置していますが、これまでの実績、今後の取り組みについて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) みやざき結婚サポートセンター事業につきましては、本年5月末現在で、男性660名、女性616名の合計1,276名が会員登録されております。これまでの実績であります。1,249組のお引き合わせを行い、このうち12組が入籍されております。また、今後入籍を予定されているカップルもいると伺っておりまして、一定の成果が上がってきていると考えております。

この事業は、少子化の原因の一つである未婚化・晩婚化の進行の中、重要な取り組みであると認識しておりますので、今後とも、企業訪問や出張窓口の開設などによる会員拡大を図るとともに、他県で成果を上げている事例も参考にしながら、お引き合わせの増加につながるマッチングの充実や会員同士のイベント開催等、魅

力的な出会いの機会の創出にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 実はこの質問をしましたのは、私が登録を勧めた人が、うまくいきそうだということで連絡があったものですから、うれしくなっつけ加えたわけなんです。早くから取り組んでいるところとか、いろんな取り組みをしているところでもかなり実績を上げている県もありますので、そういう実績の上がっているところはしっかり調査をしていただきまして、少子化対策の一つになると思いますので、さらに推進していただきたいと思います。

以上で通告した質問は全て終わりましたが、美郷町北郷区に椎野という世帯数7戸の集落があります。昭和63年からアジサイの苗を植え始め、町道や田んぼのあぜに約2万本の花が咲き、こつこつと積み重ねてきた功績が認められ、美の里づくりコンクールで農林水産大臣賞、花の観光地づくり大賞など、数々の賞を受賞して、例年なら、ちょうど今ごろから「あじさい祭り」が開催されます。この「あじさい祭り」がことしは中止となりました。葉化病という、花が緑色の葉っぱのような病気に感染したため、効果的な治療法がなく、感染した株を抜いて処分するしかないということで、大切に育ててきた地元の方々の落胆ぶりは大きいものがあります。美しい宮崎づくりのフェイスブックにも写真が紹介されるほどで、県内外から多くの花見客が訪れるようになっていただけに残念です。県内にはアジサイの名所が幾つもありますが、どこで発症するかわかりません。この地域が、この困難を克服した再生モデルとなるように、県でも、できれば可能な協力をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

平成29年6月15日(木)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

6月16日（金）

平成 29 年 6 月 16 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 岡 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 岡 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 原 田 幸 二 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは傍聴にも来ていただきました。ありがとうございます。先日、私も在職10年の表彰をいただきました。これまで御支援いただいた皆様方、そして御指導いただきました先輩、同僚議員の皆様方に感謝申し上げます。これからも県民の代弁者として、時には県政、県執行部に対して厳しい意見も申し上げますが、ともに宮崎県をよくしたい、発展させたいという思いもあります。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

まず、知事のトップセールスについて質問いたします。知事はこれまで、アメリカや東アジア、ヨーロッパなど海外でトップセールスを行い、また、国内でも各地のイベントを訪問し、県産品のPRや観光、スポーツキャンプ、企業誘致や移住促進に取り組んでまいられました。県民は、その一部を報道等によって知るところではありますが、その際の状況やその後の成果などをはかり知ることができませんので、この場で質問させていただきます。

そもそも知事のトップセールスとは何か。例えば、担当職員が交渉を行い、交渉先で、予算や施策などを伴い、なし遂げられない交渉があった場合に、知事がみずから出向き、契約や約束を取りつけることにあるのではないかと思います。時折、知事が県外で県産品を売ったり

観光をアピールすることが果たして真のトップセールスなのか、疑問を持つことがあります。

知事は、その時々テーマで訪問先を決定するなど、みずからの意思で訪問先を選ばれているのか。知事はトップセールスというものをどのように考えておられるのか。特に知事の考える海外のトップセールスの意義、そしてこれまでの手応えについて伺います。

後は質問者席より質問を続けます。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

海外でのトップセールスの意義や手応えについてであります。トップセールスは、知事である私が直接かかわることにより、それぞれのトップと直接会えるというところが一つの大きなメリットであろうかと考えておりますし、副知事時代と比べましても、相手方の対応が全く違うなという感じがいたしております。各国要人との人的ネットワークを構築する有効な手段でありまして、海外との交流拡大を図る上で、また、さまざまな施策の実現を図る上で、大変重要なものと考えております。

このため、知事就任以来、県産品の販路開拓を初め、インバウンドの誘致、航空路線の維持・充実など、毎年さまざまな目的で、東アジアを中心に、EUやアメリカにおいてもトップセールスを実施してきたところであります。こうした取り組みを行う中で、例えば、ドイツ陸上連盟の事前合宿誘致に当たりましては、2年前、私自身が現地で連盟理事長に面会し、本県のスポーツ環境の魅力を直接訴えたことで事前視察が実現し、最終的には本県での合宿が決定したところであります。

また、同じタイミングでドイツの柔道連盟に

も訪問し、これについても、今現在、交渉中ではありますが、非常によい感触もいただいております。また、宮崎牛を初めとする農水産物の輸出が拡大し、クルーズ船及び訪日外国人等の実績についても堅調に推移するなど、一定の成果につながっており、手応えを感じているところであります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今述べられた答弁でいただいた、知事がトップセールスで感じたものを、今後、具体的に次の施策につなげていかなければなりません。県外や海外の事務所があるところでは、職員の方がフォローしてくれるかもしれませんが、知事がつくったコネクションを今後どのように政策に生かしていくのか、再度質問いたします。

○知事（河野俊嗣君） 国内市場というものが縮小する中で、本県経済・産業の活性化を図るためには、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出に向けた海外との交流拡大に、これまで以上に力を入れていくことが重要であります。グローバル戦略を取りまとめて取り組んでいるところであります。このような中、知事としての立場を生かしたトップセールスを通じまして、重要案件の扉を開き、各国の政府関係者や経済界を代表する方々など、現地要人との人脈を築くことで、本県に対する確かな信頼を得るとともに、施策の実現にも成果を上げてきたものと考えております。

今後とも、これらの成果を踏まえ、私自身が先頭に立ちまして、関係機関とも連携しながら、県産品の販路拡大、観光客の誘致といった経済交流の拡大に努めますとともに、文化面での交流やグローバル人材の育成にもつなげるなど、本県の産業振興はもとより、国際化の推進にも生かしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ますます知事の責任は重いと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、関連して、観光誘客について伺いますが、3月に中国から、中国釣り協会の王兵会長ほかインターネット配信企業の代表など10数名が、九州全体の釣りの視察に訪れました。その際、本県の延岡、日向、そして宮崎を視察していただきました。

今、中国国内では、釣りのレジャーを楽しむ方々がふえており、釣り人口は9,000万人とも言われております。その中でも一部の富裕層は、海外まで釣りの旅行に行くとのことで、今回の視察は、中国国内向けの情報発信のための調査でもありました。釣り場の魅力をうまくアピールできれば、今後インバウンドにも、県外からの誘客にもつながると考えます。私は釣りの事情に余り詳しくありませんが、本県の豊かな海や川には絶好の釣り場があると存じております。

2014年の日本国際観光学会では、「釣りを活用したブルーツーリズムの可能性」という、早稲田大学の教授らの論文を拝読いたしました。その論文の中では、釣り人の消費と思想に着目しており、要約すると、「釣りをメインにした旅行はリピート率が高い」「釣り人の道具や餌など仕掛け等の消費は本格化するほど大きくなる」「遠くに行けば釣れるという信念が強く、移動への抵抗意識が低い」など、交通や滞在での消費は地域経済活性化に寄与すると記されています。

また、先進的な、釣り客に期待する観光地域では、既に女性客や高齢者をターゲットにした釣り体験や旅行会社との提携による誘客が行われ、防波堤などを開放し、釣り公園として整備

利用しているところもあります。これらの地域の観光協会等も着地型観光の推進に取り組んでいるところがあるとありました。

観光も、従来の物見遊山型から体験型観光へと趣向が移行し、「釣り」も一つの有力なコンテンツとして期待されております。釣り客の誘致には、安全対策、正しい情報発信も必要不可欠ではありますが、本県の釣りを生かした国内外からの誘客の可能性について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県は約400キロにわたる海岸線や多くの河川を有しており、この豊かな地域資源を生かした釣りは、魅力的な観光素材として誘客の可能性を秘めているものと考えております。そのような中で、県内の幾つかの観光協会におきましては、ホームページ上に遊漁船や釣り体験ツアーなどの情報を掲載しまして、着地型観光の素材として活用している事例もございます。しかしながら、海外からの誘客となると、言葉やルールの違い、受け入れ体制等、検討すべき課題もありますので、今後どのような取り組みが可能であるか検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の部長の答弁のとおり、私も今回、その方々のアテンドに奔走して、いろんなところに協力をお願いした際に、県外の方、特に外国人の方は難しいとか、安全対策に自信がないという点で、幾つか断られるというか、そういう経験もしました。そういう意味では、せっかくチャンスがあるのに、うまく生かせていないなと思いますし、また、県内各地のいろんな釣り場であるとか、こういう魚が釣れますとか、そういう情報発信もまだまだ足りていないのかなと思いました。先進地域をまだ勉強していかなければならないと思いますが、国

内でもいろんな先進地域があるようですので、それを参考に、本県にも取り入れていただきたいと要望しておきます。

ちなみに、日本国内の釣り人口というのが、98年ごろは2,000万人ぐらいいたのが、今は1,000万人を割り込んでいるというような状況でありまして、減った分を海外から補うということも、釣りの盛んな地域にもう一度お客さんを呼び込むためにもぜひ必要ではないかなと思っております。

以上で、次に移りますが、王兵会長たちは、釣りの視察に訪れた際に、本県のマリンスポーツや県内のゴルフ場も非常に気に入らして、実は、翌月に再度宮崎県を訪問して、ゴルフを楽しんでいかれました。そのときに、二月続きの交流があったので、「ぜひあなたも北京に一度来てくれ」と言われたものですから、つい先日、行ってまいりました。

北京には、関西空港、羽田、成田からの直行便があり、私は関西空港から3時間半ほどのフライトで行きましたが、御存じのとおり、北京は首都であり、周辺には天津などの経済特区もあります。その割には、日本への直行便というのは、先ほど挙げたような大都市にしかなくて、福岡でさえ経由便なんですね。そういうことを考えますと、まだまだ地方路線というものの開拓ができるのではないかなと思いました。

その中で、特に北京は内陸にありまして、夏は暑くて冬は寒いという地域にあり、私が行ったときは、すごく空気がきれいで非常に美しい青空が見えたんですけども、いろんな報道等で見ると、空気もあんまりよくない。宮崎県はその対極にありまして、海もきれいであるし、自然も豊富にある。これは観光のニーズが

あるのではないかなと。また、直行便が飛ばせば3時間以内で到着するんじゃないかなと思います。宮崎から北京への直行便の可能性を探ることはできないのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港発着の国際航空路線は、インバウンドの拡大を初め、本県が海外との経済交流を推進していく上で、大変重要な交通基盤であると考えております。このため、県におきましては、これまで国際航空路線の積極的な誘致を進めまして、御承知のとおり、ソウル線を初め、3路線が就航しているところでございます。

御質問にありました北京路線についてであります。昨年11月に、北京を初めとする中国北部の旅行会社やメディアの方々を本県に招聘いたしまして、ゴルフコースや観光地といった宮崎の魅力を体感していただくなどの取り組みを行いましたほか、現地の旅行会社からの情報収集にも努めているところでございます。県といたしましては、訪日需要の旺盛な中国からの観光客を取り込むため、まずは、国際チャーター便の誘致に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 実は、私は9年前、平成20年2月議会のときに、宮崎―上海便を飛ばせないかという質問を行いました。当時の東国原知事の答弁では、「鹿児島に定期便が飛んでおり、バランスを勘案しなければいけない問題」、そしてまた、当時の丸山地域生活部長から、「ソウル線及び台北線の定期便の状況、あるいは上海とのチャーター便の実績を踏まえて検討していきたい」と答弁をいただき、現在に至っております。

その後、中国から日本への観光客が急激にふえたのは御承知のとおりでありますし、平成19

年は訪日中国人が94万人だったのが、平成28年は637万人、約9年間で7倍に伸びているわけです。結果論ではありますが、あのときに宮崎県がもう一アクション起こしておけば、今ではという思いもあります。

鹿児島県は直行便がありますし、それだけに限らず、新幹線も開通して、そういう意味では、非常にインバウンド効果を多く享受しているかもしれませんが、ぜひ宮崎県も、そのことを踏まえて、検討するだけではなくて、しっかりと次につながるようなアクションを起こしていただきたい。成功を得るためには、二番煎じじゃなくて、先進的な地域に負けられないような動きをしていただきたいと思います。

次に移ります。各市町村の観光協会との連携について伺います。外国からの来日観光客の増加は、本県内でも見られるようになりました。まして首都東京、有名観光地に行きますと、なおのことその多さを感じます。政府も、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのインバウンド対策を加速しておりますが、県内の自治体でも、「今こそ国内外からの観光客を我が町へ」という思いは強く、地域間の誘客競争を激化させているようにも感じます。

しかし、市町村の観光協会は、そもそも観光産業に精通した人材は少なく、資金面でも脆弱なところが多く、情報発信や観光客のニーズを把握すること、大手旅行会社とのパイプをつくることに苦慮しているところも多く、また、これまでの県観光コンベンション協会との連携に対しての不満も少なくありません。

その中でも、市町村の観光協会は、エリアでの連携強化、イベントの開催など、何とか地域みずからのアイデアを出し、努力を行っています。県との連携強化も今後必要となりますが、

市町村の観光協会の自発的な取り組みに対して、何らかの支援が行えないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 地域の観光資源を生かし、経営の視点に立った観光地域づくりを実現するためには、市町村観光協会との連携は重要であると考えております。このため、県におきましては、「観光みやぎき創生塾」を開設し、市町村観光協会の職員を初め、地域の観光を担う人財の育成に取り組んでいるところでございます。

また、みやぎき観光コンベンション協会におきましても、市町村観光協会が行う新たな取り組みに対する補助制度を今年度創設いたしますとともに、県内各地域との連携を強化するために、コーディネーターを配置し、着地型観光の商品開発に対するアドバイスなどを行っているところでございます。今後とも、みやぎき観光コンベンション協会と一体となって、地域の自発的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今年度からそれぞれの事業がスタートしたということでもありますので、それも踏まえながら、ぜひ連携強化というものに尽くしていただきたいと思っております。

次に移ります。「みなとオアシス」の整備について伺います。

今、日向市では、細島商業港の「みなとオアシス」の登録に乗り出しており、先月には登録準備会が開催されました。「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光振興など、地域振興を継続的に行っている施設を国土交通省港湾局が登録するものであります。現在、全国95カ所が登録されていますが、宮崎県内にはまだありません。昨年2月の港湾計画改定で、「海の

駅ほそしま」一帯が緑地に位置づけされたことも後押しされ、地元でも、この「みなとオアシス」をまちづくりに生かしていこうという機運が高まっております。

私もこの動きにリンクし、既に「みなとオアシス」に登録されている大分港、唐津港を視察してまいりました。大分港では、古い倉庫や港湾施設をリノベーションし、おしゃれなお店に生まれ変わった店舗やカフェが並び、公園など多くの市民に利用されている状況を拝見しました。まさににぎわいが創出され、この近くに住んでいる方々はうらやましいなと思えました。

また、唐津のほうは、整備もまだこれからといった感じでありましたけれども、市役所に寄りまして、今後の地域住民との取り組みなども伺いました。両極端な2カ所を見ることができ、最も大事なことは、地域住民の熱意であることも感じました。細島のみならず、「みなとオアシス」の登録は、県内さまざまな港町の地域活性化に寄与すると思っておりますが、県の考えはどうか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 「みなとオアシス」は、平成15年度に創設されたもので、今御質問にもありましたが、「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を国が登録する制度であります。登録されると、道路標識や地図へ掲載されるようになり、知名度もアップすることから、観光客等へのPR効果が期待されます。

また、地域住民が港や地域資源を活用した新たなイベントの開催等に取り組む機運が醸成されるなど、にぎわいの創出や地域の活性化が図られると考えております。

○西村 賢議員 今答弁をいただきました。平

成15年度からスタートした事業とのことでした。県内、たくさんの港町があります。先日は、黒木正一議員からも漁村の振興という話もありました。港町には、かつてのにぎわいや元気がなくなっているところもあります。県は、港湾管理者として港の持ち主であるわけですから、責任の一端もあるのではないかなと思いますが、今まで本県に「みなとオアシス」の登録がなかった理由についてどう考えるか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 「みなとオアシス」の登録には、地域住民や観光客等が交流及び休憩できる施設とともに、地元が主体的に運営するイベントや地域振興の取り組みを継続的に行うことが必要とされております。県といたしましては、これまでも関係する市や町に対して、「みなとオアシス」に関する情報の提供は行ってきたところでありますが、県内において、これらの施設や取り組みが十分整っていなかったため、登録に至っていなかったものと考えております。

○**西村 賢議員** この「みなとオアシス」が登録されて、登録後に町のにぎわいを取り戻していく、またつくっていく、成功していくには、県や市、また地元との連携というものが不可欠です。連携強化のために、県として、どう日向市と協力体制を築いていくのか、再度、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 昨年2月の細島港の港湾計画改定におきましては、地元の要望に応え、「みなとオアシス」の登録も念頭に、商業港地区を、にぎわいと潤いのある空間の創出を行う交流拠点ゾーンや緑地レクリエーションゾーンなどとして位置づけたところであります。

また、去る5月25日には、日向市を初め、細島まちづくり協議会や漁業協同組合等で構成される「みなとオアシス細島協議会」が設置され、県もオブザーバーとして参加しているところであります。県といたしましては、今後、この協議会を通じて、さまざまな意見をいただきながら、緑地等の計画について検討を行い、周辺の環境整備を進め、細島港の魅力向上に、日向市や地元の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○**西村 賢議員** 国内には「みなとオアシス」で成功している地域もたくさんございます。日向市も、そういうところを視察して、ぜひいいところを取り入れていこうと今努力しております。当然、日向市が成功させることが一番でありますけれども、成功したことが県内の各港町に広がっていくように努力をしていきたいと思っておりますので、県の協力もまたよろしくお願ひしたいと思います。

次に、この細島商業港の「みなとオアシス」の発展に必要なこと、成功に必要なことは、昨年2月に改定された港湾計画の進捗であります。商業港地区にある倉庫やチップヤードの移転について、計画はそれぞれの移転先が記されていても、具体的な時期や規模などは、まだはっきりとしていない状況にあります。既に計画策定から1年がたち、倉庫の移転、ヤードの移転となれば、関係企業にとっては今後の経営計画等にも影響があると思っておりますが、現在どのような状況であるのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 商業港地区につきましては、にぎわいと潤いのある空間を整備することとしております。そのため、チップヤードにつきましては、白浜地区への移転を

計画しており、その移転先となる埠頭用地の確保のために、国と協議を行っているところであります。

また、倉庫の移転につきましては、ほかの港において既存倉庫を有効活用している例もありますことから、細島港におきましても、交流施設などとしての再利用も視野に入れ、倉庫の所有者や細島まちづくり協議会など地元関係者と、移転先や時期などについて協議を進めていくこととしております。

○西村 賢議員 次に、鎌原副知事に質問したいと思えます。ようこそ宮崎へおいでいただきました。ありがとうございます。

先日、鎌原副知事は、中国木材等を視察され、着任後早々に細島港等も視察されたということをお伺いしております。今、中国木材の工場もフル稼働を続けており、前年比130%、年産50万立方メートルのペースでフル稼働しているそうです。搬出する製品や原木で、置き場がすごいことになっていたと思えますが、ほかの細島地区にある企業も頑張っております。さらなる企業進出も期待が持たれております、この細島港を見た際の副知事の感想をお伺いしたいと思います。

○副知事（鎌原宜文君） 細島港につきましては、ポート・オブ・ザ・イヤーを昨年受賞したとお聞きし、私自身も関心を持ちまして、着任間もない4月末に視察をいたしました。まず、昨年整備されました津波避難階段の上から、港全体の整備状況や企業の立地状況を一望しまして、世界でも先端の技術や国内有数のシェアを持つ企業が立地していることに感銘を受けたところであります。

また、先週、国内トップの製材メーカーであります中国木材を視察させていただきました

が、膨大な量の木材が集積され、工場もフルに稼働している状況を拝見し、さらに今後増産される計画ということをお伺いしまして、活気があふれていると感じたところであります。この視察を通じまして、細島港は、本県の物流や企業活動に大事な役割を果たしており、まさに東九州の物流拠点として、今後さらに、港湾機能の充実が必要だと実感をしたところであります。

○西村 賢議員 ぜひ鎌原副知事には、国交省とのつなぎ役もよろしくお願ひしたいと思います。また、細島地区はいろんなイベントがありまして、河野知事にも何度も来ていただいておりますが、ぜひ鎌原副知事にも来ていただきますように、あわせてお願ひ申し上げます。

最後に、県土整備部長に再度、16号岸壁整備の進捗状況について伺います。さきのチップヤードの移転にも関連いたしますが、現在、細島港の16号岸壁が未整備の状態にあります。15号、17号ができて、その間にある16号が未整備なんです、この背後地に先ほどのチップヤードの移設も関係してきます。この整備について県はどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港におきましては、企業の立地や生産の拡大が続いていることから、埠頭用地の岸壁の早期の整備が必要であると考えております。白浜地区では、水深10メートルの16号岸壁とその背後の埠頭用地を港湾計画に位置づけているところであります。その整備について、現在、国と協議を行っております。

しかしながら、隣接する水深13メートルの岸壁が、平成27年6月に供用開始して間もないこともあり、事業化については、より一層の貨物

量の増加が重要なポイントになると考えております。したがって、今後とも、日向市や地元企業など関係機関と連携を図りながら、ポートセールス活動に努め、早期事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、県内の企業支援、創業支援について伺います。

今、日向市に中小企業の経営支援や創業支援を行う「ひむか-B i z」が誕生し、約半年が過ぎました。さまざまなセミナーなどを催し、相談者も多い状況にあります。開始から5カ月で572件の相談を受け、相談者のうち2割強が市外の方であり、相談者のリピート率は6割を超えているとのことでありました。これは、相談を受けるのは所長が1人しかいません。それでもこの状態です。

県内企業の経営や創業についての相談は、これまで商工会議所などが中心であったと思いますが、この「ひむか-B i z」は、会議所などと連携しつつも、経験豊かな専門家による的確なアドバイスを受けられることが人気の要因だと思います。この人気は、逆に言えば、このような行政サービスの不足、また利用者とニーズがマッチしていなかったと感じさせられます。

「ひむか-B i z」に限らず、国のよろず支援拠点事業などもありますが、本県の創業支援の現状と成果について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 創業支援の取り組みといたしましては、商工会議所等を通して、資金調達や事業計画策定等の相談に応じますとともに、インキュベーションオフィスの貸し出しなどを行っております。また、宮崎商工会議所に「みやざきスタートアップセンター」を設置し、大きな可能性を秘めた企業の種

を発掘、育成する取り組みも行っております。

このような取り組みによりまして、昨年度は、商工会議所等で1,008件の相談に応じ、飲食・サービス業を中心に227件が創業に結びついたところでありました。このほか、創業後、全国的な会社とのマッチングが成功するなど、将来が楽しみな企業も育ちつつあるところでありました。県といたしましては、今後とも、市町村や商工会議所、商工会、さらには「ひむか-B i z」など関係機関と連携を図りながら、創業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 先ほど出た商工会議所も、今、人材が非常に不足していて、指導員の負担も増している状況にあります。研修してスキルアップしたいと思いつつも、時間の確保が難しくなっているとの話も聞きますので、その対策もぜひとも講じていただきたいと思っております。

また、先ほどの「ひむか-B i z」の2割以上の相談者は市外の方です。これを日向市の負担だけでやっていくのもどうかと思っております。県からのバックアップも考えていただきたいと思っております。

次に、国の進める地方移転優遇策の成果について伺います。地方の活性化のために、東京から地方への企業の本社機能移転の推進策が出され、2年となります。この間の本県における企業の本社機能移転・拡充の現状について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本社機能の移転・拡充につきましては、東京23区から本社機能と従業員を移転する「移転型」と、東京23区以外からの移転や地方にある本社機能を拡充する「拡充型」とがございます。これまでの本県の実績につきましては、平成27年度が5

件、28年度が4件の計9件で、全て拡充型となっており、このうち県外企業は4件となっております。

なお、全国の昨年度末における実績といたしましては、全体で153件であり、その内訳は、移転型が15件、拡充型が138件となっております。

○西村 賢議員 答弁のとおりでありまして、東京23区からの本店機能の地方移転を国は進めているわけではありますが、実際はなかなか進まない。それはもちろん、得意先や下請企業との関係性、また人材確保の面など、さまざまな要因が考えられますが、単に減税のあめだけでは企業の本店機能は動かないものであることの証明であります。県は東京23区から地方移転が進まない原因をどのように考えているのか。また、県の対策はどのようになっているのかを伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本社機能の移転につきましては、日本経済団体連合会が東京に本社を有する企業に対して実施しましたアンケートによりますと、「本社機能の地方移転は検討していない」と回答した企業が92.5%となっております。その主な理由といたしましては、「現在の拠点で支障がない」が最も多く、次に「取引先・官庁など関係者が東京に集中している」、さらに「移転にはイニシャルコストがかかる」と続いております。我が国の構造的な問題や企業負担が地方移転を阻む原因となっていると考えております。

このため本県では、企業負担を軽減し、地方移転を後押しするため、国の税制優遇措置とは別に、本社機能移転に係る本県独自の補助金メニューを設けるとともに、県外における企業訪問や企業立地セミナーなどを通じて、積極的なPRに努めているところであります。今後と

も、企業立地活動の中で、本社機能の移転につながるよう、さまざまな取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この現状を機会あるごとに、ぜひ知事が、知事会等、また政府に対して物言える場では、地方の実情を訴えていただきたいと思っております。国は言うけれども、企業がしないからしようがないということであれば、そもそも政府のまち・ひと・しごと創生の本筋からずれてくる部分もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、知事の子育てCM（妊婦体験）について伺ってみたいと思っております。河野知事初め、山口、佐賀、3県の知事が出演された九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン動画「知事が妊婦に。」のCMが、福岡広告協会賞「大賞」を受賞されました。おめでとうございます。私は恥ずかしながら、受賞のニュースを知るまで、このCMを見たことがありませんでした。佐賀など一部ではテレビCMがあったとのことですが、本県ではオンエアがなかったようです。

このCMは、知事みずからがおもりをつけて妊婦体験を行うというものであります。この取り組み自体もすばらしいものでありますとともに、CMの中では、知事のコメントというか感想なども流れて、見ているほうもどんなものなんだろうなという関心が非常にありました。ただ、妊婦を疑似体験できる道具もなかなか手に入るものではありませんし、私もこのようなことを体験したことはありませんが、知事は、このCMを広めるとともに、妊婦体験を県庁内や県内企業、また県内の自治体などに広めるつもりはないか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 妊婦ジャケットは、お

もりが7～8キロあるということでもあります。想像した以上に重いですし、動画撮影のときは1時間程度だったと思いますが、妊婦さんは、それ以上長い期間を、徐々に徐々に重くなる、その負荷に耐えておられるわけでもあります。

また、私は、知事の職務をするという役割分担を3県の知事でしたわけではありますが、階段の上りおりとか車の乗りおり、大変だなという思いがいたしまして、その立場になってみないとわからないこと、妊婦さんの大変さということを感じますとともに、社会全体として、妊婦さんに対する気配り、優しさが必要であるということを感じたところであります。

妊婦体験をした男性へのアンケートによりますと、約97%の方が「男性も家事や育児をすべきだ」と答えておりますことから、ぜひ多くの男性にこういう体験をしていただきたいと考えております。

県は、広報紙やホームページ、ポスターやチラシなどを活用しまして、妊婦体験情報の発信を行いますとともに、ことしの2月には——毎年イクメンパパの料理教室ということで、何人かのお父さん方と料理教室を行っておるんですが、ことしは、子育て中のお父さん方と一緒に、妊婦ジャケットを着用して料理や育児を体験するイベントも行ったところであります。

また、さまざまな子育てフェアなどで、妊婦ジャケットが置いてあって、お父さん方に体験していただく、そのようなイベントなどもいろいろ行われているところであります。今後とも、このような取り組みを進めまして、県庁内はもちろん、県内企業などのワーク・ライフ・バランスや子育て支援のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、子供の貧困と親の離婚

率の関係について伺います。日向市内でも4月から子ども食堂がスタートしました。先日、様子を見に行きましたが、スタートして間もないのに大人気であり、この日、80人分の食事も完食であったそうです。ボランティアで協力している方々の数、またスポンサーの数にも驚かされました。「世代を超え、互いに助け合う気持ちが子供たちに伝わればいい」と、一人のおばあちゃんボランティアの声も聞けました。

このようなすてきなきずなが日向市にはある一方で、先月の厚生常任委員会県北調査で日向市における子供の貧困を取り巻く現状を調査した際に、驚くべき現状を知りました。一部紹介しますと、中学生の就学援助者の割合は5人に1人、その要因として、離婚率が非常に高く、国が人口1,000人当たり1.77に対し、日向市は3.97とのことです。

また、日向市の調査によりますと、年収300万未満世帯が全世帯で28.5%に対し、ひとり親世帯の場合77.5%でありました。これらは日向市が調査を行ったから知り得た部分も大きいとは感じましたが、そもそも本県は離婚率が高く、全国上位とも言われております。もちろん離婚という制度を否定するものでもなく、そこに至るさまざまな原因もあったかもしれませんが、本県の高い離婚率は、子供の貧困問題と無関係ではないと考えます。このことを県はどう考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 本県の離婚率につきましては、国の発表で、平成28年のデータですが、人口1,000人当たり2.02と、全国の1.73に比べて高い水準にあります。また、平成24年の宮崎県ひとり親世帯生活実態調査では、離婚が、ひとり親世帯となった原因の約8割となる中で、総世帯数に占めるひとり親世帯

の割合が、推計値で3.7%ということで、全国
の3.2%を上回っております。

このひとり親世帯のうち、約9割を占める母
子世帯を見てみますと、その約6割が平均月
収15万円未満となるなど、経済的に厳しい状況
にある世帯が多くなっております。世帯の経済
状況が子供の貧困の要因になることを考えます
と、離婚率の高さがひとり親世帯数の多さにつ
ながり、ひいては、子供の貧困にも関係がある
ものと考えております。

○西村 賢議員 県は、今答弁にあったような
ひとり親実態調査、もしくは男女共同参画社会
づくりのための県民意識調査などの調査も行っ
ています。その中身を見ますと、養育費につい
て、「離婚後一度も受け取ったことがない」64.5%、「以前は受け取ったが今はもらっ
ていない」15.7%、これを合わせただけでも8
割の母子世帯が受け取っていないことがわかり
ます。先ほど15万円という話もありましたけれ
ども、実際、母子世帯の75%以上が経済的に
困っていると回答しております。

また、県民意識調査のほうでも、配偶者から
の暴力など調査をしているようであります。こ
れ以外にも、さまざまな調査やデータ、もしく
は県職員が直接相談を受けたりした記録も、県
にはたくさんあると思いますが、これらの現状
をしっかりと踏まえて、対策を講じていく必要
があるのではないかなと思います。これは、質
問しても答弁が返ってきませんので、要望にか
えさせていただきます。これは、一段階上げた
子供の貧困対策を県全体で考えていただくよう
に、知事初め、担当部局の方々に要望したいと
思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国際的な人材を育成するための取り組
みについて伺います。

本県から仕事や旅行などで海外に出たこと
のある県民が、2016年4万6,127人、人口に占める
割合の出国率が4.2%であり、全国平均の13.5%
と比べても大きく下回っているとの報道があり
ました。パスポートの所有率も12.2%で、全国
下位のほうにあります。本県には国際線が3路
線も就航しており、搭乗率の向上、出国率の向
上を県の目標としても掲げておりますが、現実
的に、今の状態では厳しいものがあります。

県民の海外渡航は、レジャー体験のみなら
ず、新たな価値観を生み、異文化を感じる貴重
な機会ともなります。現在では直行便も飛び、
パスポート取得も手軽になっていると思ひま
すが、この現状を県はどのように考えているの
か。また、今後の対策をどのように考えるのか
を伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 海外に行
き、多様な文化や歴史を直接見て感じますこ
とは、国際感覚豊かな人材を育成する観点から
も、非常に大事なことであるというふうにか
えております。こうした中で、御指摘のとおり、
平成28年の本県の出国率は全国で42位、パス
ポート取得率は全国で41位という状況にありま
して、県民にとって海外はまだ身近なものに
なっていない状況にあると感じております。こ
のため、県におきましては、昨年3月に策定
いたしました「みやぎグローバル戦略」におき
まして、企業の海外展開とあわせ、海外との多
様な交流の促進を図ることといたしてござ
います。

具体的には、県民が海外に関心を持ってもら
うための国際理解講座や、在住外国人との交
流、海外との民間レベルの相互交流を促進す
るための事業の実施、さらには、海外自治体と協
定を締結し、幅広い交流を促進することといた

しております。本県から海外への直行便は、利用される県民への支援制度もございますので、それらも生かしながら取り組みを推進し、海外との交流拡大につなげてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 いろんな施策も必要だと思います。ただ、その施策、特に補助金等のお金の出し方というものもいろいろ考えていかなければ、例えば、これまで何年も、宮崎から飛行機で海外に飛ぶ方に一部のお金の助成をしたりしていますが、果たしてそれが搭乗率の向上につながっているのか、そこも非常に疑問が残ります。

また、海外へ行ったことがない人には、海外のよさというものもまだ県民の中には伝わっていない部分も多いのかなと思いますし、どうして海外に行かないのか、「観光は好きだけでも、海外の観光はちょっと」と言われる方もたくさんいらっしゃるかもしれません。その方の意見も聞いてみてはいかがかなと思います。いろんなアンケートの手法もあると思いますが、県の掲げる目標をしっかりと達成していくためにも、ぜひともいろんな手段を考えていただきたいと思います。

次に、教育長に伺います。現在の子供たちは、小学生のときからALT制度などにより生きた英語に触れる機会も多く、我々の時代よりも大きく環境が変わってきています。これからの経済や社会のグローバル化に伴い、多国間交流はなお盛んになってくる時代を迎えると思います。国際的に活躍できる人材の育成のためにも、若いうちに海外に行くことは大きな経験であり、財産になると思いますが、現在の県立高校における生徒の海外留学や海外への修学旅行の現状について伺います。

○教育長（四本 孝君） 県立高校における海外留学生数は、一昨年度までの5年間、年に2名から8名の間で推移をしておりました。昨年度は、県教育委員会で新たに留学支援事業に取り組んだこともありまして、留学生数は16名まで増加しております。また、海外修学旅行及び語学研修については、毎年10校程度の県立高校が、北米、オーストラリア、台湾、シンガポールなどを訪れ、現地の高校との交流会やホームステイなどを行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも、海外留学や海外修学旅行などが、生徒のグローバル意識の向上につながる生きた国際交流の機会となりますよう、各学校での取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 もちろん英語を教えることも大事だと思いますし、外国の文化というものもあわせて教える、それによって交流というもののイメージを膨らませていくことが、子供たちには重要だと思いますし、今、大学生の海外留学というものが非常に減っていると。これは社会的な問題にもなっております。宮崎県から国際的に活躍できる人材を輩出する、そのような思いをぜひ次につなげていただきたいと思います。

最後に、雇用の課題について質問いたします。海外等で留学や仕事を経験しスキルを積んだ方々、また大学や県外の企業で高度な知識・技術を学んだ方々から、本県内の就職先については、「みずからのスキルを生かせる場が少ない」という不満を聞きます。職業選択の幅が少ないことに対して、該当する企業が県内に少ないから仕方がないと言ってしまえばそこまでは、これからの経済の発展や社会のグローバル化に本県産業も適合していかなければならな

と思います。すばらしい人材が帰ってこられるような取り組みを行っていくために、県の考えを伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高度な知識や技術を持った若者が、その能力を十分に発揮できる就労の場を県内に確保することは、本県経済のグローバル化や若者の県内定着を進めていく上で、大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の場の確保を目指し、県内経済を牽引する中核企業の育成や、フードビジネス、医療機器、ICTなど本県の特長や強みを生かした成長産業の振興、戦略的企業立地の推進などに努めますとともに、県内企業の海外への展開促進など、海外との経済交流の拡大に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みを推進することによりまして、専門的な知識を持った若者にとっても、魅力的で働いてみたいと思えるような職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の丸山裕次郎でございます。通告に従い一般質問を行います。

まず、西諸圏域で起きた緊急事態の産婦人科医師確保についてお伺いいたします。

西諸医療圏の産婦人科医療は、長年にわたり、小林市にある生駒クリニックとえびの市にあるえびの共立病院等の開業医の医師と職員の献身的な御尽力により支えられてきました。このような状況の中、昨年11月末の生駒クリニックの休止に引き続き、ことし7月末をもって、

えびの共立病院が分娩を取り扱わない旨の表明をされました。このことにより、西諸圏域はさらなる人口減少に拍車がかかってしまい、まちづくりの根幹を揺るがしかねないという非常に重大な事態に直面しております。

特に、現在妊娠中の方や若い女性や地域住民から、西諸で出産する場所がなくなれば、宮崎市、都城市、人吉市などに、それぞれ60分から90分かけて通院や入院治療を余儀なくされ、肉体的・精神的・経済的にはかり知れない負担を負うことになるのではないかと、多大なる不安や心配の声を聞いております。宮崎県医療計画では、基本理念を「いつでも、どこでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の確立」とし、住民が安心できる医療提供体制を構築することにしてはおりますが、西諸医療圏では危機的状況になろうとしております。

このような緊急事態を打開するため、6月13日に、小林市長、えびの市長、高原町長の3首長が一致団結し、宮崎大学医学部に西諸圏域への産婦人科医師派遣の要請を行いました。加えて、同日、河野知事にも、小林市長、小林市議会議長、えびの市長、えびの市議会議長、高原町長、高原町議会議長、さらに、中野県議、宮原県議、私の9名が、西諸圏域における産婦人科の診療体制整備への特段の支援をしていただきたいということで、以下の3項目を要望しました。

1、宮崎大学医学部への産婦人科医師派遣の働きかけの支援、2、医師派遣が可能になった場合の医療機器整備等に伴う財政的支援、3、産婦人科再開に伴う宮崎県立看護大学での優先的な助産師の養成支援の3項目です。そこで、県立病院などの中核病院がない西諸医療圏の実情を考慮し、宮崎大学医学部に対し、小林市立

病院への産婦人科医師派遣の働きかけの特段の支援はできないのか、知事にお伺いいたします。

また、小林市立病院へ医師派遣が可能になった場合、分娩のための医療機器整備等に伴う県の財政的支援はできないのか。

また、あわせて、小林市立病院での産婦人科再開に伴い、宮崎県立看護大学での優先的な助産師の養成支援はできないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

県議会では、平成17年に本県を襲った台風14号により、多くのとうとい人命を失うなど、甚大な被害を受けたことをきっかけに、防災対策の重要性を改めて認識し、議員発議で宮崎県防災対策推進条例を平成18年に制定いたしました。条例の第54条、「宮崎県防災の日」を設ける条項に基づき、県は、県民が防災について真剣に考える契機になることを目的に、毎年、梅雨入り前である5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」に定めております。

また、東日本大震災の教訓を生かすため、南海トラフ大震災の発生を想定した宮崎県総合防災訓練を毎年行っております。防災の日の制定、防災訓練を行うこと自体はいいことだと思いますが、一見すると、形式的な訓練になっていないのか、リアリティーに欠ける訓練になっていないのか、消化行事になっていないのかと心配しております。

例えば、リアリティーのある訓練として、大規模地震で県庁全体が停電になったことを想定して、半日、自家発電のみの状態で防災訓練を行ってみてはどうかと思っております。恐らく自家発電の電力だと、部屋は暗く、パソコンは数台しか使えない、電話、エレベーター、トイ

レはどうなるのかといった現実的な支障の確認ができ、課題が明確になるのではないかと考えております。

また、防災訓練を行うに当たり、前年の反省会によって課題となった問題点を解決するための対策を訓練として実践することが重要ではないかと考えております。そこで、これまでの防災訓練の成果と今後の防災訓練をどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお伺いいたします。

昨年11月議会でも質問したこの事業は、環境省が中心となって立ち上げたプロジェクトでありますけれども、環境省では、2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数1,000万人という大きな目標を掲げております。その国立公園満喫プロジェクトに霧島錦江湾国立公園が選定され、訪日外国人利用者数を現在の約7万人から20万人に増加させる目標を掲げております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに合わせ、主要交通拠点からの2次アクセスの充実や観光案内板等の多言語化、さらには利用者の利便性向上策としてWi-Fi環境の整備、ビューポイントの設定・改修整備などを行うステップアッププログラムが策定されております。

昨年度の国の補正予算で自然遊歩道の整備が行われるので、大変期待しております。しかし、気になるのは、さまざまなプログラムが計画されておりますが、誰が役割を果たすのか明確になっておらず、2020年までわずか3年しかないため、実現可能なのか心配であります。そこで、現在の具体的な進捗状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、里芋日本一奪還対策についてお伺いたします。

本県は、平成22年から平成26年までの5年間、里芋生産日本一に君臨しておりましたが、ここ数年の疫病被害等で収量が減少し、日本一の座から転落してしまったことは、まことに残念であります。今年作の状況を地元JAこばやしの園芸担当に伺ったところ、種芋の不足で昨年度より約3割程度減少するのではという厳しい状況を聞き、日本一を奪還するのは並大抵の努力・施策では厳しいと感じました。

ことしの3月より、ようやく里芋にも使用可能な農薬が登録され、非常に期待しておりますが、これまで農薬を使わずに楽に生産できていた農家の意識改革も大きな課題になるんじゃないかと思っております。そこで、今年作の状況と今後の里芋振興についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いたします。

次に、美しい宮崎づくりについてお伺いたします。

黒木元知事の意向で沿道修景美化条例が昭和44年に制定されたことを契機に、国道や県道沿いに花を植えたり、木の植え込みが進み、現在の基礎をつくっていただきました。昭和44年当時は沿道修景に指定された箇所が少なかったのを年次的に県下全域に広げ、条例制定からちょうど10年後の1巡目の国体時には、宮崎県の美しさを全国にアピールできたのではないかと思います。その後も、松形知事、安藤知事、東国原知事、そして河野知事になるまで脈々と引き継がれてきました。

平成16年度から始まった財政改革以降も7億円程度の予算を確保できたのも、沿道修景美化条例があったからではないかと思っております。沿道修景美化条例が始まった昭和44年の予

算書を調べたところ、沿道修景予算は800万円程度でありましたけど、年次的に拡充していき、国体が開催された昭和54年には1億2,000万円余り、10年で15倍以上の予算を確保しております。

今年度から「美しい宮崎づくり推進条例」がスタートしました。9年後に2巡目の国体を控え、絶好の時期にスタートしたと思っております。しっかりした取り組みを期待しております。そこで、今後の展開をどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

西諸医療圏における産婦人科医師の確保についてであります。

県では、「みやざき子ども・子育て応援プラン」に基づき、少子化対策に取り組んでおりますが、その基盤を支える産婦人科診療体制の確保は、非常に重要な問題であると認識しております。このため、県におきましては、分娩施設における医師、看護師、助産師といった医療従事者の養成・確保に取り組むとともに、関係機関との密接な連携のもと、地域分散型の周産期医療体制の充実に努めてきたところであります。

御質問にありました、先般の西諸医療圏における産婦人科の診療体制の整備についての小林市、えびの市、高原町からの要望につきまして、私といたしましても、これを重く受けとめ、その翌日、担当部局を宮崎大学医学部に向かわせ、小林市立病院への産科医の派遣を県としても強く要望したところであります。

大学としましては、すぐに地元の要望どおり

に医師を派遣するのは難しいというような感触はあったところではありますが、何とか対応を検討したいということでありまして、今後とも、県、市町村、宮崎大学医学部、県医師会等と一体となって連携を図りながら、さまざまな工夫を凝らし、産婦人科診療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○危機管理統括監（田中保通君）〔登壇〕 お答えいたします。

防災訓練の成果等についてであります。県では、南海トラフ地震や風水害の発生に備え、防災関係機関と連携して、年間を通じ、計画的に図上訓練や実動訓練を行っております。特に、平成25年度以降の総合防災訓練につきましては、事前準備から訓練の実施に至るまでの協議を通じて、各機関と顔の見える関係を構築するとともに、実際の活動拠点となる場所を使用し、訓練時に与えられたさまざまな状況に応じて、参加者がその場で必要な対応を考えて対処するといった実践的な訓練となっております。

また、訓練後には、参加者間で問題点の洗い出しや改善点を議論する検討会を行いまして、それを次年度の訓練に生かすというサイクルを繰り返すとともに、対応マニュアルを改善・整備するなど、年々成果が蓄積され、訓練の精度も向上していると感じております。県といたしましては、議員御指摘のような現実に起こり得る状況なども考慮しながら訓練に取り組み、さらに災害対応力の向上を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（畑山栄介君）〔登壇〕 お答えします。

西諸医療圏における産婦人科の診療体制整備への支援についてであります。県としまして

も、県民が地域で安心してお産ができる体制を確保することは、大変重要であると考えております。小林市立病院へ医師派遣が可能となり、分娩のための医療機器整備等が必要となった場合には、国や県の補助事業がありますことから、補助事業の活用も含め、地元市町と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、助産師の養成支援についてであります。県内の助産師養成施設については、平成27年度末の民間施設廃止により養成数が減少したため、今年度から県立看護大学に「別科助産専攻」を開設したところであります。この別科は、県内就職を前提とし、看護師免許があれば社会人も応募できる施設でありますので、県内定着促進のための修学資金貸与とあわせて、積極的に活用いただくよう周知するとともに、西諸地域への助産師定着を促進する施策について、地元市町と一緒に知恵を出していきたいと考えております。

助産師を含め、看護職員の確保は、地域医療の充実を図る上で大変重要でありますので、今後とも、県立看護大学や看護協会、市町村等とも連携を図りながら、看護職員の確保・定着のための取り組みを推進してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○環境森林部長（川野美奈子君）〔登壇〕 お答えいたします。

国立公園満喫プロジェクトの進捗状況についてであります。このプロジェクトにつきましては、現在、老朽化や国際化へ対応するために、ハード事業としまして、御池歩道のユニバーサルデザイン化や、えびの高原の池めぐりコースの改修事業などに取り組んでいるところであり、さらには、大幡山登山口の休憩所などの設計にも着手したところであります。また、ソフ

ト事業としまして、地域の機運醸成を図るため、フォトコンテストの作品募集を6月から開始したところであります。

これらの取り組みを含む、プログラムに盛り込まれたさまざまな事業を計画的に実施するため、7月に開催される霧島錦江湾地域協議会において、国、県、関係市町等の役割やスケジュールを決定することとしております。今後とも、プロジェクトの目的達成に向けて、関係者と相互連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（大坪篤史君）〔登壇〕 答えいたします。

里芋の振興についてであります。今年作の里芋の作付状況につきましては、5月に市町村への調査を実施しましたところ、県全体では、ほぼ昨年並みであると承知しています。また、疫病につきましては、現在、生産者や関係機関と一体となって対策に取り組んでいるところであります。現時点では確認されておられません。

里芋は、平成26年まで生産量日本一を誇った本県の重要な露地野菜でありますので、まずは、生産量が減少した原因である疫病の防除対策を確実に実施していくとともに、水田における土地利用型高収益作物として、また、畑地かんがい地域における重点推進品目として、市町村や団体と一体となって生産振興を図り、再び日本一の産地を目指してまいりたいと考えているところです。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（東 憲之介君）〔登壇〕 答えいたします。

美しい宮崎づくりについてであります。

「美しい宮崎づくり推進条例」は、沿道景観のみならず、地域固有の自然景観、農山漁村景

観などを保全、創出、そして活用することにより、「魅力ある地域づくり」を県下全域に広げていくものであります。このため、まずは県民の皆様の機運を高めることが大変大事であると考えておまして、さまざまな広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、今月24日には、「みんなで築く「美しい宮崎づくり」」をテーマとした講演会を開催することとしております。

さらに、条例の実効性を高めるため、国民体育大会が開催される平成38年度までを計画期間とし、具体的な施策を盛り込んだ推進計画を、条例で定めた美しい宮崎づくり推進強化月間である11月には公表したいと考えております。計画策定後は、市町村や県民、事業者の皆様と連携しながら、知事を先頭に推進計画に基づく施策を全庁的に推進し、美しい宮崎づくりの実現に向け、おもてなしの心を持って、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、美しい宮崎づくりについての要望ですが、推進本部長は知事と伺っております。先ほど壇上から述べましたように、9年後に2巡目の国体を控えている絶好のときにスタートしたと思っております。黒木知事の思いで始まった沿道修景のように、政治家河野知事イズムの種をまき、芽を出し、大きく育て、花を開き、実がなるような美しい宮崎づくりになれば、政治家河野知事が高く評価されることになると思います。逆に、絵に描いた餅に終われば、知事の評価は下がることになると思います。知事のリーダーシップが発揮されることを切に要望しておきます。

それでは、再質問を行います。

西諸医療圏における産婦人科医師確保について再質問を行います。

西諸で出産する場所がなくなろうとしている要因として、西諸医療圏には、県立病院、国立病院などの中核的な病院がないため、万が一のときに、妊婦、医師、病院が大変苦勞しているからではないかと思っております。そこで、二次医療圏ごとに、分娩を取り扱う医療機関の数と人口10万人当たりの医療機関の数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成29年4月時点の助産所を含む分娩を取り扱う医療機関数及び平成27年国勢調査の人口をもとに算出した人口10万人当たりの医療機関数ですが、人口10万人当たりの医療機関数が多い医療圏順に申し上げますと、日南串間5施設、人口10万人当たりの医療機関数6.86、都城北諸県9施設4.73、宮崎東諸県16施設3.74、延岡西臼杵5施設3.43、日向入郷2施設2.22、西諸1施設1.33、西都児湯1施設0.98となっております。

○丸山裕次郎議員 予測したように、県立病院、国立病院のある二次医療圏に医療機関が偏っています。具体的に言いますと、日南串間のほうでは5施設で6.86、西諸が1施設の1.33でありまして、10万人当たりになりますと、5.53の大きな開きとなっております。

また、平成25年3月に策定された宮崎県医療計画を見ますと、今回質問している産科については、リスクの高い妊婦に関する周産期医療に集約して書かれております。平成の初めのころは、周産期死亡率、新生児死亡率が全国で最も悪化しているのを打開するために、宮崎大学医学部に総合周産期母子医療センターを置

き、県内を4ブロックに分けて、中核医療機関として地域周産期母子医療センターを認定しております。リスクの高い妊婦・新生児に対応するための施策としては間違いではないと思っておりますけれども、普通分娩に関しては、二次医療圏での推進事項としての記載は医療計画にはありません。

医療計画は今年度までということで、改定を今年度行うと聞いております。地方創生という観点を重視し、県下どこでも安心して生み育てる環境整備が必要ではないかと考えております。そこで、今年度見直しが行われる宮崎県医療計画において、リスクの高い出産に関する施策だけでなく、一般の産科医療に関する施策についても盛り込む必要があると考えておりますが、福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 安心してお産ができる体制を維持するためには、リスクの高い妊娠に対する医療の確保に向けた施策はもとより、一般の産科医療の確保に向けた施策も重要であります。県としましては、宮崎県医療審議会や宮崎県周産期医療協議会において、県医師会、県助産師会、市町村などを代表する委員の皆様から御意見を伺いながら、一般の産科医療の確保の観点も含め、宮崎県医療計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、県内の二次医療圏でも最低一つは産婦人科が確保され、安心して生み育てられる実効性のある医療計画にさせていただくことを要望しておきます。

改めて、西諸医療圏のことについてお願いします。医師の確保も大変だと思っておりますけれども、西諸医療圏の緊急事態を考慮していただいて、県として全力を挙げて取り組んでいただくことを強く要望させていただきたいと思っ

ております。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

防災対策を質問するに当たり、防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏の「スマート防災 災害から命を守る準備と行動」という本を参考にさせていただきました。この本の中でこのような記載があります。

「地震災害の現場を50年にわたり見てきて、助かった人、犠牲になった人の差があるとしたら、それは建物とわずかな行動の差によるものと考えている。地震が人を殺すというより、脆弱な建物と誤った行動が死を招くのである。——途中略します——地震が発生した際、机の下に身を隠すことは間違いではないが、固定観念にとらわれず、状況別の行動選択訓練が重要なのである。また、「セーフティーゾーン」の設定が必要。セーフティーゾーンとは「転倒落下物の少ない、閉じ込められない場所」をいうが、不特定多数が出入りする施設だけでなく、家庭でも我が家のセーフティーゾーンを設定する必要がある」などが紹介されております。

さて、この議場はどこがセーフティーゾーンなのでしょうか。考えておくべきだと思っております。そこで、地震発生時に落下物等のない安全な場所を示すセーフティーゾーンの表示について、商業施設や公共施設などへの設置を進めるべきではないかと考えておりますが、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 自然災害時には、「自分の身は自分で守る」という認識のもとで行動していただくことが大切であり、地震に遭遇した場合には、その場その場でけが等をしないよう、落下物や転倒物から身を守ることが重要になります。このため、不特定多数の人が集まる施設において、落下物等のおそれが

ないセーフティーゾーンを設置することは、防災上、有効であると思っておりますし、日ごろからセーフティーゾーンについて表示することで、安全な避難対策についての意識啓発にもつながるものと考えられます。

県におきましては、家具の固定など転倒防止対策等の啓発に取り組んでいるところでございますが、セーフティーゾーンの設定・表示については、民間企業等の協力が必要でありますので、他県における取り組みなども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、まずは県庁内のセーフティーゾーンの設置を早急をお願いしたいと思っております。

次に、ことしも想定される梅雨末期の大雨や台風襲来等での避難のあり方について、お伺いいたします。多数の方が犠牲になった平成24年7月の九州北部豪雨をきっかけに、熊本県では、気象台の予測を根拠に大雨が予測されるときに、住民の命を守ることを重視し、危機が差し迫っていない段階で、前もって日没前に予防的避難を行う市町村に事業費の2分の1を助成する「住民避難モデル実証事業」を行ってまいりました。県民の命を守る観点として非常に参考になるのではないかと考えております。そこで、日没前の早期避難を促すため、予防的避難に取り組む市町村への財政支援を行ってはどうかと思っておりますが、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 日没前の明るい時間帯に予防的に避難することは、人的被害を防止する上で、大変有効な方法であります。一方、市町村が避難所を開設した場合の費用は、災害救助法が適用されない限り、当該市町村の負担となるため、避難が必要な災害がた

びたび発生する市町村におきましては、その財政負担への対応が課題となっております。

このため、市町村がちゅうちょなく避難所の開設等ができるよう、その費用を補償する保険制度が、全国市長会や全国町村会により、今年度から実施されておきまして、国においても、その保険料に対し、普通交付税措置を講じることとしたところであります。県内市町村の加入はまだ少ないようでありますので、制度を紹介するなど、加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほど言いましたとおり、今後、梅雨末期の大雨や台風襲来を迎えます。命を守るという観点を重視し、要援護者への日没前の早期避難を促す予防的避難に対する費用については、保険制度ができたようですが、県内の市町村加入は低迷しているとのことですので、周知徹底をお願いいたします。

次に、国立公園満喫プロジェクトについて再質問を行います。

先ほど壇上から述べたように、ステップアッププログラムには、多岐にわたる事業が検討されておりますが、絵に描いた餅にしないためにも、どのように予算を確保していくかが重要だと思っております。そこで、今後の予算確保と事業展開について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 2020年において、国立公園満喫プロジェクトの目標を達成するためには、ハード・ソフト事業両面からの着実な実施が必要であります。このことから、5月末に、国に対しまして、予算の拡充や建築物の設置等の民間参入が進むよう要望を行ったところであります。私も先日、霧島地域の重点取り組み地域を視察しまして、この地域の魅力

と可能性を改めて実感したところでありまして、プログラムに盛り込まれた利用施設の整備等による地域の磨き上げの必要性を強く感じたところであります。

このため、今後もプログラムの実現に向けて、引き続き国立公園の整備に要する予算の確保に努め、重点取り組み地域を中心とした施設の老朽化・国際化への対応や、インバウンド受け入れのための仕組みづくりに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 7月に開催される霧島錦江湾地域協議会で具体的に役割を明確にしていくとのことで、それぞれが有効に機能していただき、予算確保を含め、2020年に向け、抜かりのないように事業が実施されることを、まずは要望しておきます。

また、九州内では、阿蘇くじゅう国立公園も満喫プロジェクトに選定されております。現在でも68万人の訪日外国人が訪れているのを、2020年には140万人の目標を掲げております。霧島錦江湾国立公園の実に7倍の目標を掲げております。同じ九州内で隣県という立地条件を生かし、連携を図るべきではないかと考えておりますが、環境森林部長に見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 九州を訪れる外国人観光客の多くは、福岡空港等を玄関口として九州北部地域にとどまる傾向がございます。これらの観光客を霧島錦江湾国立公園を含む九州南部地域へと誘導するためには、議員御指摘のとおり、阿蘇くじゅう国立公園との連携が重要であると考えております。

このため、現在、国が取り組んでおります、九州内の国立公園を周遊するようなプロモーション戦略の策定に本県も参画して、霧島地域

に多くの外国人観光客が訪れる効果的な取り組みを実施できるよう努めているところでございます。今後も、霧島錦江湾国立公園への誘客につなげるため、阿蘇くじゅうの関係者を初め、国や九州各県、観光団体等と一体となった、魅力ある周遊ルートの設定や情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 しっかり連携していただき、2020年に目標以上の訪日外国人が来られることを期待しております。

次に、里芋日本一奪還について再質問を行います。

里芋生産日本一から転落したのは、大量の疫病発生が要因ということで、私の地元、JAこばやし、小林市、高原町が連携し、農薬を購入した農家に補助を行うと聞いております。JAの担当に伺ったところ、かなりの量の販売実績が上がっているということですが、今回登録された農薬の一つは、疫病発生を予防するのには有効とはいうものの、これまで里芋に農薬を使用したことのない農家が、田植え時期と重なり、本当に散布してくれるのか心配と仰っていました。そこで、里芋疫病の農薬防除に対する指導状況と今後の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 里芋疫病の農薬防除につきましては、本年3月に初めて2種類の農薬が登録されました。そこで、直ちに本県では「さといも疫病対策マニュアル」を改訂しまして、薬剤散布通路の確保や薬剤の適正使用など、疫病を発生させない対策について、JAや市場、農薬取り扱い業者などの関係者に対する研修会を開催しまして、周知を図ってきたところであります。

また、生産者に対しましても、農薬の散布方

法や時期など、きめ細やかな指導を実施しているところでございます。今後は、マニュアルに基づきまして、薬剤散布が確実に実施されるように、地域が一体的に取り組む疫病防除に要する薬剤経費に対して、市町村や団体と連携した助成を実施することとしています。

○丸山裕次郎議員 しっかりした里芋疫病対策の指導をお願いしておきます。

現在、里芋日本一の千葉県では、里芋のブランド確立のために、10年の歳月をかけ、平成19年に「ちば丸」という新しい品種を誕生させ、平成21年度から本格的に市場にデビューさせております。本県でもこうした取り組みを行っておりますが、もう少し時間が必要だと聞いております。

壇上から述べましたように、ここ数年の疫病発生により、種芋不足が深刻な状況になっております。日本一奪還に向けては、まず何よりも健全な種芋を確保することが重要と考えておりますので、来年作に向けた種芋確保対策をどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 里芋の生産において、健全な種芋の確保というのは大変重要でございますので、県では、主要な種芋産地である小林市やえびの市の生産組織に対して、疫病対策について重点的に指導・支援を行っているところであります。また、本年度からは、JA等と連携しまして、疫病が発生していない東臼杵や西臼杵地域に新たな採種圃場を設置し、種芋の確保に努めているところであります。

さらに現在、総合農業試験場畑作園芸支場におきまして、県内産地に優良な種芋を提供できるよう、試験研究に取り組んでいるところであります。

○丸山裕次郎議員 種芋の確保は大変重要ですので、よろしくお願ひします。また、一日も早く県独自の品種を誕生させることを強く要望しておきます。

私の地元にある県のフリーウェイ工業団地の最大規模の用地に、里芋をしっかりと栽培していただければ立地してもいいという企業が数年前から県と協議しているという情報を聞いておりますが、ここ数年の疫病の大量発生で企業立地に至っていないのが現状です。非常に悔しく、もったいない話だと痛切に感じております。このような企業は、加工・業務用として里芋の安定供給を求めています。このため、機械化を図り、効率的な生産を行っていく必要があります。

疫病対策をしっかりとやり、里芋が安定して大量に生産でき、企業立地していただけるのであれば、県が推し進めているフードビジネス、6次産業化に寄与することになり、さらには、人口減少で苦しんでいる西諸地域の活性化につながると考えております。そこで、フードビジネスという視点を踏まえ、今後、加工・業務用里芋の生産拡大をどのように進めていくのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 加工・業務用向け里芋は、本県のフードビジネスを推進する上でも重要な品目であり、産地の拡大を図ることが必要と考えております。一方、契約取引には、求められる量や品質をいかに安定的に供給できるかが大変重要でございまして、農家が取り組む際の課題になっているところであります。

このため県では、農家の負担が大きい収穫作業を一括して受託できる法人や集落営農組織等

を育成しますとともに、収穫の効率化を目指した機械化の実証を行うこととしております。こうした取り組みによりまして、関係者が連携して、加工・業務用里芋の産地づくりを進めてまいりたいと存じます。

○丸山裕次郎議員 日本一奪還には、里芋収穫時の機械化が不可欠だと思っております。一日も早い実用化に向け、関係団体と連携し、そして企業誘致につながる加工・業務用の里芋の生産拡大を切に要望しておきます。いずれにせよ、里芋生産農家、県、市町村、関係団体が一致団結し、日本一奪還がかなえられることを期待しております。

次に、高校跡地の利活用についてお伺ひいたします。

西諸地域は、少子化の影響で、以前まであった小林工業高校、小林商業高校、高原高校が再編統合され、旧小林工業高校跡地の場所に西諸県地区総合制専門高校として小林秀峰高校がスタートしました。旧小林商業高校跡地は、小林市が買い受け、市内中心部にあったこともあり、現在は、小林市内にある老人クラブ連合会や青年会議所など、さまざまな団体が活用する福祉・市民活動の複合施設として活用されております。

しかし、旧高原高校跡地は、平成25年3月以来、門が閉じたままの状態で大変寂しい状況になっております。県教育委員会、さらには県庁全体で活用策を検討したようですが、県としては、活用策がないということで、地元高原町に買い受けの照会をいたしました。高原町でもさまざまな検討を行いました。町として活用することはできないという苦渋の判断をいたしました。

旧高原高校が閉校してから4年の年月があつ

という間に過ぎました。このまま放置されるのではないかという心配の声を聞いております。私は、民間への払い下げを含め、早急に有効活用の具体的な方策の検討が必要だと考えております。そこで、旧高原高校跡地をどのようにしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県立学校が閉校いたしました際には、財産の有効活用や地域活性化といったさまざまな観点から、関係部局や地元市町村の意向を踏まえまして、活用方法を検討することとしております。

今お話にもございましたが、平成25年3月に閉校いたしました高原高校の跡地につきましては、同年8月の公有財産調整委員会におきまして、県としての利活用はせず、処分の方針を決定したところであります。これを受けまして、平成25年9月に地元高原町に買い受けの意向を照会し、町側でも検討を進めてこられましたけれども、ことし3月に買い受けをしないという回答をいただいております。県教育委員会といたしましては、早期に跡地の利活用が図られるよう、今後は民間企業等への売却も含めて検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 一日も早く旧高原高校跡地が利活用されるように、全力で取り組むことをお願いしておきます。

次に、学校事務職員制度についてお伺いいたします。

昨年の6月県議会において、学校事務職員の採用再開について質問させていただきました。教育長から、「教育をめぐる社会情勢の変化に伴い、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた人材確保が重要になっており、今年度から教育委員会として学校事務職員を採用する」とのことでしたが、採用の状況はどうなったの

か、また、あわせて、知事部局からの出向は何人なのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 平成29年4月1日付で7名の教育行政職員を採用いたしまして、教育委員会事務局に3名、県立学校に2名、小学校に2名を配置しております。また、学校事務職員515名のうち、知事部局からの出向者は、県立学校102名、小中学校190名、合わせて292名となっております。

○丸山裕次郎議員 答弁がありましたように、現在、学校事務職員が500名強のうち300名弱が県から出向しているようであります。300名といえますと、県職員の10名に約1人が出向していることになると思います。かなりの県職員が出向している状況をどう認識しているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 学校事務に従事する職員には、学校教育に対する理解はもとより、子供たちへの愛情や地域との連携など、学校運営への深いかかわりが求められるものと考えております。

現在、御質問にありましたように、多くの県職員が市町村において、その業務に携わっておりますけれども、知事部局からの出向に当たっては、そういった学校事務職員に求められる資質、能力のほか、職員の希望や教育委員会からの要望、さらには、さまざまな業務経験を積ませるといった人材育成の面なども考慮しながら、対応を行っているところであります。

知事部局といたしましては、今後とも、学校運営を支える人材の確保・育成に向けまして、教育委員会と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 私は、よりよき教育環境をつくるためには、地元密着型として、市町村職

員が市町村立学校の事務を行ったほうがベストだと思っております。教員のほうも平成30年度から居住地を考慮していくということは、地元志向を取り入れることだと理解しておるところであります。真の教育を行うためにも、宮崎からの新たな地方創生の観点から、市町村や国と連携し協議していただくことを、昨年の6月に強く要望しておりましたけれども、どのように検討していただいたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 教育をめぐる社会情勢の変化に伴いまして、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた学校事務職員の確保・育成が大変重要になってきております。このため、県教育委員会では、さきにお答えいたしましたとおり、今年度から、主に学校や教育委員会事務局で勤務する教育行政の核となる職員の採用を始めたところでございます。

市町村職員が市町村立学校の事務を担うことにつきましては、地方創生の観点から、定住促進などの一定の効果が期待されますが、一方で、市町村の財政負担など、実現に向けてさまざまな課題もあるところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、学校の課題解決に積極的に取り組む学校事務職員の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、今後は教育委員会だけではなく、県当局とも十分に連携し、私が提案している学校事務職員の市町村職員への移管を検討できないか、改めてお願いしたいと思っております。

最後に、県立宮崎病院再整備についてお伺いします。

県立宮崎病院再整備につきましては、これまでも数名の方が質問されており、多少重なる面

があると思いますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

私も昨年の11月県議会で、県立宮崎病院の再整備について、大幅に費用がふえた理由、再整備後の収支計画、地域医療構想との整合性、さらには、今後、防災拠点庁舎、国体施設などの整備を控えた本県の財政の健全性確保等について質問しました。知事、病院局長から答弁をいただきましたが、なかなかかみ合わない場面もありました。

また、他の議員からも質問が相次ぎ、厚生常任委員会での質疑もありまして、平成29年2月定例県議会の当初予算に上程する予定だった再整備関連予算・議案を病院局は見送りました。しかし、今議会に関連予算並びに債務負担行為の議案を提出された理由を病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院の再整備につきましては、基本設計完了後の事業費が当初の想定から大きく膨らんだため、議会を初め県民の皆様には大変御心配をおかけしているところであります。

議会の皆様からいただきましたさまざまな御意見をもとに、真摯に協議・検討を重ねてまいりましたが、現病院の施設の老朽化が進んでおり、早急な整備を行う必要があることから、今般、速やかに工事に着手可能な現在地での再整備を目指し、基本設計内容の一部見直しや、コンストラクション・マネジメント業務の導入による50億円程度の事業費縮減目標の設定、また、地域医療構想を踏まえ、さらに20床の病床数削減を行うことといたしまして、本議会において関連経費に関する予算を上程させていただいたところでございます。ぜひとも御理解を賜りたいと思います。

○丸山裕次郎議員 私は、ことしの4月臨時県議会で厚生常任委員会の所属になり、改めて、厚生常任委員会の県内調査で県立宮崎病院の実態調査を行うことができました。手術室、ICU、救急治療室など現場を見せていただきましたが、老朽化・狭隘化の状況、プライバシーの保護がされていない状況、さらには、雨漏りの状況などを目の当たりにしました。現場を見せていただき、再整備の必要性は改めて理解いたしました。地域医療計画との整合性、特に今後の人口減少を考慮した場合、10年程度の収支は大丈夫かもしれませんが、その後の収支はどうなるか心配であります。

また、私が住んでいる西諸地域からしますと、県立病院はないものですから、先ほど壇上から言いました産婦人科医師確保に対して、県がもし何もしてくれないのであれば、何で宮崎市内だけに400億円というお金をかけるんだというような声も聞こえてまいります。

県立宮崎病院は名のとおり県立でありますので、宮崎市内に医師が偏在しているのを是正するなど、全県下に貢献できる病院になってほしいと思っております。そこで、県立宮崎病院を再整備するに当たっては、全県的な中核病院機関として地域医療をどう支えていくのか、また、地域医療構想を進めていく中でどのような位置づけを考えているのか、改めて知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院につきましては、地域医療構想を進める上でも、引き続き、高度・急性期医療を担う本県の地域医療の中核として位置づけられるものでありまして、今後、地域医療構想調整会議において協議を進めていく中で、必要な見直しも行いながら、質の高い医療を提供していく役割・使命を担うも

のと考えております。

その上で、県の医療計画が目指します、患者の症状に応じた切れ目のない医療・介護サービスの提供が図られるよう、地域の医療機関や介護サービス事業者等との連携の強化を進め、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割を果たしていくものと考えております。

また、県立宮崎病院は、全県的な中核病院として、質の高い医療サービスの提供はもとより、地域医療の充実に貢献することも重要な役割と考えておりますので、再整備に当たりましては、医師の教育・研修機能のさらなる充実や地域医療を担う医師の育成・確保に努め、深刻な医師不足が続く地域への支援体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 最後の質問になりますけれども、改めて知事にお伺いします。政治家、知事として、県立宮崎病院の再整備にかかる思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院は、大正10年に設置されたものであります。それ以来、95年にわたり、宮崎県の医療をまさにその中核として支えてきたところであります。記録によりますと、この間、2回の建てかえが行われ、今回が3回目となるようであります。地域医療を預かる者として、再整備という、大変大きな事業、重要な事業に携わることができすことに、大きな使命と責任を感じているところであります。

また、再整備後の開院を目指す平成33年は、大正10年の開設以来、100年目という大きな節目を迎えることとなります。今回の再整備に当たりましては、引き続き、県内全域を対象に医療サービスを提供する本県地域医療のかなめとして、また、次世代まで県民の命と暮らしをしつ

かりと守り続ける病院となるよう、県議会を初め、多くの皆様の御意見もいただきながら、100年目の宮崎病院づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 私は、今、知事は、恐らく本当の政治家になれるかの試金石に立っているんじゃないかと思っております。私がこれまで質問しました県立宮崎病院、また美しい宮崎づくり、さらに、いろいろ議論になっております国体施設の課題に対して、政治生命をかけるんだというような気概を持つ必要があると思っておりますので、ぜひお願いします。全力をかけていただいて、宮崎県県勢が発展することをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。6月定例議会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

さきの2月定例議会での平成29年度の当初予算を見ますと、歳入では、自主財源——中央政府に依存しないで独自に調達できるもの(県税、手数料、また使用料等)——は歳入全体の39.5%で、残りの60.5%は、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存している状況でございます。

歳出では、義務的経費、人件費(職員の給料や議員報酬等)、また、公債費(借入金を返済するための経費)、扶助費(生活保護法や児童福祉法などの公的扶助制度の対象者に支給する費用)で、思いのまま削減することができない、必ず必要な経費が43.6%を占めていることから、我が財政は非常に脆弱で硬直化が見てとれます。この財政状況は、平成28年度の当初予算とほぼ同じ構図になっており、必ず必要な義務的経費が自力で確保できる自主財源を上回っていることから、大変厳しい財政状況が続いております。

こういった中、本県では、2巡目国体、防災拠点庁舎整備、国民文化祭、県立病院再整備、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、また少子高齢化に伴う社会保障費等々、多額の財政負担が見込まれている中で、執行部の中で唯一政治家である知事の決断と判断が求められることがふえてくると思いますが、このような財政状況、抱えている事業、将来の社会情勢を踏まえて、本県のかじ取りをどのように進めていけるのか、政治家である知事の所信をお伺いいたします。

次に、ワーキングホリデーについて質問いたします。

総務省は、昨年度に引き続き、地域経済の好循環のさらなる拡大に向け、人・情報の流れを創出することを目的として、ふるさとワーキングホリデーの提案募集を都道府県に対して行い、4月25日に本県を含む10府県を採択しました。ふるさとワーキングホリデーというのは、御存じのとおり、都市部の若者(学生など)が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流を通して、その地域の文化や歴史、地域での暮らしを学ぶことです。9

月上旬から、計100名を受け入れる計画になっているようですが、今年度初めて取り組むこのふるさと宮崎ワーキングホリデー事業、参加者の確保や地元での受け入れについて、今後具体的にどのように進めていくのか、お伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いしてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

県政のかじ取りについてであります。県政のかじ取りを行う上では、本県の厳しい財政状況や社会情勢の変化などを勘案しつつ、将来に向けた明確なビジョンを示し、そして、それを力強く推進していくことが求められていると考えております。本格的な人口減少社会を迎える中で、御指摘がありましたような、防災庁舎、県立宮崎病院の建てかえ、2巡目国体に向けた施設整備など、多額の費用を要する事業も山積しております。また、国際情勢の変化やI・Tなどの技術の進展といった、従来の発想では対応できない課題も増加しており、新たなテーマへの果敢な挑戦と迅速な決断が一層重要になっております。一方で、中山間地域の持続可能な暮らしづくりなど、さまざまな状況を分析しながら、腰を据えて取り組まなければならない課題もあるものと考えております。取り組むべき課題は山積しておりますが、県議会を初め、県民の皆様、国・市町村、企業・団体の御理解と御協力をいただきながら、私が先頭に立って、未来を担う世代のために今なすべきことを一つ一つ誠実に、そして、着実に実行してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(日隈俊郎君)〔登壇〕 お答えいたします。

ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業についてであります。ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業の実施に当たりましては、参加者の確保、地元受け入れ企業の選定、参加者へのフォローアップの3点が重要であると考えております。このため、参加者の確保につきましては、都市部での説明会の開催や大学訪問のほか、本県の移住情報サイトやSNSの活用など、さまざまな媒体を通じて広く募集することとしております。また、受け入れ企業につきましては、繁忙期の人手不足の解消や担い手確保等にもつなげますとともに、例えば、中山間地域における農業や焼酎メーカーのような本県ならではの就労体験が得られる企業を、市町村とも連携しながら選定してまいりたいと考えているところでございます。さらに、参加者へのフォローアップといたしまして、滞在中の生活支援やトラブル対応等に備えて、相談窓口を設けることとしております。なお、事業終了後におきましても、この事業が一過性のものとならないよう、課題等を検証しながら、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○野崎幸士議員 知事の所信については、答弁でも触れられたように、今年度は、本県の人口減少対策における重要課題である若者の流出抑制等に対して、また、中山間地域においては、持続可能な暮らしづくりに向けた「人口減少対策と中山間地域対策の強化」、本県の豊かな自然や伝統文化などの世界ブランドへの登録や、新たな地域資源の掘り起こし等の「世界ブランドのみやざきづくりの推進」、そして、フードビジネスや医療機器産業などの成長産業の育成加速化や、農林水産業におけるI・T化、宮崎版観光DMOなどの展開等の「成長産業の育成加

速化と新たな産業づくり」が重要施策に掲げられ、さまざまな事業が進められております。先ほどは、知事らしい丁寧な答弁でした。執行部と我々議会は、よく車の両輪と言われますが、同じタイミングで回るときもあれば、どちらかが先に回って、後から片一方の車輪が回るときもあります。先ほど、もうちょっと大きな声で言ってほしかったんですけど、知事から「先頭に立って」という言葉がありました。私はそういう言葉が大好きなんです。先頭に立ってとかそういうのが大好きで、うんと力が湧いてくるというか、頼れるというか、そういう感じですので、もっとその部分だけ強調してほしかったなと思っておりますが、腹の中には、「俺に任しとけ」という熱い熱い思いが秘められていると確信していますので、政治家としての決断、そして判断、最後に責任をしっかりと持って、知事のリーダーシップを思う存分發揮していただきたいと、エールを送りたいと思っております。

ふるさとワーキングホリデーについては、今から具体的に進めていく事業ということで、参加者の確保に当たっては、都市部の若者等に幅広く募集することになっていると思っておりますが、募集する際に、宮崎の魅力やイメージについての聞き取りを並行して行くと、都市部の若い世代がイメージしている宮崎像がつかめ、今後いろんな施策に反映できると思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思っております。また、この事業は、都市部の若い世代に宮崎の魅力を体験し、感じてもらい、発信していく意味でも、本当に重要な事業と考えています。この事業を効果的な事業にするために、若者等と地域との交流や学びの場が必要と考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） この事業を移住につなげるためには、若者等と地域との交流や学びの場の提供が重要であると考えております。このため、終業後や休日に、地域の祭りやイベント、住民との交流会などに参加していただくほか、神話ゆかりの地をめぐるったり、あるいは炭焼きやジビエ料理の体験など、市町村とも十分連携し、地元ならではの伝統文化に接する機会を提供していきたいと考えているところであります。県としましては、本事業の実施を通じ、都市部の若者等に、宮崎の豊かな自然や温かな県民性などの魅力に触れていただくことで、都市部へ帰った後も本県を新たなふるさとと感じて応援していただき、ひいては、将来の移住につなげていきたいと考えているところであります。

○野崎幸士議員 本県のスポーツランドみやぎ、そして食（焼酎や宮崎牛、地鶏、また各地域の名物）、神話、大自然、農業、観光、温かい県民性等々体験し、感じてもらい、都市部の若者たちに、宮崎のロゴであります「日本のひなた宮崎県」をしっかりと伝えていただき、都市部に若者が帰っても宮崎の応援団になってもらうような取り組みをしていただくことを要望いたします。

次に、農産物の認証制度「GAP」について質問します。

農産物の認証制度「GAP」とは、日本語で「農業生産工程管理」と訳されます。農薬の使用方法や、土、水などの生産を取り巻く環境、また、農場で働く人の労働環境（安全性や待遇）等、あらゆる工程を記録・点検することで、安全で品質のよい農産物の生産を行おうというものです。調べたところ、GAPの成り立ちは1970年代にさかのぼります。最初は、国連の

機関が、適切な農薬の使用を生産者に呼びかける取り組みとして始まりました。その後、消費者の間で食の安全への意識が高まる中、1997年に、ヨーロッパの流通業者などで作る団体が「ユーレップGAP」という認証制度を初めて創設したそうです。ユーレップGAPは、2007年に「グローバルGAP」に名称を変え、今では世界中に広がっています。認証を受けている生産者の数は、欧州を中心に世界124カ国、約17万件が認証されていて、事実上の国際規格として利用されているようです。

GAPには、各都道府県が運営している各都道府県のGAP、JA経済連が運営しているJAグループのGAP、日本生活協同組合連合会が運営している適正農業規範／農産物品質保証システム、そして、日本GAP協会が運営しているJGAPと、先ほどのグローバルGAPがありますが、まず、この農産物の認証制度「GAP」についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 近年、消費者の食の安全への意識が高まる中、大手量販店や食品加工企業等との契約取引などで、GAPの取り組みを求められてきておりまして、安全な農業生産の管理を行うGAPにつきましては、今後、さらにその重要性を増すものと考えております。特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、グローバルGAPやJGAP等が食材調達基準とされておりますので、急速にGAPへの取り組みが広がることが予想され、県としてもしっかりと対応してまいらなければならないと考えているところであります。

○野崎幸士議員 答弁のように、GAPに取り組むことは、徹底した農業生産の工程管理を行うことで生産工程が明確になるため、コスト削減

と収量の増加が見込め、生産性が向上することと、「国際標準の生産工程管理を行う生産者である」というあかしになるため、販路が拡大するというメリットがあり、これからの農業に大変重要だと考えております。

しかしながら、国際水準であるグローバルGAPは、海外でつくられた制度のため、審査項目の原文が英語なのでわかりづらいことや、1回の審査にかかる費用が20万円から40万円ほどと高額なことが、取得が進まない背景にあると考えております。このように、費用がかかり、書類が英語というグローバルGAPを、もっとわかりやすく使いやすい形にしてでき上がったのが「JGAPアドバンス」と呼ばれる日本の安全認証制度です。このほかにも、国のガイドラインを参考に独自のGAPを作成している都道府県もありますが、全国と本県のグローバルGAP等の国際水準GAPの認証数と都道府県GAPの取り組み状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） グローバルGAPの認証数につきましては、全国で約400の経営体、本県では、県の調査ですが、8つの経営体が取得していることを確認しているところであります。また、JGAPにつきましては、全国で約4,100の経営体、本県では33の経営体が取得しております。このほか、都道府県版GAPにつきましては、本県を含めた38の都府県で取り組んでおりまして、県内では、現在、みやぎブランドの認定を受けました76の産地で取り組みがなされているところであります。

○野崎幸士議員 冒頭に申しましたように、世界では、欧州を中心に約17万件が認証されていることから見ても、我が国のGAPの推進は相当に出おけていると感じますが、本県のこれま

でのGAP推進の取り組み状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、県版のGAPにつきましては、平成24年度に「宮崎県におけるGAP推進マニュアル」を策定しまして、GAPの取り組みに着手しますとともに、平成26年度からは、みやざきブランドの産地を認定する際の要件にいたしました。また、JGAPにつきましては、取得を目指す農業者を支援するため、JGAP研修機関等が開催します研修会に普及指導員を派遣し、指導者の育成に取り組んできているところであります。

○野崎幸士議員 GAPのこれまでの取り組みは理解しましたが、最初の答弁にもあったように、グローバルGAP、JGAP等が、3年後の東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準になっています。実際、2012年のロンドン大会では、選手村などで提供される食材の調達基準にGAP取得が求められ、大会全体で1,500万食、選手村で200万食の需要があったそうです。3年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、これからの宮崎県版GAPの取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） これまでの宮崎県版GAPにつきましては、農業者の自己チェックの取り組みとして推進してまいりました。しかしながら、ただいま議員もおっしゃいましたように、東京オリンピック・パラリンピックに食材を提供するためには、農水省のガイドラインに完全準拠した基準書を策定するとともに、県による認証が必要になっているため、今年度新規事業でございます「新宮崎県版GAP緊急拡大事業」によりまして、県版GAPの審査・認証体制の構築等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 東京オリンピック・パラリンピックまで残り3年、どんなに新鮮で安全でおいしい食材を県内で生産しても、認証がない農家は食材を供給できないという事態になります。また、オリンピックは夏の開催ですので、食材を前もってHACCP等により冷凍処理するなど考慮すれば、本当に時間がないと考えますので、宮崎版GAPの構築をスピードを上げて取り組まれるように要望いたします。

また、国内で、国際的な認証以外を含めたGAPの取得状況は約4,500件で、専業農家の1%程度しかありません。さらに、農水省の調べでは、農業生産工程管理（GAP）の認知度について、「知っていた」と回答した農業者は48.2%というデータもありますが、今後、GAPをどのように啓発していくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） まずは、GAPについての認知度を高めるために、普及センターやJA等の関係機関と連携しまして、生産者部会などを対象に、パンフレット等を活用して、早急に周知を図っていきたいと考えております。また、GAPの普及を加速化するため、JGAP等の国際水準GAPを指導できる普及指導員や営農指導員を育成してまいります。その上で、こういった指導員が講師となりまして、経営者のみならず、後継者や法人の従業員などを対象としましたGAPの研修会を開催するなどしまして、さまざまな機会を活用して、スピード感を持ってGAPの啓発を進めてまいります。

○野崎幸士議員 まだまだGAPの認知度が低いと感じますし、農家の間では、GAPを取得しなくても物は売れるとか、GAPを取得するのは難しそう、めんどくさそうという懸念の部

分が多いと思いますので、しっかりと丁寧に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、GAPについて、今後、県としてどのような展望をお持ちなのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 東京オリンピック・パラリンピックを契機としまして、輸出などの国内外のさまざまな取引におきまして、グローバルGAPやJGAP等を求められる場面が増加していくものと考えております。また、GAPは、農業者みずから生産工程を見直すことで、生産や経営の効率化が図られるという重要な取り組みでもございます。このため、今後の農業経営指導におきましては、国際水準GAPが必要なときに、すぐ取得できるような指導体制を確立するとともに、GAPが農業生産における基本的な取り組みとなりますように推進してまいりたいと存じます。

○野崎幸士議員 日本の農作物が世界一新鮮で安全なのは私もわかっていますが、それはあくまで国内だけの常識で、国際的なやりとりの際には何の意味もなしません。国も、GAP認証を受ける国内の農家や農業法人の数を、2019年度末までに3倍以上にする目標をまとめ、また、2年後までにGAP認定の指導員を3倍ふやして取得を支援することとしていますが、東京オリンピックが終わった後は、都道府県GAPをなくして国際基準に統一する方針です。日本が独自につくったJGAPについても、2019年初めまでに国際規格にすることを目指して、2030年までには、全国に国際水準のGAPを普及することを目標にしています。このようなGAPの普及によって、高品質の日本の農産物を世界で認めてもらい、世界に向けた取り組みによって、日本の農業を成長産業に変え、農

業が今抱えているさまざまな問題の解消につながるためにも、また、農業が持続的に発展していくためにも、GAPの普及は最重要と思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、子供の安全対策について質問いたします。

記憶に新しいと思いますが、ベトナム国籍の千葉県松戸市在住だった小学3年生の女の子（9歳）が、ことし3月24日の朝から行方不明になり、3月26日に、千葉県我孫子市の排水路脇の草むらで遺体が発見された事件。この事件は、遺体と遺留品が別々の場所で発見されたり、いろいろと不可解な点が多かった事件ですが、何と、犯人は、女兒が通う小学校の保護者会会長ということで、社会に驚きと暗い影を落としました。私も子供が4人おりまして、他人事じゃないなど。その悲惨さと、なぜこのような事件が起こり続けるのか、いら立ちや悲しみを持ちます。

過去の警察庁統計を調べたところ、全国で、12歳以下の子供が被害者となる略取・誘拐が年間100件前後で推移しており、昨年は、106件の被害が確認されたようであります。この種の犯罪のうち、子供が被害者となる割合が約半数を占めているということであり、いかに子供を対象とした卑劣な犯罪であるかということがわかります。また、性犯罪では高校生の被害が多く見られています。そこで、本県における子供が被害者となる事件の発生状況を詳細にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 子供の身体に危険が及ぶような事件は、全国、宮崎とも年々減少している状況であります。本県で平成26年から平成28年の過去3年間に発生した性犯罪のう

ち、未成年者が被害者となったものは、強姦事件31件中、約2割の7件、強制わいせつ事件181件中、約4割の79件であります。誘拐事件につきましては、3年間で4件発生し、その全てで未成年者が被害者となっています。また、未成年者に対し、明確な犯罪に至らないものの、「遊ぼう」などの声をかける行為などを誘拐事件等の前兆と捉え、声かけ事案としておりますが、声かけ事案は、過去3年間で435件発生しており、その約6割の243件が小学生対象であり、下校時間帯の発生が多いとの特徴があります。

○野崎幸士議員 全国、宮崎においても年々減少しているとのことでしたが、未成年者が被害者となる性犯罪（強制わいせつ）の件数や声かけ事案は、その件数が減少しているとはいっても、かなりの数だったことに本当に驚いております。性犯罪の被害者においては、精神的・肉体的打撃や羞恥心等から、被害届け出をためらい、届け出をしないケースも多いと聞いておりますが、宮崎県警の性犯罪により傷ついた被害者に対応するための相談体制とその周知方策はどうなっているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察本部及び各警察署では、一定の研修を受けた女性警察官が性犯罪被害者の相談等に応じるとともに、被害者のプライバシーが守られるよう個室の相談室も整備しているほか、警察本部には担当の女性警察官が対応する「女性被害相談電話」も設置しております。また、被害者に対して、警察職員が病院等への付き添いや心配事への相談対応等の支援を行うほか、精神的な支援を必要とする被害者に対しては、公益社団法人みやざき被害者支援センターに業務委託し、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング等の支援を行っております。これらの相談窓口や支援内容につ

きましては、県や県警ホームページ、街頭キャンペーン等において広報しているほか、将来を担う中・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」等において周知を図っているところであります。県警察では、被害に遭われた方が安心して相談できるよう、引き続き効果的な広報啓発に努めてまいります。

○野崎幸士議員 性犯罪を受けた被害者が警察に届け出を出さないということは、性犯罪を潜在化させ、再び同じような犯罪が起こる原因になります。もちろん、警察も全力を尽くしているとは存じておりますが、不幸にして被害に遭われた方を1人でも多く救っていただくよう要望いたします。

また、県は、被害届け出をためらう方々等の相談窓口として、昨年の7月から、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」を開設していますので、この「さぼーとねっと宮崎」の周知と、相談に来られた方の心と体のケアに尽力されることを重ねて要望いたします。

冒頭の千葉県松戸市の事件においても、先ほどの答弁においても、児童生徒が被害を受ける事件は、そのほとんどが登下校中に起こっておりますが、児童生徒が通学する通学路、またその周辺ではどのような安全対策をとられているのか、お伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、子供に対する声かけ事案等の情報収集と分析、行為者に対する指導・警告や検挙を行っています。また、地域住民や関係機関・団体と連携した合同パトロールなどの予防対策を行ったり、県民に対する被害防止のための情報発信、子供に対する被害防止教育等も推進しているところであります。千葉県我孫子市の事件では、児童は一人で登校中に被害に遭ったことが推察されると

ころです。そこで、この事件後、特に、通学路や公園などで通行人から見えにくい場所に重点を置いた警戒を実施したところです。一方、子供たちにも防犯教室等で、見えにくい場所の危険性を理解してもらい、そのような場所には近づかないことを指導するなど、危険を回避する能力を高める教育も、学校関係者と連携し実施しているところであります。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたように、死角になり見えにくい場所というのは、もちろん山合いの地域でも、こういった町の中心部でも多々ありますので、その地域、地域の地元の方々と調査・確認され、危険な箇所を子供たちにしっかり伝え、認識させるよう要望いたします。

これまでは、警察の取り組みについて質問させていただきましたが、学校における通学時の安全指導の取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 学校における安全指導につきましては、児童生徒が自分自身で危険を予測し、回避する能力を育成することが重要であります。そのため、各学校におきましては、児童生徒自身が通学路の危険箇所を確認し、地域安全マップを作成するなどの取り組みを行っております。また、小学校低学年では、教職員と一緒に下校して危険箇所を確認させたり、高学年では、集団登校の意義を理解させるとともに、緊急時の対処法を教えたりするなど、児童の発達段階に応じた具体的な指導を行っております。さらに、県教育委員会では、県内全ての公立学校の管理職や安全教育担当者を集めた研修会を実施するとともに、通学路の安全確保に関する通知文等を発出するなど、指導の徹底を図っているところでございます。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、通学時の安全指導のさらなる充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 危険箇所を職員と生徒と一緒に確認したり、地域安全マップを作成するなど、徹底されていることに安心はしましたが、このように徹底した取り組みをしても、ふとした油断が大きな事件へとつながります。学校だけでは限界のあるこうした安全対策について、学校と地域が連携した取り組みについてお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 通学時の児童生徒の安全を確保するためには、学校と地域との連携は欠かせないものと考えております。各学校におきましては、通学時の安全確保のため、地域ボランティアや高齢者クラブなどと連携して、協力をいただきながら見守り活動を行い、交通事故や不審者から児童生徒を守る取り組みを行っております。また、教職員が地区懇談会等に参加し、危険箇所や不審者情報等について意見交換を行ったり、校区内の「こども110番・おたすけハウス」を訪問して協力を依頼したりするなど、通学時の児童生徒の安全確保について、地域の方々とさまざまな連携を図っているところであります。

○野崎幸士議員 私も、地元まちづくり協議会の防犯部会の会員でありまして、時間が合うときには、まちづくりのメンバーと一緒に青色パトカーに乗って巡回しますが、警察、学校、そして地域としっかりと連携をして、将来を担う大事な子供たちを安全・安心に、また健全に育成していただくことを要望いたします。

次に、児童養護施設について質問いたします。

児童養護施設とは、児童福祉法第41条により、

「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と定義されています。調べたところ、全国では、2016年時点での児童養護施設は603施設、入所定員は3万2,613人で、在所児は2万7,288人、在所率が83.7%であり、施設では児童指導員や保育士等が働いており、職員の数は2015年で1万7,046人ということになっております。こういった全国の状況ですが、本県の児童養護施設の現状をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の児童養護施設でございますが、平成28年度末現在で13カ所設置されており、入所定員は453名、入所児童数は340名で、入所率は75.1%となっております。また、職員数でございますが、平成28年4月1日現在で265名となっております。

○野崎幸士議員 入所率が全国の平均を下回っていることは、児童養護施設のほかに、里親やファミリーホームに分散したとか、社会的に子供の数が減少していることもあって、こういった施設の入所児童は減少傾向にあると考えられますが、保護者が養護できない児童を、社会の責任で公的に育てる仕組みを一層充実していただくことを要望いたします。

こういった本県の児童養護施設の現状の中、ことしの2月16日に、この場では施設の名前を出すのは控えさせていただきますが、宮崎県内の児童養護施設の前施設長らが、施設運営のため国と県から支給された措置費約1,200万円を、私的な飲食費などに不正流用していたことが判明しました。それだけでなく、措置費で賄われる児童の日用品や学用品などの購入を不当に制限し、入所児童は、破れた使い回しの古い服を

着用していたこともあったといえます。このほかにも、職員に時間外手当が全く支払われておらず、元施設長によるパワハラ行為も確認されたという、児童養護施設ではあってはならない不正流用事件が起きました。この児童養護施設で起きた事件に対して、県はどのような行政指導、改善勧告を行っているのか。今のこの施設の現状を踏まえてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、当該児童養護施設を設置する社会福祉法人に対しまして、平成29年2月16日に、児童福祉法に基づき、不正等の実態解明及び再発防止を内容とする改善命令を行ったところであります。その後、同年3月16日には同法人より改善状況報告書の提出を受け、その内容を精査したのち、3月27日と28日、また4月18日に現地調査を実施し、改善状況の確認を行ったところであります。また、この改善命令でございますが、主に平成25年度から26年度に係る会計書類等の精査で判明した内容を踏まえたものであったことから、平成29年3月31日に、過去の不正支出の全容解明と責任の所在の明確化、再発防止策の構築に関する新たな改善勧告を同法人に対して行ったところであります。なお、現在は、法人理事長や理事、施設長が交代し、新しい体制のもとで施設運営に取り組んでいるところでございます。

○野崎幸士議員 法に基づいて粛々と進められ、施設役員等も交代しているようですが、過去に全国では、施設職員による入所児童に対する虐待や、入所児童同士の暴力・いじめ、施設長による職員へのパワハラ等の事件も多々起きております。今回のこの施設での事件は、何らかの理由で保護者のいない、虐待等を受け、心に深い傷とどん底の寂しさを抱えているであろう

子供たちのことを考えると、本当に許しがたい事件だと思いますので、しっかりと改善されるよう取り組んでいただくことを強く要望いたします。

事件が発覚してから4カ月がたちました。この施設における入所児童の生活環境は改善されたのか、また、生活の様子はどうか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 入所児童の処遇に関しましては、不適切な実態が確認されておりましたけれども、法人からの改善報告を受けて現地調査を実施したところ、現在は、各児童に対し、必要な新しい物品が購入されるなど、適切な運営が図られているということを確認したところであります。また、この案件による児童の日常生活への影響につきましても、関係機関に対して調査を行いましたけれども、特に問題は認められていないところでございます。

○野崎幸士議員 何らかの理由で保護者と一緒に生活できない、心に深い傷と寂しさを持っているであろう子供たちですので、できる限り一般家庭と一緒にぐらゐの物品の充実や生活環境を整えていただくことを要望いたします。

また、事件が発覚したときに、私は、この子供たちが学校や地域でいじめやいびりを受けて、肩身の狭い思いをするのではないかなど心配しておりましたが、答弁にありましたけれども、問題はないということで安心しました。でも、いつ、こういった子供たちがいじめの対象になるかわかりません。もちろん一般の家庭でも同じですが、日ごろから子供たちとのコミュニケーションをしっかりととり、常に生活の様子、子供たちの状況を意識していただくことをお願いいたします。

まさかと思えますけど、県内で他の養護施設では同様の事件は起きていないのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、今回の事例が発覚して以降、その内容を踏まえた上で、他の児童養護施設に対する定期監査を行ってまいりましたが、同様の事例は確認されていないところでございます。

○野崎幸士議員 今後、決してこのような事件が起きないように、より一層厳しく、細かく監査されることを要望いたします。

しかし、今回の事件を見ると、長い間このような不正が発覚しなかったのは、県の監査体制が問われると思いますが、県の監査体制はどうなっていたのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 当該児童養護施設への指導監査は、これまで、監査を担当する出先機関と施設を所管する本課等が合同で、児童福祉法に基づき、毎年、施設に出向き実施していたところでございます。指導監査におきましては、職員処遇や会計管理、児童処遇、給食内容等の実態について、施設職員への聞き取りや関係書類・現場の確認を行い、必要な指導を行ってきたところであります。

○野崎幸士議員 毎年、児童福祉法に基づいて監査・指導を行ってきたとのことでしたけど、結果、このような監査漏れがありまして、長い間不正に気づけなかったというのは拭えない事実でございます。今後の福祉施設に関する監査体制についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉施設に対する指導監査体制につきましては、指導監査の効率的・効果的な実施を促進するため、今年度、2つの出先機関に配置していた福祉施設の監査部門を統合し、本庁に集約する組織改正を

行ったところであります。今回の組織改正を生かし、現在、監査を担当する課と施設を所管する関係各課との連携を密にし、監査方法の見直しや情報の共有化を図るなど、指導監査体制の強化に努めているところであります。今後は、さらに、監査に関する知識・ノウハウの蓄積による職員の能力向上や、不正事案等を踏まえた監査内容の充実を図りまして、より適切な指導監査の実施に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本庁に一元化したとのことで、公的なお金が使われているという意味では、さらに指導監査体制の強化に努められるようお願いいたします。

何度も申しますけど、冒頭に申したとおり、児童養護施設とは、児童福祉法第41条によって、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と定義されています。この「退所した者に対する相談とその他の自立のための援助」という面で、児童養護施設に入所している子供たちの進学・就職が気になりますが、県内の児童養護施設に入所している中高生の進学または就職の状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成25年度から27年度の3年間でございますが、この間で中学校を卒業した児童は、平均すると99.2%が高等学校等に進学しております。また、高等学校等卒業後の進路につきましては、3年間の平均で、進学が26.8%、就職が71.6%となっております。平成27年度の卒業児童の進学先の内訳としましては、約6割が大学、短期大学という状況であります。

○野崎幸士議員 NPO法人のブリッジフォースマイルの「全国児童養護施設調査2016 社会的自立に向けた支援に関する調査」によると、2015年度の施設退所者437人のうち、退所直後の進路は、就職が67.5%、進学が26.5%、無職が5.5%であったとする報告がありますが、この結果と比較しても、本県の進学・就職状況は全国並みだと言えます。一方、文科省が行った調査によると、2015年度の全高校卒業者の進路の内訳は、進学が71.2%、就職が18.6%、無職が4.3%と、この割合と比較すると、先ほどの施設退所者の進学率は全高校卒業者の4割弱程度であり、依然として大きな格差が見えます。その分、就職の割合が大きくなっており、このことから、施設退所者にとって、高校を卒業してすぐに就職をすることが主な選択肢になっているようです。長い間、施設の中で生活をしていて、いきなり社会に出ることは、子供たちにとっても本当に不安が多いと思いますが、今年度からスタートする「退所児童等アフターケアセンター設置運営事業」、新規事業であります。その内容をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 「退所児童等アフターケアセンター設置運営事業」につきましては、児童養護施設を退所した児童等が、社会生活に必要な知識の獲得が不十分であったり、適切な対人関係の構築に困難を抱えるケースがあることから、その支援を図ることを目的として、今年度、専任職員を配置したセンターを設置するものでありまして、県内1カ所において、NPO法人等への委託による運営を予定しているところであります。センターにおきましては、児童の退所前に、社会生活に必要な知識やマナー等を習得するための講習会を開催するほか、児童の自立に向けた不安や悩み等に対

する相談対応を、施設等と連携して実施することとしております。また、退所後には、児童の住居等を訪問し、生活上の問題や就職・求職上の問題、就学上の問題などへの相談対応等を行うこととしております。

○野崎幸士議員 私は、この事業は本当にすばらしい事業だと思っております。頼るところもなく、不安な気持ちで養護施設を退所する子供たちにとって、退所後の住居であったり、家庭、交友関係等々、さまざまな相談に対応し、また、昨年度から開始しました「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」、就職した方の家賃であったり、進学された方の生活費であったり、車の免許等の資格取得希望者の費用であったり、返還免除要件を満たせば返還が免除される事業ですが、このような事業と連動させることによって、より充実したアフターケアにつながると思いますので、よろしく願い申し上げます。

我々が想像する以上に、本当に心に深い傷と寂しさを抱えながら生活しているであろう子供たちだと思いますので、できる限りの支援をしていただくよう強く要望いたします。

質問はもうこれでないんですけど、ことしの3月に、ちょっと時間があったものですから、息子の——そのときはまだ4年生でしたけど——4年生最後の参観目に行っていました。授業は、「将来の夢」という作文でした。息子が言うんですね。書いてあります、読むんですけど、「パパに負けないぐらいの国会議員になります」と。僕も、うれしかったんです。ああ、そうかと思いながら聞いていたんですけど、作文が終わって、担任の先生が息子に聞くんですね。「議員というのはどんな仕事をしているの」と、単刀直入に。僕は、息子が、「毎

晩、焼酎を飲んで遅く帰ってくる仕事です」と、そういうことを言うんじゃないかと冷や冷やしていましたが、「弱い者と困っている人を助ける仕事です」と、しっかりその先生に答えを返してくれまして、忘れかけていた感覚をよみがえらせてくれました。僕らの仕事は、執行部もそうですけど、基本、原点は、弱い人と困っている人を助ける仕事なんです、我々がやっていることは。ただ、日ごろ、また別な問題があったり、そういうのを生活の中で忘れかけているような。本当に純粋な言葉ですね、「弱い人と困っている人を助ける仕事」ですから。そんなことを一々考えちゃらんぐらい皆さん忙しいんですけど、改めて息子がその原点を教えてくれました。これからも初心を忘れず、元気にフットワークよく全力で活動してまいりたいと思っております。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団、重松でございます。通告に従い、順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

先月の30日、31日、商工建設常任委員会の県南地区調査に、渡辺委員長初め8名の委員で、株式会社くしまアオイファーム様など5カ所調査に行かせていただきました。そのうち観光施設においては、日南市「道の駅なんごう」で開催されていた、日本で唯一、1,000本のジャカラランダが群生する「ジャカラランダまつり」を見学し、実行委員会の皆様と意見交換をさせていただきました。ことしで16回目、開催期間中、昨年は約7万人が来場され、神秘的で美しい薄紫

の花は、展望台から眺めると、紺碧の海と入り組んだ海岸線や小島が織りなす風景と見事にマッチし、魅了され、大切な観光資源であることを納得してまいりました。ここ南郷ジャカラランダの由来は、東京オリンピックの年、昭和39年に、ブラジルの宮崎県人会の方から、「観光資源としてふるさとの役に立てれば」との望郷の思いから、ジャカラランダの種は贈られたそうです。初めは宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場内でこつこつと育成され、何と14年の歳月をかけて、昭和53年に花を咲かせることに成功されたとのこと。「ジャカラランダまつり」は、あさって18日(日曜日)までですが、花はしばらく観賞できますので、多くの皆様方にごらんになっていただきたいものです。

さて、宮崎市内でも何カ所かジャカラランダの木が植えられています。その中の一つ、橘通り3丁目交差点西、日高本店さんの前に今も美しく咲いています。この木は、宮崎国際音楽祭の関連イベントとして、初代アイザック・スターン氏より引き継ぎ、芸術監督だったシャルル・デュトワ氏の発案により、2006年より「みやざき国際ストリート音楽祭」が開催されるようになり、その記念としてオープニングセレモニーで植樹されたものです。その第1回の実行委員長であり、現在は宮崎県商店街振興組合連合会理事長の日高耕平氏に話を伺いました。「デュトワ氏の、音楽を町で奏でようという思いに答えて、多くの協賛各社やボランティアスタッフを集めることに奔走しました。そして毎年、このイベントの成功を願い、また、デュトワ氏への敬意を後世に伝えるため、この時期に花の咲く木を探し植樹したのがジャカラランダでした」と語っておられます。「宮崎には音楽の咲く季節がある」をキャッチフレーズに、宮崎国際音

楽祭とあわせて、県民参加型の「みやざき国際ストリート音楽祭」が開催され、宮崎を代表するすばらしい音楽イベントとして定着をしております。ちなみに、ジャカラランダの花言葉は、ラッパ状に咲く花がファンファーレを吹くトランペットを連想させることから、「名誉」「栄光」とのことです。音楽祭にぴったりの花言葉だと思います。

さて、本県の文化芸術のメインイベントと言っても過言ではない宮崎国際音楽祭が、17日間の日程を終えて、先月14日に閉幕いたしました。世界的に超一流の演奏家を迎えて、質の高い多彩な演目で、ことしも2万名を超える来場者を迎えることができましたが、第22回宮崎国際音楽祭を振り返って、その総括的な評価と、音楽祭に対する知事の思いを伺います。

以上を壇上からの質問として、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

第22回宮崎国際音楽祭につきましては、バイオリンの世界的な巨匠ピнкаス・ズーカーマンさんや、長年にわたりウィーンフィルハーモニーのコンサートマスターを務められましたライナー・キュッヒルさんなど、国内外から一流の演奏家をお招きし、過去最高の入場者数を記録して、盛況のうちに幕を閉じることができました。私も多くの公演を鑑賞したところではありますが、室内楽からオーケストラ、ウィンナワルツ、オペラ、ポップスなど、大変バラエティーに富み充実したプログラムで、公演ごとに新鮮な感動を覚える、大変印象深い、忘れがたい時間となりました。また、会場に来られたお客様の声としましては、「とても質の高いすばらしい演奏会であった」という声ですとか、「観客

の皆様も音楽祭とともに成長している」という声がありました。また、演奏家の皆さんからいろいろな意見を伺いましたが、「コンサートが始まる前に演奏家がステージに上がる。そのときに自然に拍手が沸き起こる。これも観客との一体感を生むすばらしいことではないか」という話もございました。この音楽祭が、多くの皆様から高い評価をいただき、また県民の間に定着しているということを実感したところであります。

今回の音楽祭を終えて改めて思いましたのは、初代音楽監督でいらっしゃいました故アイザック・スターンさんの精神、またその人脈が引き継がれ、スターンさんの薫陶を受けた演奏家の皆さんにこの音楽祭を支えていただいているということであります。それが非常に重要なこの音楽祭の軸になっているということを感じます。これによりまして、宮崎でしか鑑賞することのできない特別な演奏会を実現することができ、県民の皆様が一流の演奏に触れる機会を提供できているものと考えております。今後とも、皆様の御理解と御協力をいただきながら、本県の重要な文化資産である音楽祭の発展に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。音楽祭の優雅な雰囲気伝わって、かつ上質で多彩なプログラムにより、幅広い世代やファンの皆さんから高い評価をいただいていることをうれしく思います。20年以上育ててこられた関係者の皆様に敬意を表すとともに、「スポーツランドみやざき」と並行して、「芸術文化のみやざき」を目指していただきたいと思います。

国内外からトップレベルの演奏家を招聘するためには、それ相応の予算も必要となります。

あえて申し上げますが、音楽祭にかかる総費用は約1億8,000万円で、県からの委託費は約9,800万円。残りをチケット収入と協賛金で賄われておりますが、費用の多くは演奏家の出演料や滞在費にかかっていると聞きました。一方で、音楽だけではなく、文化芸術全般にわたる予算配分を求める県民の声もある中、県が宮崎国際音楽祭に取り組む意義、効果及び今後の方向性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 地方都市である宮崎で、これほど質の高い音楽祭を開催できることは、良質な芸術文化に触れる機会を県民に提供することにとどまらず、本県のイメージアップや、ひいては郷土愛の醸成にもつながるものと考えているところでございます。また、平成18年からは、民間有志による「みやざき国際ストリート音楽祭」が宮崎市の中心市街地において開催されているほか、昨年からは、ワンコインコンサートやポップスコンサートなど、それまで音楽や芸術文化になじみのなかった方々が気軽に参加できる音楽祭づくりに取り組んでおりまして、これらは県民の芸術文化に対する興味や関心を引き出すきっかけづくりになっているところでございます。さらには、当音楽祭において一流演奏家から指導を受けた若手演奏家が出演者として戻ってくるなど、次世代の育成という面でも大きな役割を担っております。県におきましては、今後も、この音楽祭が県民に幅広く愛され、支持されるものとなるよう、できる限り工夫を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○重松幸次郎議員 アジアを代表する音楽祭をさらに充実させ、郷土の誇りになり、感性豊かな心を育む、そして次世代を担う青少年の教育

にも資する取り組みをお願いいたします。

文化芸術に関連して、本年3月に改定された「みやざき文化振興ビジョン」について、何点かお伺いいたします。

このビジョンの始まりは、平成23年3月に策定された、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を踏まえながら、文化振興の総合的かつ計画的な推進を図っております。文化芸術振興基本法において、文化の対象範囲は、先ほどの音楽のみならず、文学、美術、写真、演劇、舞踊などの芸術一般、また、映画、漫画、アニメーション及びコンピューターなどを利用した作品を含めたメディア芸術、そして雅楽、能楽、歌舞伎などの古典芸能や、講談、落語、漫才、歌唱などの芸能、さらには茶道、華道、書道などの生活文化や、囲碁、将棋などの国民娯楽、そして地域における民俗芸能まで、これら文化芸術の振興に係る人づくり、地域づくり、産業文化、食文化まで対象範囲を幅広く捉えています。改めて、文化振興の意義をこのビジョンから抜粋し、紹介をさせていただきます。

初めに、「文化が「人」に及ぼす効果」として、1つは、「人を育てる」です。さまざまな文化に触れ、感動や刺激を直接体験することは、豊かな人間性や創造性を育むことにつながります。また、感性を磨き、他者との共感を育むことによって、自己を形成し、コミュニケーション能力や表現力を伸ばすことができます。2つ目は、「人にゆとりや希望を与える」です。人々に楽しさや感動、生きがいをもたらして人生を豊かにし、日常生活にゆとりや潤いをもたらします。また、病気の人々や災害の被災者等の心を癒やし、励まし、勇気づけ、安らぎや未来に対する希望をもたらすことができます。3つ目は、「人々の相互理解や交流を進め

る」です。文化は、それぞれの地域の自然や歴史、風土などが反映され、さまざまな特性を持っていますが、そうした違いを超えて共有される美や感動などがあり、文化を通じて民俗や言語・宗教などのさまざまな壁を乗り越えて対話し、相互の理解や交流を深めることができます。

次に、「文化が「社会」に及ぼす効果」として、これはタイトルのみにはいたしますが、1つは、「地域社会の連帯感を形成する」。2つ目は、「地域の魅力を高める」。3つ目は、「経済を活性化させる」であります。

このように人と社会に与える効果がさまざまあり、文化の持つ力を引き出すことは重要だとうたっております。これからも本県の新しい豊かさをつくり出し、支え、県民全体で共有していくことが求められますが、これまでのみやざき文化振興ビジョンの成果と現状課題について、また、それを踏まえ、どのようにビジョンを改定したのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 県におきましては、文化に関する県政運営の指針であり、みやざき文化振興ビジョンに基づき、県民が文化に親しむ機会の充実や、県民の文化活動を支える環境の整備など、さまざまな施策を推進してまいりました。この間、宮崎国際音楽祭や県立文化施設への入場者数や、各施設のアウトリーチ活動の実施件数が増加するなど、県民が質の高い芸術に触れる機会を提供することができたものと考えております。このような中、記紀編さん1300年記念事業や東京オリパラに向けた文化プログラムの実施、国民文化祭の本県開催内定など、本県文化を取り巻く情勢が大きく変化しました。また、鑑賞機会の地域間

格差や文化団体における会員の減少・高齢化、文化を支える専門的人材の不足等の課題が見えてまいりました。このため、ことし3月にビジョンの改定を行いまして、「文化で築く宮崎の新しい「ゆたかさ」の実現」に向けまして、引き続き、文化を担い・支える人材の育成を図るとともに、文化関係団体の組織強化と協働の推進、国民文化祭の開催等、文化イベントを契機とした新たな地域文化資源の発信などの施策を展開していくこととしたところでございます。

○重松幸次郎議員 今後とるべき基本的な方向性、さらには、全国的な文化イベントの開催を契機とした文化力充実のためのビジョンの改定だと理解いたしました。

具体的な施策についてお尋ねいたしますが、県民誰もが文化に親しむためには、鑑賞・発表機会の充実や文化活動の担い手の育成、文化関係団体の連携強化が必要と考えますが、どのように取り組まれていくのか、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、本県の文化振興を図る上で、鑑賞・発表機会の充実、担い手の育成、団体の連携強化については、大変重要であると考えております。そのため県としましては、学校や福祉施設等へ芸術家を派遣するアウトリーチ活動や、文化団体の創造性のある取り組みに対して補助を行いますチャレンジ文化活動事業などを実施することによりまして、鑑賞・発表機会の充実を図ることとしております。また、県内の若手芸術家に対する発表の場の提供による芸術家の育成・支援や、文化関係者を対象とした講座、研修などを行うことによりまして、文化活動の担い手の育成を図ってまいりたいと考えておりま

す。さらに、芸術家や文化団体、文化施設、行政機関等が情報・意見交換できる場を設け、各団体のニーズ把握や連携する機会の整備を行うことによりまして、文化関係団体の連携強化を進めることといたしております。

○重松幸次郎議員 若手担い手と専門的人材の育成、文化芸術教育にかかわる教員の方への研修、よろしくお願いをいたします。

その上で、教育委員会において本年、重点施策の新規事業に「県立学校を拠点とした芸術文化体験プログラム事業」が掲げてありますが、その取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県では昭和42年から、小中学校の児童生徒を中心に、すぐれた芸術文化を体験させる事業に取り組んでまいったところではありますが、このたびの県立学校を拠点とした芸術文化体験プログラム事業におきましては、実施対象を県立学校とし、主として高校生に、国を代表する演奏家や人間国宝の狂言師などによる高度な芸術を鑑賞、体験させることを狙いとしております。また、県立学校が、芸術文化体験の拠点として、近隣の中学生や地域の方々を招き、合同鑑賞を行うことで、中学校との連携や地域からの学校理解を深め、ひいては豊かな地域社会づくりにつなげてまいりたいと考えております。県教育委員会といたしましては、今後も子供たちが、生涯にわたって芸術文化に親しみ、豊かな心を育ていけるよう支援してまいります。

○重松幸次郎議員 県立学校と近隣中学校との連携、芸術鑑賞を展開することは、文化力と豊かな心を育み、そしてまた地域のつながりを深める上で大変意義があることだと期待いたします。文化活動を活発に行うには、文化施設の機

能充実がますます重要です。冒頭に紹介いたしました宮崎国際音楽祭を初め、さまざまな舞台芸術の拠点である県立芸術劇場、文学や多様な資料を有する県立図書館、美術文化に親しみ、また創作への参画を担う県立美術館、そのほか県総合博物館、県立西都原考古博物館、県埋蔵文化センターなどは、歴史、環境、民俗の文化資源を調査・保護するために貴重な施設です。県民はもちろん、全ての訪問者が活用しやすい施設づくりを進めていただきたいと思います。

また、県民の文化表彰や文化資源の掘り起こしと同時に、広報などの情報発信も重要です。平成32年には日本書紀編さん1300年という大きな歴史的節目を迎えますが、同年は東京オリンピック・パラリンピック大会が行われ、全国各地で多彩な文化プログラムが展開されます。このような文化イベントを絶好の機会と捉え、文化振興ビジョンにある「文化発信力の強化」についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 3年後の平成32年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、それまでの期間に、全国各地で文化プログラムが展開されることとなっております。本県にとりましては、この平成32年は、国内外から多くの参加者をお迎えして、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催する年であり、また、記紀編さん1300年記念事業の集大成の年でもございます。県としましては、世界中から日本文化に注目が集まるこの絶好の機会に、文化プログラムを積極的に展開するとともに、神楽や古墳文化など本県の地域文化について、シンポジウムやイベントを継続的に開催することによりまして、本県独自の文化資源を国内外に広く発信してまいりたいと考えておりま

す。

○重松幸次郎議員 各地域のイメージアップ、また魅力発信をお願いいたします。

全国的な文化イベントは、さまざまな地域の文化団体や芸術家と相互交流が生まれ、また、県内の子供たちや高齢者、障がい者などあらゆる人たちが、文化を通じて交流し、お互いに理解を深める機会になります。そこで、平成32年度に開催される「全国障害者芸術・文化祭」の成功に向けて、今後どのように取り組んでいられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 「全国障害者芸術・文化祭」を成功させることは、障がいのある方々の生きがいや自信の創出につなげ、自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がいへの理解促進を図る上で重要であると考えております。このため、今年度、新規事業としまして、「障がい者アートでハートビート事業」を実施し、芸術文化活動に取り組む障がい者の方々の調査を行うとともに、音楽・ダンス等の舞台芸術、絵画・陶芸等の造形芸術など、各分野における講習会・ワークショップ等を開催することとしております。今後は、この事業を通じて、障がい者アーティストの作品やパフォーマンスの質を高めるとともに、今月発足しました実行委員会等の中で、展示や発表、触れ合い交流等の事業内容について検討を進め、全国障害者芸術・文化祭の成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁にありますとおり、障がい者の皆さんが絵画・陶芸などの造形芸術や音楽・ダンス等の舞台芸術で活動されることは、日々の生活に喜びと生きがいを見出していきます。その生活の喜びと生きがいの輪は、障がい者を支える家族や施設関係者にも波及する

ことになります。社会とのつながりを強化する効果が期待できます。成功への取り組みをよろしくお願いいたします。

文化芸術に関して関係部長にさまざま御答弁をいただき、ありがとうございました。心豊かな文化芸術立国の実現を目指して、公明党は、関係団体との幅広い交流をもとに、文化芸術を振興するための初の根拠法となる「文化芸術振興基本法（2001年11月）」の制定や、2012年に成立しました、劇場や音楽ホールの活性化を目指す「劇場法」など、多くの国の取り組みをリードしてきました。そのほかにも、企業メセナ協議会の基金創設など、税制優遇措置にも力を入れてまいりました。これからも、文化振興にかかわる地域の声を、県と国へも届けてまいりたいと考えております。

今回、文化振興ビジョンに関する質問を通じて、以前から2つの提案を考えておりました。1つは、文化芸術振興議員連盟の設置であります。スポーツ振興や観光振興の議連はございますが、文化芸術についての議連が本県にはございません。九州内には4県ございます。できましたら、超党派で文化芸術振興議員連盟を設置し、議員サイドから本県の文化振興を推進していきたいと思っております。2つ目は、議場コンサートの実現です。兵庫県議会や奈良県議会、また多くの市議会などでも、定例議会開会日に、本会議前や昼休み時間など30分ほど、議場で地元演奏家による弦楽四重奏やフルートアンサンブルなどの演奏を行っております。演奏を聞きに来られた来場者は、引き続き議会を傍聴されておるようです。開かれた議会、また県民の文化醸成を図るためには効果があると考えます。いずれも議員の皆様のお賛同をよろしくお願いいたします。

さて、この件の最後になりました。本県文化芸術の振興について、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 文化には、人を元気にしたり育てたり、また社会に活力を与えたり、さまざまな力、大きな力があるものと考えておりまして、その振興は大変重要であると考えております。このため県としましては、3年後、国民文化祭を一つの大きな契機として、チャンスと捉え、先ほど御質問いただきました、例えば、アジアを代表する音楽祭の一つに数えられる宮崎国際音楽祭でありますとか、日本を代表する短歌文学賞である若山牧水賞など、既に確立しているこういった文化イベントのさらなる発展、充実を図っていききたいと考えております。また、さまざまな芸術文化団体の活動も含め、県民による文化活動をより活発化していきたいという思いもございます。

先日、私は、重松議員のすばらしいギター演奏に触れる機会があったわけでありましたが、多くの県民の皆様がそういう活動をしておられるということを感じましたし、いろいろな発表の機会——今、議会でのコンサートという話もございましたが——を考えていくことが、文化振興の上でも非常に重要ではないかということも感じたところでありますし、また、各地域の文化資源の掘り起こしや磨き上げも行ってまいりたいと考えております。このような取り組みによりまして、県民にさまざまな芸術文化に触れる機会、また表現する・発表する機会を提供しますとともに、東京オリパラに向けた文化プログラムと連動させて、本県の文化を国内外に発信し、文化力の向上を図ってまいりたいと考えております。

さらに、国民文化祭等の成果を生かしながら、文化活動が持続し、より一層活発化するよう、文化活動を支える基盤強化や環境の整備についても取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。これからも文化芸術の振興をよろしく願います。

続きまして、都市計画に関する基本方針についてお伺いいたします。

私は、本年度の都市計画審議会委員を拝命いたしました。委員として基礎知識を習得する意味で、本年3月に改定された「都市計画に関する基本方針」の冊子を読ませていただきました。第1章基本方針の位置付け、第2章宮崎県を取り巻く環境や、第3章宮崎県の都市計画の現状と課題を通じて、この基本方針の目的が、本県におけるおおむね20年後、平成47年を目標年次とする都市づくりの方向性とするものであり、これからの本県の将来都市構造のあり方や、土地利用、都市施設、都市景観、都市防災の各分野について、基本的な考え方を示す重要な指針であることを学ばせていただきました。さらに、質問を通じて、県全域の長期的な都市づくりの基本方針を確認させていただきます。

方針にあるとおり、「人口減少、高齢社会が深刻化する中、これまでと同じ都市づくりを進めた場合、人口はより低密化し、商業・医療・福祉や行政といった生活利便性に寄与する都市機能の維持が困難になることが予想される。将来にわたって持続可能な都市づくりを目指すためには、高齢者をはじめとした多くの住民にとって暮らしやすい、安全で快適なまちづくりを推進し、人や都市機能を集約した「人のまとまり(核)」を形成する必要がある」とうたっ

てあります。市や町においても、また中山間地域においても、できるだけその地域の中心地や集落に寄り添う形が、生活環境の機能を高める意味で、後々重要になってくると考えます。そこで、魅力ある「人のまとまり」のための「核」をつくるために、どのような方針で取り組むのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 今後、人口減少が進む中、将来にわたって持続可能な都市づくりを行うには、一定の人口を確保した「人のまとまり」を形成する必要があります。このため、今回の基本方針では、商業、医療、文化、行政などの多様な都市機能を集約させることで「核」の形成を図るとともに、まちなか居住などを促進し、さらには、この核の魅力を高めるために、公共交通網の利便性、ゆとりと潤いのある歩行空間やにぎわいの創出などにより、「歩いて楽しいまちづくり」を目指すこととしております。また、この実現に当たっては、民間活力の導入も検討しながら取り組んでいくこととしております。

○重松幸次郎議員 後にも述べますが、無秩序な開発や宅地造成を抑え、市や町の中心部に生活の拠点を集約する方針が大切だとわかりました。コンパクトなまちづくりを進めていかなくはなりません。まずは人が住むこと、多世代の人々が暮らし、働き、学び、遊び、潤い、憩い、また集う、その場所として複合施設の充実が求められます。そこで、一定の人口を確保するためには、まちなか居住を促進するため、複合施設などが有効と思いますが、どのように取り組んでいくのかを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 町の中心部などに居住する、いわゆるまちなか居住を促進

するためには、魅力ある都市機能の集約はもとより、空き家や利用されていない土地等の有効活用などが重要であると考えております。したがって、複合施設の整備は大変有効であると考えられ、例えば日南市油津では、国の交付金である優良建築物等整備事業などにより、分譲住宅や子育て支援センター、医療施設などが一体となった「I t t e n (イッテン) ほりかわ」がことし4月にオープンし、市の新しい活力となっております。また、空き家の活用では、綾町において、国の交付金である空き家再生事業により、空き家を綾町が借り受け、町有住宅として活用し、移住者の受け皿ともなっております。県としましては、市町村へ、このようなさまざまな国の制度について情報の提供や活用の助言を行うなど、まちなか居住の促進を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 潤いと活気にあふれるまちづくりの実現へ努めていただきたいです。

一方で、今お話がありました、まちなか再生には、年々ふえ続けていく空き家対策が急務であります。全国の空き家率は増加の一途で、平成25年において、空き家数が820万戸、空き家率が13.5%となりました。5年前に比べると、空き家数は63万戸上昇、空き家率は0.4%の上昇です。放置すれば、景観が悪くなるだけでなく、ごみの不法投棄のたまり場になったり、小動物や害虫などの繁殖、放火や不法侵入など犯罪の温床になる懸念があるほか、地震などの災害が発生した場合に、倒壊して避難路を塞ぐといった大きな問題を生じることになります。空き店舗についても同じだと考えます。逆に、上手に活用すれば、U I J ターンの居住促進、古民家再生による飲食店や生活雑貨のギャラリーにも変身し、趣のある町並みの再生や観光インフォ

メーションにも活用できます。空き家、空き店舗の活用が重要であると思いますが、どのように取り組んでいかれるのか、これも県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 空き家等の活用を含めた対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な市町村が主体となって進められております。県としましては、市町村に対して、空き家の活用事例など先進的な取り組みの情報提供や助言、市町村相互間の連絡調整を目的とした会議の開催などにより、市町村の空き家対策の取り組みを支援しているところであります。また、ことし4月に、いわゆる「改正住宅セーフティネット法」が公布され、10月までに施行される予定であり、この改正法において、空き家等を活用した、高齢者や子育て世帯など、住宅の確保に一定の配慮を要する世帯向け住宅の登録制度などが創設されますので、その制度設計について、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 空き家、空き店舗、そして集約された空き地も活用して、まちなか居住に努めていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中でもございましたが、国土交通省は、高齢者や障がい者、子育て世帯のうち、住宅を確保することが困難な人たちを支援するための「新たな住宅セーフティネット制度」を今年度に創設するようです。増加する民間の空き家、空き室を活用し、家賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を促すためです。国会で関係法案を成立させ、これから地方自治体へ通達があるようですので、今後速やかな支援策を図っていただきたいと思います。

県内の市や町で徐々に「人のまとまり」、つ

まり人と生活環境の「核」が構成されてきますと、次はその都市と都市をつなぐ交通インフラのネットワークを機能させることが求められます。「人のまとまり」の「核」をつなぐ交通ネットワークとしてどのようなものを考えているのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 人口減少、高齢化が本格化する中、今後の都市づくりにおいて、「人のまとまり」の「核」をつなぐ交通ネットワークを確保していくことは、重要な課題の一つだと考えております。特に、自家用車の利用の割合が高い本県におきましては、その基盤となります道路網の整備は欠かせないものと考えております。一方、自家用車を自由に利用できない高齢者等にとっては、鉄道や路線バスなど公共交通網の確保も必要であります。また、地域の実情によっては、コミュニティバスや乗り合いタクシーなどの地域交通、さらには、身近な交通手段である自転車の活用も必要になります。このようなことから、県と国、市町村、交通事業者が連携を図りながら、多様な交通ネットワークの確保に努めることが大変大事であると考えております。

○重松幸次郎議員 公共交通インフラでは、JR線とあわせて、これまで何度も議論になるのがバス路線の縮減です。高齢者など交通弱者の移動において、コミュニティバスや需要規模の小さいバス路線は、車両をミニバンやセダンへダウンサイジングして、それに合わせて増便や予約制乗り合いタクシー、いわゆるデマンドタクシー等の活用が望まれますが、採算性をどうクリアするかも課題であります。そこで、市町村におけるコミュニティバス等に関する国の補助制度の活用状況と、県による支援の状況につ

いて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 市町村が運行しますコミュニティバス等につきましては、地域の実情に応じ、通勤・通学や通院など、地域住民の日常の移動手段を確保するため、県内24市町村で導入されております。このうち、昨年度、平成28年度の国の運行費補助につきましては、補助要件を満たす8市町の75系統で活用されております。また、県では、複数の市町村にまたがるバス路線を、地域の実情に応じてコミュニティバス等に転換する際の調査費や運行費の補助を行っておりまして、昨年度は都城市において活用されたところであります。県としましては、今後とも国と連携を図りながら、持続可能な地域交通ネットワークの構築に向け、市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 路線バスから、地域の実情に合わせて小型車両で運行するフィーダー路線、フィーダー系統の導入助成、その助言・指導をよろしくお伺いいたします。

さて、都市計画において最も肝心の土地利用に関する方針であります。都市計画区域に関する基本方針の中で、「都市計画区域外の、高速道路のインターチェンジ付近や幹線道路沿い等において、（中略）都市的開発による環境の悪化、土地利用の混乱が見込まれる場合には、関係市町村との調整を図った上で、良好な居住環境の確保に向けた土地利用規制を行います」とあります。そこで、都市計画区域外の高速道路のインターチェンジ周辺等で無秩序な開発が予想されるような場合には、都市計画区域への編入等を検討する必要があると考えますが、具体的にどのような手続になるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 都市計画区域の編入を行う場合につきましては、県が都市計画区域を指定する必要があります。このため、県が関係市町村や関係部局等と土地利用上の調整を行った上で、住民からの意見を踏まえ、都市計画区域に編入する案を作成いたします。その後、区域編入案につきましては、まず市町村への意見照会、次に県の都市計画審議会での意見聴取、さらに国土交通大臣からの同意を経た上で、区域編入の公告を行い、一連の手続が終了することとなります。

○**重松幸次郎議員** 都市計画区域への編入は、関係市町村や国及び——今回、私も委員を拝命いたしましたけれども——都市計画審議会などでの手続を踏まえ、指定されることを了解いたしました。

やはり、何といたっても、若者の定住、また人口の増加、経済の好循環を図るためには、まず人が暮らし、安全で潤いと活気のある中心市街地の形成が不可欠であります。改めて、中心市街地活性化について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○**商工観光労働部長（中田哲朗君）** 中心市街地は、商業機能にとどまらず、住まいや文化、地域コミュニティーの場としても重要な役割を担っているところでありまして、その活性化には、商店街の枠を超えたまちづくりの視点が大切であろうと考えております。このため県といたしましては、まちづくりを担う商店街のリーダー育成や中心市街地への企業誘致等を進めるとともに、市町村や商店街等が行う、中心市街地の再生プランの策定やタウンマネジャーの設置など、地域住民や学生など多様な主体と連携した意欲的な取り組みについて支援を行って

るところであります。今後とも、このような地域商業再生支援事業などによりまして、国や市町村等と連携を図りながら、地域の主体的な取り組みを一層支援し、活力あるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○**重松幸次郎議員** 再度申し上げますけれども、まちなか居住と複合施設を呼び込む、それらダイナミックな町の再開発を念頭に置いて、もちろん現在実施しておられる地域商業再生支援事業も継続をしていただきながら、さらに優良開発プロジェクトを誘導していただきたいと思っております。

ところで、御承知のとおり、イオンモール宮崎さんが2018年春に増床、延べ床面積が3万平米を超え、専門店数が70店舗増の240店舗になり、九州最大級のショッピングセンターになるようです。この件につきましては、国の定めるまちづくり三法改正の基準と都市計画との関係では、許可の必要はないとのことですが、しかしながら、1,000名近くの新規雇用が予定されており、既存の業界での労働力不足がますます懸念されます。何よりも中心市街地の空洞化に、宮崎市のみならず、周辺の西都・児湯地区の1市5町まで危機感があるのは事実です。であるがゆえに、積み上げてきた都市計画の将来のために、県から、市町村と商工会議所、また商工会とも連携して、中心市街地活性化への早急に実効性のある施策を講じていただきたく要望いたします。

次に、都市内の住民が健康的で快適な環境を維持するためには、水環境の保全と水質浄化は重要です。本県の豊かな水環境の保全に向けて、汚水処理施設である公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本県の豊かで美しい川や海を次の世代に引き継いでいくためには、生活排水の適正処理が大きな役割を果たすものと考えております。このため県では、平成27年3月に改定した「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画」におきまして、生活排水処理率を平成32年度までに83%に引き上げることを目標としております。直近値であります平成27年度の処理率は、県全体の目標値77.3%に対して77.6%と、ほぼ計画どおりの進捗となっているところでございます。その内訳としましては、公共下水道が51.4%、農業及び漁業集落排水施設が3.8%、合併処理浄化槽が22.4%となっているところでございます。

○重松幸次郎議員 美しい自然、環境の保全是、宮崎の貴重な財産であり、次の時代への責任ある継承が重要ですので、県民の意識啓発、また保護活動にさらなる取り組みをお願いいたします。

そのほかにも、都市公園や施設の整備、都市景観・自然環境の保全活動など多岐にわたりますが、それとは別に、さまざまな災害に強い防災都市づくりについて伺います。県民の防災力を向上させることが重要だと考えますが、県はどのようなことに重点を置いて取り組むのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 県民の防災力向上のためには、まず、県民一人一人が自助・共助の大切さなど防災に対する意識を高め、身近なところから防災対策に取り組んでいただくことが大変重要だと考えております。このため県におきましては、各自で取り組んでいただきたい「耐震化、早期避難、備蓄」の3つの減災行動について、マスメディアや防災関係イベント等を通じて、広報・啓発に取り組んでおり

ます。また、地域の防災力を向上させるため、地域防災のリーダーとなる防災士の養成——議員も防災士でありますけれども——そして自主防災組織の資機材整備に対する補助などを行っているところであります。今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、県民の自助・共助の取り組みを支援することにより、防災力向上を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。県民の防災力向上、また御尽力を賜りたいと思います。

以上、「都市計画に関する基本方針」の中で、私の注目するものを、県土整備部長を初め関係部長に9項目お尋ねをいたしました。

この項目、最後になりますが、宮崎の将来を見据えた都市のあり方について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、高齢化や人口減少など社会情勢の変化、また、地震、津波、豪雨といった自然災害への備えなど、さまざまな課題への対応が求められておりますので、私としましては、これらの課題にしっかり対応することで、「みやざき新時代」の舞台にふさわしい都市づくりを進めてまいりたいと考えております。このため、「都市計画に関する基本方針」にも示しておりますとおり、「県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化」「安全で快適な生活を送るための都市づくり」、また、「本県の財産である豊かな自然環境や景観の保全」という3つの取り組みを進めることで、都市と中山間地域が共存・共生する、人口減少下でも持続可能な、災害に強い都市を実現していくことが大事だと考えております。今後とも、市町村や県民の皆様と一緒に、宮崎ならではの都市づくりを進めまし

て、「くらしの豊かさ日本一」につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県民にとって本当に暮らしやすい、安全で快適なまちづくりを目指す、都市計画の議論は尽きませんが、次の機会に、また委員会等を通じて伺いたいと思います。

最後の項目、防災について、2点だけお伺いをいたします。

先ほど都市計画の防災の中で、県民の防災力向上の重要性を示されました。災害に対するふだんからの備え、特に最近では、今まで経験したことの無いような災害や事故が発生しております。企業においても、災害のリスクを最小限に抑え生き残っていくためにも、BCP（事業継続計画）が重要であります。事業継続計画とは、企業が遭遇する危険を認識し、その危険に対してどのように対処するかを明確にすること。万一被災しても、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や復旧手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であります。総務省消防庁が調査した事業継続計画（BCP）の都道府県と市町村における平成28年4月1日現在の策定状況は、都道府県は100%策定をし47団体、市区町村は41.9%の730団体に至っております。本県の市町村では26団体中8団体であります。本年4月1日時点では16団体、61.5%であり、順調に策定が進んでいると評価できます。しかしながら、民間企業や団体への取り組みはまだまだこれからだとお聞きしました。そこで、県内企業のBCP策定に対する支援について、県の取り組みを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 企業のBCPの策定は、災害時において、顧客や従業員

の安全と事業の継続により、雇用と会社の信用等を守るとともに、事業資産の被害を最小限に抑え、地域経済を含めた被災地の早期復興を図る上で大変重要であると認識しております。このため県におきましては、平成26年9月に、商工3団体や火災保険会社と「宮崎県BCP策定支援に関する協定」を締結し、県内企業の支援に取り組んでいるところであります。協定に基づきまして、現在、啓発セミナーや策定研修会の開催に加えまして、BCPの策定を希望する県内企業等に対して、保険会社から専門家を無償で派遣しており、現時点で7社が策定を完了し、1社が策定中であります。県といたしましては、引き続き、市町村や関係団体と連携を図りながら、BCPの普及と策定促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 現在7社であり、また1社が策定中ということで、まだまだこれからだというふうに思います。日本政策投資銀行の資料を引用させていただきますが、東日本大震災や九州での台風被害により、7割の企業が、「BCPへの意識や取り組み姿勢が大いに変わった」「大変変わった」と回答しております。しかし、策定率が低く、まだ取り組みにつながっていないということでもあります。「BCPの策定は、企業にとって、短期的に見るとコストがかかり、負担となる面もあるが、中長期的な視点に立つと、非常事態時における事業継続力は、企業の強みにもつながることを認識すべきである。未策定の理由としては、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」との回答が最多であった」ということでもあります。「経営陣が率先してBCPの重要性について理解を深め、そのノウハウを企業みずからが収集する姿勢も必要ではないか。加えて、BCPについては、策

定率の向上だけでなく、非常事態時にきちんと機能を発揮できるよう、定期的に訓練等を通じて見直しを図り、実効性のあるものにしていく必要がある」と提言されております。防災・減災へのソフト対策に欠かせない取り組みですので、推進方よろしく願いいたします。

最後に、県では備蓄基本計画を定めておりますが、今後、家庭や事業所等における備蓄をどのように推進しようとしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 大規模災害時におきましては、国等からの支援が本格化するの4日目以降になると予想されていることから、家庭や事業所等において、最低でも3日間、可能な限り1週間分の水や食料の備蓄に取り組むようお願いをしているところであります。備蓄を促進していくためには、県民の方々が、「自分の命は自分で守る」ということをしっかり認識し、実践していただくことが重要であります。このため、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報活動や、地域、学校、団体等への防災出前講座等を通じて、備蓄に関する啓発を繰り返し行っているところであります。全ての家庭や企業・団体等に備蓄をしていただくため、引き続き、さまざまな機会を捉えて、備蓄の重要性や備蓄の方法等について周知をしてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今後は、行政と民間が力を合わせて取り組むことが重要になっております。東京都は、帰宅困難者対策として、企業の備蓄品購入費の6分の5を補助しております。そのためには、企業と東京都が業務提携、災害協定の締結、またBCPの作成などを条件としているようでございます。これから行政や家庭でも備蓄が進んでいきます。そうなりますと、

かなりの飲料や食料品、関連グッズが必要になってきます。前回もお話しいただきました、ローリングストック法——多目に買い込んで定期的に消費する、そしてまた買い足すことによって、いつも消費期限のないものが備蓄されるわけでありませけれども。ということは、それだけたくさんの備蓄資材商品が必要になってくるわけでありませ。そのために、お米や野菜など備蓄用食材の県内生産を進めていく、また、防災加工食品の製造を手がけていくことも視野に入れるべきではないでしょうか。高知県では、「防災先進県」と銘打って、防災関連製品の物づくりを産業化しております。本県でもその取り組みを始めていかななくてはならないと考えております。それは次の課題といたしまして、今回の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

6月19日（月）

平成 29 年 6 月 19 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 岡 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 岡 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 原 田 幸 二 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公共交通機関である特急列車のワンマン化の問題について、総合政策部長にお尋ねいたします。

公共交通機関については、バス、飛行機、列車などさまざまなものがあります。こんな話があります。娘さんたちから、「今度の連休は家族みんなで海外旅行しようよ」と言われ、お父さんはその提案をていよく断るために、「だめだめ、俺は飛行機が怖いからだめ」と断ったそうです。そして、そばにいた奥さんに同意を求めるように、「ところで、お母さんはどんな乗り物が怖いね」と聞いたそうです。するとお母さん、「うーん、私は体重計」と答えたそうです。確かに体重計は乗り物ではありますが、公共交通機関ではありません。

昨年の11月県議会で、日豊本線の一部、大分一宮崎空港間の特急列車で車掌を廃止するというワンマン運転が導入されることに対して、私は、とんでもない提案だと反対の意を表明してきました。普通列車と違って、特急は密閉された部屋ということが特急の特性であり、そのことを映画「天国と地獄」の例を持ち出して、ワンマン化すれば、乗客の安全が守られませんよと訴えてきたところでした。そこでまず、質問の第1点、現在行われている大分一宮崎空港間のワンマン化の安全確保の対策はどうなっているのか、その状況についてお尋ねをいたします。

次に、新たな問題として列車内の秩序。列車内の秩序が乱れるのではないかという点についてお尋ねいたします。私自身の例であります。特急に乗りおくれそうになり、何度か切符を買わずに駆け込み乗車をしたことがあります。もちろん列車には車掌さんがいますから、「私は延岡から乗りました」と車掌さんに正直に申告をし、車内で車掌さんから切符を買うわけです。車掌さんが廃止されれば、宮崎駅でおりたときに、「佐土原から乗りました」と不正にうそを言うってしまうかもしれません。不正を助長してしまうのではないのでしょうか。

さらに、指定席の問題があります。私もたびたび自由席だと勘違いをして、間違っただけで指定席に乗り込んでしまったことがあります。もちろん、車掌さんが切符の点検に回ってきて、間違いを指摘され、すごすごと車両を変わるわけですが、もし車掌さんが廃止されれば、間違っただけで指定席に座り続けるという不正を助長し、乗客同士のトラブルや、指定席の存在自体の意味がなくなってくるのではないかと思います。

現在、まだ試行的に案内係員を乗務させているとのことですが、車掌など案内係員がいなくなると、不正乗車を招くなど、列車内の秩序が乱れるのではないかと思います。総合政策部長の見解を求めます。

以上、後の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(日隈俊郎君)〔登壇〕お答えいたします。

特急のワンマン運転実施に伴う安全確保対策の状況についてであります。JR九州では、本年3月から、4両車両の特急「にちりん」や「ひゅうが」の一部の列車で、車掌を乗務させ

ない、いわゆるワンマン運転が導入されましたが、導入に当たっては、例えば、乗降時の安全確認策として、運転士がホームに降りて目視で安全確認等を行うことや、ワンマン運転開始後も、最低6カ月は試行的にお客様案内等を担当する係員が乗務するなど、一定、国の基準を超える特別の措置が実施されたところがございます。このような中、先般、ワンマン化開始後の状況をJR九州に確認いたしました。今のところ、特段のトラブル等は発生していないとの回答でございました。

次に、案内係員の乗務が終了した後の車内秩序の確保についてであります。JR九州は、ワンマン化実施のため、全ての客室やデッキに防犯カメラを設置したほか、車内で異常が発生した場合につきましては、SOSボタンでの通報を受け、運転士が列車を停止させる等の対応を行っております。一方、お客さま案内等を担当する係員の乗務が終了した後の不正乗車対策としましては、抜き打ちで車掌を乗務させ、利用者のきっぷ確認等を行う「特別改札」の実施を検討していると伺っているところであります。

いずれにいたしましても、JR九州が実施している乗客の安全及び安心を確保するための対策につきましては、今後、点検・確認が行われるとのことですので、その際に、さらなる対策が必要である場合には、適宜適切にJR九州側と協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○太田清海議員 抜き打ち的にやったり、特別改札をするということですが、私はどうも限界ではないかなと思います。

そこで、知事に質問いたします。試行的に行われているということですが、試行とは、実践しながら試してみることを言うと思います。

今、JR九州が行っている試行運転には、先ほど説明があったように案内係員を乗せておると。そこで切符の確認等、指定席も恐らく確認もされていると思いますが、これは試行と呼ぶべきものなのか。実践しながらと言えるものなのか。だから、これまでトラブルがないというような報道もされていますけれども、それは当然だろうと思います。実践しながらではないわけですから。ですから、このような試行運転で、もし車掌が廃止されて本格実施された場合、私は大変なトラブルになるのではないかと考えています。そういった不完全な試行中にもかかわらず、また結果も出ていないときに、鹿児島一宮崎間でもワンマン化するという報道もなされておりますが、知事には、ぜひ県民の安全と秩序を守るために、JR九州に対して再度強く申し入れをしていただきたいと思っております。私たち社民党も、昨年末、12月28日でしたけれども、JR事業本部に、安全運転のためにワンマン化はやめてほしいという申し入れをしたところであります。ぜひ知事にもお願いしたいと思ひまして、質問いたしました。

○知事(河野俊嗣君) ワンマン化につきまして、利用に当たって利用者の不安がある。これに対しては、しっかりとJR九州に対応していただきたい、そのように考えているところであります。乗客の安全及び安心を確保するための対策、今、部長も答弁しましたが、いろいろ講じられているところであります。特急ワンマン車両を用いた避難訓練を実施されるなど、さまざまな対策に取り組まれておりますが、こうした対策について、同社として点検・確認すると伺っているところであります。先日も総合政策部長がJR九州に対しまして、しっかりとした検証を行い、報告をいただくよう、改めて申

し入れを行ったところであります。したがって、県としましては、今後、JR九州の対応をしっかりと確認するとともに、適切に協議をまいりたいと考えております。

○太田清海議員 知事に対して、申し入れしてくださいという言い方というのは、本当は失礼な言い方かなと思いましたがけれども。指定席の問題等も挙げましたが、忘れ物、いわゆる財布を落としたときにどうなるのか。点検できないんですね、すぐ電話しても。次の駅に着くまで確認できないんです。そういった問題も実は出てきていますので、トラブルがないというのは、果たしてそうなのかどうか。そういったところもぜひ考えていただいて、今後検討していただきたいと思っております。

次に、知事に、地方創生の問題について質問をいたします。

もうこれまでずっと言ってきておりますけれども、非正規労働者が働く人の4割に達したと言われております。このことで、私は、日本の成長の基礎体力が脆弱になってきたのではないかと思います。この働く形を直さない限り、生き生きとした社会にはならないのではないかと思います。低賃金では結婚できない、子供がつかれない。私は、せめて労働者派遣というものは、製造業には派遣してはいけないという原則に戻るべきじゃないかと思うんです。それから、我が会派の田口議員がさきの2月議会で発表しましたが、金融資産を1億円以上持っている富裕層が、2015年末で121万7,000世帯になったということであります。この2年間で21万世帯ふえたという話。これが今の日本の実態なんです。1,000兆円もの借金を抱えた国家予算、借金があるがゆえに政策に制約がかかり、足かせがかけられた国家予算。私が思うに、なぜ富裕

層に超過累進課税等を強化しないのかな。実にもったいないな。日本の富がどこかに偏っているよねと、そういうふうに思います。まず、このような働く形を正し、所得再配分機能のある税制をつくらないと、いくら市町村合併をしても、いくらアベノミクスと叫んでも、その効果はあらわれないのではないかと。地方創生のためにはこのようなことが基本的に必要と思いますが、知事、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 地方創生、その眼目というものは、都市へ都市へと向かう人やお金の流れを転換しまして、地方においても、将来に明るい希望が持てる社会を築いていくことにあると考えております。一方で、急激な高齢化によりまして、今後、労働力人口の減少が見込まれる中では、若者の県外流出を抑制するとともに、女性や高齢者に活躍していただく必要があるものと考えておりますが、御指摘のような経済的な格差や労働環境の課題があると、十分認識しておく必要があるかと考えております。税制についても、全般的に社会のあり方を見据えながら、必要な改正というのを今後とも続けていく必要があるかと思っております。本県におきましては、成長産業や中核的企業の育成等によりまして産業振興や子育て環境の整備など、誰もが活躍できる就業環境の整備に努めているところであります。今後とも、地方創生や働き方改革を推進するに当たりましては、国、市町村、企業等とも十分連携し、本県において、全ての人々が生き生きと働き、活躍できるようしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○太田清海議員 私も見ていますと、行政として、企業誘致を一生懸命図ったり、本当に涙ぐましい努力をされているということはわかりま

す。それで、新聞記事を見てみると、淑徳大学の教授の結城さんという方がこんなことを言っています。新聞記事であります、「生涯未婚率の上昇を是正し、少子化傾向に歯どめをかけるのであれば、終身雇用制度を再構築して雇用の安定化を図ることから始めなければならない」、こういった核心に迫った提案をされる方もいらっしゃるわけです。「確かに企業にとっては、非正規雇用労働者を一部でも活用したほうが人件費の効率化につながるだろう。しかし、社会保障全体から考えると深刻な事態を招いている」とか、そういうところがあるということですよ。それから、お隣の韓国の新しくなられた大統領は、就任3日目のときに、公約として、5年間の任期中に約31万人の非正規職員を、原則的に全て正規職員に転換すると表明しておられます。これに財界から反論があったわけです。ところが、この大統領は、所得格差の拡大を招いたあなたたちが先に反省しろというようなことを言っている。こういった大統領もいらっしゃる。そういう世界情勢になってきているんじゃないかなと。私は、働くことを大事にすることが成長の源泉ではないかなと思って言わせていただきました。

次に、原子力機構大洗研究開発センターで事故が起きましたけれども、私は、原子力というものは、こういう事故を見ても、人類が制御できないエネルギーであると考えておりますが、知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の事故は、原子力施設の安全性に対する国民の信頼を大きく損ねるものでありまして、原子力機構は、事故原因を早期に究明し、再発防止策を講じるとともに、国民にわかりやすく説明するなど、その責任をしっかりと果たすべきものと考えておりま

す。今回の事故や福島原発事故等を踏まえ、将来的には、英知を結集し、可能な限り原発に依存しない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給や地球温暖化への対応等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは、現実的には難しいものと考えております。原子力政策につきましては、今後、廃炉や、現存する使用済み核燃料の処理技術の向上など、引き続き対応すべき課題もございますので、安全性の確保を大前提として、国の責務として取り組んでいただきたいと考えております。

○太田清海議員 知事は、人間の英知を結集してという言葉等も使われましたが、可能であれば、ぜひそうしていただきたいと思えます。例えば、石原慎太郎元知事が、豊洲市場の移転をめぐる、こういう言葉を言われています。

「科学が風評に負ける」、科学が風評に負けるのは恥だということでもあります。これは私、この方は文学者でもありますから、見事ないい表現を使われるなと思いました。ただ、科学が風評に負けないということは、科学に対する絶対的な信頼があるからこういう言葉を使われるんだろうと思うんです。果たしてそうなのかなと。この原子力に限っては、知事が言われたように、廃棄物の処理技術もまだ確立されていない中で、どんどん廃棄物をつくり出していつている。人類は将来どうなるのかということが問われてくると思うんです。だから、私は、その辺は、科学に対しても謙虚な姿勢が必要ではないかなと思っております。よろしいです、そういうことであれば。

次に、総務部長にお尋ねをいたします。

国においては、交渉資料などの文書の保存等に関し、問題となっておりますけれども、本県

では、公文書について、保存すべき文書の範囲や保存期間をどのように定めているのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 公文書につきましては、県では「文書取扱規程」を定めまして、適正な事務処理と管理に努めているところでございます。この規程では、文書の範囲であります。通常文書のほか、図画、写真、電磁的記録を含めて、文書と規定しているところでございます。また、保存期間でありますけれども、文書の種類・内容に応じた保存期間を最長30年保存から、10年、5年、3年、1年、1年未満までの6つの区分を定めまして、それぞれに該当する標準的な文書を例示しているところであります。具体的には、決裁を伴うような財産の取得、処分に関する文書は10年、そのうち重要なものは30年としております。また、補助金の交付等に関する文書は5年、さらに、照会や回答文書、協議や依頼文書等につきましては、1年未満から5年までの間で、その重要度に応じて保存期間を判断することとされております。

○太田清海議員 県の場合は、それぞれの文書に沿った保存年限がきちっと決められておるようです。安心をいたしました。国で問題になっているのは、森友学園とか加計学園の問題であります。私は、なぜこういう質問をしたかという、国のほうでは、特定秘密保護法で何らかの重要文書が、国民にとって本当は知らせるべき文書が、機密が守られていく、外には出せない。かといって、こちら側、国民の側が、こういう文書が出てきましたよと言うと、それは怪文書じゃないかと言って、なかなか責任持った回答をしない。こんな世の中でいいのかどうか。私は、実は今、国がどこに向かって進もう

としているのかなという不安を覚えています。国でも恐らく交渉書類なんていうのはきちっとした保存年限があると思いますけれども、それを破棄したということで、国会でそれが認められていくというか、通過してしまうようなことではいけないかと私は思っております。

次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

実は、私たちの会派で、兵庫県の淡路島のほうに視察に伺いまして、兵庫県健康財団による健康道場を訪問してまいりました。ここは、県が医師の賃金を出して断食をやっている。そして、全国でも唯一なんですね。いろいろ聞かせてもらいましたが、時間の関係で全てを説明することはできませんが、今までの医学は治療医学、いわゆる病気になったから薬を投入して健康に引き戻す。この断食道場は、そういう治療医学ではなくて健康医学。人間が持っている本来の治癒力をぐっと引き出しておくというような、そんな感じであります。

事例を見せてもらいましたが、血圧、 γ -GTP、総コレステロール、中性脂肪、尿酸とか、ああいったものが物すごく高い人は、断食道場でごっと落ちて、復帰してもわずかしかならないという健康づくりをやっている。宮崎県も健康づくりを求めて提言をしておりますけれども、県として、こういったところを視察してみたりする必要があるのではないかと思います。このことについての県の認識をお伺いしたいと思います。福祉保健部長です。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸を目指しております。このために食事や運動など、県民の生活習慣の改善を積極的に促すことは大変重要であると考えております。県では、国の基

本方針である「健康日本21」ですとか、県民健康・栄養調査の結果などを参考に作成した「健康みやざき行動計画21」に基づき、例えば、県民の野菜摂取量の増加ですとか、運動習慣の定着などに向けた取り組みを実施しております。議員から御紹介もありましたとおり、他県においても多様な取り組みが行われておりますけれども、県としましても、県民の健康寿命の延伸に向けて、市町村や企業などと連携しながら、食事や生活習慣の改善、予防という観点でのさまざまな取り組みを引き続き推進していきたいと考えております。

○太田清海議員 非常におもしろい取り組みですので、ぜひ視察に行っていたきたいなと思っております。宮崎県からも、これまでトータル73名の方が行っておるということでもあります。ぜひ参考にしていただきたいと思っております。

次に、介護職員の研修について。介護職員は非常に忙しくて、研修に参加しにくい状況にあるとも聞いておりますが、県はどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思っております。同じく福祉保健部長。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今後、高度化・多様化することが予想される介護ニーズに的確に対応するためには、介護職員の研修機会を確保し、資質の向上を図っていくことが大変重要でございます。このため、県におきましては、人的体制、開催地などの理由から研修への参加が困難な小規模事業所への支援として、介護職員や管理者を対象とした共同研修を、延岡市や都城市などで開催しているところであります。さらに、今年度は、介護職員の賃金や職場環境などの改善を図る介護職員処遇改善加算の一層の取得を促進する取り組みを行うこととしております。その中で、加算取得の要件である

研修受講体制の整備などについて、事業所への助言・指導を行っていくこととしております。県としましては、今後も引き続き、介護職員が研修に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 研修というのは、介護職員からすれば、なかなか言い出しにくいところもあるかと思えます。管理者の側に、こういう研修制度があるんだと、ぜひ出してくれと、そういった呼びかけをしていただきたいと思います。

次に、今出てきましたが、本県における介護職員の処遇改善加算の取得状況について伺います。また、加算に伴う賃金改善状況をどのように確認しているのかということをお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この制度は、介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、介護職員に対して加算額を上回る賃金改善を行うもので、平成29年2月1日現在、本県の処遇改善加算の対象となる事業所は1,952事業所、そのうち、加算を取得している事業所は1,664事業所となっております。取得率は85.3%となっております。また、加算を取得している事業者は、毎年7月末までに前年度の実績報告書を提出することになっており、この報告書の中で、各介護職員の賃金総額及び賃金改善額を記載させ、受領した加算額を上回る賃金改善が行われているかを確認しているところであります。

○太田清海議員 わかりました。加算を上回るというところがなかなかいいところだなと。加算どおりじゃなくて、加算を上回るようにという思いで指導されているんだなと思っております。実績報告書もきちっとした確認がされてい

ることを期待いたしまして、次に、野崎議員も質問されましたが、福祉施設の不正の問題、これは、一生懸命やっている福祉施設がある。そういう人たちの名誉のためにも質問してみたいと思うんですが、最近、私は、新聞報道を見ると、福祉施設関係の不正と言われている報道は目に余るものがあるように感じられて、こういうことじゃいかんかと思って質問させていただきます。まず、福祉施設の不正というものはどのような形で発覚するのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉施設につきましては、児童福祉法や老人福祉法などの各法律に基づき、現地での指導監査を定期的を実施し、職員処遇や、会計管理、利用者の処遇等の実態を確認するとともに、必要な指導を行っているところであります。福祉施設の不正は、この定期的な指導監査の中で発覚する場合や、関係者からの情報提供等をもとに、随時行う指導監査により発覚する場合があります。なお、不正が発覚し、その内容が施設運営等に重大な問題を有する場合は、さらに特別監査を実施し、その究明に当たることとしております。

○太田清海議員 監査で見つけるというのはなかなか大変なことだと思いますし、退職された方が、その施設の不正に対して報告をすることもあるかもしれません。私は、内部告発といいますか、公益通報制度みたいなものが適正に浸透していくといいのではないかなと思っております。

そこで、指導監査における職員からの聞き取りで改善したところもあると思うが、その聞き取りの現状と効果についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉施設への

指導監査におきましては、関係書類や現場の確認を行うことにあわせて、施設長等の管理職を初め、一般の職員からも広く聞き取りを行うことで、多様な情報の収集に努めているところであります。指導監査におきまして、さまざまな施設職員から直接聞き取りを行うことは、施設の運営や利用者に対する処遇等に関する問題点を把握し、その改善を図る上で、大変重要な役割を果たすものであると考えております。

○太田清海議員 次に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の不正受給も発覚して、新聞でも報道されました。不正受給対策における国の動向についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 厚生労働省の社会保障審議会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」におきまして、施術所の不正受給対策について検討がなされ、本年3月、意見の取りまとめが行われたところであります。これによりますと、療養費の不正受給対策を強化するため、患者本人による請求内容の確認の徹底、効果的な審査体制等につきまして検討すべきであるとされております。さらに、国や都道府県による指導監督の仕組みを導入する必要があるとの方向性が示されたところであります。これらの専門委員会の意見を受け、国におきまして、本年度中に、不正受給対策の具体的な制度設計を行うこととされております。

○太田清海議員 そういった制度設計、不正をなくすための制度設計が進められておるということで、期待したいと思います。本当に真面目にやっている経営者の人たちのためにも、質問しておきたかったところであります。

次に、あと4点続きますが、子供の医療費助

成に係る国保の国庫負担の減額措置の現状についてお伺いいたします。これは私たち、乳幼児医療と言っておりましたが、国の基準を上回って年齢を拡大した場合等に減額措置があるというふうに聞いておりますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 市町村が地方単独事業として、子供に対する医療費助成を現物給付で実施する場合、国は、助成によって一般的に医療費が増加することから、その波及増分については当該市町村が負担すべきであるとして、市町村国保に対する国庫負担の減額措置が行われております。本県における平成27年度の減額額でございますが、推計額で約9,900万円となっております。

○太田清海議員 私は、自治体が住民のために、特に少子化対策としても、こういった子供の医療費助成を行っているところに減額をするというのは、非常に寂しいことだと思っております。聞くところによると、この減額措置については見直しの方向でというようなことも聞いております。国の動向をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 昨年6月に閣議決定されました「ニッポン一億総活躍プラン」におきまして、「減額調整措置の見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされていたところであります。これに基づきまして、昨年12月、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場におきまして、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないとの見直し案が示され、今後、関係省令の一部改正が行われることとされております。なお、国は、「見直しにより生じた財源については、各

自治体において、さらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとする」とされております。

○太田清海議員 わかりました。改善をされているというふうに伺います。ただ、今、何か条件がついたようですけど、浮いた財源はさらなる医療費助成に使っちゃならぬというようなことですね。そんな条件をつけないでいいんじゃないですかと、地方自治の視点から言うと、浮いた財源は私たちで使わせてくださいといいますか、そういうことが地方自治としては大事であると私は思います。

次に、子ども食堂の運営形態についてお伺いいたします。どのようなものがあるのかということから確認させていただきます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県におきましては、現在、子ども食堂の主催者への訪問などを通じて状況の把握を行っておりますが、運営についてはさまざまな形態があります。まず、提供の対象につきましては、ひとり親世帯を対象とするものや、地域の中学生までを対象とするもの、子供から大人まで幅広く対象とするものなど、それぞれに特色があります。また、食事を提供する場所につきましても、商店街の空き店舗や地域の児童館、営業を行っている飲食店舗などとなっており、利用者の費用負担につきましても、食材や運営費を全て寄附で賄い、利用者からは料金をもらわずに実施するもの、利用者から食材などにかかる実費相当の金額をいただくものなど、地域の状況などに応じた多様な取り組みがなされているところであります。

○太田清海議員 子ども食堂、さまざまなものがあるということですが、特に食事を提供する場合、子ども食堂における食品衛生法上の営業許可の必要性について伺いたいと思いま

す。というのは、ある公民館を借りてそこでやろうとしたところ、その公民館はいろんな人が使う台所でしょうということで、それじゃいけませんよというのが食品衛生法上の問題であったようです。ということでお伺いしておきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 子ども食堂における食品衛生法の営業許可の必要性につきましては、継続性や運営規模、形態などを考慮の上、総合的に判断することになります。例えば、有料で不特定多数に反復継続して食品を提供するケースについては、子ども食堂であっても営業と認められることから、許可が必要となってまいります。子ども食堂は、さまざまな運営形態がありますことから、まずは保健所におきまして、詳細な内容をお聞きすることが必要と考えております。許可が必要な場合は、許可基準を満たしているかどうか、現地調査等により確認するとともに、適切な衛生管理がなされるよう、助言を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今、部長の答弁では、現地調査は行うということでありませう。ぜひ現地調査をしてもらえばよかったなと私も思ったんですが、いろんな実態があると思いますので、担当職員の方には現地調査をお願いする形で今後取り組まれることになるだろうと思います。わかりました。

次に、農政水産部長にお尋ねをいたします。

本県における農地中間管理事業の取り組みの経過と現状について2点ほど伺いますが、現状についてまずお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農地中間管理事業につきましては、平成26年度に創設をされ、本県の初年度の取り組み面積は374ヘクタ-

ルでありましたが、推進体制の充実や、地域ごとの説明会の実施、さらには、テレビCM等メディアを活用したPRなどによりまして、27年度には1,898ヘクタールと取り組み面積を伸ばしてきたところでありませう。昨年度は、県内全ての市町村で実績があった一方で、農地所有者や地域に交付される機構集積協力金の単価の引き下げや制度が変更されたことが影響しまして、取り組み面積は1,062ヘクタールとなったところだございませう。本年度は、関係機関等と連携した粘り強い推進により、事業本来の目的への理解が深まってきましたことから、5月までの2カ月間の農地中間管理機構の取り扱い面積は、昨年同時期の150%を超えている状況でございませう。

○太田清海議員 中間管理機構については、今、答弁がありましたように、協力金の引き下げ等で停滞したような時期もあったけれども、今年度は順調に進んでおるといふふうにお伺いいたします。農村地域における農地中間管理事業の果たす役割についてお伺いしたいと思ひませう。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農地中間管理事業の果たす役割につきましては、担い手の農業生産性を高め、基幹産業である農業の競争力を強化するために、担い手への農地利用の集積・集約化、さらには、遊休農地の発生防止・解消など、農地の利用の効率化を図ることだございませう。本事業の実施に当たりましては、将来を見据えた地域内での話し合いを十分に行いまして、地域で育成する担い手を明確にした上で取り組む必要だございませう。したがいまして、今後とも、市町村や農業委員会等の関係機関と十分な連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと思ひませう。

○太田清海議員 順調に行ってもらいたい。い

わゆる集積をしていただきたい。特に放棄地がふえるという現状に対しては、私は、制度としては有効に活動されていると思います。ただ、もう一つ私が気になることは、兼業農家の人たちの力、片や働きながら農業をしている、こういう人たちの力も大事にせにゃいかんと思うんです。だから、先ほど知事にも質問しましたが、働く人たちの形が、汗みどろになって、残業もして働いているような、そんな働く労働者じゃなくて、きちっと働く場を確保された人たちが、自分の村々で自分の農地を守っていくという、兼業農家を育てておくということも私は大事だろうと思いますから、ぜひ、先ほど言った働く形ということも、農業を考える場合、考えておいていただきたいなと思います。

今度は、環境森林部長にお尋ねをいたします。誤伐・盗伐に対する県の認識と未然防止対策についてお伺いいたします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 誤伐・盗伐につきましては、森林所有者の大切な財産が奪われ、経営意欲も低下することで、持続的な林業経営への障害となることから、重大な問題であると認識しております。誤伐や盗伐が疑われる森林の伐採については、市町村に照会したところ、26年度が2件、27年度が4件、28年度が19件と急増しております。このため県では、未然防止対策としまして、森林所有者や伐採事業者に対して、境界確認についての注意喚起を行うとともに、林地台帳の作成支援等による境界の明確化を推進していくこととしております。また、市町村に対して、伐採届時のチェック体制の強化を指導しているところでもあります。さらに、県や関係者で実施している伐採パトロールにつきましても、監視体制の強化を図ったところでもあります。今後とも、市町村や

関係団体、警察等と連携しながら、誤伐や盗伐の未然防止に努めていきたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。警察本部長に、誤伐・盗伐に関する過去3年間の相談件数、事件検挙件数及び傾向についてお伺いしたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 誤伐・盗伐に関する相談件数につきましては、平26年が13件、平成27年が12件、平成28年が29件を受理しております。また、森林窃盗の事件検挙件数につきましては、平成26年から平成28年までの3年間、いずれも1件ずつの、合計3件を検挙しております。誤伐・盗伐に関する相談は、ここ数年、年間10数件程度で推移してはいましたが、平成28年は29件と増加しております。

○太田清海議員 誤伐・盗伐については、私達も県民からいろんな苦情といいますか、聞きます。いろいろ、「警察は何もしてくれんじやないか」とか言われたりするものですから、どうということになっておるかということでお聞きいたしました。森林法上、やむを得ない状況もあるといいますか、そういったところもあつて。ただ、日本というのは法治国家ですから、このままの状況が続けさせてもいけないなと思っております。ぜひ環境森林部のほうでもこの対策を——私達も、提案としては、例えば、伐採事業者というのを認可事業にしたかどうか、いろいろ国の制度を変えていくことも必要かなとも思っております。ただ、いろいろ地籍調査などの対応もされておるようですから、その進捗状況を今後見守っていきたいと思います。

時間の関係で、教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

混合名簿、LGBTの問題について伺います。3年前の県議会で、私の娘の性別違和について報告をいたしました。以来、県内に住む方々や福岡、熊本の方からも相談を受けました。そこで、県内のある男性の話をしてみたいと思います。プライバシーの問題もありますので、配慮して話します。

突然、その方から私の家に電話がありました。LGBTのことで私に話を聞いていただきたいとのことでした。私は、男の方と思い、宮崎駅で待ち合わせをしました。探すのに苦労しました。赤い水玉模様に入った長いスカートををはき、マスクをして、深々とニット帽をかぶり、うずくまっている人がその人でした。失礼ですが、その姿は異様でした。その方の話を聞くために、とある店に入ろうとしたのですが、私の後ろに立っているその人をウエイトレスが見て、「あ、ちょっと」とちゅうちょされました。「お金は私が払いますから。隅のほうでいいです、テーブルを貸してください」と許可を得て、店に入りました。その人の生い立ちなど、話を聞きました。

その方は60歳を超える男性。でも、長いスカートををはいている。子供のころ、お父さんに「スカートがはきたい」と言っても絶対認めてもらえなかったこと、小さいときからみんなにいじめられてきたこと、特に、大人になっても、こんな風貌をからかわれて、高校生たちから石を投げつけられたこと、そのことが悔しくて悔しくてたまらなかったこと、社会に入りたくても、どうしても入れなかったこと、そして、精神分裂、統合失調症と診断されたこと。

出されていたコーヒーが冷めるので、「コーヒーを飲みましょう」と勧めました。初めてマスクをずらしてその人はコーヒーを飲みまし

た。私は一瞬、悪いことをしたと思いました。マスクの下には、誰にも見せたことのないひげがあったからです。気にしないふりをして、一緒にコーヒーを飲みました。店を出るとき、その人に最後に、「今からでも女性になりたいですか」と聞きました。その人は、一瞬沈黙の後に、吐き出すように「私は今からでも女性になりたいんです」、こう言われました。

もし、この方が幼いころに性別違和のことがわかっていたら、もし、60年前、社会がそのことを認知していたら、もし、60年前、今行われている医学的対処ができていたなら、心と一致した女性の体になることもでき、別の人生を歩んでいたかもしれません。

私の娘も学校教育で救われました。修学旅行に行けなかった娘を、「それじゃ、先生の部屋の風呂に入ればいいが」と勧めてくれた先生方、20年も前のこと、当時の先生方には感謝しても感謝し切れません。

学校では、さまざまな性を持った子供が13人に1人はいると言われます。学校で性別違和に人知れず悩んでいる子供が、早く、何気なく先生たちに相談できることが大切だと思います。いじめられたり、自殺したり、自分の体への罪悪感にさいなまれ続けるよりも、それでいいんだよというメッセージを早く伝えてあげることが大事だと思います。男とか女とか、窮屈に悴にはめずに、それぞれがそれぞれの性に気づいていく、そんな状況をつくり出す男女混合名簿が広まってもいいのでは、いや、広まったほうがいいのではないかと思います。そのことが、この社会には多様な人間がいてもいいのだという緩やかな許容性のある社会、不幸の少ない社会をつくるのではないかと思います。

そこで、質問であります。県内の公立小中学

校の男女混合名簿の使用状況についてお伺いたします。教育長、お願いします。

○教育長(四本 孝君) 平成28年度における、県内公立小中学校での男女混合名簿の使用状況であります。小学校では236校中25校、率にしますと10.6%、中学校では131校中6校、率にしますと4.6%となっております。

○太田清海議員 パーセントとしては低いのではないかなと思いますが、男女混合名簿の使用については、市町村教育委員会や学校に判断を任せるだけではなくて、県教育委員会が判断材料となる資料などを提供したほうがいいのではないかなと思います。お考えを伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 男女混合名簿、いわゆる「性で分けない名簿」につきましては、男女平等の意識を高めたり、性的マイノリティーの児童生徒に配慮したりする手だての一つであると認識しております。このため、本年5月、6月に開催いたしました県内全ての公立小中学校・県立学校の校長を対象とした人権教育研修会におきまして、その意義等について説明したところでございます。また、本県の県立高等学校及び中等教育学校における男女混合名簿の使用率が4割強であることも、情報として提供したところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも市町村教育委員会と連携して、児童生徒一人一人が性別にかかわらず、個性が尊重され、大切にされるよう、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 全国的にも、いじめの問題で小学生等が自殺をする、みずからの命をみずから絶っていくという不幸な状況も生まれていますが、私は、ある映画監督に話を聞いたときに、「太田さん、あのね、あそこの問題は、そ

の子はLGBT、それがお互いに子供もわからず、周りの子供もわからず、例えばなよなよしているからということ、みんなが思わずいじめてしまっているところもあるんだよ」というような話も聞いたことがあります。自殺する子供が、そういうことで、周りもわからずにいじめられて命を絶つという不幸がもしあるとするならば、こういったことを少なくするような、男・女の枠で捉えずに、緩やかに持っていく方法が男女混合名簿でもあろうかと思えます。ぜひ一歩進んで、市町村にもそういった情報の提供と、どうだろうかということもやっていただくといいかなと思っておりますので、それは強く訴えておきたいと思えます。

それと、男女混合名簿については、実は3月の県議会で、我が会派の渡辺創議員がきちっと質問されていますので、それを受けた形で質問をさせていただきました。こういったことが現場にだんだん広がってくるといいがなという思いを伝えておきたいと思えます。

次に、時間がありますので、県土整備部長にお尋ねをいたします。

方財海岸の侵食対策について、砂の移動状況を確認するための調査を実施したいとの答弁を受けておりますが、現在、どのような調査に取り組んでいるのか、また、侵食状況についてどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 方財海岸につきましては、これまでも、測量などの定期的な観測を実施してきたところではありますが、昨年度からは、測量の箇所を2カ所から8カ所にふやし、より詳細な砂の移動状況の把握に努めております。さらに、専門家の意見も踏まえまして、新たにドローンを用いた動画撮影による

観測を開始したところであります。今後、この画像データを分析することで、海底の地形変化の把握にも取り組むこととしております。なお、これまでの観測結果から判断いたしますと、現在の状況につきましては、季節的な変動はあるものの、比較的安定していると認識しております。今後とも、継続して観測データの蓄積を行いながら、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○**太田清海議員** 方財海岸、砂の状況は安定しているという認識のようであります。ただ、あそこの砂を取って建設関係の材料にしておるといふところは、どうも気になるところであります。予算を使わんでいいようないろんな対応をしていただきたいなと思っておりますが、五ヶ瀬川河口の土砂採取の平成28年度の実績についてお伺いいたします。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 五ヶ瀬川河口における土砂採取につきましては、国及び県が許可した事業者が採取を行っているところであります。お尋ねの平成28年度の採取量の実績につきましては、前年度と同じく、5万5,000立方メートルとなっております。

○**太田清海議員** 私も前回質問したときに、10トンダンプで何台分になりますかと聞いたことがあります。その率で計算すると、今、5万5,000立方メートル取ったということですから、1万1,000台の計算になります。相当な量だと思います。土砂の採取量の実績についてどのように確認されているのかということをお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 採取した土砂の運搬には、内側が大きな箱状になった船を用いますが、採取前に、国及び県の立ち会いのもと、船に積載される土砂の量を算出できるよ

う、その箱の形状を確認しております。事業者は、船への積載状況を毎回写真におさめ、日々の採取量を日報に記録し、月報を作成しております。採取が完了した際には、事業者から完了届とともに提出される月報及び採取範囲や深さのわかる測量図面により、採取量を確認しているところであります。

○**太田清海議員** 砂の採取は、船で運搬しております。確かにそうだったんだろうなど。私、トラックばかりと思っていたものですから。その船の写真等も撮って確認しておるといふことですから、間違いないと思っております。よく言っておりますが、「一浜いじれば七浜たたる」という言葉がありますけど、私、それが如実にあの方財海岸、長浜海岸にあらわれていると思うんです。ドローンを飛ばしたり、汀線測量も行っておるといふことですから、そういうデータを蓄積して、早目早目に何らかの対策を、予算を使わんでいいような対策をぜひとっていただきたいと思っております。

最後の質問になります。教育長にもう一回お伺いいたします。県立高等学校普通科の通学区域が撤廃されて10年が経過しますが、その評価についてお伺いしたいと思います。

○**教育長(四本 孝君)** 本県におきましては、平成20年度の高校入試から通学区域を撤廃いたしました。この大きな狙いは、それまでも県立高校の専門学科は全県一区であったわけですが、それに加えて、普通科でも全県一区として、中学生が行きたい学校を主体的に選択できるようにするというものであります。このことにより、中学生の進路意識や学習意欲が向上し、生徒は、各高校の特色を十分理解した上で、個性や能力、適性に応じた学校を適切に選択しているものと考えております。また、それ

ぞれの高校におきましても、教育内容の工夫・改善、部活動の活性化など、特色ある学校づくりを進める取り組みや、学校をPRする取り組みを積極的に行っております。県教育委員会といたしましては、各高校がさらに魅力ある学校づくりを進められるよう、今後とも指導・支援に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 もう時間もありませんので、先ほど言いました男女混合名簿についてであります。実は、私の娘のことについて議場でやるからねと言ったら、私の娘に、学校の先生がお風呂に入れてくれたことについて感謝しているということだけは伝えてくれと言われた経緯もあるんです。だから、学校教育ってすばらしいんだよねと。いじめる子も、もしかしたらそんなことで、もっとなくなるかもしれない。そう考えると、ぜひ学校の中で——もちろん家庭のほうもそういったことが気安く話せるようになっておかないかと思っておりますけれども、学校という生活の場が長いわけですから、ぜひ、この男女混合名簿については取り組みを強めていただきたいという要望を伝えて、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○蓬原正三議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。きょうは上着を着ておりますが、しっかり頭はクールビズ。宮崎県のひなた、日高陽一です。

きょうは、梅雨の中ではありますが、スポーツランドみやざきらしい、すばらしい天気です。スポーツランドみやざきには、多くのキャンプがこの宮崎を訪れます。特に野球は、宮崎県にとって切っても切り離せないスポーツとなっています。また偶然にも、きょうは6月

19日、ベースボール記念日でもあります。先日、井上紀代子議員がお話をされていましたが、青木宣親選手の2,000本安打達成というのは本当に感動をいたしました。昨年末、青木選手とお話をする機会があったんですけども、青木選手が、「博之兄ちゃんにいろいろ教えてもらった」という話をされておりました。2,000本安打達成の陰には、ここにいる元ジャイアンツの博之兄ちゃんの功績もあるのではないかと考えております。博之兄ちゃん、おめでとうございます。

さらに、野球と聞いて記憶に新しいのは、ことし開催されましたWBCであります。ライバル国が予選敗退する中、小久保ジャパンは決勝ラウンドまで進み、惜しくも準決勝でアメリカに1対2で負けてしまいました。しかし、久しぶりに私たちを熱くさせてくれました。

ことし2月に行われましたWBCのキャンプでは、多くのファンが日本代表の選手を一目見ようと、4日間で5万人を超えるファンの方が訪れていただきました。このキャンプの受け入れについては、過去のキャンプで大渋滞になったこともあり、昨年11月議会の一般質問において、しっかりと対応をお願いしたところでありますが、今回の対応は本当にスムーズで、すばらしいものだったと、いろいろな方からお話を伺いました。受け入れに当たって、御苦労も多かったと思いますが、対応いただいた関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、スポーツキャンプと聞いて、やはり私はずまず思い出すのは、読売巨人軍であります。きのう誕生日を迎えられました西村議員、重松議員。その中でも野球好きの重松議員がこの世に生を受けられました1年前、満行議員が、そして田口議員が生まれました1959年、読売巨人

軍のキャンプが初めて行われました。選手が宮崎駅に初来県した際には、多くのファンが出迎えたそうです。それから59年、先週、13連敗してしまいましたが、巨人軍は本当にたくさんの功績を残してくれました。経済効果で言うと500億円以上とも言われております。日本中がうらやましがらる、スポーツランドみやざきをつくった根本であり、土台となったと言っても過言ではありません。

そんな巨人軍のキャンプですが、来年2月で60周年を迎えるということでもあります。これからは巨人軍にキャンプを継続していただくことは大変重要であり、迎え入れる我が県としても十分な対応が必要であると思っておりますが、巨人軍春季キャンプが60周年を迎えるに当たり、どのような対応を考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

来年2月で60周年を迎える巨人軍の春季キャンプは、長年にわたりまして、本県の知名度アップと誘客を通じた経済の活性化に大きく貢献していただいております。これは、巨人という一球団が60年キャンプをしていただいているということにとどまらず、シーズンが始まる前にこの宮崎でキャンプを行うという、それが一つのスタートなわけでありまして、プロ野球やJリーグの春季キャンプの一つの先駆けとなったものでありまして、スポーツランドみやざきの礎となったものというふうに考えております。キャンプ60周年を迎えるに当たりましては、長年の貢献に対する感謝の気持ちをあらわすため、県民全体でお祝いする機運を醸成してまい

りたいと考えております。また、先般、球団社長からも、キャンプ60周年を盛り上げるために、球団としても地元と一緒にいろいろなと考えたいという前向きなお話をいただいたところであります。このため、現在、キャンプ期間中の記念イベント等の内容につきまして、球団側とも協議しながら、地元宮崎市や関係団体とともに検討しているところであります。スポーツランドみやざきにとりまして、巨人軍に対する感謝の気持ちをあらわす、さらに、キャンプ地としての魅力を発信する絶好の機会であるというふうに考えておりますので、しっかりと盛り上げてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高陽一議員 ぜひ盛り上げていただきたいと思っております。先ほどから申し上げていますように、巨人軍には長きにわたりキャンプに来ていただいているわけですが、2011年からは、春季キャンプも宮崎だけではなく、約2週間ずつの2段階制にして沖縄でも行うようになっております。キャンプの後半は紅白戦などが始まり、ファンとしてはまた楽しみがふえる期間であります。この宮崎にいないのは残念に思いますし、さらに、このまま何もしなくては沖縄での期間がさらに長くなってしまわないかと危惧をしております。そこで、巨人軍春季1軍キャンプの期間が延びるよう、働きかけを行っていくべきではないかと考えますが、商工観光労働部長にお考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 人気球団であります巨人軍のキャンプにつきましては、期間中の選手、スタッフ、観客の宿泊等による直接的な経済効果だけではなくて、報道によるPR効果など、県内経済への波及効果は極めて大きいものがございます。また、巨人軍は、先

ほど知事も申しあげましたとおり、スポーツランドみやぎの礎となるなど、本県にとって非常に大切な球団であります。このため、県といたしましては、宮崎市や受け入れ協力会などと連携いたしまして、充実した練習環境の提供に努めながら、キャンプの継続実施はもちろんのこと、期間の延長についても、引き続き、機会あるごとに球団側に働きかけてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 今、沖縄県も、ジャイアンツのキャンプを全日程沖縄で行ってもらおうと、必死に誘致活動を行っています。宮崎でのキャンプ期間が延びるということは、それだけ経済効果も上がりますし、宮崎のPRをする絶好の機会でもあります。攻撃は最大の防御とも申しますので、しっかりと対応をよろしく願いいたします。

次に、大型客船の受け入れについて伺います。近年、海外からのクルーズ船の寄港がふえてきています。世界的なクルーズ船の大型化の流れに対応するため、平成27年度までに油津港を改修し、16万トン級の寄港が可能となったのも大きく影響していると思います。平成28年には、13万トンから16万トン級の大型船の寄港だけを見ましても10回ほどに上り、大幅に増加したとのことであります。これらの大型船にはおおむね3,000人以上の旅行客が乗っており、それの方が県内で買い物等をすれば、大きな経済効果となります。実際、私も外国人旅行者を乗せた観光バスを何度も見かけておりますが、旅行者がふえているのを実感しております。しかしながら、クルーズ船の旅行者は、寄港して数時間で船に戻る行程となっているため、一部の商業施設に時間を費やし、宮崎の経済効果は少ないとも聞いております。私としては、少して

も県内の観光地を回っていただきたいと思いますが、クルーズ船で来県した外国人観光客はどのような観光地を訪れているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 平成28年の国外からのクルーズ船の寄港につきましては、油津港が17回、細島港が4回の合わせて21回となっております。前年の6回から大幅に増加しております。寄港後は、バスやタクシーを利用して、限られた時間ではありますが、県内のさまざまな観光地等に足を運んでいただいております。その主な観光地といたしましては、油津港からは、鶴戸神宮や飢肥城下町、青島神社が多く、細島港からは、高千穂峡や日向市の馬ヶ背などを観光していただいております。また、ショッピングにつきましては、大型商業施設や地元商店街が中心ではございますけれども、クルーズ船社等への働きかけや関係者の努力などによりまして、最近、宮崎市中心市街地にも訪れるようになるなど、広がりも出てきているのではないかと考えております。

○日高陽一議員 思っていたよりも県内各地の観光地に行っていることがわかりました。観光地に行ってもらうことは大変うれしいことですが、そうなれば、行った先での対応について、言葉や案内板表示など、さまざまな対応が必要となってくると思います。訪れた観光地等においては、外国人観光客への対応はどのように行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 主な観光地におきましては、外国人観光客が快適に観光を楽しんでもらえるよう、県と地元自治体等が連携いたしまして、Wi-Fiスポットの設置や多言語の観光パンフレットの配布、さらには

通訳ボランティアの配置などを行っております。また、日南市におきましては、商業施設のスタッフやタクシードライバーに、簡単な日常会話を掲載いたしました「指さしチラシ」を配布いたしまして、外国人観光客とコミュニケーションが図られるような取り組みも行われております。クルーズ船につきましては、経済効果に加え、今後のリピーター確保にもつながることが期待されておりますことから、引き続き、地元自治体等と連携して、受け入れ環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 一部で旅行客のマナーの問題などを耳にしておりますが、今の答弁にありました経済効果につなげるためには、観光地をめぐって、そこでお金を使っていただくことが大事です。インバウンド対策として、しっかりと受け入れ体制に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、サイクルツーリズムについて伺います。今、自転車ブームになってきています。知事も大会に参加されている宮崎シーガイアトライアスロン大会につきましては、海とロード、宿泊施設や空港・港が近いなど、絶好の会場と言われています。また、本州と四国をつなぐ「しまなみ海道」では、台湾の世界最大の自転車メーカーが仕掛けて、台湾から多くの観光客が訪れています。Mt. 富士ヒルクライムという競技には、約1万人が世界各国から参加されるなど、盛り上がりを見せております。海外のメーカーに押されている日本の大手メーカーも、国内大会を充実させたいという考えがあるという話を聞いています。その中で、本県の日南海岸などは高く評価を受けています。このような本県のポテンシャルを生かさないのはもったいないと思います。そのような中、今年

度の新規事業である「みやぎサイクルツーリズム推進事業」において、県はどのような取り組みを行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 「みやぎサイクルツーリズム推進事業」につきましては、まずは、本県に適したサイクルツーリズムの形態やターゲットとする客層の明確化、重点的に取り組む地域の選定等についてマーケティング調査を行いますとともに、調査結果を踏まえた試走ツアーを実施して、諸課題の洗い出しを行うこととしております。また、県サイクリング協会と連携いたしまして、本県の観光知識の習得や、安全対策に関する研修等を実施いたしまして、質の高いガイドの育成に取り組みますとともに、さまざまな関係機関と協議しながら、受け入れ体制の整備も行うことといたしております。今後、こうした取り組みによりまして、サイクルツーリズムの旅行商品化を進め、本県の新たな観光誘客の柱に育ててまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 宮崎でも、景観を十分に楽しみながら、また、競技としてのサイクルスポーツの振興が十分に可能だと思っておりますので、この事業にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

また、サイクルスポーツが盛んになれば、自転車の通行もふえます。道路交通法では、自転車は原則、車道を通行しなければなりません。しかし、幅の狭い道路においては、車との距離が近く、自転車も車も危ない思いをすることが少なくありません。また、歩行者と自転車の事故も数多く発生しております。このようなことから、適切な自転車通行空間の確保が大切であると考えています。サイクルスポーツの振興に

については、道路整備という点もあわせて検討していただきたいと思います。

次に、国際航空路線関係について伺います。現在、宮崎発着の国際定期航空路線は、韓国、香港、台湾の3つとなっております。これらの路線は、知事を初めとする路線維持の働きかけや、利用促進の施策など、さまざまな取り組みが行われておりますが、減便であったり、路線廃止であったり話が常について回るなど、なかなか安定した状況になっていないのかなと感じております。そこで、まずは本県の国際航空路線の現状について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 直近の平成28年度の国際航空路線の状況でございますが、まず、ソウル線につきましては、熊本地震の影響により、一時的に利用者数が減少したものの、冬期における外国人のゴルフ需要の高まりによりまして、12月から3月にかけて週3便から週4便に増便され、平成13年度の就航以来、最も多い利用者数となりました。一方、台北線につきましては、同じく地震の影響によります外国人利用者の減少に伴い、昨年10月に週3便から週2便に減便となり、前年度と比較いたしまして、利用者数が大きく減少したところでございます。また、香港線につきましても同様に、一時的な利用者数の減少はありましたが、その後、回復いたしまして、最終的には、ほぼ前年度並みとなったところでございます。この結果、各路線の利用者数は、対前年度比で、ソウル線が101.2%、台北線が78.8%、香港線が99.6%となったところでございます。

○日高陽一議員 搭乗率の現状についてはわかりました。ソウル線は、12月から3月にかけての増便もあり、前年度以上の実績。また、香港

線はほぼ前年並みということで、少し安心しましたが、やはり熊本地震の影響もあり、台北線で落ち込みが大きいようであります。搭乗率の低下は、路線廃止につながる非常に大きな問題であります。さらに、最近の北朝鮮の状況等により、国際線の利用に再び悪影響が出ているのではないかと感じております。搭乗率を上げていくためには、利用促進が重要であり、迎え入れるインバウンド対策はもとより、海外に行く方々のための支援、アウトバウンド対策も重要であると思っております。人口に対して出国した人の割合を示す出国率という数値がありますが、日本旅行業協会のデータによりますと、本県の2014年の出国率は4.4%と、全国平均の13.3%を大きく下回っております。九州で一番高いのが福岡県の10.8%ですので、同等は難しいとしても、それに近づける努力は必要であると思っております。そこで、アウトバウンドをふやすために今後どのような取り組みを行っていくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたとおり、国際航空路線の維持・充実を図るためには、海外からのインバウンドを取り込むだけではなく、県民の利用を促進することによりまして、アウトバウンドをふやすことも大変重要であると考えております。このため、県におきましては、県民の海外渡航をさらに促すため、昨年度から新たに、グループ旅行補助の対象につきまして、最小の人数を5人から4人に緩和したほか、パスポートの取得支援については、片道のみ利用される方についても支援対象に追加したところでございます。さらに、就航先の国・地域への修学旅行やビジネス利用など、県民の交流活動を促す対策にも取り組んでいるところでございます。今後とも、航空会社

※ 194ページに訂正発言あり

と連携したPR活動などにも取り組み、アウトバウンドについても、その増加に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。ビジネス利用はもとより、修学旅行による海外渡航は、人材育成の観点からも大変重要であると思いますので、少しでも利用促進が図られるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次に、教育行政について質問いたします。

先ほど、人材育成の観点からも修学旅行等の海外渡航支援をお願いしたところです。先日、西村議員の質問でも、県立高校の海外への修学旅行について取り上げられておりました。教育長からは、生徒のグローバル意識の向上や生きた国際交流の機会となるよう支援していく旨の答弁がされました。これからまさにグローバル人材の育成が重要であると思えます。人材育成の観点で言えば、海外に出ていくことも大事ですが、海外から留学生を受け入れ、ともに学校生活を送ることで、外国語習得や異文化交流などの面において、大きな効果が期待できると思えます。そこで、県立高校における海外からの留学生の受け入れ状況について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 昨年度、海外から本県の県立高校に2カ月以上留学した生徒は11名でございまして、アメリカ、ドイツ、台湾など、9つの国と地域から受け入れております。海外からの留学生を高校で受け入れるということは、多くの高校生が、地元にいながらにして世界への関心を高めることや、多様な価値観に触れるということで、視野を広げる機会ともなります。また、本県での生活や学習体験を通して、留学生に本県の文化、自然、社会等に対す

る理解を深めてもらうことは、大きな意義があると思えます。県教育委員会といたしましては、生徒のグローバル意識がさらに高まるよう、各学校での取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 私も、人口約5万人というアメリカの田舎に住んでいましたが、その田舎暮らしが本当に充実したもので、素晴らしいものでありました。今でも戻りたい気持ちはたくさんあります。宮崎に住んでいる外国人の仲間にも、留学で日本を訪れ、一度国に帰りましたが、日本が忘れられず戻ってきて、この日本で家庭を持った友達はたくさんいます。現在、ほんのわずかの留学生の受け入れを、逆に高校内に小さな外国の生徒さんのコミュニティーができるぐらい受け入れたら、子供たちへの影響は大きく変わると思えます。グローバル人材育成のためにも、また人口減少防止のためにも、留学生受け入れについて積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、医療・福祉関係で、指定難病医療費助成についてお伺いいたします。

このことにつきましては、昨年2月の議会でも質問したところですが、いまだに助成申請してから時間がかかると聞きます。そこで、指定難病医療費助成の申請に係る認定に至るまでの県の事務手続及びそれに要する期間について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 指定難病医療費助成の受給を希望される方からの申請は、県内の全ての保健所で受け付けております。申請受付後は、毎月1回開催される指定難病審査会におきまして、指定難病に関して学識経験を有する医師により審査を行い、その結果を踏まえ、指定難病受給者証の交付を決定いたしま

す。交付の決定後は、申請者が加入している医療保険の保険者へ高額療養費の所得区分の照会を行い、その結果をもとに、申請者へ指定難病受給者証を交付いたします。この申請受付から交付までの一連の事務手続に要する期間は、おおむね3カ月程度となっております。

○日高陽一議員 事務手続の内容については、わかりました。受給者証の交付に当たっては、医師による審査や所得区分の照会などもあるとのこと、県だけの取り組みではどうしようもない部分があるかと思いますが、多くの患者の方が支援を必要としている中で、少しでも手続事務がスピード感を持って進められないものか、対応できる部分はないものか、検討していただきたいと思います。県の事務手続迅速化に向けた今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 指定難病医療費助成の申請に対する県の事務手続につきましては、国の定める法令等に基づき、行っておりますが、この事務手続の中には、申請者が加入している医療保険の保険者への高額療養費の所得区分の照会など、迅速化が困難なものが含まれております。このため、ことし2月には、現場の実態に即した迅速な事務手続が可能となるよう、国に要望したところであります。今後とも、他県の状況を踏まえつつ、迅速かつ適切な事務手続の遂行に努めるとともに、国への要望が必要な事項につきましては、引き続き、全国衛生部長会など、あらゆる機会を捉えて国に要望してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 国に要望していただいているということです。手続が少しでも早くなることを期待しますが、法令に基づく手続ということですので、事務手続の改善には時間がかかるこ

とと思います。今後も機会あるごとに国に要望していただきますようお願いいたします。

以前もお話ししましたが、私の友人も難病と闘っている一人です。ALSという進行性の病気で、一日一日症状は悪化していきます。進行が進んでいる彼は、もう手足を動かすことが困難な上、言葉さえ発することができなくなってしまいました。意思の疎通は、オリヒメアイと呼ばれる特別送付器具を利用しないとできません。この器具も使用が認められるまで時間がかかると聞いています。そのようなことも含めて、少しでも各種手続が迅速化されますように、引き続き対応の検討をお願いいたします。

続きまして、女性の活躍についてお伺いをいたします。

初めての議会となる平成27年9月議会においても、女性が働きやすい職場環境や農業女子の取り組みについて質問をしたところでありますが、世界的に見ても取り組みがまだおくれており、人口減少社会を迎える中、女性活躍の推進は大きな課題だと思っております。

そのような中で、4月の知事の定例記者会見にて、「ひむかWOMAN」サイトの開設について発表されました。私も拝見いたしました。多くの業種で活躍される女性が紹介されていきました。中には県職員の方も含まれているようです。このような取り組みは、これから就業を希望する女性はもとより、既に働いている方々にとっても、情報収集や経験談を参考にできるものであり、大変よいことであると思っております。まだ開設されたばかりでありますので、周知を図る意味でも質問したいと思いますが、「ひむかWOMAN」サイトの特徴について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 申しわけござ

いません。答弁する前に訂正をお願いしたいと思えます。県民の海外渡航の補助改善につきまして、私、先ほど「昨年度から」と申し上げましたが、「今年度から」の改善でございます。おわびして訂正申し上げます。

御質問のとし3月に開設した「ひむかWOMAN」サイトについてでございますが、その特徴は、さまざまな分野で活躍しています県内の女性を幅広く紹介するとともに、直接面談もできるという点ではないかと考えております。具体的には、企業で活躍中の女性社員の方や、会社を経営されている方、農林漁業や女性が少ない分野に挑戦している方など、118名の女性の働き方や生き方について紹介しております。そのうち73名の方は、女性やグループ等がサイトを通じて面談の申し込みをすることによって、直接会って経験談やアドバイスを聞くことができることとしておりまして、これは、九州で初めての取り組みでございます。県といたしましては、このサイトの活用により、女性のキャリアアップや仕事の進め方、ワーク・ライフ・バランスなどの悩みや課題を解決するきっかけづくりをしていただきたいと思いますと考えております。今後とも、あらゆる分野における女性の活躍を積極的に推進するために、広く周知に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○日高陽一議員 私の知り合いにも、県内で活躍する輝いている女性がいますけれども、調べてみると、まだこのサイトに登録されていないようでございます。このサイトもまだ充実の余地があると思いますので、登録のほうもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、警察行政について質問をいたします。

万引きについてですが、全国では、たくさん

の万引きが発生しており、直近の平成28年には26億5,000万円もの被害額となっております。過去5年間をさかのぼっても、ほぼ同様の被害額となっております。万引き犯罪が高どまりしている主な原因といたしましては、高齢者による万引きがふえ続けていることや、青少年の万引きが、いじめ問題も絡んでふえていることなどがあるとのことです。万引き犯罪の増加は、小売業の経営を圧迫するばかりでなく、青少年の健全育成を阻害する社会問題でもあります。特に、万引き犯罪は、子供、高齢者、従業員や関係者等、広範囲にわたっていることを考えますと、規範意識を取り戻す意味でも、社会全体として対策に取り組むべき緊急課題と思います。そこで、まずは、県内における過去3年間の万引きの発生件数と被害額について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 本県で平成26年から平成28年の過去3年間に発生した万引きは、平成26年が854件で、被害総額約490万円、平成27年が744件で、被害総額約720万円、平成28年が792件で、被害総額約480万円であり、3年間では増減を繰り返しておりますが、過去10年間の推移を見ますと、減少傾向にあります。

○日高陽一議員 本県の場合は、年によって差は大きいですが、おおむね500万円弱の被害が確認されており、ここ10年で見ますと減少傾向ということでありました。ここで気になるのが、万引きをした人の年齢構成であります。全国的には、高齢者による万引きがふえている実態もあるようですが、昨年検挙した万引き犯の年齢的な特徴について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 昨年中における

万引きの検挙人員は550人ですが、そのうち、65歳以上の高齢者が5割弱の252人、20歳未満の少年が1割強の70人であり、近年、検挙人員の中で、少年の割合が減少し、高齢者の割合が増加する傾向にあります。

○日高陽一議員 高齢者が多いであろうなとは思っていたんですけども、検挙されたうちの半分ということで、ちょっと驚いております。この現状に対しては、さまざまな分析が必要であると思います。少なくとも高齢者向け、そしてまた少年向けなど、対象者の年代に応じた対応が必要かと思いますが、万引き防止のためにどのような対策を行っているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 警察では、万引きの現状を分析し、店舗における対策、高齢者や少年の対策を中心に推進しております。店舗対策としましては、管理者及び職員に対する万引き防止に向けた意識づけ、陳列棚の改善など、万引き被害に遭いにくい店舗環境づくりへの指導・助言、客に対する声かけ励行の依頼などを行っております。高齢者対策としましては、交番等の警察官が各世帯を訪問しての巡回連絡時に、高齢者に対して万引きの実態を知らせ、また、少年対策としては、学校で開催する非行防止教室で、児童生徒に対して、万引きは犯罪であることの指導などにより、高齢者や少年の規範意識の醸成を図っているところであります。

○日高陽一議員 言うまでもなく万引きは犯罪であります。このことを強く意識させることが大事だと思います。今伺った対策により、減少傾向になっているとは思いますが、さらに減少させられるよう、引き続きしっかりと対策を行っていただきたいと思っております。

次に、農林業の課題についてお伺いをいたします。

まず、新規就農者や後継者について伺います。本県は、農業産出額が全国第5位であり、言うまでもなく農業は重要な基幹産業の一つであります。都市集中型の今、地域の活性化がなければ日本は滅びるとも言われている中、日本の食料基地としての本県の役割はますます重要になってくると思われまます。農業振興に当たっては、担い手育成・確保は喫緊の課題であり、新規での就農や後継者への支援が重要だと思われまます。過去3年間の新規就農者数と、そのうち後継者数、あわせて後継者就農支援策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県の新規就農者数は、平成26年が260名、27年が341名、28年が396名と増加しております。そのうち、自営就農の後継者は、78名、74名、139名と、28年は大幅に増加しております。本県農業の将来の担い手としまして大いに期待しているところであります。そのため県では、こういった後継者の就農に対しまして、まず1点目として、農業改良普及センターでのSAP活動等を通じたプロジェクト学修や技術修得、2点目としまして、親族から独立して営農する場合の、就農計画や無利子の青年等就農資金の借入計画の作成、3点目としまして、施設や機械等の整備に必要な補助事業の活用等について支援しているところでございます。今後とも、後継者の確保に向けて、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

○日高陽一議員 新規就農者が確実にふえてきているということで、若い力で本県の農業を盛り上げていていただきたいと期待しておりますので、引き続き支援のほうよろしくお願ひい

たします。

次に、クロピラリド対策についてお伺いをいたします。国内で登録申請が出されていないにもかかわらず、飼料として日本に入り、スイートピーやミニトマト等の植物に生育障害が確認されているクロピラリドですが、先般の2月議会でも横田議員、来住議員が質問されています。その際、答弁で、畜産農家に関しては、残留可能性の有無について園芸農家に伝える仕組みづくり、また、園芸農家に関しては、感受性の強い植物を使った生物検定による事前チェックを行うことをマニュアルとして早急に整備して周知していくということでありました。クロピラリドの残留による生育障害について、生物検定マニュアルを策定されていますが、このマニュアルの内容及び対応状況について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県では、本年4月にクロピラリドに非常に弱いサヤエンドウを使いまして、堆肥中の残留状況を確認する手順を解説した生物検定マニュアルを作成し、関係機関に配布しますとともに、普及指導員や堆肥センター職員等を対象とした研修会を開催したところでありました。また、スイートピー等の影響を受けやすい品目を生産している農家におかれましては、7月中旬には堆肥の利用が始まるため、引き続き、重点的な周知を図ることとしております。さらに、クロピラリドに関する情報が、飼料流通業者から畜産農家、そして園芸農家まで確実に伝達されるよう、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 私も幾つかの農家を回ったところ、ここ数年、原因不明で植物が枯れたことがあったとも聞いております。農家によっては、独自でクロピラリドの残留検査を行い、実

際、クロピラリドの残留があった農家もありました。県内には、綾町のように有機栽培を中心に経営されている農家もたくさんあります。そのようなところに影響が広がらないよう、早急に周知をお願いいたします。

次に、全国和牛能力共進会について伺います。いよいよ9月に迫ってまいりました全国和牛能力共進会。前回の議会の質問で、当時、農政水産部長であった郡司副知事から、「3連覇に向けた出品対策は、県推進協議会を中心に、生産者、関係機関が一体となって万全の準備を進めている」との力強い御答弁、そしてまた、先日、黒木議員の質問に対しても意気込みを御答弁いただきました。残り3カ月を切った今、具体的にどのような準備が進んでいるのか気になります。全国和牛能力共進会に向けて、現在の準備状況について農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 全国和牛能力共進会宮城大会に向けまして、5月に県内7地域で予選会を開催し、種牛部門の出品候補牛を選定しますとともに、肉牛部門では、今月、最終の巡回調査を実施し、候補牛の絞り込みを行ったところでございます。7月には、本県代表牛28頭を決定することにしておりますが、現在、各地域では、県代表の座を勝ち取るべく、関係者がまさに一つのチームとなって、出品牛の手入れや集合検査等、飼養管理のさらなる徹底を図っております。私も地域予選会に参加しましたが、けれども、「宮崎を制する者は全国を制する」との言葉に代表されますように、生産者や関係機関の意気込みと熱意を実感したところでもあります。また、先月ですが、宮城県の全共会場も調査しまして、状況確認をしますとともに、3連覇への決意を新たにいたしましたところでありま

す。県としましては、今後とも「チーム宮崎」一丸となって、考えられる最高の準備を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 来月になると代表になる28頭が決まるということで、本当にいよいよだなと思っております。ただいまの部長の答弁からも、考えられるあらゆる準備を徹底して行っていくということが伝わりました。「宮崎を制する者は全国を制す」、まさにプライドと熱意がこもった言葉だと思います。準備も大変な御苦労があると思いますが、どうか最後の最後まで気を抜かずに、しっかりと準備をお願いいたします。

準備につきましては、しっかり進めていただいているとのことですが、共進会が終わった後の対応も大事であると思います。これまで以上の消費拡大に向けた取り組みが必要となってきますし、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが控えております。ここに食材として提供できれば、宮崎牛のPR効果ははかり知れず、取引拡大に当たって大きく影響するものと思います。ぜひ、食材提供に向かって取り組んでいただきたいと思います。そのためにはGAP認証は避けて通れないものがあると考えます。そこで、今後の取引拡大に向けた畜産物のJGAP等への取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの食材提供を契機としましたJGAP等の取り組みは、今後の畜産物の取引拡大にも貢献するものと考えております。このため、県としましては、まずは、食材提供に向けて、JGAP認証取得を推進するための畜産関係団体等で構成する専門部会を設置いたしました。この部会では、現在、

国内で唯一、畜産分野でのグローバルGAP認証を取得されています宮崎大学の住吉フィールドの協力を得ながら、JGAP認証への取り組みを支援する指導員の養成ですとか、認証取得に意欲のある農家への取得に向けた支援について取り組んでまいることとしております。

○日高陽一議員 先日、野崎議員の質問にて農産物のGAPの取り組みの質問がされておりました。話は少しそれますが、先日、青島で「DINING OUT」という、東京の会社が主催するイベントがありました。これは、2夜限りのプレミアムな野外のレストランとして、地元の食材を使っておもてなしが行われたものです。私の友人が、食材を提供した関係でこのイベントに参加したのですが、内容のすばらしさに鳥肌が立つほど感動したと話してくれました。宮崎には、人を感動させる本物の食材とすばらしいロケーションがあります。自信を持って消費拡大を進めるためにも、農畜産物のGAP認証を早急に進めていっていただきたいと思っております。

続いて、肉用牛繁殖基盤の強化について伺います。29万7,808頭の家畜が殺処分されたあの口蹄疫から、7年がたちました。この間、行政を含む関係者の支えの中、どうにか復活の道を歩んできました。経営再開に当たり、導入した母牛が交代の時期を迎えております。一斉の交代となれば、経費もかかり、やめてしまう畜産農家がふえるのではないかと懸念をしております。宮崎の畜産を支えるためにも、母牛の増頭による繁殖基盤の強化が不可欠であり、そのための支援が必要であると考えますが、肉用牛繁殖基盤の強化についてどのような取り組みを行っているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 肉用牛繁殖基盤の強化は、重要かつ喫緊の課題でありますことから、県では、各地域における増頭等の目標を定めました「人・牛プラン」に基づきまして、施設整備や繁殖雌牛の導入等を推進してきたところであります。具体的には、まず1点目ですが、畜産クラスター事業等を活用した担い手の施設整備や、JAが主体となった繁殖センター等の地域拠点施設の整備、2点目としまして、繁殖雌牛対策として、国の肉用牛経営安定対策補完事業の活用による増頭支援、そして3点目としまして、県単事業の種畜再生対策基金事業による優秀な雌子牛の保留対策に取り組んでいるところであります。このような事業を実施しました結果、本県の繁殖雌牛頭数は、平成28年2月現在で7万8,800頭と、前年に比べて3,000頭増加したところであります。今後とも、市町村やJA等と連携しながら、繁殖雌牛8万頭の目標に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 前年から3,000頭増加したということで、少しほっといたしました。関係者の努力に感謝いたします。目標達成に向かって引き続き取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、今回の私の質問を終わらせていただきますが、先週、黒木議員、また、先ほど太田議員の質問にもありました森林の盗伐問題につきましては、私も強い問題意識を持っております。単なる誤伐ということであればまだしも、悪質な業者による盗伐が横行しては、26年連続で杉素材生産日本一の本県林業にとっては、大きなマイナスイメージとなってしまいます。また、そのような場所は再生林もされずに放置され、資源の枯渇や災害の心配も出てきます。今

回は質問いたしませんでしたが、この問題は私も大変重要な問題だと思っておりますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、島田俊光議員。

○島田俊光議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党の島田でございます。通告に従って順次質問させていただきますが、その前に、歴代の知事に触れたいと思います。

田中長茂さんが、台風メッカの宮崎の作物の被害を見て、特に水稲の被害を見て、早期水稲を奨励されたそうです。その収穫後にまた二期作を植えさせて、収穫量を上げるという政策をとられたそうでございます。その次に黒木知事が誕生されたわけでございますが、黒木知事は、農業の神様として、本当にこの宮崎県の農業の第一人者だと思っております。その中で、担い手育成にも、林業であれば林業研究グループを設立され、そして農業の後継者についてはSAPグループ、青年団と、本当に担い手育成に努力されて、本県の今の農業があるんじゃないかと考えております。また、その次に、林野庁長官を経験された松形知事が、宮崎県の知事に就任されたわけでございます。知事は、やはり林業に精通されておまして、我が林業県を守っていただくその政策として、健全な森林を

育成することがこれからの課題だということ強く申しておられました。その中では、健全な森林をつくと、農業も林業も、そして漁業までよくなり、我々の生活環境というのを守っていくんだと。その公益性を理解して、特に森林組合、林業団体等は積極的に森林を守っていかなければならないんだと強く申されたことを、思い出しております。また、高性能林業機械も導入していただきまして、我が南那珂森林組合があるのも、そのおかげだと思っております。3名ともそれぞれにしっかりとした県政を踏まえて実績を残しておられます。

そこで、河野県政でございます。松形知事と同様に、今掲げておられる、「くらしやすき日本一」「スポーツランドみやぎ」など、さらなる努力で、県民に安心というものを与えていただきたい。そして、輝く宮崎県として形成していただければと思っております。そのためには、やはり議会との調整をもっと緊密にしていいただきたい。小まめな心遣いをするることによって、提案した事項が全てうまく進むものと思っております。県勢発展に努力されて、松形知事二世と言われるように頑張ってもらいたいと思っております。支える私たちが苦勞しないように、篤とお願いしておきます。

それでは知事に、宮崎県の将来のビジョンについてお伺いいたします。

1点目でございますが、人口減少は県民に深刻な影響を及ぼしています。特に産業の担い手不足は、今後の宮崎経済活性化を進め、維持していくためには厳しさがあると思っておりますが、県民に安心を持たせるために、10年後を見据えた本県の経済活性化について、どのようなビジョンを持っておられるのか伺いたいと思っております。

2点目でございます。ただいま経済活性化の

ビジョンを伺いました。それについて、経済の活性化を図り、真の地方の創生を実現するために、地域や企業を支える産業人材の育成・確保も重要であると思っております。各方面で人材の確保が難しいと言われている中、将来の本県の経済活性化を支える産業人材の育成・確保について、どのように取り組まれるのかお伺いしたいと思っております。

3点目でございます。宮崎県では、恵まれた気象条件を生かし、施設園芸や畜産を中心とした農業経営が展開されております。生産される農畜産物は、安全・安心な宮崎ブランドとして、県外の都市部でも高い評価を受けておるところでございます。しかしながら、一方では、本県農業を支えてきた農家の高齢化や担い手の減少が急速に進んでおります。加えて、グローバル化の進展による国際競争の激化など、農業を取り巻く状況は大きく変化をいたしております。各産業の中でも、特に農業分野の人材不足が課題となってきております。このままでは、本県農業を持続的に発展させていくことが難しくなるのではないかと危惧をいたしております。知事は、農業・農村振興長期計画に基づいて、本県の農業の成長産業化を目標に掲げておられます。人材不足が深刻化する中、将来にわたり本県が国内有数の農業県であり続けるためにも、農業の振興にどのように取り組まれるのか伺いたいと思っております。

続いて、高速道路のことでございますが、鎌原副知事に。県南地域にとって東九州道は、産業や観光の振興など、さらなる発展を担う道路でございます。去年は、宮崎県側の日南東郷―油津間3.2キロメートルと鹿児島県側の志布志―夏井間の3.7キロメートルが新規事業化されました。鎌原副知事は、就任直後から、東九州自動

車道の未開通区間の開通など、インフラ整備に取り組みたいと話されております。そこで、東九州自動車道油津一串間一夏井間の事業化を目指すために、副知事としてどのように今後取り組まれていくのか、お伺いしたいと思います。本日は、串間の道の会の女性部の方たちが、副知事の誠意ある答弁を聞きたいと思って応援に来ていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、森林環境でございますが、宮崎の林業の将来についてお伺いいたしたいと思えます。4月に発表された国の統計によりますと、昨年の素材生産量は約200万立方メートルと、素材生産日本一を26年間、我が県は持続しているわけでございます。一方では、伐採後の再生林をきちんとしていかないと、将来、森林資源は枯渇してしまうのではないかと心配をいたしております。また、大型製材工場等の稼働や木材輸出の増加などにより、今後ますます森林の伐採が進んでいく中、肝心な林業を支える担い手の数は減ってきておるわけでございます。林業事業体の育成や担い手の確保などをどのようにしていくのか真剣に考えないと、宮崎の林業の将来が非常に心配であります。そこで、宮崎の林業の将来に向けて、県はどのような考えで対策に取り組むのか、環境森林部長にお伺いいたしたいと思えます。

以上、壇上からの質問はこれで終わりました、後の質問につきましては質問者席からさせていただきます。よろしく申し上げます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、10年後の本県経済についてであります。将来の本県経済を考える上では、高齢化や

人口減少の問題というものを避けて通ることはできませんが、その基本は、まずは外貨を稼ぐ産業を育成すること、そして稼いだ外貨を県内で循環させる仕組みを構築することにあると考えております。このような中、本県では、豊富な農林水産物を生かしたフードビジネスの展開や、東九州メディカルバレー構想による医療機器産業の振興など、今後、国内外でニーズが高まる食・健康・医療に着目した取り組みを進めているところであります。

また、あわせて、地域経済を牽引する中核的企業や産業人材の育成、イノベーションの創出等に、官民一体となって取り組むプラットフォームの体制整備などの取り組みを進めているところであります。おかげさまで、いろんな成果が出て、数字というのも出ているところでありますが、引き続き、先ほど議員の御指摘がありました、これまでの知事の御功績というものをしっかり受けとめながら、我々が今できるベストを尽くしていくと。そして、このような施策を戦略的に力強く進めながら、「くらしの豊かさ日本一」を目指して、県民の皆様が安心して将来に夢や希望を持てる社会、輝く宮崎というものを構築してまいりたい、そのように考えております。

次に、産業人材の育成・確保についてであります。本格的な人口減少社会を迎える中、特に若者世代の人口流出が続いております。地域や産業を支える人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。県ではこれまで、キャリア教育の推進や企業説明会の開催、各種インターンシップの実施など、さまざまな取り組みを進めてきたところでありますが、依然として厳しい状況は続いております。このため昨年度から、産業人材育成プラットフォームにおいて、産学

金労官が連携をしました産業人材の育成・確保の取り組みを進めているところであります。今年度は、新たに産業連携推進会議を設置し、各産業分野の人材確保の状況について意見交換を行ったところであります。今後は、関係機関等の御意見も踏まえ、若者が県内で働き暮らしていくことの魅力に触れたり、県内企業を知る機会を提供していくことはもちろんのこと、女性や高齢者、外国人留学生等の活用についても検討を行いまして、産業人材の育成・確保に正面からしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、農業の振興についてであります。本県農業の持続的な発展を図るためには、人材不足や競争力の強化などのさまざまな課題に対応していくことが重要だと考えております。このため県では、「人材の確保・育成」の観点から、就農に関する情報発信から、相談、研修、定着までの一体的な取り組みを進めております。私も、東京などでの就農フェアにも参加をしたところであります。また、「生産性の向上」の観点から、ICT活用や生産工程の分業化など、効率的な生産体制の構築にも取り組んでいるところであります。さらには、国内外への販路開拓や輸出拠点の整備など、本県農業の競争力の強化、販売力の強化にも積極的に取り組んでいるところであります。このような中、去年は県内の新規就農者数が396人と、平成に入って以降最多となっております。また、農水産物の輸出額も約34億5,000万円と、過去最高の数字を記録したところであります。議員の地元の串間市におかれても、カンショ、また養殖ブリ等の輸出産業の振興が図られているところであります。今後とも、農業者が夢と希望を持って邁進していけるよう、本県農業の成長産業化

にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えいたします。

油津一串間一夏井間の事業化についてでございます。東九州自動車道につきましては、昨年4月に北九州市から宮崎市までがつながり、本県を含む沿線地域におきましては、企業立地件数の増加や、新たな観光周遊ルートの創出など、ストック効果が発揮されてきているところでございます。お尋ねの県南地域にも訪問させていただきましたが、串間市の都井岬など豊かな観光資源に恵まれており、また、農林水産資源を活用した企業・団体が積極的に輸出に取り組むなど、高速道路の開通による経済の活性化が非常に期待される地域であると、強く感じたところでございます。また、串間の女性の会の皆様を初めとして、これまで地域の多くの方々から、東九州自動車道の早期整備というものを願う声を伺ってまいりました。

私としましては、高速道路のミッシングリンクの早期解消は最重要課題の一つであると強く認識をしておりますので、東九州自動車道の油津一串間一夏井間の事業化が一日も早く実現するように、県議会の皆様、沿線自治体の関係機関、また、女性の会の皆様を初めとして、地域の皆様と一体となって、国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（川野美奈子君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県の林業の将来に向けての対策についてであります。本県は、先人たちの努力により、全国有数の国産材供給基地として確固たる地位を築いてまいりましたが、将来にわたって本県林

業をさらに発展させていくためには、議員御指摘のとおり、資源循環型林業の確立と、その基盤となる担い手対策に取り組んでいく必要があると考えております。このため、循環型林業の対策につきましては、伐採から植栽までの一貫作業システムづくりによる再生林を加速化させる取り組みや、低コスト林業などの取り組みを強力で推進してまいります。また、林業の担い手対策につきましては、新規就業者の確保や就業者の技術向上、就労環境の改善などの取り組みを進めているところであり、さらに今年度からは、UIJターン希望者への体験研修や、女性の活躍のための活動支援にも取り組むこととしております。今後とも、林業現場にかかわるニーズを踏まえながら、市町村や関係団体等と連携し、林業の将来に向けたさまざまな対策の充実・強化に取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○島田俊光議員 それぞれに答弁していただきまして、ありがとうございます。

知事が申されますように、やはり高校生の都会への流出を食いとめ、若年労働者というのを確保しなければ、経済の活性化はあり得ないと思います。また、経済効果のコスト軽減にもつながるわけでございますから、このことについては、今後強力で進めていかなければならない問題だろうと思っております。

それから、海外出荷は、串間は非常に特化しております。このことについても、さらに農業の安定を図るためには協力をさせていただければと思っております。

また、鎌原副知事につきましては、本当に心強い答弁をいただきました。ぜひとも就任中に事業化を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

環境森林部長、本当に、林業をこれだけ築き上げたわけでございます。せっかくここまで築き上げた林業を、今後は守っていかなければならない部分がございます。ぜひとも担い手対策に特化して、持続可能な森林、そして宮崎県は世界に誇る林業県だよということをアピールしていただきたいと思います。

続いて、再度、環境森林部長にお伺いいたします。県産材の需要拡大についてでございます。今後は、人口減少社会の到来により、住宅着工戸数が長期的に減少していくという見通しがあるわけでございます。このような状況を踏まえますと、住宅以外の需要にも視野を広げて、公共建築や公共土木施設、農業、漁業などの他の産業分野での利用、海外出荷ルート開拓などの新たな展開が必要ではないかと考えております。さらに、都市部に建設されるビル等の内装材などに、需要開拓の余地が大いにあるかと思っております。そこで、人口減少などに伴う将来の木材需要の減少を見据えて、県産材の需要拡大に今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 現在、県産材の需要は、9割近くを住宅向けが占めているところですが、将来的には住宅着工戸数の減少が想定されますので、新たな木材需要の創出が極めて重要であります。このため県では、木材利用技術センターによる建築材料の開発や技術支援を初め、公共建築物等の木造化・木質化に対する助成などにより、非住宅分野における木材の利用を促進しているところでございます。また、川崎市との連携や、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としました、都市部での需要拡大にも努めているところでございます。さらに、海外に対しましては、丸太の輸出

はもとより、プレカットした木材と建築技術をパッケージにした「材工一体」による製品の輸出を推進しております。今後とも、これらの取り組みにより、積極的に県産材の需要拡大を図ってまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。木材需要拡大には、住宅着工戸数が減る中で、日本文化の木材を使った数寄屋づくりの住宅などが減ってきているわけでございますから、今後は、都市部のビルの内装材として、炭素固定環境材としてのイメージをつけた販路拡大というのも必要じゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げておきます。

続いて、再度、環境森林部長にお伺ひいたします。次に、経済林と環境林の区別をして、公益的な機能を発揮し、県民の大切な暮らしを守っていくべきじゃないかと考えているわけでございます。山頂や稜線の森林はもちろんでありますが、大径材の価格が低迷している中で、巨木や美林、長伐期施業に取り組むなど、環境林として適切な管理・保全をしていく必要があると考えております。また、環境を支える森林・林業の貢献度は高い一方で、その効果が見えないことから、森林や林業の大切さを、県民に対してもっとアピールしていく必要があるのではないかと考えております。未来を担う子供たちへの教育、今、県が実施している木育などが重要であると考えております。そこで、県は、環境に配慮した森林づくりにどのように取り組んでいかれるのか。また、森林づくりの大切さを県民にどのように周知されていくのか、環境森林部長に再度お伺ひいたします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 県では、環境に配慮した森林(もり)づくりを進めるため、水源の涵養など公益的機能をより高度に発

揮できるように、針葉樹の人工林だけではなく、多様な樹種の導入や配置により、機能区分に応じた森林整備を推進しているところであります。具体的には、保安林の適正な整備や、実のなる広葉樹の植栽、針葉樹と広葉樹のバランスのとれた森林(もり)づくり、さらには、手入れのなされていない里山林の整備などに取り組んでおります。

また、森林(もり)づくりの大切さにつきましては、森林環境教育や県民参加による森林(もり)づくりを推進することにより、その周知を図っているところであります。具体的には、次の時代を担う子供たちを対象とした、林業現場の見学や体験活動を初め、植樹活動に必要な苗木の提供、森林ボランティアの活動支援などに取り組んでいるところであります。今後とも、環境に配慮した森林(もり)づくりを推進するとともに、より効果的な情報発信に取り組むなど、県民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。

公益林というものは、それぞれ県民に知らしめないと、我々は環境税を求めていくわけでございますから、その環境税の目的をしっかりと知らしめていただければ、我々も、森林管理に対して環境林としての整備ができると思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、山の神様は女性です。ただ違うのは、部長が美人であるということが違いであると思いますので、ぜひとも部長なりに、今後の宮崎県の森林・林業活性化のために御尽力を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて、総合政策部長にお伺ひいたしたいと思ひます。人口減少に歯どめをかけ、地域の活

活性化を図っていく上で、移住政策は大変重要であり、県、市町村におきましても、さまざまな取り組みが行われております。このため、移住政策を推進し、中山間地域の活性化を図る上で、空き家の利用を図ることは有効な方法であると考えております。そこで、中山間地域へ経済効果をもたらすために、市町村が取り組む空き家バンク制度に対して、今後県はどのような支援をしていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在、県では、市町村に対し、空き家バンクの運営や空き家の改修費用等への補助を行うとともに、県が開設しております移住情報サイト等により、市町村の空き家の情報を移住希望者へ効果的に発信するなどの取り組みを行っているところであります。これらの取り組みを通じまして、空き家バンク制度は県内23市町村に広がっておりまして、5月末現在における全市町村のこれまでの登録件数が累計435件、成約件数が累計240件となるなど、一定の成果が上がっているものと考えているところでございます。県では、市町村の空き家バンク制度の利活用をさらに進めるため、今年度、県移住情報サイト内の空き家紹介ページをリニューアルしたところでありますが、今後とも市町村と連携の上、空き家バンクを初め、さまざまな移住施策の推進により、本県への人の流れを創出し、中山間地域における地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。私も、中山間地域の活性化については、空き家がふえている中で、この空き家を利用した活性化につなげるような政策をとっていかなければ、地方は衰退するだろうと思っております。都市

部の方たちとの交流、そして田舎に移住、民泊など、さまざまな効果をもたらせていく中で、地方の活性化につなげていかなければならないと考えておりますが、要は、民泊などには法の規制というのがあるわけでございます。どうか、その法の規制の緩和を、今後はよろしく取り計らっていただきたいと思っております。

続いて、再度、総合政策部長にお伺いいたします。男女共同参画社会についてでございます。女性登用関係のデータを見ましたところ、宮崎県の審議会における女性の割合は45.9%と全国4位でございますが、県全体で見ますと、例えば、市町村の女性管理職の割合はわずか7.7%であるなど、民間企業も含めて管理職の女性がまだまだ少ないと感じております。一方では、さまざまな分野で女性の活躍が進んでいるのも事実でございます。私の所属する南那珂森林組合でも、女性のオペレーターを採用し、現場で活躍していただいております。人口減少社会に直面する中、あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、女性の登用にとどまらず、さまざまな取り組みを積極的に進めていく必要があると考えます。そこで、本県の女性登用の現状と、女性の活躍推進に向けた県の取り組みについて、総合政策部長に再度伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県の女性登用につきましては、国勢調査によると、官公庁や民間等を含めた事業所での管理的職業従事者に占める女性の割合は、今、議員からお話がありましたとおり、平成27年で7.6%と、10年前の平成17年の4.6%に比べると上昇傾向にあると考えます。ただ、全国平均が9.7%でございますので、まだ十分ではないのが現状かというふうに考えております。

このような中、県では、女性活躍推進法に基

づく推進計画を盛り込んだ「第3次みやざき男女共同参画プラン」を作成いたしました。ことし4月からさまざまな施策を推進しております。具体的には、企業、団体、行政で構成します「みやざき女性の活躍推進会議」のより一層の活性化や、「Hinata・あぐりんぬ」や「ひなたもりこ」など、それぞれの分野における女性のサポートに取り組んでまいります。また、男性中心型の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスを図るため、労働局と連携しまして、長時間労働の抑制等の働き方改革や、イクメン・イクボスの普及を進めてまいります。さらに、男女共同参画センターと連携してチャレンジ支援を行うなど、女性の活躍推進に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。部長が言われるように、本当にこれからの社会、男性社会から男女共同社会へシフトしていかなければならないと思います。そういう中で、県全体の女性の立ち位置というものを考えていただきたいと思います。本県も、事業部長に初めて女性部長が誕生したわけです。あと2人ぐらい登場すれば、さらに議会も明るくなるのではないかと思いますので、さらに検討をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、福祉保健部長にお伺いたします。次に、団塊世代が75歳以上となる2025問題、平成37年を見据えた介護人材の確保についてお伺いしたいと思います。2025年には、全国でおおよそ37万7,000人の介護人材が不足すると予想されております。本県におきましても、4,000人程度不足することが見込まれております。介護サービスの基盤となる介護人材の確保は、喫緊の課題であろうかと思っております。その就業支援や

離職防止をどのように図っているのか、福祉保健部長に伺います。

また、将来を担う児童生徒が、介護を理解し、介護を職業の選択肢の一つとして考えてもらえるようなことが大切であろうかと考えております。これに対する県の取り組みを、あわせて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 2025年に向けて、県では、人材の確保・育成のため、賃金や職場環境の改善を初め、修学資金の貸し付け、専門研修の実施によるスキルアップなどに取り組んでいるところであります。また、将来の貴重な人材でもあります小中学生につきましては、出前講座の開催や施設に招いての介助作業体験など、介護の仕事について理解や関心を深めてもらう取り組みを進めているところであります。さらに、今年度からは、中高生を対象に、テレビなどのマスメディアを活用し、介護の魅力ややりがいなどを発信するとともに、その内容のDVDを学校に配付するなど、イメージアップを図ることとしております。県としましては、引き続き、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを充実・強化することにより、介護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。この2025年問題は本当に心配しているわけでございます。県民の皆さん方に安心という部分をどのように植えていくかということが課題であろうかと思いますが、現場の介護士の話聞きますと、大変な重労働でございます。ましてや認知症の夜間のサポートなど、伺うと、本当に大変な状況にあるなど。その中で介護士をいかにふやしていくかということは大変苦労があると思いますが、喫緊の課題であろうかと思

ますので、ぜひとも協力方、推進方をよろしく
お願いしたいと思います。

続いて、農政水産部長にお伺いしたいと思
います。農産物の安全対策についてござい
ます。本県は、全国有数の食料供給県でござ
います。大消費地に安定的に農作物を届ける重
要な役割を果たしております。その一方では、産
地では連作に次ぐ連作により、土壌中の微生物
だけでなく、畑の周辺の昆虫など、その種類が
大きく減り、病害虫が大発生しやすくなってき
ているのではないかと考えております。このた
め、いま一度、有機農業を見直し、自然の力を
生かした農業生産に立ち返る必要があると考
えておりますが、近年の異常気象等の厳しい気
象条件を振り返りますと、有機農業はかなりハ
ードルが高いと言わざるを得ません。しかしな
がら、このまま化学農薬や肥料に依存した連作
を続けていきますと、産地は疲弊していくの
ではないかと考えております。このため、合理
的な減農薬・減化学肥料栽培技術などの開発・
普及により、持続可能な産地づくりを強力に
進めていくべきではないかと考えております。
そこで、本県農産物の安全・安心な生産対策
について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 本県では、安
全・安心な農産物生産のため、環境負荷の低
減による持続的な農業生産の取り組みを推
進しているところですが、具体的には、良質
堆肥による土づくりの徹底を基本とし、年
間1万件以上を実施しています。土壌診断に
よる適正施肥や、生育期間中の作物の栄養
診断に基づく的確な追肥によりまして、健
全な作物づくりを推進しています。また、
近年、化学農薬に抵抗性を持った病害虫が
多発しておりますことから、天敵を活用し
た防除技術の確立・普及にも取り組

んでいるところです。さらには、これまで申
上げた技術を統合した総合的な作物管理技
術体系を「宮崎方式ICM」と称しまして、現
在、キュウリやピーマンなど6品目で普及
推進に取り組んでいます。今後、対象品目の
拡大も図ってまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。部
長が今言われたように、改革していかな
ければ、土壌管理、天敵効果などの自然
栽培を求めていかなければ、化学肥料や
化学薬品を使っていくと……。私は山菜
を取り扱っているわけですが、山菜を山
の中から畑に集約栽培すると、芽は出
ますけれども、溶けてしまう状況にあ
るわけです。その中で化学肥料や薬品
を使うと、私が一番心配するのは、長
年そのようなことをしていくと地下
水に浸透していくのではないかと。そ
ういう大きな心配をしておりますので
、ぜひとも、今後とも検討していただ
ければと思います。

再度、農政水産部長にお伺いします。
農業者年金についてお伺いいたします。
農業を守るためには、後継者の確保が
特に重要であります。地元では、将来
に不安を持つ若者の声をたまに耳にし
ますが、私は、老後の生活の安定など
、将来への不安を取り除くことも、後
継者の確保に結びつくのではないかと
考えております。地元の農業者から話
を聞くと、農業者年金の内容も余り知
らない、加入者も余り多くないよう
です。少なくとも国民年金と農業者年
金が確実に支給されれば、今より老
後の不安がなくなり、若者の就農も
ふえるのではないかと考えておりま
す。そこで、農業者年金の加入推進
について、農政水産部長にお伺いし
ます。

○農政水産部長(大坪篤史君) 平成28
年度末における60歳未満の農業者年
金の加入状況です

が、全国で13%、本県でも15%と低い状況にございます。独立行政法人農業者年金基金の調査によりますと、その要因は、制度のメリットが十分に理解されていないこと、さらに、保険料を負担に感じていることなどが挙げられております。このため、加入を推進している農業委員会やJA等は、国の中長期的な推進計画に基づき、特に40歳未満の若い農業者の加入割合を20%にすることを目標にしまして、制度説明会や戸別訪問による加入促進を図っております。本県では、28年度末で19.8%となっているところでございます。県としましては、農業委員会等の活動を支援しますとともに、さらなる制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。

この農業者年金のことをなぜ言うかといいますが、農業者が福祉施設に入った場合、ゆっくり余生を過ごすために施設に入られるわけですが、その中で病気になって病院にかかると、その治療費の負担ができないというありさまなんです。その負担は施設が立てかえをするわけですが、2年間は立てかえをしても、2年後は損金処理をその施設がするというところでございます。農業者というのは、公の仕事をしてきたと思っております。国土保全的な仕事も、そして大切な食料供給もしてきたわけですから、この点は、公の仕事の価値というものを踏まえて、国にも支援していただくような対策も講じていかなければならないのではないかと考えております。ぜひとも検討方よろしくお願いしたいと思っております。

再度、部長に伺いたいと思います。次に、本県農業の成長産業化に向けた取り組みについてお伺いいたします。私の地元の串間市は、特産品であるカンショは、現在、植えつけ作業が終

わろうとしているところでございます。カンショの畑には畝が整然と並び、その風景は見事なものでございます。農家の皆さんの熟練のわざに感動を覚えることがございます。私は、本県農業の成長産業化に向けては、このような革新的な技術や新しい仕組みの導入が必要だと考えております。県が今後取り組むこととされている、「イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業」に大いに関心を持っているところでございます。そこで、本県農業の成長産業化に向けて、本事業でどのような革新的技術や新しい仕組みの導入に取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県では本年度、農業の成長産業化を図るため、生産性を向上させる革新的技術の導入や、産地がマーケットのニーズに的確に対応できる新しい仕組みづくりなどに取り組んでいくこととしております。具体的には、野菜の里芋やホウレンソウ等において、一貫した工程管理のもと、作業の分業化を図ることで、安定した品質と量を確保する新たな仕組みを構築します。さらに、加工業務用の産地育成を進めていくこととしております。また、花卉の分野では、販売権を持つ県外の生産者と連携をしまして、付加価値の高い新たな品目の産地化を進めてまいります。さらに、果樹では、マンゴーにおきまして、ハウス内の温度や湿度等の環境を複合的に制御することで、飛躍的な収量向上を目指す革新技術の導入などに取り組んでまいります。

○島田俊光議員 ありがとうございます。47都道府県、農業をしている人は全ての方が改革を望んでいると思います。我が宮崎県は農業県でございますので、やはりこのことについては、GAP（農業生産工程管理）というものを

しっかりと踏まえて品種改良を行う中で、安心した農業経営ができるような対策を今後とも取り組んでいただければと思っております。よろしく願い申し上げます。

次に、再度、農政水産部長に伺います。沿岸漁業の振興策についてお伺いいたします。本県の沿岸漁業は、水産資源の減少や収益性の低下により、厳しい経営や就業者の減少が続いております。漁業は、県民に水産物を供給するとともに、地域の重要な産業であるため、漁業の活性化には安定した漁獲が必要であります。沖合の浮き魚礁では、カツオやマグロなどを対象に、かなりの漁獲量があると聞いていますが、串間は高齢の漁業者が多く、遠くの浮き魚礁までは行けない状況にあるわけがございます。したがって、港に近い漁場が必要であります。漁業者からは、養殖場近くには天然の魚が集まり、魚礁を設置することで、よい漁場になると聞いております。沿岸漁業経営の改善には、沿岸域に生産性の高い漁場整備を行うことが必要と考えております。県では、新しい漁場整備計画を策定したと聞いておりますが、沿岸漁業者の経営を支援するため、今後の漁場整備をどのように行っていくのか、農政水産部長に再度お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 沿岸域の漁場整備につきましては、稚魚の保護や魚を集める機能を強化することで、海域の生産性を高めますとともに、操業コストの削減が図られますことから、沿岸漁業者の経営を支える上で極めて重要であると考えております。このため県では、平成29年度から33年度までの5カ年間の水産環境整備事業基本計画におきまして、稚魚を育成する増殖場や操業機会を増大させる魚礁の整備を行いまして、沿岸域の総合的な生産力の

向上を図ることとしております。今年度は、まず串間地区における漁場整備に向けた事前調査から着手しまして、その後順次、県内各地区の調査や整備を進めていくこととしております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。串間に特化して整備していただくこと、本当に感謝申し上げます。

串間の港の船だまりには、漁師の船が遊んでいるわけがございます。それは、漁場が侵されていることが原因であろうかと思えます。また、串間には、漁業養殖業で世界に販売している黒瀬水産というのがございます。その中で黒瀬水産が、「漁場の改革もしますよ。そして漁業組合と一体となった産業発展につなげましょう」ということも言っておられますので、これもあわせて御協力願えればと思っております。よろしく願い申し上げます。また、浮き魚礁については、本当に魚が寄ってきているんだそうです。その魚もとってきて、一緒に食べて飲むことも約束したいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、商工観光労働部長に伺います。都井岬の観光振興についてお伺いしたいと思えます。リアス式海岸が美しい日豊海岸から、鬼の洗濯板を擁し、亜熱帯植物を含む南国的な景観が広がる日南海岸までの南北400キロメートルにわたる海岸線は、本県が誇るすばらしい観光資源であろうかと思えます。私の地元の串間市都井岬は、国の天然記念物である野生馬と雄大な景観が美しく、すばらしいポテンシャルを秘めた地域でございます。現状ではその魅力を十分に生かしていないと感じております。現在、クルーズ船寄港によりインバウンドが増加する中で、都井岬の再開発も計画されております。これをチャンスと捉えて、都井岬の魅力を向上

させることによって、県全体の観光振興につなげていきたいと強く願っております。そこで、都井岬の魅力をさらに発揮し、誘客につなげるために、県として串間市と連携して取り組む必要があると思いますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 岬馬で有名な都井岬は、自然の魅力にあふれた、本県を代表する観光地であると考えております。このため県といたしましては、これまでも、展望広場の整備や岬馬の保護育成などに、串間市と連携して取り組んでいるところでございます。また、議員のお話がありましたとおり、旧都井岬観光ホテルの跡地の活用につきましても、串間市と県内企業とが連携した再開発が進められることとなっております。今後、都井岬の一層の魅力向上につながるものと期待しているところでございます。今後とも、串間市としっかり連携しながら、観光客のニーズを的確に把握し、例えば、都井岬が持つ資源を生かした体験型ツーリズムのさらなる磨き上げなどを行いますとともに、効果的な情報発信に努め、一層の誘客につなげてまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。実は、地元も一生懸命にならなければならないと思っております。北は延岡から串間市まで397キロメートルの沿岸、太平洋側に面したポテンシャルを持った、本当に観光リゾートじゃないかと思っております。その中で、きょう傍聴席にいらっしゃる道の会の皆さん方が、都井岬のジャカランダ、そしてカンナ、その草刈りを昨日やってこられているわけでございます。今、部長が言われたように、もったいない観光財産でございますから、ぜひとも開発に県の協力を

していただき、県全体の観光向上に努めていただきますように、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

続いて、県土整備部長にお伺ひいたします。次に、県が管理する沿岸部の道路について伺ひます。国が公表した南海トラフ巨大地震の想定において、巨大地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生する可能性が示されております。県は、沿岸部を中心に、多数の人的・物的被害が出るものと想定しておられます。本県は、県北から県南まで長い海岸線を持ち、海岸部には国道388号や国道448号など、県管理の道路がございます。道路は、地震などの災害発生後に、応急復旧や救援のための物資輸送を担うことから、地震に対する道路の安全対策は重要であると考えます。そこで、南海トラフなどの地震対策に対して、県が管理する沿岸部の道路の安全対策について、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問にありましたように、南海トラフなどの巨大地震が発生した際には、本県でも甚大な被害が想定されておりますことから、避難、救助、物資輸送を担う道路の安全対策は重要であると認識しております。このため、沿岸部にある国道388号や国道448号など、災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路において、橋梁については、平成26年度までに、落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を完了しております。また、落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止網等の防災対策を優先的に進めているところであります。さらに、Jアラートで配信される津波情報を表示できる津波情報板の設置や、道路の標高標示を行うなど、人命を守るためのソフト対策にも取り組んでいるところであります。県とい

たしましては、南海トラフなどの地震に対しての県民の安全・安心を確保するため、引き続き道路の安全対策に取り組んでまいります。

○島田俊光議員 ありがとうございます。宮崎県は、太平洋側に400キロメートル近い沿岸があるわけでございます。県民の方たちは、地震に対しては不安を持っていらっしゃると思います。それを安心に変えなければならないと思いますので、今後ともしっかりと、各市町村とも連携を取り合いながら、安全対策に努力をしていただければと思っております。よろしくお願ひします。

最後に、建設技術者の育成・確保についてお伺ひいたします。本県におきましても、少子高齢化の急速な進行などにより、さまざまな業種で人材不足が生じております。建設業者からは、「建設技術者等の雇用がしたいが、その確保が難しい」という話を聞いております。建設技術者等は、災害時には特に必要な人材であります。その育成・確保を図るための取り組みが求められております。そこで、建設技術者等の育成・確保に、県としてどのように取り組んでおられるのか、県土整備部長に再度お伺ひします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 県では、建設技術者等の育成・確保を図るため、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝える出前講座を初め、建設業団体と連携した若年入職者への職場実習の支援などに取り組んでいるところであります。また、若者にとって魅力ある職場づくりを進めるため、入札制度における労務単価の引き上げや社会保険等への加入促進、さらには、週休2日モデル工事に加え、今年度から、ドローンによる3次元測量など、最新技術を活用したICT工事の試行も行うこととしており

ます。このような中、建設技術者の育成を図る産業開発青年隊に、今年度は、昨年度に比べ20名増となる61名の若者が入隊したところであります。建設技術者等の育成・確保につきましては、こうした取り組みを進めつつ、民間における取り組みも重要でありますことから、建設業団体などとも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○島田俊光議員 ありがとうございます。建設土木従業員というのは、災害時の応急手当てをしてもらう大切な従業員でございます。私も、再三お願いをするわけでございますが、社長に言いますと、入札率のことを言われます。しかし、入札率も改善してもらったわけでございますから、あとは従業員の保障をいかに上げるかということだろうと思ひます。そこも社長に、部長として指導していただければと思っております。でなければ、雇用の拡大というのはあり得ないのではないかと考えております。

以上で質問を終わりますが、今回の質問事項に対して、執行部の方たちが、本当に真剣に資料のすり合わせをしていただきました。宮崎県の活性化のために、知事筆頭にやっておられますけれども、県の職員の本当に熱意ある事業の邁進に、心から敬意を表したいと思ひます。

また、改めて、今回の質問に対して、夜遅くまで資料のすり合わせをしていただきました担当者にも心からお礼を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○横田照夫副議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の清山知憲です。本日傍聴にお越しくくださっている皆様、まことにありがとうございます。

思えば6年前にここに来てくれた祖母も、そ

れから多くの皆様にお世話になって、4年前に亡くなりました。月日がたつのも早いものですが、そのときに緩和医療でお世話になった黒岩ゆかり先生、市郡医師会病院の緩和ケア病棟で働いておられた先生ですが、本年2月に56歳の若さでこの世を去られました。

先日、お別れの会に行きまして手を合わせてまいりましたが、先生が宮崎に移住されてから、宮崎の地で、ほかにほとんど専門家がない中で、緩和医療、そして在宅医療の分野に著しい貢献があらわれましたし、発展に尽くされましたことは、本当に我々、覚えておきたいと思います。また、本当に惜しい医療者を一人失ったものだと思います。心から先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、残された遺志を継がれた関係者の皆様が、今後の宮崎の高齢化社会を乗り切るために、緩和医療、そして在宅医療の発展にますます尽くされることを心から祈念申し上げております。

以下、通告に従い順次質問をしてまいります。一昨日は、青年局所属、我々自民党の議員と、山形屋前交差点で北朝鮮拉致問題の早期解決を訴える全国一斉街頭活動を行いました。これは毎年行っておりますが、特に最近の北朝鮮をめぐる情勢は緊迫を強めております。そこで、知事は宮崎県防衛協会会長へ就任されておりますが、この防衛協会とは、防衛基盤の育成強化と自衛隊の発展に寄与することを目的としている組織です。

この防衛協会連合会、全国の連合会がありますが、ここの役員の多くが、さまざまな場面で憲法と自衛隊の関係について論じておられ、憲法の条文が自衛隊の存在に疑問を生じさせかねない表現となっているという指摘をされております。

我が県においても、いざというときの災害対応を担っていただいている自衛隊でございますが、その存在は、憲法9条のどこをどう見ても明確には規定されていません。9条1項の平和主義は全く異論のないところでございますが、2項で定めている戦力の不保持と矛盾するという解釈が生まれてしまっています。

朝日新聞が2015年6月30日に回答を得た憲法学者へのアンケートでは、「現在の自衛隊の存在は憲法違反に当たると考えますか」という問いに対して、122人中50人が「憲法違反に当たる」、そして27人が「憲法違反の疑いがある」と答えており、7割近くが自衛隊の存在そのものが違憲もしくは違憲の可能性があると答えておられます。数の問題ではないのは当然ですが、これはさすがに自衛隊に対する国民の意識と余りに乖離している、つまり憲法の条文のほうに時代が合っていないということのあらわれではないかとも考えます。

知事は、政治家として、そして防衛協会会長として、自衛隊と憲法の関係についていかがお考えになられるかお伺いし、以下、質問者席よりお伺いします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守るという重要な使命を担いますとともに、大規模災害での救援活動におきましても大きな役割を担っており、多くの国民の支持や信頼を得ているものと認識しております。特に本県では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生時の支援などにおいても大変お世話になっており、自衛隊の存在を頼もしく感じているところであります。私も、その感謝の思いを持って防衛協会の会長も務めているところであります。

そのような中で、自衛隊の合憲性について、御指摘がありましたように、憲法学者の間でも意見が分かれているという現状につきましては、望ましいものではないというふうに思っております。以上であります。〔降壇〕

○清山知憲議員 ありがとうございます。想定外に、結構はっきりと望ましいものではないとお答えいただきましたが、私もそう思っております。ある人の意見では、国の存立を規定する憲法というのは、小学生が読んでもわかりやすいものでなくてはならないと言っておりますけれども、これは、いろんな方々がいる中で、全ての国民がひとしく、憲法を読んで、きちんとその趣旨がわかるようなものになっていかなくてはならないものであると思います。

知事は、災害やその他必要あるときには自衛隊の派遣要請を行う立場でもございますので、現在のような憲法のあり方というのは、自衛隊の皆さんにお世話になっている立場としても、私も望ましいものではないのではないかなと考えておりますが、次の質問として、知事として、憲法について、一言一句いじらないで、そのままにいるというよりも、よりよい現実的なものに改正したほうがいいのかというお考えをお持ちかどうか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 憲法が施行されてから70年が経過したということで、国内外の情勢が大きく変化している中で、改正の議論を一概に否定するものではないというふうに考えております。しっかり議論すべきであろうと考えております。

現在、国会で議論されております憲法9条につきましては、自衛隊の存在を憲法に位置づけるのか否か、あるいはどのように位置づけるのかなど、さまざまな論点があろうかと考えてお

ります。いずれにしましても、憲法改正につきましては、国会や主権者たる国民の間で、幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべきものというふうに考えております。

○清山知憲議員 議論が必要なのは当然なんですけれども、議論が必要ないという方はなかなかいないかと思っております。

過去も知事は、平成26年9月の定例会で、中野一則議員から憲法改正論議に対するスタンスを繰り返し聞かれておりますが、その際も「議論が必要」という答えでしたし、またその後も、井上議員や渡辺議員の質問に対しても、「議論を尽くすことが重要」と繰り返して、余り知事の考えというのは述べられていないのかなと思います。

憲法のこの部分がおかしいからちょっと変えたほうがいいのか、ここはしっかり守っていかなければいけないというような、そうした自由な議論が行われる機運を醸成しなければいけないと思いますし、知事がそこで一切改正について意見を述べられないとなると、そういう議論の機運の醸成にも冷や水をかけるようなことになるんじゃないかなと思うんです。議論が必要なのはわかっているんですけども、知事御自身は憲法について改正していったほうがいいのかと考えられるのか、再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 必要に応じて、改正に向けたさまざま議論というものは必要ではないかと考えておるところであります。

○清山知憲議員 必要があるかどうかということはお考えをお伺いしているわけですけども、知事の考えなので、本当に必要ないという考えであっても必要あるという考えであっても結構なんですけれども、そこは答えを述べられないということは、知事としてまだ考えがまと

まらないのか、それとも、知事として考えを述べるべきではないとお考えなのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） これについては、専門家が、さまざまな立場から、さまざまな意見を言われているところでもあります。なかなか私としても、こうだということまで頭が整理し切れているものではないというふうに考えておるところでもあります。長年にわたって、70年、さまざまな解釈なり議論が積み重ねてこられました。そういったものもしっかり踏まえながら、私としても、いろんな御指摘も踏まえながら考えていきたいと思っておりますし、これからも議論の喚起がなされるべきものというふうに考えております。

○清山知憲議員 本年、憲法施行70年でございますが、たくさん今まで時間がありましたから、しっかり検討を加えていただいて、また御自身の考えを持ち、それを見て、また県民も国民もさまざまな議論をされることだろうと思っております。

時間がないので、続いて、次の質問に移りますが、2014年に知事として7年ぶりに参列された護国神社例大祭、その年は、前夜が自衛隊で殉職された高岡町出身の宮永雅彦さんの合祀大祭が行われた特別な年でしたが、父親であり、当時市議会議員であられた宮永さんは、「息子は引き続きみたまとなって国を守り続けます」と挨拶で述べられておりました。知事はどういう思いで護国神社例大祭へ参列くださっているのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 戦没者や自衛隊公務殉職者など、国家公共のためにとうとい命をささげられた方々を追悼し、残された御遺族の皆様への御労苦に対して深い敬意を表すことは、大変

重要なことであると考えております。終戦から間もなく72年を迎え、戦争の記憶が薄れつつある中で、平和への誓いを新たにし、平和のとうとさを次の世代にしっかりと伝えていくことが今を生きる私たちの重大な使命であるという思いを強くしているところでもあります。

宮崎県護国神社例大祭には、宮崎県戦没者等慰霊奉賛会総裁として参列しているところでもあります。この参列に当たりましては、清山議員からも、ぜひ参加してはどうかというようなお話もいただき中で、しっかり検討し、参加させていただきましたが、参列されている方から、「よく出席していただいた」と、感謝の言葉をいただいております。そういう皆さんの言葉を伺うにつけ、その場に参加し、追悼のまことをささげることの大切さというのを改めて感じ、私も議員に対して感謝の思いを抱いているところでもあります。

これからもさまざまな機会を捉えまして、戦没者等の方々に対する感謝と追悼の意を表すとともに、未来を担う子供たちに平和のとうとさを語り継ぐ取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。私も県議になってから、なるたけ神社の祭礼や慰霊祭等は出席するようにしているんですけども、こういう立場になるまでは、県内に平和祈念資料展示室とか特攻隊の慰霊碑とか、または護国神社の遺品館等もございしますが、そういうところに行く機会もほとんど学生時代もなく、この立場になって初めて知ったようなこともたくさんあります。

続いての質問は、以前、西村議員も質問されたことではございますが、今、知事の言葉にもありましたように、戦争の記憶を次代に引き継

いでいくというのは非常に重要だと思います。戦争を知る世代がどんどんいなくなっていると言われますが、人間いつかは必ず亡くなる、死亡率100%ですので、戦争を知る世代がいなくなることが問題ではなくて、そうした人々がいなくなっても記憶が受け継がれる仕組みを用意しておくことが重要じゃないかと思っております。そこで、県が遺族会へ管理委託している平和祈念資料展示室について、この年間入館者数と学校の児童生徒の利用状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 宮崎県平和祈念資料展示室の年間入館者数ですが、平成28年度の実績で延べ944名であり、ここ数年の状況を見ますと、おおよそ1,000名程度で推移しております。入館者の年齢等の把握はしておりませんが、児童生徒の利用は少なく、また、学校行事としては利用されていないところであります。

なお、県では、小中学校を対象にした「戦争体験語り部事業」を実施しており、平成28年度は16校、約1,100名の児童生徒に戦争体験者の講話を聞く機会を設けて、戦争の悲惨さや平和のとうとさを考える契機としていただいているところであります。また、この事業を実施する際には、展示室が有する戦没者の遺品等の展示もあわせて行っているところであります。

○清山知憲議員 年間944名なので、平日のみの開館ですから、大体1日平均4人程度ということで、学校の利用もないということでございます。また、今説明があったように、学校に戦争体験者を派遣する事業があるというふうに言われましたけれども、あと10年、20年たつと、こういった戦争体験者もどんどんいなくなってしまう。

隣の鹿児島県では、知覧特攻平和会館と鹿屋

の航空基地内の史料館などがあって、うちと比較にならない数の方々が毎年訪れているわけで、平和祈念資料展示室は平成13年度に整備されて、それ以来、15年たちますけれども、なかなか平和学習と戦争の記憶をつなぐ役割というのは十分に果たせていなくなっているのかなとも感じるところでございます。

今の時代、新しい施設を整備することは極めて困難だと理解しておりますので、例えば、護国神社の裏にある県総合博物館の一部を常設として、遺族の遺品や戦争関連資料、特攻隊関連資料なども展示して、平和学習に、より充実して生かせるようなことができないのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 総合博物館では、常設展示室に「戦争と宮崎」のコーナーを設けまして、召集令状や空襲への備えを記した回覧板など、戦時下の様子を今日へ伝える展示を行っているところであります。これらの遺品等は、戦争の歴史を後世に伝える貴重な資料と考えております。昨年度は、出征時に兵士に渡した寄せ書きのある国旗などを博物館に収集したところであり、今後とも、収蔵スペースの問題等も考慮しながら、歴史的資料の受け入れを継続して行ってまいりたいと考えております。

お話のありました常設展示場の設置につきましては、全体の展示スペース等の問題もあり、なかなか厳しい状況ではありますが、平和祈念資料展示室を運営する県遺族連合会と連携しながら、エントランスホール等における特別展示の可能性についても検討し、近代の歴史や平和の学習につながる場として、一層の展示内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、さらには、今御質問は総合博物館でありましたが、図書館の1階のロビーにおいて

も、このような歴史を伝える展示なども行っているところでもあります。さまざまなそういう場を、今後ともしっかりと工夫して活用していきたいと考えております。

○清山知憲議員 物理的スペースは厳しくて、一時的な特別展示などをやるということですが、本当にこのままでいいのかなと思うところでもあります。戦争体験者や、子供の世代の遺族もどんどんいなくなっていく中で、今の大体年間1,000人程度の平和祈念資料展示室と図書館、博物館の体制でいいのか。できるだけ、今ぎりぎり戦争体験者や子供の世代の遺族が元気でいらっしゃる間に、今後、50年、100年と続くような、また、学校の子供たちが年間通して学習に来られるようなことを、さまざまな県施設の活用を考えて検討いただければということをお願いしておきます。

続いて、県が保有している株式についてお伺いいたします。私もそんなにこれは存じ上げていなかったんですが、県は民間企業も含めて株式を保有していて、配当を受けたり株主総会へ職員が出席したりしておりますけれども、まず、県が株式を保有している企業名についてお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県におきましては、県民生活の向上や本県の経済の振興を図るといったような目的から、公益上の必要性の観点から、企業への出資を行っているところでございます。

本年3月31日現在におきまして、知事部局で株式を保有している企業は、放送事業関係では、宮崎放送、テレビ宮崎、ケーブルメディアワイワイ、宮崎ケーブルテレビ、BTVの5社、それから交通関係では、ANAホールディングス、宮崎空港ビルの2社、それから農業関

係では、ナンチク、ミヤチク、新農業機械実用化促進の3社、このほか、大阪中小企業投資育成及び宮崎県ソフトウェアセンターの2社を含めまして、合計で12の株式会社となっております。

○清山知憲議員 こうした株式を保有している企業名は公には公開されていないんですね。公の資料にはどこにも書いていないんですけども、中には報道機関も含まれているんですが、これはケーブルテレビを除く報道機関、つまりテレビ局なんですけれども、その株式保有数と保有比率と保有順位についてお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 平成27年度の決算の数値であります。MRT（株式会社宮崎放送）につきましては、持ち株数3万1,500株、持ち株比率が9.7%で、保有順位は3番目となっております。あと、UMK（株式会社テレビ宮崎）につきましては、持ち株数が3万株、持ち株比率が4.6%で、保有順位は10番目となっております。

○清山知憲議員 それぞれ、宮崎にテレビ局やラジオ局がなかった時代に、県民へ公共の電波を通して情報を届けるための県としての出資だったのかなと思いますけれども、当時から40年または50年が経過して、2社とも自立的な経営が果たしている中で、今なお県が株主として株式を保有する意味合いはどこにあるのか、疑問を持っております。

政府も株式を保有している会社はあるんですが、それは、それぞれ根拠法があったり、もしくは主務官庁の明確な政策的な目的があるというふうに、きちんと財務省でも資料の中で説明がなされておりますけれども、我が県が報道機関の株式を保有する意義についてお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) これは、九州各県でもいろいろ対応が分かれておるようでありますが、やはり経緯がある話であろうかと思えます。MRTとUMKにつきましては、県民の皆様幅広い情報提供を行うという公益性の高さから、その設立時に財政的支援として出資を行ったものでありまして、地元テレビ局として、県民への情報・娯楽の提供はもとより、本県の文化・スポーツの向上や地域振興などに貢献・御協力いただきたいと考えていることから、引き続き株式を保有しているところであります。

また、この株式の保有につきましては、両社からそれぞれ毎年10%以上の安定した配当を得ており、効率的な財産運用の手段となっているところであります。今後とも、株式の保有という形で、県が関係を持つ必要性があるかなど、県民生活や企業の経営環境の変化なども踏まえて、さまざまな観点を考慮する必要があるかと考えております。

○清山知憲議員 もう一つ質問したいんですけれども、今、最後、「さまざまな観点を考慮していきたい」とありましたが、改めて、これは保有ゼロを目指して少しずつ処分を検討したほうがいいんじゃないかということでお伺いしたいんですけれども。配当といっても、各社年間150万から200万程度で、財政的なメリットは非常に微々たるものと言わざるを得ませんし、それよりも、それぞれ立派な報道機関でございますから、県の政策について、さまざまに批判や論評もされますし、我々県議会だって厳しくチェックを受けるところでございます。

なのに、報道される立場の県が、同時に報道機関の株主であるというのは、これはいわゆる利益相反の関係にあると言わざるを得ず、今の

答弁にあったように、地域振興に貢献・協力いただきたいから株主として株式を保有するという理由であれば、県に対する報道をされるときにも、そこには、株主であるがゆえに、報道においてそんたくが生じる余地が生まれるかもしれないと、そういうふうに見られかねない状況にあります。

もちろん、報道機関が公明正大な報道に努めていると言っても、それは県が株主であるという厳然たる事実をもって疑念を持つ県民がいるのも事実でございますし、そこは少しずつ処分を検討したほうがいいんじゃないかという質問でございますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 株式を保有しているからということ、報道について、そのようなことを感じたことはございませんが、議員のそういう御指摘もあるところであります。基本的には、先ほど申しましたように、本県の県民生活や地域振興にどの程度貢献していただいているかとか、今後も公共性の高い事業サービスを安定的に提供していただけるか、また、株式の保有という形で、県が関係を持つ必要性があるか、さまざまな御指摘等も踏まえて、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 報道機関を挙げましたけれども、自治体が保有する株式の保有理由については、きちんと見直して整理をしたほうが良いと思っています。政府においては、きちんと説明されておりますけれども、全国都道府県において、昔、出資したまま、そのままになっているというのが現状であるとも理解しておりますし、民間の株式を保有する理由、そこは今後いろいろと検討を加えていただきたいと思っております。

続いて、経済指標について伺いますが、政府

のGDPに相当する県内総生産は名目で3兆6,400億円ですけれども、これは平成26年度の数字が最新の数字になっていて、とても古いデータなので、なかなか県の経済政策に生かすのが難しいかなと思っております。

例えば静岡県は、平成27年度の県民経済計算の速報を平成28年7月に発表する形で、前年度の経済指標を、夏から始まる各部の予算要求の参考にもすることができる、そうした生きた数字になるのではないかと考えています。さらに早い県は、国と同様に四半期ごとに速報を打っていて、これは早期に得られる統計データなどを基礎資料として、それを項目ごとに回帰分析して、各名目値を推計しているという手法をとっておられます。

こうした取り組みは16の道府県で行われているようですが、経済が厳しい我が県こそ経済政策を間違えてはいけなと考えております。これに取り組んでみてはいかがか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県内総生産につきましては、その推計のために、工業統計など各種統計を初め、約500種類の基礎資料を利用しております。その中には、統計結果の公表が1年後になるものもありますので、現状では、推計に約2年近く要しているところでございます。

県内総生産を1年後に速報値として公表するなど、早期公表を行っている道府県が、お話しのとおりでございますけれども、後で公表する確定値と差が生じるなどの精度の問題もございまして、速報値の推計には、十分な研究を行う必要があるものと考えているところでございます。

しかしながら、県内総生産につきましては、お話にありましたが、県の経済規模を示す重要

な数値でございますので、公表の早期化に向けて、今後とも努めてまいりたいと考えておりません。

○清山知憲議員 精度は高いけれども、古くて使えないデータよりも、多少荒くても、新鮮でまだ使えるデータのほうがいいかとも私は個人的に思いますので、ぜひ他県を参考にしつつ、検討していただければと思っております。

次に、適切な経済政策のためには、適切な経済をはかる物差しが必要であると考えますが、身長が伸びたかどうかとか、学力が伸びたかどうか、会社が成長したかどうか、それぞれ適切に正確に把握できなければどうしようもないわけです。政府において重要な経済指標となっている国内総生産（GDP）ですけれども、これは直近のデータで大体約530兆円前後だと思われま

す。一方、県のアクションプランとか各種説明資料を見ますと、例えば、製造品出荷額1兆5,600億円を目指すとか、農業産出額3,500億円を目指すとありますが、これらの数字は産出額であって、総生産の数字ではないと。つまり、国内総生産のGDPを構成するような数字ではありませんけれども、これについて、産出額と総生産、名前も似ているし、多くの方が混乱している状況にあると思っておりますが、宮崎県のそれぞれの数字と意味合いについてお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 平成26年度県民経済計算における本県の産出額は名目で6兆5,624億円、それと県内総生産は3兆6,434億円となっております。それぞれの意味合いでございまして、産出額とは、1年間に生み出された全ての物やサービスの市場価格を合計したものでございます。これに対して、県内総生産とは、産出額から原材料費や光熱水費などの経費

を差し引いて算定したものでございまして、1年間に生み出された付加価値の合計額をあらわすものでございます。

○清山知憲議員 今、2つの数字が説明されましたけれども、分野別の数字を再度紹介すると、平成26年度の農業産出額は約3,326億円ですが、GDPに相当する付加価値額、総生産に直すと約1,300億円ということで、結構、中間投入の割合が大きいことがよくわかります。

しかし、付加価値額の1,300億円のほうをベースに、それから所得なども計算されるわけでございますが、中間投入というのは、今おっしゃったように、原材料費とか光熱水費であって、これは、例えば原油価格の高騰とか円安などの為替によってもそうした中間投入がふえて、それがきちんと価格に転嫁されると、一応見かけ上は産出額はふえるけれども、実際には付加価値額はふえていない、農家所得はふえていないというような本末転倒な状況も起こり得るわけでございます。

これは、政府に合わせて、適切に経済のパフォーマンスを知る上でも、産出額ではなく、総生産で今後どんどん評価していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 経済政策の目的は、個別の産業振興施策等を通じまして、県民や県内企業の所得の向上を図り、個人消費や企業の設備投資等の拡大につなげることによりまして、経済の活性化と景気の好循環を実現することにあると考えております。総生産は、消費や投資につながる付加価値の合計でありますので、全体としての経済政策はもちろんのこと、個別の産業政策を評価する上でも重要な指標であると認識しております。

しかしながら、総生産は、先ほど申し上げま

したとおり、推計に一定の期間が必要でありますので、主に、事業の効果を速やかに、また実数ベースで評価することが可能な農業産出額などの産出額を成果指標としているところでございます。県といたしましては、総生産の重要性は十分に認識しておりますので、産出額等により、各施策の年次的な評価を行うとともに、当面、総生産については、必要な検証を行いまして、産業構造の分析などを通じて、県内経済の成長に向けた効果的な政策形成に生かしてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 総生産と産出額の区別、とても大事だと思っています。まずは、産出額ではかることの注意点や欠点というのをしっかり認識して、理解を広めていかなきゃいけないんじゃないかなと考えております。医療の世界でも、よく間違ったパラメーターを治療目標にしていたら、そのパラメーター自体は改善したけれども、患者さんの状態は悪化しているといった状況は普通によくある話ですので、経済指標は間違いないようにしなければいけないと考えております。

経済の話をししましたけれども、どの分野でも人手不足の状況は非常に大変な状況でございます。農業に関しては、外国人の農業分野への就労を可能とする改正国家戦略特区法が、3日前、先週金曜日の国会会期末ぎりぎりになって成立しましたけれども、この法改正について、目的と内容につき農政水産部長へお伺いします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 今回の法改正の目的は、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門的な知識と技能を持つ外国人材の活用を図ることござ

います。内容としましては、国家戦略特別区域内におきまして、これまで外国人技能実習生制度では実施できなかった農畜産物の加工作業等への従事を可能とすることや、雇用契約に基づいた外国人材の受け入れなどが盛り込まれているところです。

なお、対象となる外国人材の要件等の詳細につきましては、今後、政令等で定めるとされております。

○清山知憲議員 最近、国会の政局の中で、国家戦略特区についてのイメージがちょっと悪くなっているかもしれませんが、従来の規制で悪い規制があるとするならば、それを打破して産業の競争力をつけるための有効な手段でもあります。

この外国人の農業就労を認める国家戦略特区については、そもそも愛知県が昨年提案しているもので、現在、聞くところによると、全国で6つ程度の自治体が手を挙げていて、先週の14日、5日前には、長野県が国の動向を見据えて、この特区の指定に手を挙げるというふうには、長野のほうの新聞記事で拝見しました。我が宮崎県の今後の対応について、郡司副知事へお伺いします。

○副知事(郡司行敏君) 本県では、農業法人や認定農業者等を中心に、雇用型の経営が増加しておりまして、地域において安定した雇用を確保すること、これは御指摘のとおり、現場で非常に重要な課題となっております。

県といたしましては、まずは、生産現場の実態をしっかり把握したいと思っております。現状の雇用のニーズや外国人技能実習生の受け入れ状況、それから今後の意向等について、現在、県内の農業法人や農業団体等に対する個別のヒアリングを開始したところであります。今

後とも、幅広い意見交換等を通じて、生産現場の生の情報を収集することで、課題とニーズをしっかりと把握していきたいと考えております。

また、今回の法改正に伴う新たな外国人材の活用制度につきましては、市町村に広く周知いたしますとともに、生産現場や市町村の要望等を十分踏まえ、本県での特区の活用について検討してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひニーズと課題の把握、急いでいただきたいと思っております。

続いて、教育長へお伺いいたしますが、この6月議会で補正予算案として提案されている学校における医療的ケア実施体制充実のため、ガイドラインをつくらとありますが、これは具体的に何のガイドラインをどんな目的でつくるのか、お伺いします。

○教育長(四本孝君) 医療的ケアの必要な児童生徒につきましては、これまで各学校が個別の緊急時対応マニュアル等を作成して対応してまいりました。近年、医療的ケアの実施に当たりましては、看護師に、より高度な技術が求められるなど、これまで以上の安全対策が必要となりましたことから、今回、国の支援を受け、県として統一したガイドラインを作成することといたしました。

作成に当たりましては、人工呼吸器のふぐあいや脱着時への対応、学校と保護者の役割分担などについて、個別・具体的な事例の分析や、専門家等の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。このガイドラインの作成によりまして、学校における児童生徒の安全性をさらに高めますとともに、少しでも保護者の皆様の負担軽減につなげてまいりたいと存じます。

○清山知憲議員 ぜひ、よい成果を出していた

だきたいと思います。県によると、県内の知的障がいと肢体不自由の組み合わせの重症心身障がい者と言われる方々は、最新の速報値で690人、うち在宅の人の数は434人。およそ入所できるキャパシティーはずっと一定で変わらないので、今、どんどん全体で690人がふえていきますから、昨年から在宅の障がい児者の数は20人ふえていますけれども、在宅のほうでふえ続けていっているんですね。入所のキャパシティーは一定ですから。

全国でも在宅の方はふえているんですけども、さらに、その中でも医療的な処置、今言われました、経管栄養、人工呼吸器、導尿、吸たんなど、さまざまな処置を必要とする方々は、看護師しか対応できないことも多くて、多くが保護者の負担に任せているような状況でもあります。

医療的ケアを要する児童生徒の数は、県内で49名、8つの支援学校に通っていると聞きます。自分の責任でもなくて障がいを負ってしまった人たちとその家族というのは、その先、非常に長い時間、ケアをし続ける日々が続くわけでごさいますして、最も公的な支援を投入すべき分野かなとも思いますが、この子たちは皆、通常のスクールバスには乗車できず、基本的には保護者の皆さんが学校に連れて行って、必要な人は、保護者はずっと学校待機をして、家に連れて帰るといような状況もあります。こうした児童生徒に対して送迎支援をもっと行えないのか、教育長へお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 医療的ケアの必要な児童生徒をスクールバスで送迎いたしますには、車内での安全確保と、そのための看護師の同乗が必要になります。しかしながら、現在、各特別支援学校におきましては、学校で医療的

ケアに携わる看護師の確保自体が難しい状況にありまして、こうした中、看護師をスクールバスに同乗させることは大変厳しいものと認識しております。今後、児童生徒の安全の確保と保護者の負担軽減を図る送迎支援のあり方について、福祉サービス事業所や関係機関とも連携し、他県の状況も踏まえながら研究をしてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 聞くところによると、石川県などを含め、全国で6県程度、支援体制を整備しているとのこと。看護師がいなければ、例えば、車内では一切処置を行わないということで、医師、家族、学校、それぞれ同意をすれば、その上で送迎を行うとか、そうした手もあるようでございます。宮崎は、民間事業者も少なく、公的な支援体制も乏しいほうかと思えますので、何とぞ、何ができるか、いろいろと検討を加えていただきたいと思っております。

次に、病院局長へ伺います。県立宮崎病院の再整備問題が昨年冬ごろから大きな議論になってきましたが、私が驚いたのは、コストの上昇もそうですけれども、県立宮崎病院の機能や役割の部分を評価されている方が非常に少ないということでごさいます。もちろん私は、高度医療や産科医療、小児医療、救急医療、さまざまな面で担っていただいているのは理解しておりますけれども、やはりまだまだ全県的な支援、医師不足解消につながるような研修医育成の部分はいろんな課題があると思っておりますし、また、それぞれの地域への医師派遣というものも見えにくい状況でごさいます。

県病院の中期経営計画の取り組み項目の中には、地域医療科へ医師を受け入れて、医師不足が続く地域への支援強化を図ると明記されていますが、この点についての今までの成果をお伺

いします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院の地域医療科でございますが、県内の医師確保や医療技術向上に向けた医師教育・研修機能の充実及び僻地医師確保の受け皿として、平成18年度に設置したものでございます。現在、自治医科大学卒の8名の医師が在籍しております。3名は義務中でございますけれども、外科や整形外科、救命救急科などの各診療科で業務を行いながら、研修医の指導等を行っているところでございます。

また、医師不足が続く地域への支援につきましては、昨年度は諸塚村へ医師を11回派遣しております。しかし、現状では、僻地市町村立病院に十分に派遣できるだけの体制には至っていないという状況でございます。

○清山知憲議員 諸塚村への11回の派遣だけではとても少ないと思います。西諸地域で産科医がいなくなった、お産ができるところがなくなったというのは話題になりましたけれども、やはりこれだけの医師数と予算、そして施設を抱える基幹的な公立病院であれば、地域の医師不足解消のためにも、医師の派遣で責任を果たすということがもっと必要になろうかと考えております。他県の県立病院では、そうした医師の派遣、人事により、僻地医療が支えられているというところはたくさんありますけれども、今後の県全域への貢献という点でどういった考えか、お伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院は、各地域における中核的な医療機関として、それぞれが地域の医療機関との連携や後方支援を行っているところでありますが、中でも県立宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、県内各地域への均衡ある医療サービスを提供するという重

要な役割を担っているものと認識しております。

一方で、医師不足の状況の中、地域医療の担い手を確保・育成しますことは、本県のみならず全国的な課題でありまして、福祉保健部や宮崎大学とも連携した継続的な取り組みが必要であります。

また、現在、県立病院の医師の多く、約9割ほどを大学からの派遣に頼っている状況にありますが、今後、県立宮崎病院を中心とした独自の医師確保を進めることで、地域医療科の一層の充実・強化を図り、医師不足が深刻な僻地公立病院に医師を派遣できる体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 今後、病院が再整備されてよかった、終わり、ではなくて、県全体から頼りにされるような病院として機能を果たしていただきたいと思っております。

次に、土曜授業について伺います。学校教育法施行規則が改定されて、2014年度より土曜授業が可能となっておりますが、今まで県内で実施されている地域の状況について、教育長へお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県内では、延岡市と新富町で土曜授業が実施されております。延岡市では、平成27年度より実施されており、年間の実施回数は、平成27年度が12回、28年度が9回、29年度が8回となっております。その取り組みとしまして、地域人材を積極的に活用した田植え、野菜づくりなどの体験活動や、さまざまな職種の方の話を聞いて、自分の生き方を考える授業などが行われております。新富町でも、平成27年度より実施されておまして、地域と一体となった避難訓練や、地域の伝統芸能を体験するなどの授業が、年間2回程度行われ

ているところであります。

○清山知憲議員 延岡と新富のみで、回数もそれほど多くはないので、余り広がっていないのかなと思いますが、当初期待されていた土曜授業の効果や、明らかになってきた課題について、教育長、どう捉えておられるのかお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 延岡市の例で申しますと、土曜授業において、地域の人材を活用した体験活動を実施することにより、地域に開かれた学校づくりがより推進できることなどが期待されておりました。課題につきましては、体験活動の実施に伴う打ち合わせの時間がふえることなどが、教師のさらなる負担感につながるといった声も聞かれているところでございます。県教育委員会といたしましては、地元企業や地域と一体となった教育活動が展開されるなど、効果が見られます一方で、教師の負担感など解決すべき課題もございまして、土曜授業について引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 どうも地域の人材を活用した体験活動などがメインになると、それは年間8回、それだけ企画運営をしなきゃいけないわけで、通常授業と異なって、先生たちの負担も非常に増すものだと思いますが、こういった特別な活動ではなくて、通常の授業なども土曜授業で行うことができないのか、教育長へお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 土曜授業の実施に当たりまして、文部科学省は、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、文化やスポーツ、体験活動など、地域における多様な学習の機会の充実に取り組むことが重要であるという考えを示しております。このような趣旨を踏ま

えまして、延岡市、新富町では、土曜授業を実施しているところでありますが、他県の例を見ますと、通常の教科の授業を部分的に実施している地域もございます。土曜授業につきましては、今後、他県の例なども参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 私も文科省の資料も拝見しましたが、そこでは、総合的な学習や補充学習、発展学習などにも活用できると示されておりました。そもそもが平成24年度に土曜授業を行っていた学校の理由として、資料としてあったんですけれども、そこには、開かれた学校づくりのほかにも、学力向上や授業時間確保といったものが挙げられているようでございました。土曜授業の意味は、地域とのつながりだけじゃなくて、児童生徒の週末の過ごし方や学力など、さまざまなものがあるかと思っておりますので、このテーマは、ぜひ県教委としても研究させていただいて、市町村とも共有していただきたいと考えております。

最後に、知事の政治姿勢として、東九州新幹線につきお伺いいたします。先日、田口議員の質問にも答えておられましたけれども、ちょっと、何か前向きな姿勢が後退したのかなという印象も受けましたが、最近の東九州新幹線について、どのような取り組み状況にあるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 東九州新幹線についてでございますけれども、その整備については、これまでの事例から、数十年という長い時間軸で取り組むべき課題かなと考えているところでございます。したがって、可能性を将来につなぐ観点から、引き続き、整備計画路線への格上げに向けて、国に対し要望活動を行うこととしておりまして、ことし1月に、東

九州の4県1市で構成する東九州新幹線建設促進期成会として、国土交通省に対し、要望活動を実施しております。

なお、議会や市町村からの御意見も踏まえまして、新幹線と同じく、主要都市間を結ぶ高速交通網整備の選択肢の一つであります日豊本線の高速化につきましても、今年度、調査を行うこととしているところでございます。

○清山知憲議員 ちょっと答弁が聞こえにくかったんですけども、本年1月に要望活動を実施して、日豊本線の高速化についても、今年度、調査を行うこととしているということでございますが、従来どおりの要望活動を続けていき、そこに加えて、日豊本線の高速化というものを、選択肢というか、もう一方の考え方として調査を進めるということと理解しております。

以前、指摘させていただきましたが、昨年3月に野村総研へ委託して実施した東九州新幹線の基本調査、この結果には大いに疑問を持っているところでございまして、あのとき指摘しました宮崎と鹿児島の間ですけれども、新幹線開業後の予測乗車数、新幹線への乗車数が異常に少ない。というのも、自家用車から新幹線へ乗りかえる転換需要を、この調査の中ではゼロと見積もっておられるわけですね。今の現状で鉄道機関分担率が5%なんですけれども、それが新幹線開業後も5%で変わらないと。

なので、開業しても、たった5%が新幹線を使っていて、90%以上が自家用車で鹿児島—宮崎間は交通しますよというのが基本調査の結果なんですけれども、所要時間が100分縮まって29分で鹿児島に行くことができ、コストもそれほど変わらないのに、転換がゼロというのは非常に不自然です。私もいろいろその計算について

調べてみたんですが、まず、この調査結果を今後どのように活用していくのか、そしてまた、県独自で何か調査なり試算をする考えがないか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) この東九州新幹線の調査につきましては、これまでも、新幹線の整備、項目としては要望してきたわけですが、漠然としか語ることがなかった東九州新幹線について、より具体的なイメージを持って要望したいということで、東九州新幹線鉄道建設促進期成会として実施したということとあります。この調査の考え方につきましては、新幹線の開業によります新たな需要の誘発を見込んでいないことや、既存の交通手段から新幹線へのシフトを限定的に試算するなど、比較的かために予測をしているところであります。

県といたしましては、調査結果を、国に対する要望の際に活用しておりますほか、今年度、議会の御指摘も踏まえながら行います日豊本線高速化調査の結果などと照らし合わせて、本県における高速交通網のあり方を検討する材料として活用してまいりたいと考えております。

議員から御指摘のありました、さらなる調査、数字の設定の仕方につきましては、今後の検討の中で考えてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 1,000万円かけてつくった結果、今後、検討の材料として使っていくということで、ぜひ、それとは別に、県としてもしっかり考えを持っていただきたいなと思っております。

これは、大分と一緒に調査をしている知事の立場上、なかなかこの調査についてあれこれ言うことはできないかと思っておりますので、コメントにしておきたいと思っております。前回の議会でお願

いしたとおり、野村総研の専門家に来ていただいて、総合政策部と一緒に話を聞きましたが、正直、非常に愕然といたしました。

いわゆる機関分担率については、犠牲量モデルというのを使って、それぞれ鉄道と自家用車を推計しているんですけども、これで通常どおりの計算をすると、鉄道機関分担率が高くなり過ぎてしまうと。つまり、新幹線の機関分担率が6割、7割ぐらいになってしまって、これだと野村総研の経験則からいって、ちょっと高過ぎるので、途中計算を調整しましたとおっしゃるんですね。

これは許されるのかなと、私は非常に強い疑問を感じたんですけども。その結果、たった5%に落ちていて、転換がゼロになったという結果でございますが、私、一つ一つ資料を持っていますので、途中計算をお示しできますけれども、これは中学生や高校生でもやってはいけないような禁じ手の計算をしております。そもそも普通に計算して、ちょっと何となくの定性的な経験則からおかしな結果が出るのであれば、これは犠牲量モデルそのものがフィットしないか、もしくはそこに代入している前提条件が間違っているか、どちらかだと思うんですね。

そこを無理やり結果から逆算して計算しているからいいかげんな結果になるわけで、私は、この結果については、ここで公にそちらが瑕疵を認めるわけにはいかないとは思いますが、今後の新幹線建設促進の運動をする際には慎重に使わなければいけないということは、申し述べておきたいと思っております。

この問題は、地元紙の論説なども含めて、調査の結果とかいろんな現実的なことは全部無視して、とにかく新幹線に乗る夢を見たいといっ

たような論調が見受けられておりますけれども、ざっと見積もって2兆7,000億とかいった、そうした規模感の事業を50年後に本当にやるかどうかという必要性について、本当に簡単に、よし、つくろうという結論には至らないはずだと私自身感じております。また、今回のこんな基本的な調査ですら、私が指摘するまでは、私の知る限り、誰もこの計算のおかしさを指摘した人はいなくて、そこに議論の危うさを強く感じるところでございます。

どうか、今回の件に限らず、こうした委託先の業者のプロダクトに関して、本当に正しいかどうか、そのままのみにするのではなくて、県庁職員の皆さんがしっかり勉強して、批判的な吟味を加えていただいて、しっかり県としての考えを持っていただきたいとお願いし、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

6 月 20 日 (火)

平成 29 年 6 月 20 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 関 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。けさ、まだ夜も明けぬときに目が覚めまして、ゆうべまとめました質問の資料を開こうとパソコンを開きましたら、どこにも見つからず、朝から激震が走ったきょう一日のスタートであります。このようなこともあるんだなど、危機管理意識というものの大事さを痛感しました。しかし、ちょうど先日、データ移動に使っていたデータが残っていたものですから、一応ポイントは押さえた質問はできるかと思っております。これまでも執行部の方には、趣旨確認において、いろいろと質問の主意についてはお話しさせていただきましたので、明快なる御答弁をお願いしたいと思います。また、危機管理におきましては、空振りも許されても見逃しは許されないということですので、しっかり質問をしてまいりたいと思います。

先月、東北のほうに視察に行つてまいりました。6年前も視察に伺ったところだったんですけども、名取市の仙台空港におり立ち、レンタカーに乗り、県道10号を多賀城のほうへ、そこから国道45号に沿って、塩竈、松島、石巻、南三陸、気仙沼、陸前高田と北上して見てまいりました。6年前に行ったときには、まだ震災の瓦れきがそのままの状態であったものが、きれいに片づき、すれ違う車やコンビニ等にまわっている車の大半は大型ダンプやトラック、

道路沿いには数多くの重機をそろえているリース会社、海岸のほうを見ますと、真っ白く直線に延びた終わりの見えない堤防、震災に負けないという気持ちが伝わってくるような復興道路の建設、想像もつかないような甚大な被害を受けた地域が、力強く復興・再生に動いているものを感じました。

また、気仙沼では、県から派遣されている技術・事務の職員の方2名とお話しさせていただきました。また、そのとき、どうしても参加したいと、宮城県の職員の方も来られまして、4人でいろいろと話をすることができました。宮城県の職員の方からは、本当に宮崎県さんのおかげで助かっていると、繰り返し繰り返し、何度もお礼を言われたのを覚えております。他県に比べ、多くの職員を派遣されている河野知事におかれましては、現地の方から本当に感謝されている声を聞くことができると、とても誇らしく思われることかと思ひますし、また、職員の方が一生懸命頑張っておられることは、大変喜ばしくも思われているのではないかなと思ひます。

しかし、そこでいろいろと考える中で思ったことは、東北が被災し、復興に向けて今動いている現状、そして、そのために備えられているインフラ整備、これを目の当たりにしたときに、今の宮崎県がどれほど震災——いわゆる南海トラフが懸念されるわけなんです——に対して備えができていいのかということを強く不安に感じたところでもありました。さきの政策調査会の勉強会において説明を伺いましたが、県としては、県民防災力の向上や住宅・建築物の耐震化等の推進、津波対策の推進、総合防災体制の充実強化を図られていくという方針のようです。あの恐ろしい津波からしっかりと避難

すること、そのためには、まず地震の難から逃れられなければなりません。

昨年、委員会視察で淡路のほうに行かせていただきました。多くの方が被害に遭われ、被災された方がたくさんいらっしゃいました。しかし、何とか命を取りとめた方がたくさんいらっしゃったのは、常日ごろからの地域力のあり方、そして建物にしっかり耐震性を備えておくことが何より大事だということでありました。気仙沼でも、港のところでお店をされていた方が言われたことは、津波より、まず地震から逃れることが大事だと。地震がおさまってから、しっかりとした建物に逃げること、避難場所に逃げられること、それが何よりも重要だというふうにおっしゃっておいりました。そこでまず、本県の対策として、地震発生時における身の安全を確保することが最重要と思いますが、県の地震対策の取り組み状況について知事に伺いまして、以下は質問者席より行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

本県の地震対策の取り組み状況についてであります。本県では、南海トラフ地震が発生した場合、最大震度7、死者3万5,000人、全壊棟数8万9,000棟が想定されており、地震に対する備えは急務となっております。このため県では、「新・宮崎県地震減災計画」に基づき、県民防災力の向上や住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保、外部空間における安全確保など、さまざまなソフト・ハード対策に取り組んでいるところであります。

御指摘のとおり、東日本大震災の後、地震、津波、避難という、避難に意識が行くわけですが、まずは、地震が発生した際に、けが

なく、命を守ることが重要であると考えております。このため県では、平成27年度から県下一斉のシェイクアウト訓練を実施し、避難行動を確認していただいております。これは、決められた時間に参加者が一斉に身を低くして机の下に隠れるなど、身を守る行動を実践する、そのような訓練であります。

また、建物の耐震化や家具の固定など、身の周りの安全確保に関する具体的な対策についても、メディアによる広報や地域・学校・企業等への防災出前講座等を通じて啓発を行っているところであります。県としましては、市町村や防災関係機関と連携しながら、身近な地域での自助・共助の取り組みを推進し、地震減災に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 あらゆることを想定した訓練の実施、また市町村、関係機関との連携、自助・共助の取り組みの推進、どれも大切なことだと思います。そのような取り組みを県が行政主体として真剣に取り組んでいくことは、大切なことだと思います。また、それ以上に、県民一人一人がしっかりとそういう防災意識を高めていくこと、認識を持ってもらうこと、自覚を持ってもらうことが大切だと思います。

県のほうでは、一般住宅等の建築物における安全性の向上を図るために、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を定めて取り組んでこられておりますが、現在、その中で掲げた住宅や建築物の耐震化促進の取り組み状況はどのようになっているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 「宮崎県建築物耐震改修促進計画」では、大規模地震に対する建築物の安全性の向上を一層促進するため、建築物の耐震化率について平成32年度まで

の目標値を定めるとともに、耐震診断や耐震改修に対する費用の補助などによる支援を初め、専門技術者の養成や相談窓口の設置、啓発や知識の普及などに取り組むこととしております。

昭和56年以前の旧耐震基準のもとで建設された建築物は、なお数多く利用されているところではありますが、耐震性能を判断する木造住宅耐震診断士を養成するための講習会の開催や、大規模地震時に建物の倒壊から命を守るため、日常の生活の場となっている木造住宅と、不特定多数の方々が利用される大規模なホテルや百貨店などの耐震化に対する補助を、国や市町村と連携して実施するとともに、県民の皆様へ、建物の耐震化の必要性について意識啓発に取り組んでいるところであります。

○二見康之議員 この取り組みの中で、私も先日、資料をいただいて見たところ、大体まだ10万軒ぐらいが未実施だというようなことでありますが、毎年毎年、新しい住宅も建設されています。この間いただいた資料で、戸数で7,000軒ぐらいだったかと思えます。そういうふうに、耐震改修だけではなくて、新築も進んでいくわけなんです。いかに早く耐震にしっかり取り組むことができるかというのが重要だと思います。せっかく県がいい事業をやっている、それを知らないで過ごしてしまうというのが一番問題だと思います。住宅や建築物の耐震化を促進するために、所有者等に対してどのように周知を行っているのか、同じく県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 耐震化を促進するためには、その必要性について、所有者の方々の意識を高めることが大変重要であると考えております。このため、県、市町村及び建築関係団体において相談窓口を設置しているほ

か、住まいや防災に関するイベントにおいて、パンフレットの配布や耐震補強の効果を体験できる模型の展示などを行っているところであります。さらに、新聞・テレビなどの広報媒体を活用した啓発にも取り組んでいるところであります。

また、本年度からは、耐震診断は受けたものの改修工事に至っていない方々に対し、木造住宅耐震診断士による戸別訪問を行い、改修に向けた動機づけを行うこととしております。今後とも、大規模地震から県民の生命と財産を守るために、建物の耐震化の必要性について、しっかり周知してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 よろしく申し上げます。

先ほども申しあげましたように、まずは地震の難から逃れることが大事であって、その次に想定される津波からは、いかに逃げることができるか。それにおいて、まず、先日、昔の東北震災のときの映像を確認しながら言われたことが、避難場所になっていたところが被災してしまった、それで亡くなられたというか、被災してしまった方もいらっしゃるということだったんです。本当に避難場所として大丈夫だと思われることを確保すること、これまでの間に県のほうでも取り組んでこられていると思いますけれども、迅速かつ安全に避難できる避難場所等を確保することが重要だと思っております。県の津波避難対策について、危機管理統括監に、どのように取り組んでおられるのか伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 津波に対しましては、住民の迅速な避難が重要でありますので、安全な避難場所や避難経路の確保・整備を進めております。避難場所につきましては、沿岸市町において、民間のビル等を活用した津

波避難ビル649カ所、高台等516カ所を緊急避難場所として指定しているところであります。

また、避難が困難な地域につきましては、沿岸市町と連携しまして、平成31年度までに津波避難タワー等を26基建設することとしておりまして、28年度までにこのうち11基が完成しております。さらに、避難経路につきましても、避難場所まで安全かつ迅速に避難できるよう、誘導標識や照明等の設置を進めており、各地域では、これらの避難経路、避難場所を活用した津波避難訓練に取り組んでいるところであります。

○二見康之議員 よろしく申し上げます。6年前の映像で、海上保安庁の仙台空港の映像がありました。空港にとめてある車、そして飛行機、セスナ、ヘリが本当に目の前を流れていく現状で、今来てもらっても対応できないというような報告をしているところでした。そして今、空港の2階にいるが、ここも安全かどうかはわからないと。高台とかに避難して——今、宮崎港のほうにも高台（マウンド）ができたということですけれども——目の前を流れる大津波を目の当たりにして、本当に怖い思いをされるんじゃないかなと。しかし、そこで何とか逃れることができ、生き延びることができれば、希望につながっていくと思いますので、皆さんの期待を裏切らないようなしっかりしたものをつくっていただきたいと、強く願うところでございます。

続いて、今度は津波対策、実際の海岸や河川における対策について伺いたいと思います。東北で6年前にはなかったもの、それは、どこまでも延び行く堤防、そして気仙沼だけでなく陸前高田のほうでも、堤防だけでなく、その後ろの敷地のところにそびえ立つ盛り土、はっきり

言って要塞みたいなものが今つくられているんだなというのを感じました。あれを見たときに、宮崎県の今の対策というものが本当にどこまでできているのか、非常に不安になるところであったんですが、今の海岸や河川におけるレベル1津波対策の取り組み状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 南海トラフ地震における津波対策は、喫緊の課題でありますことから、東日本大震災直後から、一ツ瀬川など4河川において、河川改修に合わせて津波対策に取り組むとともに、新別府川など13河川において、県単独事業により、23基の樋門の自動閉鎖化を実施したところであります。さらに、平成26年度からは、沖田川など14水系において、九州で初めて、津波・高潮・耐震対策河川事業にも取り組んでいるところであります。

海岸におきましては、風田海岸など3つの海岸において、老朽化対策に合わせて、津波対策となる護岸整備を行っております。また、防潮堤の整備が必要な32の海岸、約56キロメートルのうち、優先度の高い13の海岸、約38キロメートルにおいて、事業化に向けて、防潮堤の位置や高さなどの検討を進めるとともに、地域住民や利用者との合意形成のための地元説明会を行っているところであります。

○二見康之議員 県のほうでも着実に進んでいるということだと思いますが、これまでの5年間を集中復興期間として東北は取り組んでこられたということで、約25兆ほど予算執行されているものだと。もちろん、これはインフラだけではなくて、避難されている方々の支援やいろんなものを含めての金額だと思いますが、これから先、宮崎県の対策を行っていく上で必要な予算確保について、どのように県は取り組んで

いるのか、同じく県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国におきましては、南海トラフ地震等における津波対策を着実に推進するという事で、予算の確保に努めていると伺っておりまして、先日、閣議決定された「骨太の方針2017」では、津波などの防災・減災の取り組みや国土強靱化に向けた取り組みの着実な推進が明記されているところであります。

本県におきまして、河川や海岸の津波対策には、今のところ1,000億以上の費用が見込まれているということでございます。より一層、対策を推進するために、さらなる予算の確保が大変重要であると考えております。このため、機会あるごとに、知事を先頭に、財務省や国土交通省等に対し、新たな財政支援制度の創設や必要な予算の確保などを強く要望してきたところであり、さらに、南海トラフ地震対策について政策提言を行う10県知事会議においても、繰り返し要望を行ったところであります。県といたしましては、今後とも、津波対策の推進に必要な予算の確保に、全力で取り組んでまいります。

○二見康之議員 よろしく申し上げます。本当にこれは、いつ来るかわからないということに対して整備するのに、来なければ時間がたっても、許されるわけじゃないですけれども、運がよかったということなのか、どう理解すればいいのか非常に難しいところなんです。しかし、行政主体として、危機管理の中では、先ほども申し上げたように、空振りはしても見逃しはできないということ、そして、いつ来るかわからないということに対しては、本当に迅速な対応をしなければならないんじゃないかと思いません。それが東日本の教訓として、南海トラフの

危険をはらむ宮崎、ほかの県としっかり連携して、一日も早い整備完成を目指して取り組んで、頑張っていたきたいと思います。

次に、国体関連施設整備について伺いたいと思います。

これまでの本議会でもいろいろとお話があったところではありますが、私も昨年1年間、総務政策常任委員会の中で、その都度、報告を聞いてきたところでございます。その中で、大体6月議会までには最終候補地の選定が終わるだろうという見通しだったかと理解しているのですが、現在の県有主要3施設の整備の検討状況について、どのようになっているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 2巡目国体に向けました県有主要3施設の整備候補地につきましては、早い時期に県としての方針を固めるべく、検討を進めているところであります。さまざまな諸条件を考慮して候補地を絞り、まだ現段階では、関係市や競技団体から施設整備に関するさまざまな要望もいただいております。関係市との協議等も進めながら、最終的な整備地について、検討・熟慮しているところであります。引き続き、スポーツランドみやぎの新たな展開や県の財政負担、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、早い時期に決定したいと考えております。

○二見康之議員 もう関係市との最終的な調整に入っていらっしゃることだと思います。今回の県有3施設の整備に当たりましては、国体開催という非常に大きなイベントを本県ですることが決定したこと、それに伴って、いろいろ、総合政策部を初め教育委員会のほうでも、全庁を挙げての検討が今進められていることだと思うんですが、何より一番大事なことは、知事も

以前おっしゃったように、国体開催後の宮崎県のスポーツ振興をどのように考えていくのか、スポーツランドみやぎきのこれからのあり方をどのように考えていくのかというのが一番重要なポイントではないかなと思います。

私も先日、知事室のほうに、都城市長並びに議会関係の方々と一緒に、山之口へ陸上競技場を設置してほしいという要望に上がったところではありますが、ほかの各市長、延岡市や宮崎市並びに関係スポーツ団体からもいろんな要望が今上がってきている状況だと思います。余り長くそれぞれの要望合戦の状況をつくることは、決定したときに、どうしてもどっちかが立たないというふうになってしまうのかなと思います。みんなそれぞれ真剣に要望しているわけですから、その意も踏まえての今後のスポーツランドみやぎきをうまく展開していくためにも、できるだけ早く決定していただいたほうがいいのではないかなと思いますが、この2巡目国体に向けた施設整備について、今後のスポーツランドみやぎきの展開にどのように生かしていくのか、知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 前回の国体において整備しました県総合運動公園が、スポーツキャンプや合宿の受け入れなど、今日のスポーツランドみやぎきを支える重要な基盤となっているところがあります。今回の2巡目国体、さらには全国障害者スポーツ大会を契機としました施設整備は、これらの大会の開催のみならず、今後のスポーツランドみやぎきの新たな展開に資する大変重要な施設であろうと考えております。

スポーツランドみやぎきをさらに推進していく上では、全県化、通年化、多種目化が課題であるというふうに認識しております。県総合運動公園を中心とした既存施設の機能高度化を

図っていくのか、あるいは、より広域的な視点に立って、面的な展開を進めていくのか、さまざまな御意見をいただいているところであります。いずれにいたしましても、県だけではなく、市町村の施設も含めて、これらの課題に対応し、本県の観光や地域振興にも資するよう取り組んでいく必要があるものと考えております。

○二見康之議員 よろしくお願ひいたします。皆さん、本当にこの機会に大きな期待を寄せているところでありますので、最終調整をしっかりと行っていただいて、一日も早い決定、そして前向きな前進を期待しているところでありますので、よろしくお願ひします。

同じく、次は、国民文化祭、障害者芸術・文化祭について伺いたいんですが、先日6月7日に、平成32年度に開催される第35回国民文化祭宮崎実行委員会並びに第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会設立総会が、県内市町村を初め、行政、団体、企業など多くの関係者の参加のもと開催されました。国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の趣旨や開催状況、本県開催に至る経緯、実行委員会の組織体制や今後の開催スケジュール等について説明をいただいたところであります。今後、実行委員会の会長として運営をされていく河野知事ではありますが、その中に設置される企画会議、企画委員会並びに事業別各専門部会において本事業を進めていかれるとのこととあります。

数百万人の参加者が見込まれる大イベントであり、各界からの期待も大きいものであると思います。経済効果や観光振興のほかにも、今後の本県文化活動を創造するものにしてほしい、国際交流を深めてもらいたい、学生のアイデアを生かした企画をしていただきたいなど、大き

な期待が寄せられていることを感じました。また知事も、これを機にバリアフリー等を進めていきたいというような思いも話されておりましたが、この国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の実行委員会会長として、知事の開催イメージはどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催は、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深めるなど、本県の文化振興を図る上で大変意義のあるものと考えております。この大会では、平成24年から9年間にわたり取り組んでおります記紀編さん1300年記念事業の集大成としまして、例えば、大会のオープニングに日向神話や神楽の要素を取り込むなど、これまで磨き上げてまいりました本県固有の地域資源や文化を国内外に発信する絶好の機会にしたいと考えております。

また、音楽や演劇、郷土芸能などの分野別フェスティバルにつきましては、その地域の特色を生かしたもの、また逆に、これまで余り普及していなかった新たな分野のものなど、さまざまなジャンルの文化イベントを県内各地域で開催したいと考えております。

また、先日、のべおか第九演奏会の合唱団の結団式に参加して——今、団員の減少に大変悩んでおられるわけですが、さまざまな芸術文化団体が運営にいろいろ御苦労されている。国民文化祭という目標を3年後に設定することによって、さらに活動を活気づける、活性化させる、そういう効果というものも大いに期待したいと考えております。

さらに今回、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催することによりまして、

障がいのある人もない人も、生き生きと活躍するみやぎづくりにつなげていきたいと考えております。今後とも、こうしたもろもろ考慮しながら、宮崎らしい大会の実現に向けて、関係者と連携を図りながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 よろしくお願ひいたします。ぜひとも成功させていただきたいと思います。先ほど、ここ数年の参加者数は数百万人に上るものであり、経済波及効果は数百億円に上るものが見込まれるというふうな説明でありました。これだけの大イベントですから、開催費もそれなりにかかっているのかなと思いましたが、やはり10数億円かかっているのが現状のようでありました。今後、多額の財政負担が予定されている本県にとっては、非常に重いものかなとも感じますが、開催費をどの程度見込んでいるのか、また、それに対して国の助成はあるのか、知事にお伺ひします。

○知事（河野俊嗣君） 過去の開催都道府県の状況を見ますと、国、県、市町村の合計で、10億円から20億円程度の開催経費となっております。このうち、国が約2.5億円を負担しております。今後、実行委員会や市町村を初めとする関係機関等と調整を図りながら、具体的な事業内容と予算につきまして検討してまいります。

○二見康之議員 わかりました。

次に、公共交通機関について伺いたいと思います。

J R九州の民営化に際しましては、私もいろいろと、株式の取得をしたらどうかとか提案もさせていただきましたが、先日のワンマン化に伴う安全・安心の確保のための取り組み状況についての確認とか、いろいろ議論されているところでもあります。本来であれば、鉄道利用状況

がよければ、ワンマン化の話というものも、そもそもはなかったんだろうという思いもいたします。いろいろ利用者の利便性向上等に県は努めていらっしゃるんだと思うんですが、これからも大事なところは、本県における鉄道のあり方についてどのように考えているのか。利用者がふえていけば、経営改善策というものはなかったのかなという思いもありますので、今後の鉄道のあり方について、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 鉄道は、大量性、速達性、定時性にすぐれた交通手段であります。地域におきましては、通勤・通学等の生活路線としまして、また広域的には、観光やビジネス客などの移動手段として利用されているわけでありまして、基幹的交通基盤として重要な役割を担っているものと考えております。鉄道が引き続きその役割を担っていくためには、「地域がみずから乗って残す」という活動を盛り上げて、県民の利用を促進するとともに、インバウンドを含めた、他の地域や県外からの利用も伸ばしていく必要があると考えております。

そのため、交通系ＩＣカードの導入支援などにより、利便性向上を図るとともに、利用者が減少しております日南線・吉都線では、地元自治体との連携の上、それぞれの地域の取り組みを支援しておりますほか、外国人利用も増加しております観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行の支援などを行っているところであります。今後とも、国やＪＲ九州と緊密に連携をし、関係者で知恵を絞りながら、県内鉄道の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 これだけ利用状況が過去に比べると減ってきたということ、また、モーダルシフトといいますか、車社会、宮崎の場合は特

にそう思われていると思います。一方で、「海幸山幸」みたいに大変喜ばれる事業もあれば、「ななつ星」みたいに超高級観光列車も人気があるとか。そういう意味では、本当に鉄道のニーズというのは大きく変わってきている部分もあるんだなと思いますし、先日もありました新幹線の件やら、また日豊本線の高速化のこと、本県としては、ここら辺に本当に真剣に早く取り組んでいくことが重要なのかなという気もいたします。

ところで、特急のワンマン化導入について、安全性の確保という視点から、県はＪＲのほうに申し入れ等をしていらっしゃると思いますが、ＪＲ九州の経営改善の動きというものを県はどのように考えているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） ＪＲ各社は完全民営化されたわけでありまして、民間企業としての経営というものが重要であろうと考えておりますが、その一方で、公共交通機関の使命として、路線の適切な維持や利用者の利便性を確保する、これも極めて重要な役割があるものと考えております。

昨年末、特急のワンマン化の情報が入りました際には、私も沿線の市長とともにＪＲ九州の青柳社長を訪ね、地元としての懸念というものをしっかり伝え、極めて慎重な検討を強く要請しました結果、この導入に当たりましては、国の基準を超えた特別の措置、さまざまな対策が実施されたところであります。

ＪＲ九州におきましては、さまざまな経営改善策の検討の可能性が今後もあるかと考えておりますが、それが本県の路線維持や県民の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことのないよう、沿線自治体などと危機感を共有しながら、

これまで以上に協議を重ねて、適時適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 国の基準を超える特別な措置をしていただいているということは、経営費を削減する割には結構お金を使っているんだなという対応だったかなと思うんですけども。特急ワンマン化に係る安全対策を求めているわけなんですけど、点検・確認の結果について、県はJR九州に対し、どのような内容の報告を求めるといふところが重要になるかと思いません。最初、話を聞いていたところでは、JR九州にお任せして検証してもらおうというようなことだったのかなと思うんです。実際に安全性を確保するためには、どこが重要なポイントになるのか、どういうデータをとってほしいのか、県のほうからもある程度要望していく必要があるかと思いますが、お考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） JR九州からは、大分一宮崎空港間の特急ワンマン化に伴う乗客の安全及び安心を確保するための対策について、点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこととなっていると伺っているところでございます。先日もJR九州に対しまして、しっかりとした検証を行い、報告いただくよう、県として改めて申し入れを行ったところでございます。

検証結果の報告につきましては、JR九州において現在検討中ではありますが、県といたしましては、ホーム上における安全確認、列車内の安全確保及び秩序維持、大規模災害発生時の避難誘導など、県から要請して、JR九州が実施している安全・安心確保対策の状況確認や問題点等の有無などについて、報告を求めたいと考えております。

また、県民が安心して利用していただけるよう、利用者からの意見についても、その対応状況を含め、報告を求めたいと考えております。

○二見康之議員 しっかりと確保するべきところをポイントを絞って、安心・安全というのは何より大事なことでしょうから、経営改善と、これはある意味両輪を担うポジションになるのかなと思いますので、しっかり対応のほうをよろしくお願いいたします。

次に、子育て支援について伺いたいと思いません。

本県は、保育の質と量の拡充に向けた子育て支援のさらなる充実や、仕事と家庭の両立支援に向けた企業等の機運醸成などにも、これまでも取り組まれていると思います。中でも、保育士不足というものが全国的にもクローズアップされていますが、本県においても非常に難しいところがあるように私も聞いております。

育児休暇1年から復職するが、ゼロ歳、1歳、2歳児の数が多いということが保育士不足の原因の一つでもあるというふうに言われています。これを解消するためには、行政、企業、家庭・保護者が連携することが大切だと思います。希望する保育所等へ入所するため、育児休業を切り上げるケースもあるというふうに伺っていますが、子育て及び働き方の面から対応が図れないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 育児休業を取得している保護者に安心して育児に専念していただくためには、復職をしようとする時期に、希望する保育所等に子供を預けられる環境整備が重要であると認識しております。このため県では、保育所等の利用定員の増加を図るため、施設整備に対する支援を行うとともに、安定的に保育士を確保していくため、保育士の処遇改

善や保育士を目指す学生等への貸付事業を行っているところであります。

また、育児・介護休業法が本年3月に改正され、原則1歳までの休業期間には変わりありませんが、保育所に入れない等の特別な事情がある場合には、1歳6カ月まで延長できた期間が、本年10月からは最長2歳まで再延長できるようになります。今後とも、県民の皆様が安心して子育てできるよう、子育て環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ゼロ歳児3人に対して保育士1人が必要だという基準になっていると思うんですが、びっくりしたのは、うちの子供、4月2日生まれがいるんですけども、4月2日生まれになると、ゼロ歳児扱いが約2年間になるわけなんですよ。4月1日生まれだったら約1年間だけで、次は満1歳になるんですけども、今回の延長というのは、非常に望ましいことなのかかもしれないなと思っております。あと、これは職場との関係や親としての立場とか、いろいろ複雑に絡み合っている部分ですから、分野を超えて、雇用の面からも、福祉の面からも、そして地域のあり方とか、そういったところからも多角的に見て、よりよい宮崎モデルというものができるように、これからも研究を進めていきたいなと思います。

あと、保育士等に関するキャリアアップについてなんですが、保育士の処遇改善の一つで、また本年から始まっているというふうに伺っています。適切な研修やキャリアパスの構築というものは、保育士を魅力ある職業にしていくためにも重要であると思います。制度は始まっておりますが、この研修をどのように行っていくかということについては、まだ不明なところが多いものですから、この保育士等を対象にし

たキャリアアップ研修に県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 近年、全国的に保育士が不足するとともに、保育所等に対するニーズも複雑化・多様化してきております。このため今般、一定の経験を持つ保育士等を対象に、職位や職務内容に応じたキャリアアップ研修の実施と、その研修を受講した保育士等に対し、給与面など処遇の改善が行われることとなったところであります。

相当数の保育士等を対象としていることなどから、現在県では、九州各県とも情報交換を行うとともに、民間ノウハウの活用や、県内の大学など保育士養成施設との連携も視野に入れながら、効果的な研修となるよう、実施に向けた具体的な検討を進めております。県としましても、保育士等のキャリアパスの構築や処遇の改善は、保育士等の資質向上はもとより、その安定的な確保のためにも大変重要でありますので、関係団体の御意見も伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 なかなかこれは難しい課題なのかなと。ほかの各県も手探り状態が非常に大きい案件なんだろうと思いますが、制度自体は始まっておりますし、各団体のほうも非常に不安な思いもあるようでありますから、いい制度設計ができるように、速やかなる対応をお願いしたいと思います。

次に、私立幼稚園に対する特別支援教育補助事業について伺いたいんですが、これは以前、ここで質問させていただいたときには、他県に比べて、本県は補助額が低いということでお話しさせていただきました。その件については、改善が図られて、他県並みに同じように補助されるようになったということなんですけれど

も、以前も指摘させていただいたように、特別支援が必要な園児が1人いる園と2人以上いる園では、1人の場合は、2人以上いるときの園児1人の単価の半分になっている、これはいかがなものかということ等をお話しさせていただきましたと思います。

自分の子供が障がいを持っているということやなかなか認めにくい親もいると思いますし、その辺を何とか解消することは、行政として、公平性の観点、また教育の機会均等の観点とか、いろんなところを勘案しても、同じ基準に持っていくのが望ましいというふうに思うわけなんです。この補助事業について、国のほうが、この制度を2人以上というふうに縛っているものですから、その辺の制度の改善を国に求めていくことも必要なのではないかなと思うんですが、福祉保健部長に、どのように考えているのか伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 私立幼稚園に対する特別支援教育補助事業の対象となる園児数につきましては、国はこれまでその基準を段階的に引き下げてきたところですが、平成11年度以降は現行の2名以上となっております。このため、議員から御指摘がありましたとおり、県では、保護者や幼稚園の負担軽減のため、障がいを有する園児が1名在籍している幼稚園に対しても、国庫補助が適用された場合の県費負担相当分について、県単独で補助を行っているところであります。

現在の国庫補助事業においては、受け入れる園児の数によって取り扱いに差が生じている状況にありまして、教育の機会均等や就学前教育の推進、公平性の観点から課題があると考えておりますので、1人目から国庫補助事業の対象となるよう、国に対して要望を行ってまいりた

いと考えております。

○二見康之議員 ぜひよろしく申し上げます。これは、今の現状がどうかというよりか、考え方がどうかということだと思っておりますので、公平になるように、制度設計はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育行政について。まず、学力向上について伺いたひと思ひます。先日、1冊の本に出会ひました。題は「ユダヤ人の教養」といふ、小さな新書版なんですけれども、ノーベル賞受賞者を数多く輩出し、金融界やマスメディアを押さえ、名立たる世界企業を創業、そして医師や弁護士といったエリート専門職も多いといふユダヤ人でありまひす。

そのユダヤ的学習方法といふものが載ってありまして、トラーという本があるそうです。これは、いわゆる神の律法といふ本を常に声を出して反復、復唱、暗唱するといふこと。そしてタルムードは、律法の伝承といふことについての本らしいんですが、そのままのみすることなく、常に質問、疑問を提示し、議論を重ね、十分な話し合ひを持って論争をし、その後、その時々にはふさわしい律法の適用を学ぶといふものであつて、基礎学習を重視し、常に習得チェックを行ひ、また家庭における親の役割といふものが重要であるといふふうな考えを保持している方法だといふことです。

また、優秀な生徒とは、すぐれた質問を投げかける生徒であり、返答、解答よりも、よりよい質問、問題の提議こそすぐれているあかしであるといふことでした。

また、ユダヤ人の大学生に共通するものが5つ挙げられておりました。1つは、文化の中心である都市の出身者が多いといふこと。2つ目は、平均して経済的に恵まれていること、これ

は学問に専念できる環境にあるということらしいです。3つは、過去の背景があり、みずからの地位を高めたいと熱望している。4つ目、最高学府で学び、他にまさる学識・技術を身につけたい志向を持っている。5つ目、それは自分一人の努力次第で可能であると思っている。この5つが共通する特徴だということでありました。1つ目、2つ目の部分、都市出身であること、経済的なことは、与えられた環境かなと思うわけなんです、3つ目以降については、比較的自分の考え方、自分のあり方というものが重要になってくるんだと思います。

さきの政策調査会勉強会で、学校政策課から学力向上の取り組みについてのお話も伺いました。まずは、子供たち一人一人がやる気になること、本気になること、自分の人生は自分でしか生きることができないという人生の理法に気づくことが大事だと思います。「心ここに在らざれば、視れども見えず、聴けども聞こえず、食らえどもその味を知らず」、見ていても見えていない、聞いても聞こえていない、食べてもその味がわからないというようなことではいけないと。本人の学習意欲を引き出すことが重要だと思いますが、県教委としてどのような取り組みを行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 子供たちの学習意欲を引き出すことは、教える側にとって最も重要なことでありまして、「学ぶ心に火をつける」ような授業を実践していくということが大切だと考えております。そこで、県教育委員会といたしましては、昨年度から、授業改善に焦点を当て、子供たちが「わかった」「できた」と実感できる授業改善のチェックポイントを示したところがございます。また、直接学校を訪問して、このチェックポイントに基づいた授業改善

の支援を行っているところであります。

さらに、子供たちの学習意欲を引き出すためには、一人一人の理解力やつまづきなどを正確に把握し、実態に応じた授業を行うことが不可欠でありますことから、学力の状況をきめ細かに把握・分析できる集計システムを再構築したところでありまして、現在、各学校で活用が図られているところでございます。今後、県内の教職員に具体的な授業の進め方等について研修会を開催するなど、子供たちの学習意欲を引き出し、学力向上につながる取り組みを進めてまいります。

○二見康之議員 ユダヤの取り組みの中で、最初に申し上げたトーラーの暗唱とかタルムード、議論をするということは、日本においては、素読という文化があったりとか、また吉田松陰と明治維新をなし遂げた志士たちとのいろいろな問答、そういったものというのは、日本古来の文化でもあるんじゃないかなと感じました。こういうことも踏まえて、今後の研究もお願いしたいと思います。

次に、学校種間の接続について伺いたいと思いますが、小学校に入学したばかりの1年生は、非常に新しい環境で、不安も大きいものだと思います。なかなか授業中に座っていられなかったり、先生の話聞くことができないという者が多数見受けられました。これは、家庭でのしつけというものも重要だと思います。

本県も家庭教育支援条例を定めて、これから取り組んでいきたいという思いもあると思うんですが、4年生から学力テストをしてチェックするというのも、1年生、2年生、3年生のときの学力が響いてくるものでありますし、1年生のときにしっかり理解して、次の学年に進めていくことが大事だと思います。生活習慣とか

を1年生のときに教えるのではなく、地域社会やそれまでの幼稚園・保育園等でもっとしっかり教えることができないか、この接続が重要であると考えますが、小学校における取り組み等を教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 子供たちの学びの連続性を保障することは極めて大切でありまして、とりわけ、義務教育のスタートとなります幼稚園・保育所等から小学校への接続を円滑に行うことは、重要であると考えております。このため、各小学校におきましては、入学前の幼児を招いて、学びの楽しさを体験させる授業を計画的に行っております。また、教職員が幼稚園などを訪問しまして、幼児一人一人の特性を把握し、指導に生かすための情報交換や協議を行っております。

さらに、就学時健康診断や入学説明会におきまして、全ての保護者に対し、入学までに身につけてほしい生活習慣や学習に対する心構えを伝えることで、子供たちがつまづくことなく円滑に学校生活が送れるよう配慮しております。県教育委員会といたしましては、子供たち一人一人が安心して学校生活のスタートができるように、今後とも各市町村教育委員会及び関係部局との連携に努めてまいります。

○二見康之議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後に、修学旅行関係について伺いたいんですが、いろんなところに旅行に行ってみることができるというのは、子供たちにとっても非常に楽しみなイベントの一つだと思います。今、本県でも修学旅行受け入れについて取り組んでいらっしゃるのだと思いますが、そもそも小学校や中学校、高等学校における修学旅行の行き先とか目的というものをどのように思ってい

らっしゃるのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本県の修学旅行の主な行き先であります。小学校は鹿児島県、中学校は九州や関西方面となっております。また、高等学校の多くは関東方面を訪れておりますが、海外のコースを選択できる学校もございます。

修学旅行の主な目的につきましては、日常と異なる生活環境の中で、豊かな自然や歴史・文化に触れる体験、企業等への訪問研修などを通して見識を広めることや、集団生活を通して、児童生徒が互いを思いやり、ともに協力し合う態度を身につけることとあります。また、旅行先でのさまざまな活動を通して、社会生活上のルールや公衆マナーを学ぶ機会としても期待されているところであります。

○二見康之議員 それでは、本県の教育旅行受け入れの現状というものは今どのようなになっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県における教育旅行の受け入れにつきましては、口蹄疫などの影響もありまして、平成22年度には延べ宿泊客数が約1,000人にまで落ち込んだところとあります。

しかしながら、その後、北きりしま地域を初めとする農家民泊や宮崎市のマリンスポーツなど、本県の強みを生かした新たな素材の開発、さらには、関西・北部九州を主なターゲットに、官民一体となった積極的な誘致活動を行った結果、平成23年度以降、年々増加し、昨年度は、熊本地震の影響もありましたけれども、約6,800人まで回復してきたところでございます。

○二見康之議員 昨年の熊本地震のことを考え

ると、おととしより非常に伸びてきているというのは、努力の結果が見えているんじゃないかなと思います。

この現状についてはわかりましたが、今後、教育旅行の誘致促進に向けて、どのように取り組んでいくのか、同じく商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 教育旅行につきましては、求められるニーズが時代とともに変化してきておりまして、現在、主流となっている現地での交流・体験に加えまして、最近では、学生みずからがグループワーク等を通じ、地域の課題の発見や解決方法を探るといった学習プログラムを取り入れる動きが出てきております。

このため、このような時代のニーズを踏まえながら、本県の強みを生かした宮崎らしいプログラムを開発・提供するとともに、昨年設置いたしました、県や市町村、民間企業、農家民泊団体等から成ります「宮崎県教育旅行誘致推進協議会」を中心に、さらなる教育旅行の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 先日見せていただいたこの旅行ガイド、非常にわかりやすく、また県内の魅力というものが伝わってくるような内容になっているなと感じました。修学旅行ですけど、観光の語源というものは、中国の「易経」の「国の光を観る、もって王に賓たるに利し」という一節に由来するそうです。国の威光を観察する、見るということで、学びも、癒やしも、最先端の科学技術も、さまざまなものが観光資源になり得るものと思います。それをほかより、よりすぐれしものにしていくためには、努力も必要ですし、お金もかかるんだと思います。

新たに認定されました祖母・傾・大崩のユネ

スコエコパークや世界農業遺産、日本ジオパークや重要無形文化財、またニニギノミコトの陵墓である男狭穂塚やコノハナサクヤビメの陵墓、女狭穂塚など、記紀編さん1300年記念事業の集大成にかかわるものなど、本県には観光資源となるものが多数あると思います。これらをさらに輝かせていただきまして、宮崎の光を、そして、これは日本の威光であるということを広く伝えていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。西都市・西米良村選出の濱砂守でございます。議会で登壇しますのは実に6年ぶりでございます。一般質問最終日、質問は18番目、自民党議員ではラストバッターであります。

また、議場に出席の県執行部の皆様の中で、以前に御答弁をいただいたことがあるのは、河野知事お一人ではないかと思います。他の執行部の皆さん方には初めての質問の機会であります。どうぞよろしく願いいたします。

また、きょうは、地元西都市のほうから漁業組合関係の役員の方もお見えになっております。どうも御苦労さまです。

それでは、通告に従い質問をいたします。

去る6月14日、ユネスコの国際会合で、本県と大分県にまたがる「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録が決定いたしました。ユネスコエコパークとは、自然と人間社会の共生を目的に1976年にユネスコが開始したもので、国内で9カ所目、県内で2014年に登録された綾に次いで2カ所目であります。

2015年（平成27年）には、国連食糧農業機関

(FAO)の世界農業遺産に、国内では6番目、県では初めて「高千穂郷・椎葉山地域」の認定が決定し、宮崎の農山村の文化が世界的に認められました。地域によって資源は異なりますが、そこに住む人たちは、ふるさとの自然に畏敬の念を抱き、誇りを持ち、それぞれの特色を生かした活性化を求めて御活躍をいただくことが、宮崎県全体の浮揚策になると期待するものであります。

宮崎県が次に目指すべき遺産は、世界文化遺産であります。

まず、西都原古墳群の世界文化遺産登録についてお尋ねいたします。

世界遺産条約は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、1972年にユネスコの総会で採択されたことに始まり、科学的な方法によって、文化遺産と自然遺産を永久に保護することを目的としたものであります。

世界遺産は、文化遺産、自然遺産と、その両方の要素を兼ね備える複合遺産とに分類されております。2016年現在、世界遺産条約締約国は192カ国、世界遺産総数1,052件、内訳は、文化遺産814件、自然遺産203件、このうち日本では、法隆寺や姫路城を初めとする文化遺産が16件、屋久島や白神山地を含め自然遺産が4件の計20件であります。なお、世界遺産暫定リスト記載は9件であります。

また、2017年5月、暫定リスト記載の「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の一部を世界遺産として登録するよう、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議が勧告しておりますので、これを入れて日本の世界遺産は21件となります。

さて、宮崎であります。去る6月5日の新聞報道で、世界文化遺産登録を受けた沖ノ島に続けと、県がこれまで大きな価値があるとして

きた宮崎市の生目古墳群、西都市の国の特別史跡、西都原古墳群、新富町の新田原古墳群、新たに高鍋町の持田古墳群を追加し、「南九州の古墳文化」の遺産登録に向けて、活発に活動しているとの記事が掲載されました。

既に西都市では、13年以降、世界文化遺産登録に向けた学術的なシンポジウムを毎年開催しており、その期待は各古墳群所在地において日増しに高まり、今後、一層加速するものと思われます。そこで、西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群の世界遺産登録について、知事の所見をお示しください。

次に、内水面漁業についてであります。

この件につきましては、平成28年9月定例会一般質問で、横田照夫議員が質問されておりますが、同じ地域に住む者として、引き続き取り上げさせていただきました。

去る4月22日、アユの稚魚の放流に参加しました。西都市や新富町などでつくる一ツ瀬川水系濁水対策推進協議会と一ツ瀬川漁協が西都市で開催したもので、市内外から親子連れやスポーツ少年団の団員ら約150人が参加し、稚アユ1万7,000匹を放流いたしました。参加者の中では、アユの成長を願いながらの会話が楽しく弾んでおりました。

県内40の内水面漁業協同組合は、県知事から漁業権が免許されております。漁業権とは、河川や湖において漁業を営む権利であり、同時に魚などの資源を増殖させることを義務づけております。

同漁協は、一ツ瀬川流域に5月上旬までに約16万匹のアユの稚魚を放流しております。しかしながら、このアユが濁水により成長できず、アユの採捕量が年々減少している実態があります。もともと他の河川に比べると、一ツ瀬

川はアユの採捕量が少ないそうですが、それでも多いときには10トン程度が採捕されたこともあるそうです。しかしながら、ここ4～5年の採捕量は特に少なく、2トンから3トンを推移しております。これは、一ツ瀬ダムを原因とする長期濁水による河川環境の悪化によるものと思われま

す。そこで、一ツ瀬川の濁水対策について、これまでどのような対策がとられてきたのか、環境森林部長にお伺いいたします。

また、一ツ瀬ダムでは、濁水排除のための非常用放流設備の改造が完了しており、杉安ダムで工事が進められていた底部放流設備は5月に完成したとの話を聞いておりますが、この施設は濁水軽減や河川環境の改善にどのような効果をもたらすのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

次に、ダムの責任放流量と維持放流量についてであります。昭和63年7月14日、国土交通省は、河川環境の回復を目指し、経済産業省と協議・調整を図り、発電ガイドラインを両省で合意したとして、各都道府県土木部長に通達をしております。

発電用のダムは、ダムの取水地点において、河川水の全部または大部分を取水し、下流の発電所まで河川をバイパスして送水するために、その区間については、全く水のない状態（水無川）が発生しており、本来河川の持つ豊かな環境が失われてきているとして、各発電所における発電水利権の期間更新時において、ダムから一定の流量を新たに下流河川に流させるとしたものでございます。

その後、1997年（平成9年）に改正された河川法において、河川の全区間にわたり、自然環境の維持が重要な目的として挙げられ、これを

受けて、平成12年の通知により、洪水時やかんがいを要する時期以外であっても、ダムからは常に一定量の放流が行われるよう明確に示されております。

これは、下流域にダムがなかった場合と同量の流水を確保することで、生育環境生態系を維持するためのものであり、可能な限り、全てのダムにおいて河川維持放流が事実上義務づけられたものであります。これにより、従来は放流を行っていなかった発電専用ダムにおいても、河川維持放流が年間を通じて行われております。

そこでまず、県が許可する維持流量の設定状況について、県土整備部長に伺います。

次に、ダムからの放流については、この維持流量のほかに、責任放流があると聞いておりますが、責任放流の内容と目的及び杉安ダムにおける責任放流量について、県土整備部長に伺います。

また、残念なことに、杉安ダムには維持流量が設定されておりません。その理由について、県土整備部長にお尋ねいたします。

次に、地域振興についてであります。

日本には1,741の市区町村が存在します。人口の多いほうから数えて1,699番目、人口1,090人、宮崎県の中でも一番小さな村、西米良村がきらりと光っております。

おがわ作小屋村を紹介いたします。約400年にわたり米良を治めた殿様のお屋敷があったところに、おがわ作小屋村があります。周りには、民俗資料館、民話館、桃源郷の宿があり、山と里の自然が美しい景観を保つ穏やかな山里です。澄んだ空気、透き通った水、遠くに眺める切り立った山々、まさに平成の桃源郷です。

当時、高齢化率が村内で最も高い71%、集落

存亡の岐路に立たされていた集落に、西米良村が「作小屋村づくり事業」のモデル地域として選んだのが小川地区であります。自治公民館組織の役員を中心に、平成19年に検討委員会を設立、自立した集落運営に向けた研修や勉強会、ワークショップなどを重ね、平成21年に協議会を設立し、ことしで9年目になります。

作小屋とは、農林業の繁忙期に住宅兼作業場として使われていたカヤぶき屋根の小屋のことです。集落拠点施設「おがわ作小屋村」は、最年長者80歳、平均年齢74歳を越す10人のおばちゃんたちが中心となって、食堂やコテージを運営しております。さらに同協議会は、平成22年度にUターン者1名、24年度にIターン者2名を採用しており、会長を含め14名のスタッフで運営しております。

観光の目玉は、山菜など地元でとれた食材をふんだんに使った郷土料理、使用される米は全て地元で収穫され、昔ながらの掛け干し米を使っております。

平成29年1月現在で、60世帯92名の集落がありますが、集落内の資源を活用したイベント「カリコボーズの山菜まつり」や、月明かりとかがり火で神楽を楽しむ「月の神楽」等の相乗効果もあり、交流人口が格段に増加、現在、年間2万人の観光客が訪れております。

この集落では、平成28年までに40歳以下のUターン者は子供1人を含め22名、そのうち17名が在住しております。それに加えて、この地で5人の子供が誕生いたしました。21年のオープン時と比べ、高齢化率は12%減の58%となり、平均年齢も66歳から62歳と4歳も若くなりました。

何といたってもこの地区には、小学校2年生を先頭に5人の子供たちが住んでいます。そのう

ち4人がここで誕生いたしました。ことし、もう一人誕生の予定です。移住者の職業は、農業や林業、自営業とさまざまありますが、集落の活力に大きく貢献いたしております。

年金だけでは楽しく生活はできない、孫にお小遣いも渡せない、「年金プラスアルファ」が合い言葉です。おがわ作小屋村は、高齢者雇用の創出や生きがいつくりの場にもなっております。スタッフの時給は県の最低賃金に設定し、年度末には全員に賞与も支給されます。おばちゃんたちの年収は平均100万円を超えます。

小さくても身の丈に合ったイベントや取り組みを着実に作り上げ、Uターン者の雇用の場として、また自立自走の集落経営を目指し、収益の一部を周辺の景観づくりに充て、四季の移り変わりを表現するなど、将来も集落が守り継がれることを信じて懸命に努力されているおがわ作小屋村協議会の皆様に、エールを送るものであります。本県の地域振興対策の成功例でもあると思いますが、知事の感想をお聞かせください。

次に、一ツ瀬川の河川改修事業についてであります。

2級河川一ツ瀬川は、流路延長88キロメートル、本県では、大淀川、五ヶ瀬川、耳川に次ぐ県内有数の川であります。

平成17年9月6日、本県に襲来した台風14号では、堤防に18カ所の漏水が発生、堤防の決壊が想定されたことから、周辺の2,303世帯6,932人に避難勧告、240世帯739人に避難指示が出されました。また、2年後の平成19年、台風4号の襲来時も、1,458世帯3,828人に避難勧告・指示が出され、そのたびに周辺の住民は危険と恐怖にさらされました。

これに対して県は、一ツ瀬川の堤防の漏水

は、地質調査の結果、川の規模に比べて堤防の幅が狭い上に、堤防の材料や老朽化が原因であるとして、県単独予算で堤防の補修や部分的な漏水防止工事等の対策はなされましたが、抜本改修には至りませんでした。

たまりかねた川沿いに生活する住民は、平成22年9月末に、消防団員を中心とした「一ツ瀬川の抜本的改修を求める住民の会」を結成し、署名運動を展開、7,780人の署名簿を取りまとめて、県土整備部長に要望書を提出いたしました。さらには、12月20日、上京し、国土交通省の河川関係者である大臣政務官、河川局長、治水課長に直接面会して、一ツ瀬川の実情を訴えました。

国土交通省では、「このように大量の署名を添えた要望書を直接受け取るのは極めてまれなことである。周辺住民の切迫した状況を強く受けとめ、一日も早い一ツ瀬川の河川改修事業実施に向けて努力する」との回答をいただきました。その結果、県が23年度新規事業として国に対し要望するとしていたものを、1年繰り上げて22年度の国の補正予算に計上いただいたものであります。台風14号襲来から実に5年を経過した後のことでありました。

このような経過を踏まえた、一ツ瀬川の周辺住民にとっては待ち望んだ改修工事であり、一日も早い安心・安全な生活を求めておられます。事業期間20年の長期工事であります。着工から6年が経過いたしました、一ツ瀬川河川改修事業の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

次に、同じく一ツ瀬川水系の三財川についてであります。

平成17年の台風14号で、越水により堤防が決壊し人命が失われるなど、甚大な被害が発生し

たことで、平成19年度からおおむね15年間の計画で河道掘削が進められておりましたが、昨年、計画が変更され、平成48年までの30年間になったと聞きました。着工から10年が経過した現在、三財川における河川改修事業の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

次に、沿道修景美化条例であります。沿道修景美化条例は、昭和44年、全国に先駆けて、時の県知事、黒木博氏において制定されたものであります。その時代の様子が、「はまゆう随想 自然と人間と創造」にこう記されております。

「世の中が、今日より明日へ、明日より将来に向かってよりよいものとなることは私も人間共通の願いである。福祉社会の建設という実に響きのよい言葉がある。その福祉とは何かというと、私共の毎日の生活の中に感じる総合満足の度合いであると申したい。総合満足は物質的満足のみではなく私共を取り囲む環境等の要因となる精神的な満足がなければならぬ。(中略)

よく考えてみると、私共の生活時間の中に道路を通過する時間は相当なものであることに気がつく。(中略)道路には自然の眺めがあり、緑があり、花がある等々、人間の心に快適さを与えてくれる道路が真の道路ではないかと思う。道路は快適で、安全に、早くの3つの機能が整わなければならない。(中略)このことを集大成する意味で県民の考え方のまとめとして昭和44年に「沿道修景美化条例」を制定した。(中略)

さて修景という言葉の意味は意義が深い。「修」は繕う、直す、飾りつける等の意味がある。すなわち自然を保護し繕い直しながら美しくする保護の意に解し、「景」は景色、

情景、見渡される等の意味があり、見渡される美しい景色を新たにつくる、自然の創出を意味する。(中略)

修景美化の基本は路側の雑草を定期的に刈り取ることから始まり、病虫害駆除や施肥、補植、野焼きから木を守ること等の肥培管理なくして沿道修景はない。植える気(木)を持ち、育てる気(木)を持って大地に愛情を注ぐことが沿道修景の基本である。と結んであります。

先人の目指した観光立県宮崎は、県内の主要道路に花木が植栽され、全国の新婚旅行者100万組のうち、37万組が宮崎を訪れました。県内には新婚さんがあふれ、街はにぎわい、流れる曲は「フェニックス・ハネムーン」、道路にはワシントンニアパーム、みやざき新婚旅行専用列車「ことぶき号」の運行、県外観光客は年間520万人を超えました。まさに美しい宮崎づくりの実現でありました。ちなみに、このころの流行歌といえば、由紀さおりの「夜明けのスキヤット」、いしだあゆみの「ブルー・ライト・ヨコハマ」等々であります。

沿道修景美化条例は、当時の宮崎県観光の父と言われた岩切章太郎氏と知事の黒木博氏のタググによって生まれたと言われ、宮崎の誇るべき財産の一つであります。

50年近くが経過した今では、道路事情も大きく変わり、本県の道路網も当時とは比較にならないほど充実してまいりました。県においては、29年度も全国に先駆け、昭和44年に制定した沿道修景美化条例に基づき、沿道修景美化推進対策事業が今日まで脈々と引き継がれていることに、敬意を表するものであります。

本県では、全国に先駆けて沿道修景美化条例が制定され、この先人たちが築き上げた、宮崎

らしい沿道の美化にもっと磨きをかけていく必要があると思います。知事はどのように思われているのか、お聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席からの質問にいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群の世界文化遺産登録についてであります。

西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群の世界文化遺産への登録は、こうした地域の宝につきまして、住民の皆様が改めて見詰め直し、そして、その魅力を国内外に発信していくことができるわけでありまして、観光振興や地域の活性化が期待され、その効果は非常に大きなものがあると考えております。世界文化遺産の登録に向けましては、まず、国内の候補地である暫定リストに掲載される必要があります。近い将来、国において暫定リストの見直しが行なわれるものと見込んでおります。

これまで県におきましては、この新たな暫定リストの中に西都原古墳群を初めとする南九州の古墳群が掲載されるよう、国内外の研究者を招いての調査研究や、関係機関と連携したシンポジウムや講演会の開催などを通して、県内のみならず、首都圏や関西などへの情報発信に取り組んでいるところであります。今後とも、文化庁との協議を継続させながら、調査研究や情報発信に加え、他県との情報交換を行うなど、これまで以上に、県と市町村が一体となって積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、おがわ作小屋村の取り組みに対する所感についてであります。私はこれまで、機会を

捉えて県内の中山間地域を回り、地域の実態というものを肌で感じ、またその厳しさも感じているところではありますが、このような中にありまして、小川地区は、住民の皆様の地域に対する誇りや、地域活性化に向けた強い意欲・結束力を持っておられるということをお大変心強く感じたところでもあります。

オープニングのときでありますとか山菜まつり、何度か私も訪れておるところではありますが、地域の皆さんが本当に元気だな、誇りを持っておられるな、輝いておられるなという感じがいたしております。

四季折々の地元食材を使った「おがわ四季御膳」が人気を得ることなどにより活気づき、御指摘がありましたような移住者の呼び込みにもつながっているわけでもあります。地域の維持・活性化に資する先進事例である、また、今現在、進められております地方創生の一つのモデルであると認識しております。

作小屋村の向かいにある花見山、桜や桃が植えられて、これが将来、大きく育っていくこと、大変これも楽しみであります。今後も、これらの取り組みがしっかりと守り継がれ、展開されていくことが重要であろうと考えております。

県としましては、小川地区のような取り組みが県内全域に波及し、地域の特性を生かした特徴ある取り組みを行う地域が拡大していきますよう、引き続き、市町村、関係機関等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、沿道修景美化についてであります。沿道修景美化条例は、本県観光の父、岩切章太郎氏が、「大地に絵を描く」という思いのもと、県内各地にさまざまな花や木の植栽を行っ

た取り組みが受け継がれ、形となったものであります。宮崎を訪れる方が皆さん、フェニックスやワシントンニアパーム、南国らしい風景に心を奪われ、また花いっぱい町並みというものにお大変感銘を受けられる、多くの皆様からそういう声を聞くところでもあります。

これまでの沿道修景美化の取り組みを発展的に継承し、県内全域へと広げていくために、今回、美しい宮崎づくり推進条例を制定したところでもあります。

条例の制定に先立ちまして、昭和12年に岩切氏がフェニックスを植樹した堀切峠で開催したイベントには、私も参加したところでもあります。県内外から、それぞれの思いを胸に集まっていたいただいた皆様と一緒に、スコップを手に新たなフェニックスの苗を植樹しながら、この美しい沿道の景観をみんなの手で未来へとつないでいくことこそが、まさに美しい宮崎づくりの一步であると強く感じたところでもあります。これからも、宮崎らしい美しい沿道環境の創出に、県民の皆様と一緒に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（川野美奈子君）〔登壇〕 お答えします。

一ツ瀬川の濁水対策についてであります。一ツ瀬川の濁水対策につきましては、県、流域市町村、九州電力、宮崎大学などで構成する評価検討委員会において、平成20年6月に策定した一ツ瀬川濁水軽減対策計画に基づいて、関係者一体となって取り組んでいるところでもあります。

具体的には、県及び流域市町村におきましては、濁水の原因となる土砂の流出防止を図るため、山林の植栽等の森林整備事業や、崩壊地な

どへの重点的な緑化事業を推進してきたところ
であります。また、九州電力におきましては、
濁水を長期化させないよう、選択取水設備や濁
水制御膜を一ツ瀬ダムで運用するとともに、本
年5月に杉安ダムの底部放流設備を完成させる
など、ダムの施設改善を行ってきたところで
あります。

次に、杉安ダムの底部放流設備の効果につ
いてであります。一ツ瀬川におきましては、一
ツ瀬ダムの選択取水設備等により、濁水軽減対
策に取り組んでまいりましたが、平成17年9月
の台風14号の影響により、濁水が240日間続
くという事態になりました。

このため、平成22年に一ツ瀬ダムの非常用
放流設備を、平成29年5月に杉安ダムの底部
放流設備を整備し、県、関係市町、九州電力、
内水面漁協、水利組合等で締結された基本協
定書に基づき、関係者で協議しながら運用し
ていくこととなったところであります。今後は、
これらの新たな設備を活用することで、大量の
濁水を早期に排除することができるようにな
り、濁水長期化が軽減されるとともに、河川
環境の保全につながるものと期待しているこ
ろでございます。

なお、県におきましては、今後とも、一ツ
瀬川の水質検査を継続して実施し、河川環境
の状況を監視してまいりたいと考えておりま
す。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（東 憲之介君）〔登壇〕 お
答えいたします。

県が許可するダムの維持流量の設定状況に
ついてであります。一ツ瀬川など2級河川に設
置されているダムについては、県が許可を行
っており、九州電力の一ツ瀬ダムなど13基が
ございます。このうち、維持流量が設定され
ているダ

ムは、一ツ瀬ダムなど10基、設定されてい
ないダムは、杉安ダムなど3基となっております。

次に、責任放流についてであります。責任
放流には2つの目的があります。1つ目は、
ダムから下流で使われる農業用水や水道水
などに必要な利水流量を確保することであ
り、2つ目は、ダムから下流の動植物の生
息・生育環境、塩害の防止など、河川の正
常な機能を維持するための維持流量を確保
することにあります。責任放流量は、これら
の利水流量と維持流量を合計した量にな
ります。

杉安ダムにおきましては、ダムの約2キ
ロメートル下流にある発電所から、責任放
流量として、かんがい期間で毎秒13立方
メートル、それ以外の期間で毎秒9立方メ
ートルの放流を行っておりますが、この中
に維持流量は含まれておりません。

次に、杉安ダムに維持流量が設定されて
いない理由についてであります。昭和63
年の国の通知により、ダムから発電所ま
での水が少ない区間において、河川環境
の維持が図られるよう、水利権を更新す
る際に、維持流量を設定することになり
ました。この通知に該当するダムの判断
基準の一つとして、ダムから発電所ま
での区間の延長が10キロメートル以上
であることが、平成12年に国の通知
により示されたところであります。

杉安ダムにつきましては、ダムから発
電所までの区間延長が約2キロメートル
であること、水利権更新時期に来てい
ないことなど、国からの通知の基準に
該当していないことから、維持流量
の設定がされておられません。

次に、一ツ瀬川の河川改修事業につ
いてであります。

一ツ瀬川につきましては、平成17年
の台風14

号の洪水により、堤防からの漏水が発生しましたことから、災害復旧事業や県単独事業で対策を進めておりましたが、平成22年度から国の交付金により、河口から西都市の杉安橋までの20キロメートル区間で、必要な箇所の堤防補強や河道掘削などにより整備を行っているところであります。

このうち、現在、2つの区間で重点的に堤防補強を実施しており、河口から日向大橋までの区間では、今年度までに約1,600メートルを完成させることとしております。

また、杉安橋から下流の千畑潜水橋までの右岸の区間では、今年度までに約1,000メートルを完成させることとしております。また、杉安橋から穂北橋までの用地買収も完了させることとしております。

最後に、三財川の河川改修事業についてであります。

三財川につきましては、平成17年の台風14号において、堤防から川の水があふれたことから、平成19年度より国の交付金で、一ツ瀬川の合流点から川原川の合流点までの13.5キロメートル区間で、洪水時の水位を低下させるため、河道掘削などにより整備を行っているところであります。

議員の御質問にありましたように、事業期間につきましては、単価上昇や土捨て場が遠距離になったことなどにより、事業費の増加や予算の状況等から、昨年、公共事業評価委員会に諮りまして、事業期間を30年間としたところであります。

これまでに全区間において工事を実施し、計画の半分に当たる約100万立方メートル——これは概算ですが、10トンダンプトラックで約20万台相当に当たります——の掘削を行いまして、

平成17年規模の洪水を堤防からあふれずに流すことが可能となったところであり、さらに安全度を高めるため、引き続き河道掘削を行うこととしております。

今後とも、一ツ瀬川及び三財川の早期整備を図るために、地元の皆様の御協力をいただきながら、用地の取得や必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

それでは、質問者席から質問をさせていただきます。

まず、流水占用料なんですけど、毎年14～15億程度、県に使用料として入っております。この使用料は、発電所を通過する水の使用料であります。ところが、一般会計に入れられるものですから、目的がはっきりとなされていないということで、全体的に使われているんだろうと思いますが、その発電所があるために被害を受けている河川がある。何とも理不尽な話であります。そこへの還元が非常に少ないということでもあります。それを前提に質問してまいりたいと思います。

内水面環境保全対策として、ダムフラッシュ放流について伺います。流域の河川形態をより自然な状態にする、そういう意味で、ダムでためている水を定期的に放流することにより、人工的な小規模洪水を起こす、それによって水質の正常化や流砂の確保を図る目的で行う放流をフラッシュ放流と言うそうです。これはよどみの発生を抑えて、河川をリフレッシュする効果があると言われております。

山形県にある寒河江ダムでは、この放流によって、浮遊して悪臭を放っていた藻類を除去でき、瀬やふちが保全されるなど、河川環境の

保護が確認され、現在は、6月から11月までの間、週1回程度、実施されておるそうでありませぬ。

こうしたフラッシュ放流は、漁業協同組合などの協力で実施されており、河川環境が改善され、従来有効な手段がなかった堆砂対策の一つの方法として注目されておるようであります。そこで、杉安ダムにおいて、河川の管理者である県が中心となり、市町村、内水面漁業組合、電力会社、そういう関係機関との調整を図って、河川の正常化に向けたフラッシュ放流の採用について検討できないか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 杉安ダムでのフラッシュ放流の採用につきましては、九州内でも、佐賀県の伊岐佐ダムなど複数のダムで既に実施されているとお聞きしておりますので、速やかにこれらの実施状況と効果を調査し、情報収集を行ってまいりたいと存じます。その調査結果をもとに、県、西都市及び地元関係者と、ダムの管理者である九州電力とで協議してまいりたいと考えております。

○**濱砂 守議員** ぜひよろしくお願ひいたします。恐らく55～56年、2キロ、この区間は水が流れていないんですよ。ですから、自然な形態に戻すという意味では、洪水時は別として、渇水期、雨が降らないとき等に流していただければ、自然に戻っていくと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、内水面漁業の振興に関する法律では、「国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」として、内水面水産資源の生育に関する施設の整備を唱えておりま

す。農政水産部長に、内水面漁業振興を図るためのこれまでの県の取り組みについてお尋ねいたします。

○**農政水産部長（大坪篤史君）** 内水面漁業では、特に、稚魚の放流など継続的な水産資源の維持・増殖や生態系の保全に向けた取り組みが重要であります。このため県では、内水面資源の増殖を図るための稚魚の放流や、魚の産卵場等の造成に対する支援を実施しますとともに、生態系の保全を図るため、在来の天然資源に影響を与えますブラックバス等の駆除への支援や、コイヘルペスウイルス病などの疾病の蔓延防止に取り組むなど、内水面漁業の振興に努めているところでございます。

○**濱砂 守議員** 次に、漁業権を有する漁協は、稚魚の義務放流に加え、資金力に合わせた自主放流と、河川放流委託事業として、九州電力や県からの助成金による補殖、放流を行っております。近年、漁業者の高齢化や組合員の減少が続き、組合の機能が低下しているのに加えて、漁獲量が少ないため、遊漁者の数も減少していると聞きます。農政水産部長に、内水面漁協の状況についてどのように捉えられておるか、お伺ひいたします。

○**農政水産部長（大坪篤史君）** 内水面漁協は、水産資源の保護・育成はもとより、河川の美化活動や環境学習の場の提供などにも大きな役割を担っております。

しかしながら、近年、高齢化や採捕量の減少などによりまして、平成27年の組合員数は8,835人と、実は平成52年のピーク時（2万3,187人）に比べまして、約3分の1にまで減少している状況にございます。

また、漁協の収入も減少し、運営が厳しくなる中で、これまで漁協が担ってきた役割の維持

※ 251ページに訂正発言あり

が難しい状況になってきていると認識しているところでもあります。

○濱砂 守議員 要するに、時代の変化に伴って、川遊びをする人が少なくなってきた、高齢化のために組合員が減少している、魚がとれないために遊漁者が減少する、河川の正常化が図られていない、このような状況の中で、漁協には、魚をふやすために最も効果的な自主放流をする体力がなくなっているということなんです。そこで、農政水産部長に、県内における漁協の状況はこれまでにない厳しい状況にありますが、県は今後、内水面漁業の振興を図るためどのように取り組んでいかれるおつもりか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 内水面漁業の振興を図るためには、減少している水産資源を維持・回復させることが喫緊の課題であります。このため、今後も稚魚の放流などによる資源維持の取り組みを継続しつつ、より効果的な対策を実施するため、現在、宮崎県内水面漁業活性化計画の策定を進めているところでもあります。

その中では、1点目としまして、漁協を含む多くの関係者が参画する体制を構築すること、2点目としまして、科学的なデータに基づく資源状況の把握や分析を行うこと、3点目としまして、その結果に基づいた効果的な増殖や環境の改善などの取り組みを実施すること、この3点を基本方針としたいと考えております。

今後、できるだけ早急に計画を策定しまして、漁協や流域の関係者と十分な連携を図りながら、水産資源の維持・回復に向けた対策の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、先ほどの答弁の中で、私、内水面漁協の組合員数のピーク時を「昭和52年」と申し上げ

げるところを「平成52年」と発言した模様でございます。訂正させていただきます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。内水面漁業組合は、地域にはなくてはならない組合であります。河川の管理あるいは環境整備について、しっかり取り組んでおられますので、県のほうからも御指導なり御支援をよろしくお願いいたします。

次に、地域振興、おがわ作小屋村についてあります。現在、小川集落から村の中心部に抜ける道路、森林基幹道小川石打谷線が開通に向けて工事中です。完成すると25分で村の中心部まで行けるそうです。この工事の進捗状況について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 森林基幹道小川石打谷線につきましては、平成20年度から工事に着手しており、総延長5,456メートルのうち、これまでに開設した延長が5,014メートルで、進捗率は91.9%となっているところでございます。しかしながら、施工中の区間は、地形が急峻で、地すべり性の地質のため、難工事となっております。のり面工事費の増大によって、工事進捗のおくれが生じている状況でございます。

完成後には、交通の利便性が向上し、西米良村小川地区と村所地区の間の所要時間が短縮され、林業の振興はもとより、地域の活性化にも大きく貢献するものと考えているところでございます。今後とも、国に対しまして、強く予算確保についての要望を行いながら、西米良村と一体となって早期完成に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 小川集落には、先ほど申し上げましたように、5人の子供が生活しております。一番上の子供さんが小学校2年生の男の子

です。毎日、片道1時間かけて一人で村営バスに乗って小学校に通学しております。来年、もう一人、小学校に入学します。この道路が利用できるようなになれば、通学時間は1時間から25分に短縮できます。

また、西米良村への入り込み客数は年間13万人、メイン施設である温泉センターとも短時間で結ぶことができ、観光の相乗効果も期待できます。

この林道工事の当初の完成予定は平成29年度、この工期には間に合わないとの話を聞いております。事情があつてのこととは思いますが、早く完成させてほしいものです。早期完成に向けてどのように取り組んでいかれるおつもりか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 小川石打谷線の早期完成に向けた取り組みを進めることにつきましては、議員御指摘のとおり、大変重要であると認識しているところでございます。このため、工期短縮を図る新たな工法の採用や、発注者、受注者間の綿密な工程管理に努めるとともに、工事区間を複数に分割した上で、年度間の切れ目のない発注にも取り組んでいるところでございます。

本路線は、非常に厳しい現場条件にございますが、今後とも、関係者と一体となって、工法や発注方法、工程管理にさらなる工夫を重ねながら、早期完成を目指し、鋭意努めてまいり所存でございます。

○濱砂 守議員 よろしく願いいたします。

次に、西都市の東米良地区について質問させていただきます。東米良地区は、純粋な山、山、山、山の真ん中にある山間地域にあります。昭和37年、西都市との合併時には、5,000人以上の人が住んでおりましたが、現在では、140

世帯、人口266人、高齢化率は60%を超えています。実に5人に3人は高齢者です。

その中で何とか集落の体をなしているのが銀上地区であります。銀鏡・上揚地区です。集落人口180人、東米良地区の70%が銀上地区で生活しております。小中一貫校の銀上学園の生徒数は総数23人、県内で唯一山村留学を受け入れております。学校がなくなれば集落がなくなると、子供を預かる里親さんは語ります。

この地域には、ほかに郵便局、JAの支所、雑貨店が1店、ユズ加工施設を営む農業生産法人が1社あります。今後、この地区の10年後、20年後を心配しながらも、絶対にこの村を終わらせないと頑張っている人たちがおります。そこで、総合政策部長に、県は、この東米良地域のように、限界集落を通り過ぎたような厳しい状況にある小規模な集落を応援するような施策は講じてあるのか、お尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 中山間地域の振興を図るためには、その基本的単位であり、活力の源泉であります集落の活性化を促進することが重要であると認識しております。

このため、県といたしましては、中山間地域振興計画に基づきまして、中山間盛り上げ隊による集落活動への支援や都市住民との交流の促進、また、外部専門家のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げ、それらの資源を活用した地域活性化への取り組みなどを支援するなど、各般の施策を推進しております。

さらに、地域には仕事があることが何よりも重要でありますので、農山漁村における所得向上のためのモデル構築にも取り組んでいるところであります。今後とも、これらの施策等を通じまして、中山間地域の振興に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、知事にお尋ねいたします。知事にはこれまで、銀鏡神楽の祭典などで、何度かこの地区に足を運んでいただいておりますので、実情はよくおわかりのことと思います。先日、銀鏡・上揚地区の視察にも行っていただいたようであります。集落の維持・存続について、知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 「いきいき集落」として地域づくりに熱心に取り組んでいただいている代表的な事例ということで、先日、銀鏡・上揚地区を訪れたところでありますが、改めて、中山間地域の抱える課題については、その現場にこそ解決のヒントがあり、答えがあるんだなということを実感したところであります。

この地区における山村留学の取り組みは、子供がふえることで地域の活力につながっているということで、地域社会にもよい刺激になっておりましたし、何よりも印象的だったのは、そこで学ぶ子供たちの生き生きとした表情であろうかと思えます。留学生の里親家庭の確保や地域との連携、生徒の募集など、さまざまな課題や御苦勞がある中、大変熱心に取り組んでおられる関係の皆様、心から敬意を表したいと思っております。

また、地元特産のユズ加工場を視察させていただきました。厳しい山間地の中にあって、地元の特産を活用しながら加工品をつくり、地元雇用と所得を確保するための御努力、地域づくりのためのさまざまなアイデアを伺ったところでありまして、こういう雇用の場があることによって、地域の伝統的な神楽も、そして学校も維持されていると、深く感銘を受けたところであります。

今、地方創生の取り組みとして、全国から注

目を浴びている島根県の離島、海士町というところがあります。これは、「ないものはない」、でも大事なものは全てここにあるんだと、そういうキャッチフレーズで、海を生かした取り組みが進められておりますが、銀鏡・上揚地区は、山におけるさまざまな資源を生かした取り組みが進められている、そういう代表事例の一つであろうかなと受けとめたところであります。

今後、人口減少等により、特に山間地における小規模集落においては、集落機能の低下が懸念されるところであります。銀鏡・上揚地区のような住民みずから考え行動する意識の醸成を図るとともに、仕事のある中山間地域づくり等を通じて、引き続き、集落の維持・活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、沿道修景美化条例についてお尋ねいたします。私は、県議会を離れて5年と数カ月の間、議会とは関係のないところで、一般県民として生活しておりました。割と自由に活動しておりましたので、しょっちゅう車を運転して沿道を走っていたわけですが、その中でいつも気になるのが、沿道の生い茂った雑草、ガードレールに絡まったつる草、そういったものでした。

議場の皆さん方、予算の関係など状況を知っている方たちは、事情はおわかりでしょうけれども、一般の県民の方には事情はわかりません。まして、県外からの流入客とか観光客にはわかるはずありません。何か寂しい気持ちになります。

どうかお願いであります。先人たちが築き上げた沿道修景美化条例に恥じないように、県民や県外客に嫌な思いをさせないように、しっかりと道路環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。

と思いますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県ではこれまで、沿道修景美化条例のもと、県民の皆様の御協力をいただきながら、良好な道路環境の整備に努めてきたところであります。しかしながら、条例の制定から50年近くが経過し、樹木の高木化や老木化が進み、さまざまな課題が生じているほか、高速道路などの整備により、交通の流れや玄関口の変化など、道路を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした課題や変化に対応するため、路線ごとの今後の整備や維持管理方針を盛り込み、県民の皆様との協働の視点も踏まえた沿道修景美化基本計画をことし3月に策定したところであります。この計画のもとで、路線ごとの草刈り回数の見直しや植栽のリニューアルなどを進めながら、めり張りのある維持管理に取り組んでいくこととしております。今後とも、県民の皆様と一緒に、しっかりと道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。これで終わりたいと思いますが、知事、西米良村も東米良地区もそうなのですが、旧菊池藩で、もともとは一緒の地域だったんです。それが廃藩置県によって、西と東に分かれたわけですが、その違いは何かというと、ほとんど人口もそんなに大きく変わっておりませんでした。西米良は今でも1,100人程度の人口が存在しておりますが、東米良は既に300人切っているんです。このように、行政があるかないかで非常に違いが出てきております。ぜひ県としては、全般的な地域振興という意味で、いろんな形で御支援をいただければありがたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終

わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 会派の調査で、日本遺産第1号に認定されました「日本茶800年の歴史散歩」～京都・山城～、宇治茶の郷に行ってきました。山城地域は12市町村で構成され、その中の京田辺市で意見交換を行いました。宇治茶は玉露で有名ですが、一番茶だけをすべて手摘みで行っています。したがって、値段も高く、1番安いもので100グラム5,000円です。飲みなれない私からすれば、何とも表現しがたい深みのある味わいでした。京田辺市は、京都の南部、大阪府と奈良県の境に位置し、同志社大学と同志社女子大学があるため、人口はふえ続け、合併20周年のことし、7万人を超える勢いだそうです。京田辺市長の施政方針には、「まちの魅力である交通利便性を最大限に生かす」とか、「新名神高速道路の整備インパクトなどを生かしたまちづくりを進める」とあり、京田辺市のキャッチフレーズが「便利でええやん！京田辺」でした。「不便でええやん！日南」にしてはならないと、歯を食いしばったところでございます。

そこで、これまでも申し上げてきましたが、都市部に比べ、本県の社会資本整備はおくれています。格差是正に向け、国の公共事業予算のあり方を抜本的に見直すべきではないでしょう

か。また、今後の社会保障費の伸びを考えれば、公共事業予算は再び減少していくことが考えられます。そのときに、減少した分を社会資本整備がおくれている地方に押しつけてはならないと思います。公共事業予算の確保にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねします。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

国の公共事業予算の確保についてであります。厳しい財政状況の中、社会資本整備のおくれている本県にとりまして、国の公共事業予算の確保は、極めて重要であると認識しております。このため、私自身も先頭に立って、これまであらゆる機会を捉え、国等に対しまして、必要な予算の確保や本県への重点配分などを要望しております。先月も、蓬原議長とともに財務省や国土交通省等を訪れ、本県の実情を強く訴えてまいりました。本県への重点配分を要望するのはもとよりであります。全体の公共事業予算のパイを確保すること、これも大変重要であろうかと思っております。全国知事会等におきましても、地方の実情を踏まえた社会資本整備の充実や地域間格差の早期是正などを、国等に対して要望してきたところでもあります。

このような中、今年度は、国土交通省から県事業に対して、全国の対前年度比101.2%を上回る102.7%の約291億円が配分されたところがあります。今後とも、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」実現のため、県議会や市町村、経済団体等とも一緒になって、さらなる公共事業予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 ことしは多く配分されたということで、ありがとうございます。私、以前から思っていたんですが、九州自動車道、そして九州新幹線がなぜ西九州と名前をつけられなかったのかなど。勝手な解釈かもしれませんが、東九州自動車道、東九州新幹線、何かしら後手後手に回されたような気がいたします。東西対抗歌合戦とか、大相撲の番付の1番は東正横綱でございます。太陽は堂々と東から上って、静かに西に沈みます。東がまず先なんです。そのことをしっかり踏まえて、今後も予算獲得をお願いしたいと思うんですが、東九州道、未完成です。清武南から北郷間は、いまだ供用開始時期が明示されておられません。地元の方々は、まだかまだかと待ち望んでおられます。一日でも早く供用開始時期が明らかになるよう、どうか知事の決意のほどを堂々と答弁いただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 東九州自動車道が北九州から宮崎までつながりまして、私どもは、企業立地や観光などで大いにストック効果を実感しているところであります。これを県内全域にわたって波及させるためには、一日も早く全線開通することが必要であると考えております。このような中、県南区間の日南北郷一日南東郷間については、今年度開通予定であります。清武南一日南北郷間につきましても、開通と同時にストック効果が発揮できるよう、早期に供用予定年次を明示していただきたいと思います。高速道路は、つながってこそ、その真価が最大限に発揮されるものと考えておりますので、私が先頭に立って、東九州自動車道の県南区間の一日も早い全線開通に向け、関係各県や沿線地域の皆様とさらに連携を図りまして、国に対する要望活動など、全力で取り組んでま

います。

○高橋 透議員 一日も早い全線開通、前内田副知事もかなり努力されましたが、鎌原副知事もどうかよろしく願いいたします。

次に移ります。環境農林水産常任委員会で県北調査に行きました。世界農業遺産の認定を受けました高千穂町と日之影町で調査いたしましたが、高千穂郷・椎葉山地域は、厳しい環境下で、森林からの恵みを巧みに利用した複合的な農林業システムを築き上げ、その源である森林を大切に保全管理してこられました。認定された地域には、総延長500キロメートル以上の山腹水路網と1,800ヘクタールを超す棚田が造成されています。棚田で生み出された米などの農産物は、平野部のものと比べて高く売れているわけではございません。これらの説明を聞きながら、極めて条件不利な田畑を未来永劫守ることができるのかと考えさせられたところでもあります。現在は、地域のきずなどか支え合いで耕作放棄地を出さないようにしているとの説明があり、それはそれで大事なことで、引き継いでいかなければならないと思ったところです。しかし、いずれ限界が来るのではないか、そう思った次第であります。

その後、農作業の受託、あるいは、耕作放棄地になる可能性がある農地を借り受けるなどの事業を行う「ひのかげアグリファーム」を調査しました。「日之影は険しい地形で、農地集約や効率化が難しい。農作業が困難な土地や後継者不在の農地を守るためには赤字も覚悟の上です」と、力強く自信あふれる町長の言葉に、条件不利地域の農業のありようを考えさせられました。耕作放棄地を生まない方策、世界農業遺産を守るためには、「ひのかげアグリファーム」の取り組みは有効だと考えますが、どう評価さ

れているのか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少や高齢化が急速に進展する中山間地域におきまして、棚田に代表される農村景観や伝統文化など、世界農業遺産でも評価されたような、こうした貴重な資源を守っていくためには、地域の担い手の確保や地域で支え合う仕組みづくりが大きな課題だと考えております。

このような中、日之影町では、町出資により、地域を守るプラットフォームとしまして、「ひのかげアグリファーム」が設立されたわけでありまして、農作業の受託や担い手育成の取り組みが行われておりまして、今後は、地元農産物を活用した加工品の開発・販売等、幅広い事業を展開する予定だというふうに伺っております。この取り組みは、町がみずから農業経営に踏み出すという、これまでにない大きな挑戦であると受けとめております。地域農業を守っていくためには、この方式しかない、また、今動くしかないという町長の熱い思いを感じておりまして、今後の事業展開にも大変期待をしております。県としても、地域農業を守る有効な取り組みとして、その設立を支援してきたところでもあります。世界農業遺産の展開も含めて、今後もこの挑戦を後押ししてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 お話にありましたように、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産の冠を活用して、そこで生み出される農産物に付加価値がつくことを期待するとともに、ある程度の公の支援も検討していかれるよう要望するものであります。

次に、人材確保についてお尋ねをしております。平成29年度職員採用試験の申し込み状況が明らかになり、全体の競争率は、昨年度の倍

率6.8倍を下回り、5.5倍に低下しました。知事部局に限らず、教職員や警察官の採用においても競争倍率が年々低下しており、優秀な人材の確保が懸念されます。この状況をどう考えていらっしゃるのか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 人材の確保は、県政を推進していく上で、その根幹にかかわる最も重要なことであろうかと考えております。今年度の職員採用試験の申し込み状況を含め、近年の競争倍率の低下や、一部の技術職における採用予定数の確保が厳しい状況にあることについては、大変危惧しているところであります。人口減少、グローバル化や危機事象への対応といった喫緊の課題を県は抱えているわけでありまして、県政の推進に当たりましては、社会経済情勢の変化を的確に捉え、明確な目的意識を持って困難な課題に積極果敢に挑戦する、そのような人材が必要不可欠であると考えております。今後とも、人事委員会等と連携しまして、県政の魅力発信する広報等の充実を図るなど、より積極的な採用活動を展開しますとともに、職員が仕事に誇りや意欲を持ち、県政への貢献が実感できるような魅力ある職場づくりにも努めることで、本県の将来、「みやざき新時代」を担う人材を確保してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 2月議会の代表質問で我が会派の満行議員が、採用予定数に満たなかった土木職員を初めとする採用対策を質問しております。今年度の申し込み状況と採用予定者数の確保が困難な技術系職種対策を、人事委員長にお尋ねします。

○人事委員長（村社秀継君） 今年度の申し込み時点における大卒程度全体の競争倍率でございますけれども、5.9倍となっております、平

成以降では最低となっているところでございます。特に、土木2.9倍、建築1.7倍、農業土木1.4倍となっております、これらの技術系職種は、近年、競争倍率の低い状況が続いておるところでございます。

このため、昨年度から関係部局との検討会を設け、大学での説明会や職場見学会の実施、職種別のパンフレット作成、さらには、技術系職種に関心を持つ学生等を募集し、若手職員が相談に応じるなど、啓発・広報活動の充実強化を図り、県職員として働くことのやりがいや魅力等を積極的に発信しているところでございます。加えて、今年度から技術系の大卒程度試験では、専門試験を重視し、教養試験の負担軽減を図ることで、受験しやすい内容に改めているところでございます。今後とも、こうした取り組みの効果を検証しながら、関係部局との連携をさらに強化し、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 さまざまな努力をされているようですが、技術系職種、倍率が低いようですね。土木職、昨年度、28年度の募集状況は12名だったんですね。申し込みは27名あったんですが、実際に1次試験を受けた人は12名だったんです。結果的に8名が合格採用で4名不足したわけですが、そのときには高卒程度の土木及び農業土木の採用者数を3名ほどふやされたというふうに伺っております。今年度の大学卒業程度の受験申し込み状況を見ますと、今ありましたように、一部の技術系職種において、昨年同様、合格者が採用予定者数を下回る懸念があります。その場合に、高卒者の採用枠を拡大するなどの対応をしていけるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 試験はこれから実

施されるわけでありませけれども、実際に懸念していらっしゃるような、合格者が採用予定数を下回る、そういった職種が出てきた場合には、関係部局とも協議しながら、今後募集が行われる高校卒業程度の試験区分での採用枠拡大を、昨年度と同様、検討いたしますほか、実際に欠員が生じた場合には、非常勤職員等の配置のほか、業務量に応じた職員配置の見直し、あるいは所属での担当制の活用を行うなどして、業務への影響が最小限に抑えられるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 できるだけ正規職員の後は正規で補充できるように、可能な限り検討、努力をしていただきたいと思ひます。

次に移ります。食品ロス削減対策でございます。

食品ロス、食べられるのに、毎年632万トン、これは平成25年度の数値なんです、食品が廃棄されています。そのうちの約半分が家庭からの排出でございます。毎日、国民1人当たり茶碗1杯分の御飯が捨てられている、そういう量に相当するらしいです。そこで、食品ロス削減の県民運動を実施していく取り組みとして、環境森林部と農政水産部、それぞれの当初予算に盛り込まれています。事業の内容を関係部長に答弁を求めます。

○環境森林部長（川野美奈子君） 食品ロスは、食料生産現場から飲食店や家庭で消費されるまで、さまざまな状況で発生しますことから、その対策におきましては、食品ロス発生の原因となる関係者が連携して取り組むことが非常に重要でございます。このため、環境森林部におきましては、関係者の連携や廃棄物の削減を目的とする「食品ロス削減運動推進事業」に今年度から取り組んでいくこととしておりま

す。本事業におきましては、食品ロス削減の推進組織となる「食品ロス削減対策協議会」を新たに設置しますとともに、フォーラムの実施やさまざまな媒体による情報発信を行うことにより、食品ロス削減に向けた県民意識の醸成を図ることとしております。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農政水産部では、食べられるのに廃棄されている食材や、生産現場において規格外品等として廃棄されている農水産物の活用を図るため、「もったいないプロジェクト」といたしまして、食品ロス削減に向けた普及啓発活動を進めているところです。具体的には、食育・地産地消を推進します「みやぎの食と農を考える県民会議」と連携しまして、現在、県内大学と連携した食品ロスを削減するアイデア企画の募集、「もったいない」レシピ集の作成、食フェスタや料理講座等の各種イベントにおける啓発活動などに取り組んでいるところであります。

○高橋 透議員 環境森林部の事業で、「食品ロス削減対策協議会」を設置するという答弁がございましたが、どのようなメンバーで構成されるのか、答弁を求めます。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本協議会は、食品ロスの削減に向けた取り組みを、県民や食品関係事業者、行政などの関係者が一体となって進めていくことを目的とするものでございます。組織構成につきましては、現在、委員の選定中でございますが、学識経験者を初め、食料生産者や食品加工業者、小売店や飲食店、さらには消費者団体や福祉団体などにも御就任いただく予定にしております。8月をめどに設置することとしております。今後は、本協議会において、食品ロスの削減方法や、関係者相互の連携・協力のあり方等について協議を行い、県

民への普及や協議会の構成員による実践的な活動などにも取り組んでいくこととしております。

○高橋 透議員 8月をめどに設置ということではありますが、県民の意識の醸成・啓発を目的としているわけで、できれば県内全域にその啓発、醸成が行き渡らないかんわけです。食品ロス運動が広がるためには、例えば地域ブロックごとにも、こういった協議会を設置していくべきではないかと思われま。環境森林部長に答弁を求めます。

○環境森林部長（川野美奈子君） 食品ロスは、私たちの日常生活に密着したもので、県民に理解されやすいものと考えておりますが、今後、さらに食品ロスの削減を浸透させていくためには、議員御指摘のとおり、地域的な広がりや、より多くの関係者の取り組みが必要になってくるものと考えております。現在、既存の4R推進協議会地域支部などを活用して啓発を行っているところでございますが、取り組みの裾野を広げていくため、地域ブロックごとの協議会について、そのあり方や構成員等について検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思ひます。

昨年、フランスで、食品廃棄禁止法とドギーバッグ法が相次いで成立しております。食品廃棄禁止法では、比較的多くの廃棄食品が出る大規模店（400平方メートル以上の店）に廃棄物の発生が禁じられ、どうしても発生する食品ロスは、福祉団体、例えばフードバンク活動と契約を結び、寄附をする義務が生じます。ドギーバッグ法では、1日当たり180食以上を提供するレストランで、食べ残しを持ち帰りたい客の要望があれば、ドギーバッグという持ち帰り用容

器を提供することが義務となりました。元来、フランスでは、食べ残しを持ち帰ることはマナー違反だったそうです。ドギーバッグのドギーは子犬の意味で、犬の餌を持ち帰るバッグということなんです。だから、賛同はしても実際に持ち帰る人の数は少なかったということでありま。フランス人は上品でおしゃれです。そういうイメージがあります。それで、ドギーバッグをグルメバッグという名称に変えたことで世論をまとめたとお聞きしております。フランス以外でも、米国では、善意の寄附に伴う瑕疵について責任を問わないグッドサマリタン法があります。我が国では、食中毒からの風評被害を恐れるために、持ち帰りを禁止する飲食店が多くあります。昨年発覚しましたカツ横流し事件では、過度な衛生管理で対応せざるを得なくなって、結果的にフードバンクへの寄附をやめてしまう企業も出てきました。韓国には、食品寄附控除が受けられる食品寄附推進法などの整備が進んでいます。フードバンクの推進を行政の観点で見ますと、日本はその法的整備に多くの課題があると思ひます。

そこで、本県でも、消費期限が迫った商品を引き取って生活困窮者へ無償配付しているフードバンクの活動団体の存在があります。フードバンクの活動団体をふやし、活性化させることで、食品ロスの削減を進めることとなります。今後、食品ロス削減に取り組んでいく上で、フードバンク活動団体との連携や支援は必要と考えられますが、知事の考えを伺ひます。

○知事（河野俊嗣君） 食品ロスの削減につきましては、発生を抑制していくことだけでなく、ロスになる前の食品を活用していくことも重要であると考えております。フードバンク等の活動につきましては、食品を提供する側であ

る食料生産者や食品加工業者、流通・販売業者と、受ける側である福祉団体などが連携して初めて可能となるものでありまして、団体間の連携が必要不可欠と考えております。今年度設置します協議会には、さまざまな分野の方々に参加いただく予定でありますので、関係団体間の連携に向けた仕組みづくりなどにつきまして十分議論し、団体等の支援についても検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。数値目標を示すことも大事なことであります。食品ロス削減目標とかも今後検討されることをお願いしたいと思います。

次に、種子法廃止に伴う影響と課題について、順次質問してまいります。

過日閉会しました通常国会で、農業競争力強化支援法を初めとする農業改革関連8法が成立しました。通常国会では、共謀罪の構成要件改め「テロ等準備罪」新設の強行採決を初め、森友、加計学園問題をマスメディアが多く取り上げました。その間に、重要法案でありました主要農作物種子法の廃止法案も本格的な議論がないまま可決されたところであります。

我が国の食料自給率はカロリーベースで39%と、先進国では極めて低いことは御承知のとおりであります。一方で、圧倒的に強い要素もあります。主食の米は消費量の95%が自給です。その種子は100%国産です。種子が戦略物資であることは古今東西を問いません。特に、麦や稲など主食の種子の確保は食料安全保障に直結します。この数少ない優位性をみずから放棄する政策が、安倍政権で進められているのであります。そこで、主要農作物種子法が廃止されますが、本県の生産者へどのような影響が考えられるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大坪篤史君) お尋ねの主要農作物種子法につきましては、平成30年4月1日に廃止されますが、国は、その後も引き続き、種子の安定供給が行われるよう、都道府県における種子生産の運用に関するガイドラインを定めますとともに、必要な地方交付税を確保するなど、これまでの体制を活用した種子の開発等を進めることとしております。県としましては、農業者への影響がないよう、原種の生産や種子の開発を継続しますとともに、宮崎県産米改良協会を中心とした現在の種子供給体制を維持してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 本県は、長年の研さん、御努力の積み重ねによって、多くの育成品種があると伺っておりますが、本県が育成した品種は今後どうなっていくのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大坪篤史君) これまでに本県が育成した稲の品種は、45品種ございまして、現在でも権利を維持しているものは、ことし2月に登録しました酒米の「ちほのまい」など、10品種となっております。なお、品種の権利につきましては、今般廃止されます主要農作物種子法ではなくて、育成者の権利を定めた種苗法により保護されている状況ですので、これまでと同様に保護されるということになります。

○高橋 透議員 わかりました。農業競争力強化支援法第8条の3に、次のようにあります。

「銘柄の集約の取り組みを促進する」。種子が絞り込まれる恐れがあるんじゃないかということなんです。通常は、品種を多くして病気などのリスクを分散する多様性が重要だと言われております。また、種子の価格が5倍から10倍になるのではないかということも言われます。収

量が多くなるから、価格が上がる分は収量でカバーするというふうに言う方もいます。しかし、よく考えていただきたいんです。おてんとうさま次第ですね。農作物は天候次第で収量はぐんと落ちます。病害虫もあります。だから、収量が多くなることは約束されたものじゃないんです。毎年大量に種子を購入する大規模農家とか育苗専門家は生き残れると思いますが、中小農家は相手にされずに、稲作からの撤退を余儀なくされるかもしれません。将来的に少なからず影響が出てくると思っております。

そこで、最初の問いで答弁にありましたが、交付税措置は確保されるという答弁だったと思います。ただし、根拠法がなくなりますから、主要農作物種子の生産等に対する交付税措置、これが将来的にはなくなるんじゃないかと思っております。再度、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 今般の主要農作物種子法の廃止に伴いまして、参議院では附帯決議が採択されております。その内容は、都道府県の取り組みが後退することのないよう、引き続き地方交付税措置を確保するように努めることというものでございます。また、国のほうからも、これまでも説明で、地方交付税を初めとして必要な措置を講じるとされておりました。県としましては、国に対して、種子の安定供給に必要な予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 附帯決議は、努力義務だと思うんです。だから、当分の間というふうに理解したほうがいいんじゃないかと思っております。農業競争力強化支援法第8条の4、「種子その他種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機

関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」。つまり、都道府県が有する米などの原種、原原種、優良品種の生産に関する知見を民間事業者へ提供しなさいということなんです。公から民間へということなんです。そうであるならば、いずれ交付税措置はなくなると思います。農業試験場の機能が縮小される運命にあるんじゃないかと危惧をしますが、農政のスペシャリストであります郡司副知事に、その点を伺いたしたいと思います。

○副知事(郡司行敏君) 本県におきましては、これまで、この法律に基づいて優良な種子の開発と普及に取り組んできたところであります。そのような中で、総合農業試験場で開発しましたヒノヒカリでございますけれども、現在、全国で3番目の栽培面積を有しております。このヒノヒカリに代表されますように、優良種子の供給により、農業経営の安定に大きく貢献してきたところであります。御質問のように、今回、民間活力を最大限に活用するとの趣旨で種子法が廃止されますが、種子は、最も基礎的な生産資材であり、「種子を制する者が農業を制する」と言われるほど、戦略的な重要性を有しております。この法律がなくなること、優良種子の安定供給に不安が生じるような事態は何としても回避しなければならないと、そのように考えます。県といたしましては、本県の農業者が安心して営農に取り組めることが何よりも重要であると考えますので、あらゆる機会を通じて、国に対し、必要な予算の確保等を要望してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 「種子を制する者が農業を制する」、そのとおりなんです。今回の種子法廃止、生産者及び国民のためになるのか、国はど

こを向いているのか、本当に心配をしております。外資の種苗会社に将来、日本の種苗が牛耳られるときが来るんじゃないかということを物すごく心配します。そして、一番恐れているのは、外資の参入によって、遺伝子組み換えの種子も申請されて作付される、そのことであります。いずれにしても、来年の4月からこの種子法は廃止されます。それまでに、日本の種子を保全するための新たな法整備なんかを追求していく。そういう危機感を持って取り組んでいく必要があるということを申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、試験研究機関の将来像についてお尋ねいたします。試験研究の仕事は、優秀な研究職の方だけでは育成品種は容易に生まれませんと思います。育種を支える研究補助職員の存在があります。種をまく前の耕起作業から始まり、播種、病害虫の管理等々、そして収穫となります。研究補助職員は10年前に現業職から任用がえになり、非常勤職員となりました。非常勤職員の指導を、任用がえになった職員が行っています。任用がえになった職員も、あと2年で退職だと伺っています。再任用で最大5年勤務しても、あと7年で非常勤職員を指導する職員はいなくなります。主要農作物種子法の廃止による影響も今後考えられますが、研究補助体制を含めた本県農業研究機関の将来像をどう考えておられるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 総合農業試験場等の試験研究機関は、本県農業の振興を技術開発の面から推進する重要な組織であると考えております。県としましては、今後とも、生産現場が直面する課題解決に迅速に対応できる研究環境の充実を図るとともに、大学や民間企業と連携し、ICTや機能性分析など、最先端の技術開

発にも対応できる研究機能の高度化を図ることで、常に生産現場を先導する研究機関となるよう努めてまいりたいと考えております。そのためには、現場で支えている研究補助員を初め、試験研究体制の充実についても、十分留意してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 しっかり対応をいただきたいと思っております。

次に、うまい米、売れる米づくり対策について、2問質問します。

国による米の生産調整政策が、2018年産から廃止されます。現在の減反制度は、強制ではなく任意の選択制であって、減反に応じた農家には、メリット措置として10アール当たり7,500円の交付金を支給してきましたが、これも廃止されます。ただし、転作作物への誘導策は今後も継続されますので、完全な減反廃止と言えるかは疑問点もあります。制度がどう変わるのか、また、生産者にどのような影響が出てくるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 米政策の見直しの内容につきましては、平成30年度から、行政が生産数量目標の配分を行わなくなることで、生産数量目標に従って米を生産した販売農家に支払われています、10アール当たり7,500円の交付金が廃止されることなどです。一方で、国は、引き続き、水田のフル活用が行われるように、加工用米や飼料作物といった転作作物の作付に対する交付金につきましては、30年産以降も継続するとしております。県としましては、全国ベースの需給見通しを踏まえた米の作付目安の提示や、それぞれの地域における将来展望の構築など、農業者の不安解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 10アール当たり7,500円の交付

金、民主党政権時代は1万5,000円だったんですが、これは大きいですよ。10ヘクタールで75万、100ヘクタールの人は750万です。すごく収入減になる。これもあんまり騒いでいませんね。このことも今後、問題化されるんじゃないかと思います。

次に移りますが、米の生産調整が2018年産から廃止されるのを前に、各地で、新たなブランド米の投入など販売戦略を見直す動きが活発になってきていると伺っております。そこで、本県が一流米を目指すことが本県の米づくりにとって得策なのかどうか、さまざまな角度から研究していかなければならないと考えるわけです。本県は、うまい米づくりを目指すのに、気象条件で不利な面があると思っています。昨年、特A米をとれなかった要因に、高温障害がありました。米市場では、外食産業などが使う割安な米が再び不足しておりまして、外国産米の調達拡大を考える企業も出てきております。これからは、中食の需要に合う品種が求められるのではないかと考えられますが、今後の売れる米づくりを県としてどう進めていかれるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 米の消費が年々減少する中、売れる米づくりを進めるためには、量販店や外食産業など、実需者のニーズに応じた生産を行う必要があると考えております。このことから、早期水稲「コシヒカリ」では、消費地にいち早く新米を届けられる特徴を生かし、需要に応じた計画的な生産・販売を進めてまいります。また、普通期水稲の「ヒノヒカリ」では、食味ランキング「特A」の取得など、うまい米としてのブランド確立に努めてまいります。さらには、需要が拡大しております中食や外食向けの業務用米につきまして、多収

品種の導入や生産規模の拡大によるコスト低減など、実需者と連携した産地育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 農家のプライドとして、うまい米づくりは追求せざるを得ないと思うんです。研究は今後大変だと思うんですが、特A米ももちろん追求していただきながら、また別の、今申し上げましたように、ほかの需要もしっかりと、県としても取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育問題に移りますが、まず、コミュニケーション教育の推進の中の一つとして、家庭読書に関する調査を県教育委員会で行っていらっしゃいます。「家族の中で、読み聞かせを含む読書をしたり、読んだ本について話し合ったりすることがありますか」の問いに対して、「よくある」「ある程度ある」と答えた保護者の割合が、平成27年度57.8%に対し、平成28年度は51.7%と、家庭での読書は減少傾向にあります。スマートフォンとかタブレットの普及が背景にあると考えます。長文を読む機会が減少しているため、子供たちの読解力の低下が心配されますが、読書活動の充実のためにどのように取り組んでいるのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 読書は、子供の想像力をかき立て、豊かな感性や考える力を育み、読解力の向上にも大きな役割を果たすものであります。このため、県内の小・中・高の各学校におきまして、一斉読書や読み聞かせの実施、学校図書館における推薦図書コーナーの設置、図書館を利用した調べ学習や探究学習の取り組みなど、読書活動の推進を図っております。また、県教育委員会では、「日本一の読書県」を目指した総合推進事業におきまして、例えば、高校では、今年度から県内6エリアの拠点校に学

校司書エリアコーディネーターを各1名配置し、中学校では、県内3地区の拠点校に読書活動推進リーダー及び学校司書をそれぞれ各1名配置するなど、専門的な立場から担当校を支援する体制をつくり、読書活動の充実に取り組んでいるところであります。

○高橋 透議員 要は、子供が本に興味とか関心を持つきっかけづくりが大事だと思うんです。それは、学校でのかかわり方が大事になってくると思っています。2月に公立大学で開催されましたシンポジウム、「知の共有と地域創生」の折に、帝京大学教育学部教授の鎌田さんが、中学・高校の先生が生徒に本を勧めていない現状があるとおっしゃっていました。先生の意識が変わらないとだめだということです。そのためには研修が必要だが、市町村ではその役割は無理で、県の出番だということをおっしゃっていました。先生たちのスキルを上げていく取り組みも要望いたしますので、よろしくをお願いします。

香川県綾川町の陶小学校は、2005年度から文部科学省の研究開発学校に指定されて、「キラリ科」を新設しました。そして、豊かな表現力とコミュニケーション能力を育てる試みを始めました。このキラリ科というのは、小学校の全学年に1週間に約2時間、年間70時間、演劇を使ったさまざまな教育プログラムを実施するもので、当時の公立小学校としては画期的な試みであったとお聞きします。結果として、明らかに国語力の向上が見られたとのことであります。

子供たちのコミュニケーション能力の低下が話題となりがちです。全てにおいてスマホなどでのLINEやメールです。しかも短文。そして相手の顔は見えていません。最近の陰湿な出

来事を見聞きするたびに、コミュニケーション不足じゃないかと感じるところであります。大人の世界でも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。学習発表会とか文化祭の取り組みなんかは、児童生徒のコミュニケーション能力の向上につながると考えます。教育長の考えを伺います。

○教育長(四本 孝君) 学習発表会や文化祭では、児童生徒が日々の授業で学んだことを発表したり、演劇や音読、合唱に取り組んだりするなど、各学校においてさまざまな取り組みが行われております。児童生徒は、学習発表会や文化祭での発表に至る過程の中で、お互いの意見を伝え合うことの難しさや、他者とのかかわりの大切さを学びながら、よりよい人間関係やチームワークを形成していきます。また、人前で発表することを通して、相手に伝える喜びを感じるとともに、ほかの発表を聞くことで、少しでもうまく相手に伝えたいという意欲が高まり、コミュニケーション能力の基礎である表現力等を養うことにもつながると考えております。このようなことから、学習発表会や文化祭は、各教科等を発展的に取り扱った学習の発表の場であり、コミュニケーション能力の向上につながる大切な機会であると考えております。

○高橋 透議員 ぜひ力を入れていただきたいと思っています。実は、人口減少と少子化でしょう。今、1学年1クラスの学校が結構ふえてきているはずですが。特に小規模校の児童生徒にとっては、大切な取り組みだと思っています。私は酒谷小・中出身ですけど、小規模校でした。木造校舎でした。私は51年の3月卒ですけど、体育館がなかったんです。高校に行ったらばかにされるんですね。飢肥、吾田、油津、南郷中も大規模校でしたけど、ここは

ファッションはアイビーでした。私たちはラップズボンですよ、恥ずかしながら。そして、彼らの話題になるのは、「ロードショー」だったり音楽、全く私たちが知らない世界を知っているんです。今わかってきたんですけど、あ、これ、町に本屋があったなど。酒谷にはありませんでした、本屋さんは。彼らは、ふだん本屋に行って「メンズクラブ」を見たり、昔は「ロードショー」とか雑誌がありました、そんな本を見ながら情報を得ていたんだなということも思ったりするところでもあります。試練を乗り越えてコミュニケーション能力をつけて、今ここに立っている自分でもあります。

次に、高校適正規模4～8学級の考え方についてお尋ねしていきます。県立高等学校入学者が宮崎地区に集中していると考えられますが、現状についてどのように認識し、どう分析されているのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 現在、本県では通学区を全県一区としておりますけれども、その大きな狙いは、中学生が「行きたい学校」を主体的に選択できるようにすることと、特色ある高校づくりを推進し、学校を活性化することです。近年、宮崎地区の全日制県立高等学校におきまして、ほかの地区からの入学者は300名程度であり、これは、宮崎地区の全日制県立高等学校定員の10%程度となっております。一方で、宮崎地区からほかの地区の県立高校への入学者は100名程度となっているところでございます。

○高橋 透議員 「行きたい学校」ということを、これまでも幾度となく答弁で聞いてきましたが、最終的には本人が決めるんでしょうけど、親にいろんな情報が入ってきて、親がここに行きなさいと言うということもよく聞きま

す。それと、今、学習塾に行っている生徒は多いですね。学習塾が勧めているんだわという話も、私は同級生の親から聞いたことがあります。そういう一連の調査もしていただきたいし、今、約100名が宮崎地区外へ出ていっているということでありました。みずから受験はしていますよ。でも、中には、宮崎地区内の高校に合格するのは厳しい、だから他地区に行くんだという生徒もいるんじゃないでしょうかということも私は言いたいです。宮崎地区には他地区から300名来ているでしょう。300名入学しているんです。そのことで志望校の間口が狭くなるはずですよ。だから、100名全員とは言いませんけれども、この中には、行きたい学校があるんじゃないけれども、どうしてもそこは厳しいということで、先生の指導もあって地区外に行かざるを得ない、そういう生徒もいるんじゃないかということも、そういう背景があることもしっかり分析をしていただきたいなと思います。

次に、全日制高等学校における1学年の適正規模は、4学級から8学級が基本となっておりますが、9学級以上の高等学校の募集定員の見直しはされないのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 現在、1学年9学級以上の学校は、宮崎市内にある普通科高校3校となっております。1学年9学級以上の高等学校につきましては、現行の「宮崎県立高等学校教育整備計画」におきまして、ほかの高等学校との調和を図りながら、漸次、適正規模への対応を検討していくこととしております。御質問にありました、9学級以上の高等学校の募集定員の見直しにつきましては、県全体及び各地区ごとの中学校卒業生数の推移等を勘案しながら、生徒たちにとってよりよい教育環境を提供するという視点に立って、検討してまいりたい

と考えております。

○高橋 透議員 推移、いわゆる数ですね、これから数の推移を見ながら検討していただくから、結果、これはしないんですね。私は、タイミング、時期を失したような気がしてならないです。3学級以下を統合再編でスタートしたじゃないですか。あのときに並行して、8を超える学校の定員を見直すべきだったと思っています。あんまり話題にならなかったですよ。そのときに見直しをしていれば、今のよう宮崎地区に流入することにはならなかったろうし、いろいろと考え方はあるんでしょうけど、やっぱりタイミングを逸したような気がしてなりません。検討されるのでしょうから、検討してください。

次に、教職員大量退職に向けての採用対策について伺いますが、本県教職員は、5年後に大量退職のピークを迎えると聞いております。本県の今後の教職員採用試験のあり方について、教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 今年度の教員採用試験の採用予定者数は323名で、昨年度より50名の増加となっております。志願者数は1,594名で、志願倍率は4.9倍となりまして、前年度比で1.3ポイント低下しております。今後も教員の退職者数がふえ、採用予定者数の増加が見込まれます中、優秀な人材の確保が課題となっております。そこで、県教育委員会では、即戦力となる経験豊富な人材を確保するため、スポーツ、芸術分野等で以前から実施しておりました特別選考試験の対象者に、昨年度から、他県の現職教員、本県の元教員を加え、さらに今年度からは他県の元教員を加えたところでありまして、今年度の特別選考試験の志願者は44名となっております。今後も、人間性にあふれ、専門性にす

ぐれた人材の確保のため、受験年齢制限の緩和を含め、教員採用試験の実施方法や内容の工夫・改善につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、答弁がありました中の特別選考、ここは、優秀な即戦力の人材を宮崎県が採用するかどうかにかかっていると思うんです。去年の話でいいますと、昨年は1,696人に対して合格者277人。うち特別選考は16名ですね、合格者が。そして、その中の他県現職と本県元職が13名です。わずかな数字ですよ。社会人、いわゆる経験者枠である特別選考は、一般採用と区別して採用数をふやすことはできないのか。即戦力としての人材確保につながるとは思われますが、教育長の答弁を求めます。

○教育長（四本 孝君） 他県の現職教員あるいは元教員等を対象としました特別選考試験は、即戦力となる人材確保のための有効な方策でございます。しかしながら、特別選考試験の対象となるスポーツや芸術分野にたけた人材や、他県の現職教員、元教員であっても、教師としての資質や能力を公正公平に判断して採用を行う必要がございます。このため、特別選考試験の採用は、別枠でなく一般選考による採用者の内数としているところでございます。

○高橋 透議員 なかなか難しいような答弁でございますが、全国都道府県が大量退職に向けていろんな知恵を絞っているんです。他県と同じようなやり方では、即戦力、優秀な人材は採用できないと思うんです。ぜひ知恵を出して、5年後の大量退職のピーク、ここに照準を当てて取り組んでいただきたいと思えます。

最後の質問になりました。警察官の人材確保についてであります。

警察官も、先ほどからありますように、倍率

が下がってきておりました、優秀な人材を確保するのに苦勞されているというふうに伺っていますが、警察官も経験者枠を設けて、県外で活躍する警察官を採用することは考えられないのか。年齢の上限を年々上げてこられて、今、29歳ですか。こういった年齢も、できれば35歳ぐらいまで上げられていいんじゃないかと思いますが、そういった検討はできないのか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 年齢にかかわらず、県外で活躍している警察官を当県警察で採用することは、即戦力の採用となるわけですが、現行の採用試験と異なる採用方法となりますので、採用されたときの階級や処遇面を十分整理した上で、採用試験を所管する人事委員会と慎重に検討していく必要があります。

また、採用試験の受験対象年齢につきましては、より多くの方に受験していただけるよう、平成28年度から、大卒や大卒見込み者を対象とした警察官A採用試験では、年齢上限を29歳未満から30歳未満へ1歳引上げ、それら以外を対象とした警察官B採用試験では、年齢上限を27歳未満から30歳未満へ3歳引上げを行ったところであります。受験対象年齢のさらなる引き上げについては、平成28・29年度試験の受験申込者の分析を行うとともに、他県警察の基準等も参考とした上で、人事委員会と適宜検討していく予定であります。今後とも、より多くの方が受験できるような公平中正、適正な採用試験により、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 適宜検討していくということから、検討いただきたいと思いますが、教職の特別選考は59歳なんですね、上限が。警察官に59歳はちょっと厳しいと思うの

で、35歳ぐらいまでは年齢幅を広げていかれてもいいと思いますので、よろしく願いいたします。

準備しました質問は終わりましたが、冒頭申し上げました東九州自動車道の未完成区間、私が議員になったころに、日南の松永でくい打ち式があったんです。あのときに、「あと10年かかりますわ」とおっしゃっていました。2004年でしたから、もう14年ですか。待ち望んでいらっしゃいます。北郷一日南間はことしですから、これが清武南からつながっていけば、あつという間に志布志まで行きます。ぜひよろしく願いしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れモードでしょうけど、あと1時間おつき合ください。

通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

「私が知事時代に一番苦勞したのが、公務員獣医師の確保でしたから、獣医学部の新設で、感染症対策、それから動物由来の薬の開発、ライフサイエンス等々、果たすべき役割が非常に大きいと、夢が一石二鳥、三鳥でかないそうなときに、こんな騒ぎが起きているので怒り心頭に発している」、これは、5年前まで愛媛県知事を務め、その在任中、今治市への加計学園の獣医学部誘致を進めた加戸守行前知事が、マスコミの取材に応じたときの発言であります。加戸氏はまた、「四国では獣医師が不足していて、獣医学部の開設は悲願だった。大学誘致を目指していた今治市には、12年前、加計学園から獣医学部開設の申し出があり、若者の増加で

今治市の活性化につながるならと、喜んで話を受けた。在任中、宮崎県で起きた口蹄疫の四国への上陸を食い止めようとする中で、四国の獣医師不足を痛感した」と述べ、さらには、「安倍首相と加計理事長が親しい関係にあることは、大学誘致の際には知らなかった」とした上で、「知っていれば、「友達ならば早くやっってください」と首相に直訴したかもしれない」とまで述べております。この発言には、利権とは全く無縁の、公務員獣医師不足を解消するための獣医学部新設に対する熱い真剣な思いがあふれております。

今回の問題が起こる前、宮崎日日新聞が「特報インサイド」で、「県 獣医師確保に奔走」「防疫 畜産推進に欠かせず」「自治体 奪い合い続く」等々の見出しをつけ、獣医師確保・育成の重要性を特集してくれました。先月15日のことでもあります。そこには、地元宮崎日日新聞の有能な記者が丁寧に取材を重ねた上で、現場の声を読者にきちんと伝えており、県と危機感を共有していこうという思いが感じ取れ、うれしく思ったところでありました。ところが、であります。「安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人加計学園の獣医学部新設計画を巡り」云々と、わざわざ御丁寧な説明をつけて、政局にしたがる方々のお先棒を担ぐがごとき書き出しの記事が、同じ新聞の1面トップに踊ったのは、その3日後、5月18日でありました。その後については、皆さん御存じのとおりでありますし、これ以上述べるとちょっと過激になりますので、本論に戻ります。

畜産王国宮崎県の知事として、県職員獣医師の確保に向けどのように取り組んでいくのか、河野知事の熱き思いをお聞かせください。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席

から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

獣医師の確保についてであります。口蹄疫の発生を踏まえ、県では、県職員獣医師を増員することとし、インターンシップの受け入れや、本県への就職希望者へ修学資金を貸与するなどの対策に取り組んでまいりました。その結果、口蹄疫発生後の平成23年度の163名から、本年度は176名になるなど、徐々にその成果が出てきております。現在、全国の獣医系大学の卒業生のうち、都道府県への就職は、その約1割の100名余りにとどまるなど、県職員獣医師の確保は厳しい状況にあります。家畜防疫対策や食肉の安全性確保など、県職員獣医師の担う役割は、本県畜産の発展にとって大変重要であると考えておりますので、今後とも、県職員獣医師の安定的な確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 今の答弁にあったように、本県において県職員獣医師の増員に本格的に取り組むきっかけは、平成22年の口蹄疫発生です。不測の事態に万全の態勢で臨めるよう、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一方、加計学園が今治市に獣医学部をつくりたいと申し出たのは、宮崎での口蹄疫発生5年前、平成17年であります。愛媛県ではその翌年から、何度も国に対して獣医学部新設の提案をしては断られ、苦労の末にやっと開設にこぎつけたやさきの、一連の流れを見れば、まさしく幼稚な言いがかりとしか言いようのない今回の問題であります。前知事の怒り心頭に発する思い、よくわかります。これ以上深入りはしませんけれども、今後の動向を注視していきたい

と思います。

次は、公明党らしく、先週の一般質問で重松議員も取り上げておりましたが、文化芸術について、引き続き知事に伺いたいと思います。

今月7日、メディキット県民文化センターで行われた第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会の設立総会に出席をいたしました。委員会の構成メンバーは、県、市町村、経済団体、教育、報道機関などから111名、県議会からは、議長、そして総務政策、厚生、文教警察企業の各常任委員会委員長が委員になるということでありました。今年度中に大会のコンセプトや会期などを決めていくということで、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に向け、いよいよ取り組みがスタートしたという感を強くしたところでありました。

ところで、これらが開催される平成32年は、言うまでもなく東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でもあります。東京オリパラに向け、全国各地で文化プログラムがスタートしております。文化プログラムというのは、言葉自体がなかなかなじみが少ないですし、実はオリンピック憲章の中で、スポーツとともに開催が義務づけられていることも余り知られていませんけれども、2012年のロンドン大会では、4年間で18万件近くのイベントを実施して、大成功をおさめたようであります。東京オリンピックの運営主体は大会組織委員会でありまして、文化庁や国、自治体も参加して、文化庁によりますと、ロンドン大会を上回る20万件のイベント開催を目指すようであります。そこで、県としてはこの文化プログラムへどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 文化プログラムに積極

的に取り組むことは、発表や鑑賞の機会をふやしますとともに、文化活動の充実、地域の魅力発信にもつながりますことから、文化振興を図る上で大変重要であると考えております。また、国民文化祭への機運を盛り上げていくためにも、大変効果的であると考えております。このため県では、大会組織委員会による認証を受けまして、県内文化プログラムのスタートとなるキックオフイベントを本年2月に開催いたしました。約1,100人の参加者の方々に、地域文化の魅力を再認識いただくとともに、文化プログラムの積極的な展開を呼びかけたところでありました。県といたしましては、今後も、県内各地の多彩な文化プログラムの開催を支援しながら、県民の文化活動への参加機会を充実させることで、国民文化祭、そしてその先の未来に本県の文化を継承していけるよう、文化力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 7日の実行委員会設立総会の中で示された設立趣意書の中に、次のようがありました。「平成32年に開催される2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国津々浦々で文化プログラムが展開されるなど、文化への注目が集まるこの絶好の機会に国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催することにより、県内外から参加者や来場者をお迎えし、新たな宮崎の魅力を国内外に発信します」。確かにプラスの面はこのとおりですけれども、私が心配するのはマイナス面、すなわち、文化プログラムが全国で展開される中で、本県で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の影が薄くなってしまわないかということでもあります。これが杞憂に終わればいいんですけども、本県でのこの2つの大会を全国にどうアピールしていくのか伺いたいと

思います。

○知事（河野俊嗣君） 東京オリパラに向けまして、全国で数多くの文化プログラムが実施され、国民の文化活動に対する関心が高まっていく中でこの大会を開催できることは、大きなチャンスであると受けとめております。このチャンスを最大限に生かすには、文化プログラムとの相乗効果を図りながら、全国から注目をされる宮崎らしい魅力的な事業内容にすることが、何より大事であると考えております。このため今後、さまざまな芸術文化分野の皆様の御意見を伺いながら、事業内容につきまして十分に検討してまいりたいと考えております。また、国内外への情報発信の絶好の機会となることを踏まえまして、ロゴマークやキャラクターの活用、SNSなどさまざまな広報媒体による発信、イベントやカウントダウンイベントの実施など、効果的な方法につきまして、実行委員会の中でも検討してまいりたいと考えております。今後とも、大会成功に向けまして、県民の皆様の機運醸成と参加意識の向上に努めますとともに、より多くの方々に興味を持っていただけるよう、情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

次に、防災対策について、危機管理統括監に何点か伺いたいと思います。

まずは、タイムラインに関してであります。大規模災害の被害の軽減を図るために、国だけでなく自治体や住民、企業などが、最悪の事態を想定し、いつ、誰が、何をするかといった行動をまとめておくことが重要であります。その観点で始まったのが、「タイムライン」と呼ばれる米国発の防災行動計画であります。台風が

発生してから日本に上陸し、実際に被害が発生するとの前提で、その数日間の必要な準備・対策、実施主体などを時系列に整理した防災行動計画にのっとり行動を開始し、被害の防止、発生後の早期復旧を目指すというのが目的であります。このタイムラインで有名なのは、東京の荒川の氾濫に備えた荒川下流タイムラインであります。国交省は現在、国が管理する全国109水系の河川でタイムライン簡易版の試行を進めているようでありますけれども、そんな中、三重県では、この6月から県版のタイムラインを試行するようであります。三重県以上に台風とは縁が深い本県でもあります。同様の取り組みに努めるべきだと考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 風水害への対策につきましては、気象庁が発表します大雨・洪水警報や台風の進路予報などに応じまして、災害警戒本部や災害対策本部を設置するなど、対応マニュアルに基づいて段階的に体制を強化します。そして、関係機関への連絡などの初動対応や、情報収集・提供等を行うこととしておりまして、三重県のタイムラインとおおむね同様の体制をとっております。また、毎年、出水期前の5月には、本県に甚大な被害をもたらした平成17年の台風14号をモデルに、自衛隊、消防や警察など救助・救急を担う機関と連携した図上訓練を実施しまして、風水害への対応力向上を図っているところでございます。このような取り組みを継続しますとともに、三重県のタイムラインも参考にしながら、対応マニュアルの改善を図り、風水害への備えに万全を期してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 三重県のタイムラインは試行であって、初期段階でトラブルもあったようで

すけれども、この試行結果は10月以降に関係機関が連携して検証するようであります。ツイッターで情報発信するのも一つの売りのようですけれども、その結果等も含めて、今後参考にさせていただきたいと思っております。

次に、東日本大震災や、それ以降に発生した熊本地震などの大災害を教訓に、女性の視点に立った対策が進められておりますけれども、取り組みの一つとして、昨年6月に内閣府が、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」を策定しております。内閣府は平成25年、東日本大震災などの教訓を踏まえた上で、災害の予防、応急措置、復旧・復興などの各段階において、自治体が行き届く際に参考となる事項を、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」として取りまとめ、さらに、自治体の防災施策に携わる職員が、男女共同参画の視点を持って施策を企画立案・実施できるよう育成するためにつくられたのが、このプログラムでありますけれども、去年からことしにかけて、全国の11自治体で、このプログラムの試行研修会を実施しているようであります。本県はこの研修会には参加していないようではありますが、男女共同参画の視点を踏まえた災害対策は重要であります。本県ではどのように取り組んでいるのか伺いたいと思っております。

○危機管理統括監（田中保通君） 地域社会には、高齢者や障がい者、外国人など多様な人々がいる中で、性別は最も基本的な属性であり、災害が与える影響や支援ニーズも異なることから、男女共同参画の視点で防災に取り組むことは大変重要であります。県では昨年度、防災士や自主防災組織などを対象とした研修において、国の「防災における女性のリーダーシップ推進に関する検討会」の委員を務められた方な

どを講師に迎えまして、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営研修や講演会を実施したところであります。県としましては、議員から御案内のありました、内閣府策定の「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の内容も踏まえながら、防災研修の充実を図り、地域に住む人々の多様性に配慮した防災対策に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次に、3点目ですが、政府のIT総合戦略室は本年3月、自治体が災害発生時にツイッターやフェイスブックなどのSNSを活用するためのガイドラインを作成して、ホームページに公表しています。大規模災害発生時の情報伝達手段として、電話やメールよりもSNSがすぐれているということは、既に経験済みであります。救命・救援活動の最前線を担う自治体が、SNSを積極的に活用する意義は大きいと思っております。本県での取り組み状況はどうか。また、活用している場合、信頼性の確保などについてはどのように取り組んでいるのか伺いたいと思っております。

○危機管理統括監（田中保通君） 県や市町村では、ホームページに加え、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用しまして、防災情報を発信しているところであります。また、東日本大震災や熊本地震において、SNSは、情報の発信だけでなく、安否確認や被災状況等の情報収集の面においても有効な手段として注目を集めたところでありますが、一方で、誤った情報が流れ、混乱が生じた事例も見られたことから、信頼性の確保が大きな課題となっております。国がこの3月に策定いたしました「災害対応におけるSNS活用ガイドブック」で

は、SNSの情報を、信頼性の高い報告者からの情報や行政の防災情報等ともあわせて分析することで、的確な判断・対応が可能になるとされており。県としましては、ガイドブックの内容を市町村にも紹介、説明するとともに、先進事例を参考にしながら、SNSを活用した効果的な災害情報の受発信について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 熊本地震では、「ライオンが逃げた」などといった悪質なデマが拡散して、行政の災害対応を妨げております。答弁にあったように、誤った情報やフェイクニュースがネット上にあふれております。信頼性の確保が、SNS活用の成否を握る鍵だというふうに思います。ガイドブックには、この点をクリアする具体的な対策などが示してあります。SNS未活用の市町村には、しっかり紹介していただきたいと思っております。

災害対策の最後になりますけれども、本年3月の新聞報道によりますと、災害発生時、他の自治体からの応援職員を円滑に受け入れるための「受援計画」と呼ばれる対応マニュアルを策定しているかどうかの、全国の都道府県を対象にした調査において、「策定済み」と答えたのは14府県、「策定中」あるいは「検討中」と答えたのは26都道府県という結果の中、本県は「そのどちらでもない」という答えだったようであり。報道から既に3カ月以上たっております。今後どういう取り組みをしていくようになったのか伺いたいと思っております。

○危機管理統括監（田中保通君） 大規模災害時の被災地への応援につきましては、国を初め、地方公共団体間の災害時応援協定に基づくものなど、その仕組みが整ってきております。また、県におきましては、南海トラフ地震が発

生した場合の、初動期から応急期における医療や物資等の応援受け入れのための計画を、既に昨年3月にまとめているところであります。このような中、熊本地震においては、被災地側で応援受け入れに多くの混乱が生じたことから、国は、受け入れ側の体制整備を促進するため、「災害時受援体制に関するガイドライン」を本年3月に策定いたしました。県としましては、応急期から復旧期においても応援を円滑に受け入れることができるよう、国のガイドラインを踏まえた受け入れ計画を策定するとともに、市町村に対しましては、受け入れ体制の整備を働きかけてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 受け入れ側の体制整備を促進するための国のガイドラインの策定そのものが遅かったと理解しました。宮崎市も今後、受援計画策定に取り組むようでありますけれども、県としても早急に策定していただき、未整備の市町村への働きかけをよろしくお願いいたします。

次は、教育問題についてであります。

まず、進学者への支援対策について、何点か伺いたいと思っております。今年度から、日本学生支援機構の返済不要の給付型奨学金、卒業後の所得に応じて返済額を変えられる所得連動返還型奨学金などの新しい奨学金制度がスタートしております。これらは、高校等において成績がすぐれ、大学等に進学したいという意思があるにもかかわらず、経済的な理由で進学を断念せざるを得なかった子供たちを後押しすることを目的に、我が党が先頭に立って取り組んだものであります。希望の光になると思っておりますけれども、募集対象者や基準、申し込み手続等を子供や保護者に理解してもらうためにも、周知が極めて重要であります。どのように取り組んでい

くのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 日本学生支援機構の奨学金事業につきましては、お話がありましたように、給付型奨学金や所得連動返還方式など、今年度大幅に拡充をされております。これらの新制度につきましては、日本学生支援機構より直接、各学校に対して本年1月から随時、周知についての依頼がなされております。県教育委員会といたしましても、その都度、各学校に対し、生徒や保護者への周知を徹底するよう指示をするとともに、県立学校長会あるいは県立学校事務長会におきましても、重ねて要請をしたところでございます。今後も、進学を支援するための制度についてしっかりと伝えていくよう、努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 「桜さく成長応援ガイド」というピンク色のかわいい小冊子が、昨年12月、私たち県議会議員のところにも送付されました。これは、進学及び就職の際に利用できる経済的な支援策をまとめたもので、我々前期高齢者にとっては、使用されたイラストなどに少々抵抗はありますが、内容的にはよくまとまっております。ただ、その配付時期が年末というのは、ちょっと遅いのではないかと。新たな奨学金制度の内容等も盛り込んだ「桜さく成長応援ガイド」を早目に作成して、活用を図るべきと考えますが、福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、経済的な理由により、希望する進学や就職を諦めることのないよう、奨学金などの支援制度を紹介する、議員から御指摘のありました「桜さく成長応援ガイド」を、平成27年度より作成し、進路を決めるに当たり重要な学年である、県内の全ての中学2年生や高校1年生、2年生に配付

しております。内容につきましては、毎年度見直しを行いますが、今年度においては、先ほど質問にもありました、給付型の日本学生支援機構奨学金や、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」などの新たな支援制度を追加して掲載する予定としております。また、学校等への配付につきましては、進路を決める時期を考慮し、年末としておりましたが、できるだけ早く配付できるよう、スケジュールを検討したいと考えております。

○新見昌安議員 せっかくお金をかけてつくる冊子であります。大いに活用されることを期待したいと思います。

ところで、昨年末に配付対象であった高校2年生は、今3年生、新しい制度を知るべき今年度は配付されません。「桜さく成長応援ガイド」の配付対象とならない、そのような既に持っている生徒に対して、新たな奨学金制度の内容の周知にはどう取り組んでいくのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 現在、多くの中高生は、インターネットを活用して情報を収集するということが一般的となっております。このため、「桜さく成長応援ガイド」は、問い合わせ先の電話番号や各奨学金制度のホームページを掲載するほか、最新の「桜さく成長応援ガイド」の内容を盛り込んだ特設サイトへ簡単にアクセスできる仕様としております。今後とも、担当の部局などとも十分連携を図りながら、情報の周知に努めてまいりたいと思います。

○新見昌安議員 私もQRコードを読み込んでスマホで見てもみましたが、使いやすさというふうに思いました。最新の内容への更新を、どうぞ早目に対応していただきたいと思

ます。よろしく申し上げます。

次に、通級指導に関して、教育長に伺いたいと思います。発達障がいや言語障がい等の障がいのある子供たちが、小中学校の通常学級に在籍しながら、週1回程度、別室や他校で授業を受けるのが通級指導であります。この通級指導を担う教職員数は従来、毎年の予算編成のたびに決まる不安定な加配定数の一部でありましたけれども、今年度から、対象となる児童生徒数に応じて自動的に決まる基礎定数に位置づけられ、今後10年かけて計画的に増員されるということになりました。複数年度にわたる計画的な定数改善は16年ぶりというふうに聞いております。まずは、これに対する思いを伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 今お話にありましたように、通級による指導を行う教員の配当数につきましては、法改正により、本年度から、通級での指導を希望する児童生徒数に応じて決定する仕組みとなりまして、今後10年間で、段階的に加配定数から基礎定数に移行していくことになっております。平成29年度の本県の配当総数は76人で、今回の措置によって、そのうち9人が基礎定数化されております。この基礎定数化につきましては、教職員の安定的、計画的な採用・配置ができますことから、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導に大きく寄与するものと期待をしております。また、特別な支援を必要とする児童生徒の多様な学びの場の整備は、ますます重要となりますことから、今後、通級指導教室についても、専門性を有する教員の育成等に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 このような拡充の背景には、発達障がいのある子供が急増し、希望しても、

教員不足で通級指導を受けられない、まさしく待機児童が全国で1万人にも上るという実態があるからのものであります。

ところで、本県において今年度、通級指導を受けている児童生徒は、76教室、983人。その内訳は、自校通級が719人、他校通級が207人、巡回指導が57人ということのようでありませけれども、全国的には、先ほど述べたように、通級指導に通いたくても通えない子供もいるという中、本県においてこのような状況は発生していないか伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 現在、本県におきましては、在籍校に通級指導を希望する児童生徒が一定数いないというような理由で、通級指導教室を設置できずに、在籍校において通級による指導を受けられない児童生徒もおります。このような児童生徒に対しましては、近隣の通級指導教室で指導を受ける他校通級や、教員が対象児童生徒の在籍校へ出向く巡回指導の制度によりまして、通級による指導を受けることができる体制を整えているところでございます。

○新見昌安議員 通級指導の教員拡充によって、障がい児に寄り添う適切な教育が広がり、多様な学びの中で子供たちの可能性が引き出されることを期待したいと思います。

教育問題の最後になりますが、来年度から高校においても通級指導が導入されます。課題もさまざまあるのではないかと思います。それらをどのように認識し、解決に向けてどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 高校における通級による指導の導入におきましては、対象生徒の決定方法や個別の指導内容のあり方等が課題となっております。これらの課題の解決に向けて、本県におきましては、今年度、県内に4つ

の高校を指定し、小中学校の通級指導教室の運営や、他県の取り組みを参考にしながら研究を行っているところがございます。今後は、これらの研究成果を踏まえ、保護者等への理解啓発に努めるとともに、教育課程の編成や指導体制の整備などの準備を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 小中学校から、さらに高校に至るまで、学びの連続性が確保されます。そして、障がいのある子供たちの自立や社会参加につなげていくこともできます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次は、県民の安心と安全を守る観点から伺っていきます。

まずは、還付金詐欺対策について、警察本部長に2点伺います。警察庁によると、還付金詐欺の被害は、2016年で前年比67.4%増の42億6,000万円に上り、振り込め詐欺の中でも急速に被害が広がっているという報道がありました。まずは、本県における還付金詐欺の発生状況とその対策について伺います。

○警察本部長（野口 泰君） 本県における平成28年中の還付金詐欺の発生状況は、認知件数3件、被害額283万円で、前年に比べ、認知件数でマイナス3件、被害額でマイナス344万円と、ともに減少しておりますが、現在も不審電話は高齢者宅を中心に散発的にかかってきており、予断を許さない状況であります。警察では、還付金詐欺を初めとした特殊詐欺から高齢者を守ることに重点を置き、高齢者が集う会合における防犯講話、交番等の警察官が各世帯を訪問しての巡回連絡時に、高齢者や家族に対する防犯指導、マスメディアや防犯メール等を利用しての広報啓発を行っているほか、金融機関や郵便事業者に対し、犯罪を阻止するためのチェック

シートを活用した高齢者への声かけを依頼するなど、事業者対策も推進しているところであります。

○新見昌安議員 本県では、還付金詐欺については認知件数、被害額とも前年に比べ減っているとのことで、ちょっと安心をいたしました。還付金詐欺を含む特殊詐欺から高齢者を守るためのさまざまな対策が奏功しているというふうに思います。今回、還付金詐欺に限定して質問するのは、一定期間以上、ATMでの振り込み実績がない預金者の振り込み限度額をゼロ円にする取り組みを行っている金融機関が出てきているという新聞報道を目にしたからであります。紹介しますと、例えば愛知県では、岡崎信用金庫が昨年11月、3年以上ATMで振り込み実績がない70歳以上の預金者の振り込み限度額をゼロ円に設定、その後、この4月までに、愛知県内の全15信金と全3地銀がゼロ円設定を実施したようであります。その結果、昨年8月に1カ月で66件だった愛知県内の還付金詐欺の認知件数は、本年2月時点で1件にまで激減しております。警察庁によりますと、3月末までに19都県の90金融機関で振り込み限度額の引き下げ対応を実施したようであります。確かに、ATMを使ってキャッシュカードでの振り込みを何年もしていないというか、できない預金者が、急にキャッシュカードを使って振り込みをするということはありません。不満も出ないと思いますし、これは有効であります。本県ではどういった状況か伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） ATM利用制限とは、特殊詐欺による被害防止対策の一つで、一定期間、ATM利用による振り込み実績がない高齢者を対象として、口座の振り込み限度額をゼロまたは少額とする金融機関における取り

組みであります。このシステムを導入すると、無人のATMコーナーであっても、犯人に誘導されての振り込みができず、還付金詐欺等の被害を防ぐ対策として大変有効であります。県内の金融機関では今のところ導入されておられません。警察では現在、各金融機関に対して、ATM利用制限システムの導入について協力を依頼しているところであります。今後も引き続き、金融機関と連携を密にし、特殊詐欺の抑止に努めてまいります。

○新見昌安議員 ぜひとも強く協力要請をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次は、AV（アダルトビデオ）出演強要問題についてであります。みめ麗しいとの誉れも高い佐々木さやか参議院議員を座長とする、公明党のAV出演強要問題対策プロジェクトチームが、首相官邸において菅官房長官に対し、同問題の対策に関する申し入れを行ったのは、ことしの3月15日でありました。提案内容については、ここでは触れませんが、官房長官は「きちんと対応する」と述べ、速やかに取り組む意向を示してくれ、その言葉どおり、政府においては先月、各都道府県警察に専門官を配置するほか、相談窓口整備や対応マニュアルの作成などを盛り込んだ対応策をまとめたようであります。これを受けて、本県警察本部でもいち早く対応していただき、ホームページには、「アダルトビデオ出演強要・「JKビジネス」問題に関する相談窓口について」というページが、6月1日に開設をされております。幸い本県では、相談窓口の開設後、またそれ以前においても相談の実績はないということで、一安心というところでもありますけれども、警察本部においては、アダルトビデオ出演強要被害防止に

関してどのような体制をとっているのか伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） アダルトビデオ出演強要問題の対策に関する統括責任者として、警部1名を「アダルトビデオ出演強要問題専門官」に指定して、被害実態の把握、被害防止に向けた広報啓発、警察庁及び都道府県警察並びに関係機関との連絡調整など、必要な対策を推進させることとしております。また、警察本部及び県下全警察署に警察安全相談窓口を設置しており、24時間の相談受け付け体制も整備し、相談の受理に当たっては女性警察官に対応させるなど、相談しやすい環境も整えております。警察としましては、アダルトビデオ出演強要事案を認知した場合は、各種法令の適用を視野に入れた厳正な取り締まりを推進することとしております。

○新見昌安議員 対応策では、地方から進学や就職で上京する若い女性の被害が多いため、4月を被害防止月間としておりますけれども、それらを踏まえれば、高校時代における被害防止教育が重要であります。本県における現在の取り組み状況と、今後の高校生等に対する被害防止教育にどう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、本年4月と5月の2カ月間に、緊急対策として、25回、述べ約3,100人に、高等学校などの生徒及び教職員に対する被害防止教育を実施しました。また、警察安全相談窓口の案内を警察本部のホームページに掲載して県民への周知を図ったほか、ラジオ番組への出演やキャンペーンなどによる被害防止の広報啓発活動も実施しました。今後もこのような対策を継続的に実施し、特に卒業前の時期には、学校関係者と連携した、中

学生、高校生に対するアダルトビデオ出演強要被害防止に関する教育を実施することとしております。

○新見昌安議員 「モデルの撮影」などと勧誘された若い女性にとって、本人の意思に反してAV出演を強要され、性的な撮影をされることは、著しい人権侵害でありますし、深刻な暴力であると思います。被害に遭うのを未然に防止するための教育について、しっかりと成果を上げていただきたいと要望します。

次に、サイバー攻撃への対策について、何点か伺います。先月、世界中で、マルウェア（悪質・有害なソフトウェア）の一種であるランサムウェアを使った大規模なサイバー攻撃が猛威を振るいました。その被害は、日本を含む150カ国で30万件を超えたようであります。本県でも先週、県立高校の業務用パソコンが1台感染し、使用不能になる被害が発生をしております。幸い、ほかのパソコンやサーバーへの感染拡大、情報漏えいは確認されなかったということで、一安心ではありますけれども、決して他人ごとではない、自分もいつ被害に遭うかわからないという状況の中で、ネット社会における安全性をどう確保していくか、しっかり考えていかなければならない問題であります。こうした中、サイバー攻撃からの防衛に当たる専門家を育成するため、この4月、ナショナルサイバートレーニングセンターと産業サイバーセキュリティセンターが相次いで新設をされました。前者は総務省、後者は経済産業省がそれぞれ所管する法人がかかわっていますが、高度な対応力を備えた技術者をたくさん輩出してもらいたいと思います。

ところで、ナショナルサイバートレーニングセンターが設置された情報通信研究機構では、

公的機関に対するサイバー攻撃の増加を踏まえ、昨年9月から、「実践的サイバー防御演習（CYDER）」を、自治体に向けて全国で本格実施しておりますけれども、本県ではこの演習にどのように取り組んだのか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 「実践的サイバー防御演習（CYDER）」につきましては、昨年度から受講枠が拡大されまして、地方公共団体も対象とされたところでございます。このため、本県におきましても、情報システムの担当者を演習に参加させまして、実践的な技術の習得に努めたところでございます。また、今年度からは、全国全ての都道府県において、合計100回実施される予定となりましたので、県だけではなく、県内市町村に周知し担当者の参加を促し、多様化、悪質化するサイバー攻撃に対抗できる人材を育成することによりまして、県全体の情報セキュリティのレベルアップに役立ててまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

それでは次に、行政機関である県として、サイバー攻撃にどのように対処しているのか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） サイバー攻撃に対しましては、まず、県庁内の対策といたしまして、目まぐるしく変化、悪質化する攻撃手法に対応するため、常に情報収集や技術導入に努めまして、外部からの不正な侵入や不適切なメールをブロックするほか、ウイルスの駆除などを行っているところでございます。また、行政機関全体の対策といたしましては、一昨年ありました日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえ、マイナンバー利用事務機器をほかのシステムと完全分離するとともに、その他の業務シ

ステムにつきましても、インターネットと切り離す作業を進めているところでございます。また、全市町村が参加する自治体情報セキュリティクラウドを構築いたしまして、7月から運用を開始することといたしております。さらに、県民向けの対策といたしましては、消費者相談の一環として注意喚起等に努めているところで、今年度は、先ほどもございましたが、独立行政法人情報処理推進機構などが主催するセキュリティ・キャンプ九州が本県で開催される予定でありますので、その実施協議会と連携・協力して、若年層の情報セキュリティ人材の発掘・育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 セキュリティ・キャンプというのは、今回初めて知りました。積極的に関わっていただきたいと思っております。

ところで、警察本部においては、サイバー犯罪対策室を課に格上げし、2名増員のもと取り締まりを強化しており、この点は評価したいと思います。まずは、ことしに入ってからサイバー犯罪に関する相談件数、摘発件数はどのような状況か、警察本部長に伺いたいと思っております。

○警察本部長(野口 泰君) 平成29年5月末のサイバー犯罪に関する相談件数は、暫定値ではございますが、1,167件で、前年同期と比較して579件増加しております。同様に、5月末現在の検挙件数は18件で、前年同期と比較して16件減少しております。

○新見昌安議員 次に、警察本部のホームページを見てみると、サイバー犯罪対策課の業務の一つとして、サイバーセキュリティカレッジを開催しているようですけれども、今年度の開催状況について伺いたいと思っております。

また、同カレッジの周知にどのように取り組んでいるのか、あわせて警察本部長に伺います。

○警察本部長(野口 泰君) サイバーセキュリティカレッジとは、県民の方々に対しまして、サイバー犯罪の現状や被害防止対策等の啓発を図るため、警察官等を派遣して行う講習会のことです。警察では、平成29年5月末現在、この講習会を68回開催し、約9,700の方に受講していただいたところで、前年同期と比較しますと、18回、約1,100人増加しております。この講習会の周知方法につきましては、教育委員会や商工3団体等と連携して、小・中・高校や民間企業等に対して開催を呼びかけるなど、その周知を図っているところでございます。

○新見昌安議員 大事な取り組みだと考えます。そこで提案ですが、このサイバーセキュリティカレッジをさらに広く県民に知ってもらうためにも、県の出前講座のメニューに組み入れてはどうかと考えるところですが、同じく警察本部長の見解を伺いたいと思っております。

○警察本部長(野口 泰君) サイバーセキュリティカレッジの受講者の多くは、児童やその保護者、教育関係の方であります。サイバー犯罪は、年齢等に関係なく誰もが被害に遭う可能性があることから、児童やその保護者以外にも、多くの県民の皆様にも、この講座を受講していただく取り組みを行っております。警察としましては、さらにこの講座を広く県民の皆様にも周知していくことは重要であると考えておりますので、県秘書広報課が企画する県政出前講座に組み入れていただくことを前向きに検討しつつ、さまざまな広報媒体を活用することにより、サイバーセキュリティカレッジの周知を

図ってまいります。

また、今後とも、サイバーセキュリティカレッジの開催を含め、関係機関と連携して、サイバー空間の安全と安心を確保するための諸対策を推進してまいります。

○新見昌安議員 「前向きに検討」という、私たち議員にとっては心地よい響きの答弁をいただきました。ありがとうございます。

警察本部では、サイバー犯罪に関して専門的に助言する「サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー」として、通信・ネットワーク工学が専門の宮崎大学教授・岡崎直宣氏を任命したと、先般報道されておりました。さまざまな取り組みが相乗効果をもたらすことを期待したいと思っております。

最後に、宮崎の魅力の発信について。これは1点に絞って伺いたいと思っております。NHK総合テレビの土曜日の人気番組に「ブラタモリ」があります。私も大好きな番組で、録画して欠かさず見ていますけれども、タモリ氏が民放のお昼の長寿番組から解放されて、一昨年、平成27年の4月から第4シリーズという形でスタートしております。先週土曜日で76回目となりました。約2年3カ月、全国に出かけているわけですが、実はこの間、九州で行っていない県が2県あります。佐賀県と、甚だ残念ながら我が宮崎県であります。長崎、福岡、沖縄、大分、熊本がそれぞれ2回、鹿児島県に至っては、奄美大島に特化して3回取り上げられております。この番組を愛している者としては、本当に寂しい思いです。伊万里や吉野ヶ里に先を越されてはいけないというふうに思います。NHKに強く働きかけをしていただきたいと思います。知事どうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 「ブラタモリ」は、

「まちの新たな魅力を再発見する」というコンセプトで、知られざる町の歴史や文化等を紹介する、平均視聴率が10%を超えるということで、大変な人気番組であります。この番組に取り上げられますと、地域の魅力の発信による認知度の向上が図られ、観光客の増加だけでなく、自分の地域を見直すことにもつながるものと考えております。本県には、例えば柱状節理とか甌穴群、また、さまざまなジオパークに見られるような特徴ある地形でありますとか、ユネスコエコパークに認められたような特徴ある自然もありますし、歴史や文化、古墳群だとか、番組のコンセプトにふさわしい素材は十分にあると考えております。こうしたことから、昨年、県の担当職員がNHKを訪問しまして、番組のスタッフに対し、本県でのロケに向けたPR、要望を行うとともに、番組に関する情報収集を行ったところであります。今後とも、具体的なストーリーを描いて提案を行うなど、NHKに対し働きかけてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 「ブラタモリ」は一昨年、日本デザイン振興会の「グッドデザイン賞」、そして昨年6月3日の「測量の日」には、国土地理院から団体としての功労者表彰を受けております。国土地理院や、その前身の機関が作成した旧版、古い地形図、あるいは基盤地図情報が番組で使われて、視聴者が地理や地図に興味を持つきっかけになったという点が評価されたようですけれども、確かに、単なる地方の観光地などを紹介する陳腐な番組ではなく、町なかをぶらぶら歩きながら、地形や地図をもとに、それぞれの地域の歴史や文化を掘り起こして、博識のタモリ氏に地元の専門家がびっくり、たじたじする様子をおもしろおかしく見ながら、

「へえ」とか「ほう」とかついつい発してしまう、本当に素晴らしい番組だというふうに思います。この番組のファンは全国にあまたおられるというふうに思います。宮崎在住の私たちでも知らないような、宮崎の新たな魅力を取り上げて発信してもらえれば、本当に新鮮な気持ちになって、私たちもうれしいし、全国に散らばって頑張っている宮崎県出身者の方も、帰って見てみたいとか、宮崎に無縁の全国のファンの心理としても、行ってみたいという気持ちになるのではないかと思います。番組のチーフプロデューサーのガードは極めてかたかったというふうに聞いております。確かにハードルは高いかもしれませんが、相手がうなるような企画をぜひプレゼンしていただいて、まさしく規制改革、抵抗勢力をはねのけて、岩盤規制にドリルで穴をあけるような思いで取り組んでいただきたいということをお願い申し上げて、私の質問の全てを終わります。

ありがとうございました。お疲れさまでした。(拍手)

○**蓬原正三議長** 以上で一般質問は終わりました。

○**蓬原正三議長** 次に、今回提案されました議案第1号から第11号まで及び報告第1号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ **議案第8号から第10号まで採決**

○**蓬原正三議長** まず、公安委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第8号から第10号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原正三議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第8号から第10号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原正三議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ **議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号委員会付託**

○**蓬原正三議長** 次に、議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす21日から26日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

6月27日（火）

平成 29 年 6 月 27 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

| | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 26 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

| | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 関 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 子 |
| 公 安 委 員 長 | 藤 田 紀 子 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 博 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 秀 継 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第17号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、2億7,700万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金1億9,000万円余、県債3,700万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,781億1,200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は3,000万円の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は130億8,100万円余となります。

また、総務部の補正予算は500万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,642億6,600万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて当局より、それぞれ2カ所ずつ選定した3つの県有主要施設の整備候補地について経過報告がありましたが、県総合運動公園の津波避難対策や都城市山之口運動公園の造成内容など、それぞれ整理、検討すべき課題があることから、今議会の時点では絞り込みがまだできていない状況にあります。

当委員会といたしましては、県有主要3施設の整備地の決定に当たっては、国体開催時よりもより、県の財政負担や、開催後のスポーツランドみやざきの新たな展開、さらには地域振興への波及など、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、関係市等との協議を十分に行って、県としての方針をできるだけ早い時期に決定していただくことを要望いたします。

次に、日豊本線高速化調査の実施についてであります。

このことについて委員より、「調査するまでは、高速化するための詳細な整備費用はわからないが、相当の金額がかかることは容易に予想されるので、調査後の方向性までを見据えておくべきではないか」との質疑があり、当局より、「今回の調査で、駅構内や線路の曲線などを一部改良する場合の整備費用と短縮時間を算出し、今後のJR九州と交渉するための材料にしたいと考えている。高速化による時間短縮とそれに要する費用をしっかりと評価し、今後のJRとの協議に生かしてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「データ収集だけで

終わることなく、次のステップにつながるような実のある内容を期待したい」との意見がありました。

また、別の委員より、「結果を踏まえて実施するJR九州に対する要望活動については、県単独では難しいところもあるので、特急ワンマン化への対応も含めて、大分・鹿児島両県と力を合わせて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録決定及び今後の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「当局を初め、地元3市町と関係者等のこれまでの正式決定までの御尽力に、感謝と敬意を表したい」との意見がありました。

一方、「今回の登録決定を受けて、国内外から地域を訪れる登山客等の増加が予想される中で、林道や登山道の整備などの課題が多く見られる。地元市町や民間等と連携しながら、早急に受け入れ環境の整備をしていただきたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「貴重な生態系の保全という学術的な観点と、交流人口の増加や地域振興を図るといった観点は、ある意味、相反するところがある。共存させる上で難しい面もあると考えるが、この世界ブランドの登録を機会に、うまく調和しながら、これらの地域がさらに発展できるような取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,300万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,098億1,800万円余となります。

このうち、新規事業「介護職員処遇改善特別支援事業」についてであります。

この事業は、介護人材確保対策として介護報酬が改定され、介護職員処遇改善加算の拡充が行われたことに伴い、制度の周知を図り、各事業所に加算取得を促すために、専門相談員を派遣し、個別の助言指導を行うことなどをその内容とするものであります。

このことについて委員より、「介護職員の確保目標はどのくらいなのか」との質疑があり、当局より、「高齢者保健福祉計画で想定されるサービス量に対して、あと4,300人の確保が必要と考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「介護職員処遇改善加算の取得率を100%に近づけるよう、努力いただきたい」との要望があり、これに対して当局より、

「事業所からは取得手続の煩雑さや制度の継続性について心配であるとの声が聞かれるところであるが、説明会等を通じ、理解を求めながら、加算事業所の増加に努めたい」との答弁がありました。

次に、平成29年度に策定・見直し予定の計画についてであります。

このことについて当局より、「宮崎県医療計画など主な8件の計画の策定・見直しを行う予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「それぞれの計画の策定・見直しに当たっては、目標の設定の仕方や現在の達成状況を検証し、課題をしっかりと把握した上で、どこに重点を置き、それをどのように県民に伝えながら目標に近づけていくのかという観点から、実のある計画としていただきたい。また、計画策定の過程で、現行計画の実績及び成果について報告いただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、県立宮崎病院の改築に関して、病院事業費用を1,900万円余減額補正し、資本的支出の改築整備費を4,700万円余増額補正するものであり、同時に、実施設計業務及びコンストラクション・マネジメント業務の委託費について、債務負担行為を設定するものであります。

この結果、補正後の病院事業費用は316億1,600万円余、資本的支出は55億3,600万円余となります。

これに関連する県立宮崎病院再整備の事業費についてであります。

このことについて当局より、「本体工事費及び設計費等の事業費を最終的に50億円程度縮減

する」との説明があり、これに対して委員より、「今後、資材費や人件費の高騰が予想される中で、50億円の削減が本当に可能なのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「医療機能に影響のない建築、設備等の仕様を細かく見直すことによって、基本設計段階でまずは25億円程度の縮減を図り、さらにコンストラクション・マネジメント業務の導入による実施設計及び入札によって、25億円程度の縮減を図る予定である。資材単価や人件費が極端に上がると厳しい状況になることも考えられるが、今後、目標を達成するために精いっぱい努力してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業費縮減の目標に向けて最大限の努力をし、その状況を随時議会に報告いただくよう要望するとともに、再整備する以上は、県民の命を守る中核病院として、質を落とすことなく、機能を十分に発揮できる施設としていただきますよう要望いたします。

次に、県立病院の機能についてであります。

このことについて委員より、「病床の稼働率を上げ、本来の高度急性期・急性期医療の機能を果たしていくためには、地域の病院との連携が必要と考えるが、地域連携の協議は進んでいるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「現在は医療連携科において、回復期・慢性期に移行した患者の受け入れ病院を探しているが、合併症があるケースなど困難な場合も多い。いろいろな機会ネットワークをつくり、受け入れ体制を整えるための地域連携の協議を進めようとしているところであるが、一定の時間を要する。地域の中にさまざまな症例の患者受け入れをお願いでき

る病院をふやしていくことは、今後の重要な課題と考えている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「本来の県立病院の目的をしっかりと果たし、機能分化を目指すため、医師会を含め、地域医療構想の調整会議でどのように役割分担していくのかを本音で協議していただきたい」との意見がありました。

また、委員より、「県立病院は、県全体の基幹病院として、地域貢献の役割を果たしていくべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「病院局を設置したときに、僻地や他の公立病院への支援を担うべきという理念のもと、地域医療科を創設したところであるが、実際には義務修了した自治医科大学卒の医師も各診療科に組み込まれ、余裕がない実態がある。これからの目標として、地域医療科を充実させ、各地域の公立病院への医師派遣ができる病院体制を目指して、しっかりと医師確保に努めていきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委

員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,000万円の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は427億6,100万円余となります。

次に、新宿みやざき館KONNEのリニューアルについてであります。

これは、本県の首都圏における情報発信、交流、販路開拓などの拠点としての機能を強化するものであります。

このことについて委員より、「リニューアルにはどれくらいの金額がかかるのか。また、その積算内訳はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「設計費が約1,700万円、工事費が約2億円、それ以外の備品関係等が約1億円の合計約3億2,000万円である。県と家主との契約の関係で、今回の工事は家主の指定業者が行うことになるが、今後の詳細な設計の中で内訳が出るものと考えている」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、「当該業者の設計書等を県の営繕担当部局が精査するなどして、工事費等の妥当性を確認してほしい」との意見がありました。

また、別の委員より、「今回、かなりの県費を支出することになるので、それだけの成果を出す必要があるが、コンセプトをどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「リニューアルにより、多くのお客様に来館いただき、宮崎のものを見て、買って、よさをわかってもらう取り組みを広げていくとともに

に、今回選定した飲食店運営事業者の情報発信力をうまく活用しながら、宮崎との取引拡大にもつなげ、首都圏での情報発信拠点としての機能がさらに高まるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、同館が本県の首都圏における情報発信拠点としてしっかり機能するよう、リニューアルに当たってはPR効果を向上させるために、内装に県産材を使用することなども検討し、工事費等の妥当性についても丁寧に検証していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は712億7,000万円余となります。

次に、クルーズ船誘致と港湾工事スケジュールの調整に関する商工観光労働部と県土整備部の連携についてであります。

クルーズ船の誘致に当たっては、当該港湾の岸壁工事等との調整が必要であります。同船の入港に伴って工期が延伸した場合、施工業者への負担が生じる懸念があります。

このことについて委員より、両部間でのスケジュール調整に関する質疑があり、商工観光労働部の審査の中で、当局より、「工事の状況が今後の誘致にも大きく影響するため、県土整備部と十分に意思疎通を図り、工事の計画等を事前に把握した上で、調整できる体制をとりたいと考えている」との答弁がありました。

また、県土整備部の審査の中で、当局より、「工事については、業者と十分調整を図ってきたところであるが、今後、工期延伸に伴う費用増等が発生すれば、協議の上、対応していき

い」との答弁がありました。

これらに関連して委員より、「誘致と工事のどちらを優先するのかは非常に難しい問題であるが、施工業者が工期延伸に伴う損料等を負担することがないように、両部間で連携をとり、しっかりと誘致と工事スケジュールの調整を行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,200万円余の増額であり、「合板・製材生産性強化総合対策事業」の実施に伴うものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は220億1,400万円余となります。

この事業は、地域材の競争力強化に向けて、県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合

板・製材工場等へ原木を安定的に供給する事業者が行う、間伐材の生産のための路網整備を支援するものであります。

このことについて複数の委員より、「作業道1メートル当たり定額2,000円の支援となっているが、これでは排水溝等の設置は難しく、土砂崩壊を招くおそれがあるのではないか」との質疑があり、当局より、「当事業においては、地形を見きわめて、切り土、盛り土が少なく済む路線を選定している。また、森林作業道作設指針を策定し、林業事業者へ指導を行うなど、現場に応じた壊れにくい路網の整備に引き続き取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「土砂崩壊が発生すれば、補修するために多額の費用が必要となることから、そうならないよう林業事業者への指導を徹底するとともに、作業道開設による林地への影響についてしっかり検証を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき林業大学校(仮称)の検討についてであります。

このことについて当局より、「本年度に基本計画を取りまとめ、平成30年度に研修コースやカリキュラム等の検討を行い、平成31年度の開校を目指す」との説明がありました。

これに関して委員より、「林業県である本県にふさわしい先進的な取り組みとなるよう、関係者一丸となって知恵を絞る必要があるが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「現場のニーズを的確に踏まえて検討するとともに、学生がたくさん集まり、卒業後は確実に林業に就業していただくことが重要となるため、地域の林業事業者などのさまざまなサポートを受けながら運営する体制を構築してま

いりたい。また、各地域で研修が受けられるよう、サテライト方式等についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林業を成長産業とするためのさまざまな事業と林業大学校が相乗効果を生み出すよう、本県が目指す林業の明確な将来像の設定や、そのために必要な人材を育成できる宮崎ならではのあり方について、十分に議論を重ねていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は400億8,600万円余となります。

次に、議案第5号及び6号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、国が、最近の労働市場の実勢価格を適切、迅速に反映した積算とするため、例年4月の単価改定を1カ月前倒ししたことを踏まえ、県も同様の対応としたことから、変更契約を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「人手不足が深刻化する中、担い手を確保するためにも、現に働かれている方の賃金に反映されることが重要である。発注者としてその状況をきちんと把握する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「公共事業については、国が各地域ごとに企業の資材費や賃金等の支払い状況を毎年10月ごろに調査し、その結果を踏まえて労務単価が改定されており、実態は反映されている。また、労務単価が上がった際には、対象となる工事の受注者に対して、下請業者等にまで支払われるようお願いしている」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で100万円余の増額であり、新規事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」の実施に伴うものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,099億2,000万円余となります。

この事業は、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアを必要とする児童生徒がいる学校を研究指定校として、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制のあり方を検証するものであります。

このことについて委員より、事業後の展開について質疑があり、当局より、「医療的ケアに関する学校、看護師、保護者の役割分担を明らかにし、緊急時の対応マニュアルや人工呼吸器

ケアガイドライン等を作成し、研究指定校以外への普及を図ることとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、研究の成果を広めていくことで、本県の学校における医療的ケア実施体制がより一層充実していくことを要望いたします。

次に、宮崎県いじめ防止基本方針の改定についてであります。

これは、本年3月に国が基本方針を改定したことから、県も基本方針の見直しを行うものであり、これに合わせて各県立学校においても、「学校いじめ基本方針」を見直すこととしております。

このことについて委員より、「各学校での方針見直しに当たっては、県の基本方針の内容が生かされるようにするとともに、改定後の基本方針に基づき、各学校においていじめの防止に組織的に取り組むように指導を徹底していただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「基本方針の改定内容については、各学校への通知だけでなく、直接説明する場を設け、校長の積極的なリーダーシップのもとで組織的な対応ができるように、指導助言を行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、教職員の資質向上実行プラン(改訂版)における具体的な取り組みについてであります。

このことについて当局より、「優秀な人材の確保を目的として、学生等を対象に、教員の業務に対する理解を深めるため、教員体験の機会を提供するスクールトライアル事業等に取り組んでいる」との説明がありました。

これに対して委員より、「教員を希望する学

生等が、地域の子供たちとの触れ合いを通じて感動体験をすることは、意欲の維持につながる事が期待されるので、今後ともこのような場を多く提供していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「教職員の資質向上に十分に取り組んでいただいているが、その成果が学力の向上に結びつくように、引き続き取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「学力向上については、全国学力・学習状況調査等の結果を分析しながら、必要な対策を講じることとしており、施策の柱として継続的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて当局より、県有主要3施設におけるそれぞれ2カ所の整備候補地について、整備費用や利便性、安全性等に関する検討状況の報告がありました。

これに対して委員より、「体育館についてアリーナ形式を要望する声もあるが、70億円の整備費でどのようなものを想定しているのか」との質疑があり、当局より、「バスケットボールコート4面、座席数3,000人程度のアリーナ形式を想定している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設の分散整備は、県全体の経済的な浮揚につながることから、前向きに検討していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県有主要3施設の整備方針は、その後の競技会場選定等にも影響することから、混乱を避けるためにも早急に決定していただくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。県議団を代表して、請願に対する討論を行います。

請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」について、今議会も継続審査との委員長報告であります。同請願の採択を求めるものです。

本請願は、昨年9月議会に提出され、今議会でも4回もの審査を経たこととなります。請願者は、毎年、県民の署名を添えて、健やかな子供たちの成長のために、子供の医療費の助成を、せめて義務教育の中学校までは無料にして、どの子も生活環境に左右されず医療を受けられる体制を整えてほしいという切実な思いで請願を提出しておられます。

県民のこの子育ての願い、思いをしっかりと受けとめることが、まずは県議会の役割ではない

でしょうか。経済格差が拡大する中、子育て支援や子供の貧困対策等は社会的な課題であり、県政課題としてもしっかりと取り組むことが求められております。また、子供の医療費助成・無料化は、子育て支援の大きな柱でもあります。

現在、県の「乳幼児医療費助成事業の助成状況調査」では、県内では既に、入院では中学校卒業までが18自治体、小学校卒業までが6自治体、通院では、中学校卒業までが16自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。さらに3つの自治体で年内に助成を拡充する予定と伺っています。

各市町村では、国の理不尽なペナルティーを甘んじて受けながらも、独自に上乘せをして、住民の子育て支援への強い要望に応える努力を続けておられます。こうした自治体の努力に県も応え、支援をしていくことが求められているのではないのでしょうか。

全国を見ても、群馬県や静岡県など5県は、既に中学校卒業までの医療費無料化を実施しており、鳥取県では、高校卒業まで無料化が進められています。本来、子供の医療費無料化は国の施策で実施することが必要であることは、言うまでもありません。しかし、残念ながら、国の施策はそこには達しておりません。国にも積極的に求めていくとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であるならば、県内どこに住んでいても安心して医療が受けられ、安心して子供を生み育てられる環境を整えることが必要ですし、このことは少子化打開にとっても大きな力になるのではないのでしょうか。

そのためにも、県議会が、子供の医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める本請願を採択し、その実現に向けて尽力することが、何より重要ではないかと思えます。このこ

とは、既に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に基づいた、子育て支援の国の制度創設を促すことにもつながるものです。こうしたことも踏まえ、子育て支援を促進させる県議会の責務としても、また切実な県民要求を請願という形で県議会へ提出される県民の請願権を尊重して、県民の負託を受けた県議会は、県民のその思いをしっかりと受けとめ、県政、国政につないでいくことが、その役割、責務であると思います。本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。

以上です。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第7号まで、
第11号及び報告第1号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますの

で、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年6月27日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第2号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求

める意見書

平成29年6月27日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 宮崎県議会議員 星原 透

緒嶋 雅晃

宮原 義久

太田 清海

黒木 正一

後藤 哲朗

岩切 達哉

河野 哲也

島田 俊光

野崎 幸士

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで 追加日程

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております議員発議案第2号及び第3号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、第2号「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」について述べます。

本意見書提出の最大の動機は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR法）」、いわゆるカジノ推進法の成立に伴ったものであります。

結論からいって、本気でギャンブル依存症対策を求めるといふのであるならば、ギャンブル依存症の発生源の一つともなる「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の廃止を国会に求めるとともに、IR実施法案の策定中止を政府に求めるべきであります。つまり、依存症の抜本的な対策は、その発生源を断つ以外にないことは、余りにも明らかであるからであります。事実上、IR法（カジノ推進法）を認めながら、ギャンブル依存症対策を求める本意見書は、本末転倒と言わなければならないと思います。

ギャンブルをやめられないのは、その人の人格と意志の問題ではありません。ギャンブル依

存症は、脳の機能変化によって引き起こされる重篤な病であります。一旦依存症のレベルに達すると、回復には長い時間と地道な努力が必要となり、金銭面だけではなく、人間関係の破綻や人間性の崩壊にまで及ぶ極めて深刻な病気です。ギャンブル依存症の回路は脳に一生残ると言われ、治療する精神科医は極端に少なく、また有効な治療薬は存在しないと言われます。

厚生労働省が2009年に公表したものによると、日本の成人男性の9.6%、女性の1.6%にギャンブル依存症の傾向があるという結果が出ております。諸外国でも同様の調査が行われており、スイス、イギリスは0.8%、カナダは1.3%、アメリカ1.4%、スペイン1.7%と、ほぼ1%前後であるのに対し、日本はずば抜けております。人口に換算するならば560万人という衝撃的な結果となります。

競輪、競馬等の公設のギャンブル場が設置されている一方で、パチンコ・スロットはギャンブルとみなされない欺瞞性、さらにマスメディアは、これらのギャンブル広告に自己規制は弱く、さらに行政の無理解等によって、日本のギャンブル依存症患者は全く絶望的な状況の中に放り出されている状況にあります。

日本は既にギャンブル依存症の大国となっており、依存症に対する対応は、一部の医療関係者や市民団体などの努力に頼るだけで、政府は、依存症の十分な実態把握も、必要な医療体制の整備も、予防のための教育も、ギャンブル施設の規制も何もやっていないに等しいものであります。この上にカジノの解禁を進めるというのでありますから、許せるものではないと思います。

ギャンブルは、胴元やゲームメーカーが確実

に利益を上げる一方で、数多くの依存症患者をつくり出し、経済的破綻、多重債務、家庭崩壊、自殺など、破滅に追い込んでおります。ギャンブル、カジノの経済効果を説く者がいますが、製造業の付加価値もカジノ産業の付加価値も、付加価値には変わりありません。製造業は新たにつくり出された価値であるのに対し、カジノ産業は単なる価値の移転の結果でしかありません。その価値は顧客の負けた金であり、顧客の所得や財産の移動でしかありません。

一方で、社会的コストを忘れてはなりません。暴力団等反社会的勢力の排除のための費用、マネーロンダリングを防止するための費用、ギャンブル依存症対策費などがあります。

本意見書は、カジノ解禁の具体化を前提にしたものであり、到底容認できるものではありません。

次に、議員発議案第3号「循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書」について述べます。

本意見書は、表題の課題を実現するために、森林整備、担い手確保等の予算の確保など、3項目を政府に求めるものであります。我が党は、具体的要望項目のうち、第1項及び第3項については何ら異議なく支持するものであります。容認できないのは、第2項において森林環境税（仮称）を早期に創設することを要望していることであります。

意見書が述べているように、森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、我々の生活や経済に恩恵をもたらしており、将来にわたってこれらの機能を発揮させるためには、循環型林業を確立することが欠くことのできない課題であります。こうした国民的課題であり、しかも幾世代にもわたる課題であるた

め、財源は一般租税に求め、特別税に求めるべきものではないと考えます。

この問題については、平成28年11月議会の討論で基本点については述べておりますので、ここで繰り返すことはいたしません。次の点を補足しておきたいと思っております。

平成24年10月1日から導入された「地球温暖化対策のための税」があります。これは、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率を上乗せしたものであります。全国森林環境税創設促進議員連盟は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保等のため、導入された「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与するよう求めております。この陳情は実現いたしてはおりませんが、我が党としては、議員連盟の要求は積極的なものであり、温暖化対策税の活用を求めるものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 提出者を代表いたしまして、議員発議案第3号「循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書」に賛成の立場から、討論をいたします。

皆様御存じのとおり、森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、木材の供給など、多面的な機能の発揮によって、私たちの生活や経済に欠かせないさまざまな恩恵をもたらしています。

また、現在、我が国の森林は、これまでの先人のたゆまぬ努力により、戦後造成された人工林を中心に、本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用することで、林業の成長産業化を実現し、地方創生に貢献するこ

とが期待されています。

特に本県は、森林が県土の約76%を占める林業県であり、杉の素材生産量が26年連続で日本一となるなど、全国トップクラスの生産基盤を誇っております。この豊かな森林資源を最大限活用し、森林・林業の振興を図ることは、極めて重要な課題であります。

一方で、林業を基幹産業とする中山間地域におきましては、過疎化、高齢化の進行による担い手の不足や、相続等により所有者や境界がわからなくなった森林の増加など、長年にわたる課題が山積しております。今後、人口減少や世代交代等の進行に伴い、状況はより深刻になっていくことが予想され、早急な対策を行う必要があります。

今回提出させていただいた意見書では、循環型林業を確立するための森林整備、担い手確保等の予算の十分な確保を初め、市町村が継続的に森林整備に取り組むための安定的な財源として、現在、政府で検討が進められている森林環境税の早期創設、さらには森林の誤伐・盗伐対策として、地籍調査や森林境界明確化等に要する予算の確保や、盗伐を繰り返す悪質な事業者等に対する指導・取り締まりの強化などを要望しております。

中でも、全国版の森林環境税の創設に当たっては、各府県で導入されている独自課税との関係を整理した上で、再造林等も使途の対象とするなど、地方の意見を踏まえた内容としていただきたいと考えております。

この森林環境税の実現により、森林現場や森林所有者に最も身近な市町村が主体となった、新たな仕組みによる森林整備を行うための財源を確保することができ、従来からの課題の解決に向け、取り組みの前進が大きく期待されるも

のです。

また、誤伐・盗伐問題につきましては、個人の所有権が侵害されるだけでなく、伐採跡地に再造林が施されず放置されることで、土砂崩れなどの災害を引き起こす可能性も懸念されるなど、早急な対応が求められております。この誤伐・盗伐問題の背景には、森林所有者が遠方に居住しておられるなど、管理の行き届かない森林や、所有者や境界が明らかでない森林の増加などが挙げられるため、林地台帳の整備を初めとする境界の明確化に向けた取り組みを一層推進するとともに、盗伐を繰り返す悪質な事業者等について、指導・取り締まりの強化を求めるものであります。

執行部、また関係団体におかれても、各種施策に取り組まれておりますが、県議会としましても、地域の実情を踏まえ、国にしっかりと要望を行うなど、課題の解決に向けたさまざまな取り組みを推進し、本県の森林・林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、議員各位におかれましては、申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号及び第3号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第 1 号採決

○蓬原正三議長 次に、議員発議案第 1 号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午前10時56分閉会

資

料

平成29年6月定例県議会日程

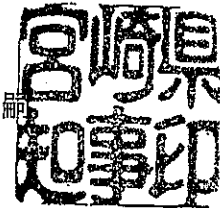
19日間

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 | 備 考 |
|------|---|-----|--|----------------------------|
| 6. 9 | 金 | 本会議 | 開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 | 議会運営委員会 9:30 |
| 10 | 土 | 休 会 | (閉 庁 日) | |
| 11 | 日 | | | |
| 12 | 月 | | | |
| 13 | 火 | | (議 案 調 査) | 一般質問通告締切 12:00 |
| 14 | 水 | 本会議 | 一 般 質 問 | 議会運営委員会 9:30 |
| 15 | 木 | | | |
| 16 | 金 | | | 請願締切 16:00 |
| 17 | 土 | 休 会 | (閉 庁 日) | |
| 18 | 日 | | | |
| 19 | 月 | 本会議 | 一 般 質 問 | 議員発議案締切 17:00 (会派提出) |
| 20 | 火 | | 一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託 | 議会運営委員会 9:30 |
| 21 | 水 | 休 会 | 常 任 委 員 会 | 議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く) |
| 22 | 木 | | | |
| 23 | 金 | | 特 別 委 員 会 | 議会運営委員会 |
| 24 | 土 | | (閉 庁 日) | |
| 25 | 日 | | | |
| 26 | 月 | | | |
| 27 | 火 | 本会議 | 常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会 | 議会運営委員会 9:30 |

215-1094
平成29年6月9日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成29年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 議案第6号 工事請負契約の変更について
- 議案第7号 工事請負契約の変更について
- 議案第8号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第9号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第10号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第11号 平成29年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

6月14日(水)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 1 | 県民の声 | 井上紀代子 | 10:00~11:00 | |
| 2 | 自由民主党 | 坂口 博美 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 3 | 県民連合宮崎 | 岩切 達哉 | 13:00~14:00 | |
| 4 | 県民連合宮崎 | 田口 雄二 | 14:00~15:00 | |

6月15日(木)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 5 | 自由民主党 | 後藤 哲朗 | 10:00~11:00 | |
| 6 | 日本共産党 | 前屋敷恵美 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 7 | 郷中の会 | 有岡 浩一 | 13:00~14:00 | |
| 8 | 自由民主党 | 黒木 正一 | 14:00~15:00 | |

6月16日(金)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|-----------|-------|-------------|----|
| 9 | 自由民主党 青の国 | 西村 賢 | 10:00~11:00 | |
| 10 | 自由民主党 | 丸山裕次郎 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 11 | 自由民主党 | 野崎 幸士 | 13:00~14:00 | |
| 12 | 公明党 | 重松幸次郎 | 14:00~15:00 | |

6月19日(月)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 13 | 県民連合宮崎 | 太田 清海 | 10:00~11:00 | |
| 14 | 自由民主党 | 日高 陽一 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 15 | 自由民主党 | 島田 俊光 | 13:00~14:00 | |
| 16 | 自由民主党 | 清山 知憲 | 14:00~15:00 | |

6月20日(火)

| 順序 | 会 派 | 質 問 者 | 時 間 | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 17 | 自由民主党 | 二見 康之 | 10:00~11:00 | |
| 18 | 自由民主党 | 濱砂 守 | 11:00~12:00 | 休憩 |
| 19 | 県民連合宮崎 | 高橋 透 | 13:00~14:00 | |
| 20 | 公 明 党 | 新見 昌安 | 14:00~15:00 | |

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|-------|---|----------|----|----------|----------------|----------------|
| | | 総務 政策 | 厚生 | 商工 建設 | 環境 農林 水産 | 文教 警察 企業 |
| 第1号 | 平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第1号) | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 | 可決 |
| 第2号 | 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 可決 | | | | |
| 第3号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | | | | 可決 | |
| 第4号 | 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例 | | 可決 | | | |
| 第5号 | 工事請負契約の変更について | | | | 可決 | |
| 第6号 | 工事請負契約の変更について | | | | 可決 | |
| 第7号 | 工事請負契約の変更について | | | 可決 | | |
| 第11号 | 平成29年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号) | | 可決 | | | |
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例 | 承認 | | | | |

[請願]

| 番号 | 件名 | 常任委員会 | | | | |
|------|---------------------------------|----------|----|----------|----------------|----------------|
| | | 総務 政策 | 厚生 | 商工 建設 | 環境 農林 水産 | 文教 警察 企業 |
| 第17号 | 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願 | | 継続 | | | |

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成29年6月定例県議会

| 委員会名 | 事 件 | 理 由 |
|-------------|---|----------------|
| 総務政策常任委員会 | 総合政策及び行財政対策に関する調査 | 調査を要するため |
| 厚生常任委員会 | 請願第17号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査 | 慎重な審査・調査を要するため |
| 商工建設常任委員会 | 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査 | 調査を要するため |
| 環境農林水産常任委員会 | 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査 | 調査を要するため |
| 文教警察企業常任委員会 | 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査 | 調査を要するため |
| 議会運営委員会 | 次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査 | 円滑な議会運営を図るため |

議案議決件名一覽表

| 議 案 番 号 | 件 名 | 議 決 月 日 |
|-----------|-------------------------------|-----------|
| 知事提出議案第1号 | 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号） | 6月27日・可 決 |
| 〃 第2号 | 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第3号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第4号 | 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 〃 第5号 | 工事請負契約の変更について | 〃 |
| 〃 第6号 | 工事請負契約の変更について | 〃 |
| 〃 第7号 | 工事請負契約の変更について | 〃 |
| 〃 第8号 | 公安委員会委員の任命の同意について | 6月20日・同 意 |
| 〃 第9号 | 収用委員会委員の任命の同意について | 〃 |
| 〃 第10号 | 収用委員会委員の任命の同意について | 〃 |
| 〃 第11号 | 平成29年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号） | 6月27日・可 決 |
| 報 告 第1号 | 専決処分の承認を求めることについて | 6月27日・承 認 |
| 議員発議案 第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 | 6月27日・可 決 |
| 〃 第2号 | ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書 | 〃 |
| 〃 第3号 | 循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書 | 〃 |

議 員 発 議 案 等

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策や防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

これらに対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であるが、社会保障費の圧縮と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しており、特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることを危惧する声もある。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いが十分考慮されているとは言い難い。

財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすと考えられる。

よって、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすため、下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」は、地域による違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保するとともに恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特別の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

宮 崎 県 議 会

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 衆 参 内 財 総 内 | 議 議 閣 | 院 院 総 務 務 官 | 議 議 理 大 大 房 | 長 長 臣 臣 官 | 大 伊 安 麻 高 菅 | 島 達 倍 生 市 | 理 忠 晋 太 早 義 | 森 一 三 郎 苗 偉 | 殿 殿 殿 殿 殿 |
|----------------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|

議員発議案第2号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、その実態は十分に把握されてこなかった。

よって、政府に対して、ギャンブル等依存症の実態把握を進めるとともに、省庁間の調整を図り、ギャンブル等依存症対策基本法を早期に制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

宮 崎 県 議 会

| | |
|------------------------------------|---------|
| 衆 議 院 議 長 | 大島 理森 殿 |
| 参 議 院 議 長 | 伊達 忠一 殿 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 安倍 晋三 殿 |
| 内閣府特命担当大臣(金融) | 麻生 太郎 殿 |
| 総 務 大 臣 | 高市 早苗 殿 |
| 文 部 科 学 大 臣 | 松野 博一 殿 |
| 厚 生 労 働 大 臣 | 塩崎 恭久 殿 |
| 農 林 水 産 大 臣 | 山本 有二 殿 |
| 経 済 産 業 大 臣 | 世耕 弘成 殿 |
| 国 土 交 通 大 臣 | 石井 啓一 殿 |
| 内 閣 官 房 長 官 | 菅 義偉 殿 |
| 国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) | 松本 純 殿 |

循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、我々の生活や経済に欠かせない様々な恩恵をもたらしており、将来にわたってこれらの機能を十分に発揮させるためには、伐採から再造林まで「伐って、使って、すぐ植える」循環型の林業を確立する必要がある。また、我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊かな森林資源の循環利用により林業の成長産業化を実現し、山村地域に雇用と所得を創出し、地方創生に貢献することが期待されている。

特に本県は、県土の約76%を森林が占める林業県であり、スギを主体とした人工林資源の多くが収穫期を迎え、全国に先駆けて皆伐・再造林の時代を迎えており、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の本格稼働、木材輸出量の増大など木材の利用拡大に向けた動きが加速化している。

一方で、林業を基幹産業とする中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行が著しく、担い手の減少や不足、所有者や境界の不明な森林の増加など深刻な状況が続いている。さらに、境界の不明確な森林等において、誤伐・盗伐が疑われる事例が発生しており、林地における地籍調査や境界明確化が急務となっている。

よって、国におかれては、森林の果たす役割の重要性を踏まえ、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 循環型林業を確立するため、森林整備、基盤整備、担い手確保等の予算を十分に確保すること。
- 2 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設すること。その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制の整備を進めるとともに、地方が独自に課税している森林環境税等との関係を整理し、再造林等も使途の対象とするなど、地方の意見を十分踏まえた内容とすること。
- 3 誤伐・盗伐を未然に防ぐには、土地に関する情報を明らかにする必要があることから、地籍調査や森林境界明確化等に要する予算を十分に確保すること。
また、盗伐を繰り返す悪質な事業者等について、指導・取り締まりを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

宮 崎 県 議 会

| | |
|---------------------|-------|
| 衆議院議長 | 大島理森殿 |
| 参議院議長 | 伊達忠一殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 財務大臣 | 麻生太郎殿 |
| 総務大臣 | 高山早苗殿 |
| 農林水産大臣 | 山本有二殿 |
| 国土交通大臣 | 石井啓一殿 |
| 内閣官房長官 | 菅義偉殿 |
| 国家公安委員会委員長 | 松本純殿 |
| 内閣府特命担当大臣 (地方創生) | 山本幸三殿 |

議 員 派 遣

平成29年6月27日

次のとおり、議員を派遣する。

1 九州・沖縄未来創造会議 第4回PT会議及び総会

- (1) 目 的 九州・沖縄が抱える課題等についての検討・協議
- (2) 派遣場所 長崎市
- (3) 期 間 平成29年7月18日(火) から
平成29年7月19日(水) まで
- (4) 派遣議員 黒木 正一 日高 陽一 渡辺 創 重松 幸次郎

請 願 一 覽 表

總 括 表

| 委 員 会 | 請 願 | | 計 | 備 考 |
|-------------|-----|-----|---|-----|
| | 新 規 | 繼 続 | | |
| 總 務 政 策 | — | — | — | |
| 厚 生 | — | 1 | 1 | |
| 商 工 建 設 | — | — | — | |
| 環 境 農 林 水 産 | — | — | — | |
| 文 教 警 察 企 業 | — | — | — | |
| 計 | — | 1 | 1 | |

継 続 請 願

| | | | |
|--------------|---|-------|-----------|
| | | | 厚生常任委員会 |
| 請願番号 | 請願第17号 | 受理年月日 | 平成28年9月9日 |
| 請願者 住所・氏名 | 宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 平野 千恵子 (署名 7,849筆) | | |
| 請願の件名 | <p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願書</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は19.5%と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどいのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子も等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成28年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること</p> | | |
| 紹介議員 | 前屋敷 恵美 来住 一人 | | |

議 事 經 過

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 | |
|-------|---|-------|---|--------|
| 6月9日 | 金 | 本 会 議 | 開 会 会議録署名議員指名（中野一則議員、重松幸次郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第11号、報告第1号上程 知事提案理由説明 | |
| 6月10日 | 土 | 休 会 | (閉庁日) | |
| 6月11日 | 日 | | | |
| 6月12日 | 月 | | | |
| 6月13日 | 火 | | | |
| 6月14日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問（井上紀代子議員、坂口博美議員、岩切達哉議員、 田口雄二議員） | |
| 6月15日 | 木 | | 一般質問（後藤哲朗議員、前屋敷恵美議員、有岡浩一議員、 黒木正一議員） | |
| 6月16日 | 金 | | 一般質問（西村 賢議員、丸山裕次郎議員、野崎幸士議員、 重松幸次郎議員） | |
| 6月17日 | 土 | 休 会 | (閉庁日) | |
| 6月18日 | 日 | | | |
| 6月19日 | 月 | 本 会 議 | 一般質問（太田清海議員、日高陽一議員、島田俊光議員、 清山知憲議員） | |
| 6月20日 | 火 | | 一般質問（二見康之議員、濱砂 守議員、高橋 透議員、 新見昌安議員） 採決（議案第8号～第10号）（同意） 議案委員会付託 | |
| 6月21日 | 水 | 休 会 | 常任委員会 | |
| 6月22日 | 木 | | | |
| 6月23日 | 金 | | | 特別委員会 |
| 6月24日 | 土 | | | (閉庁日) |
| 6月25日 | 日 | | | |
| 6月26日 | 月 | | | (議事整理) |
| 6月27日 | 火 | 本 会 議 | 常任委員長審査結果報告 討論（請願第17号継続審査に反対）（前屋敷恵美議員） | |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事 内 容 |
|-------|---|-------|--|
| 6月27日 | 火 | 本 会 議 | 採決（議案第1号～第7号、第11号、報告第1号）（可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程 討論（議員発議案第2号、第3号に反対）（来住一人議員） 討論（議員発議案第3号に賛成）（黒木正一議員） 採決（議員発議案第2号、第3号）（可決） 採決（議員発議案第1号）（可決） 議員派遣の件 閉 会 |

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 横 田 照 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 重 松 幸 次 郎